

鹿兒島県史料集(Ⅻ)

川上忠塞一流家譜

元祐三年九月一日建康府武寧軍節度使武康國公
 官誥官...
 北條...
 種...
 應永二年上...
 未院之內...
 義弘公所贈...
 右雖非吾家...
 家譜傳不朽也

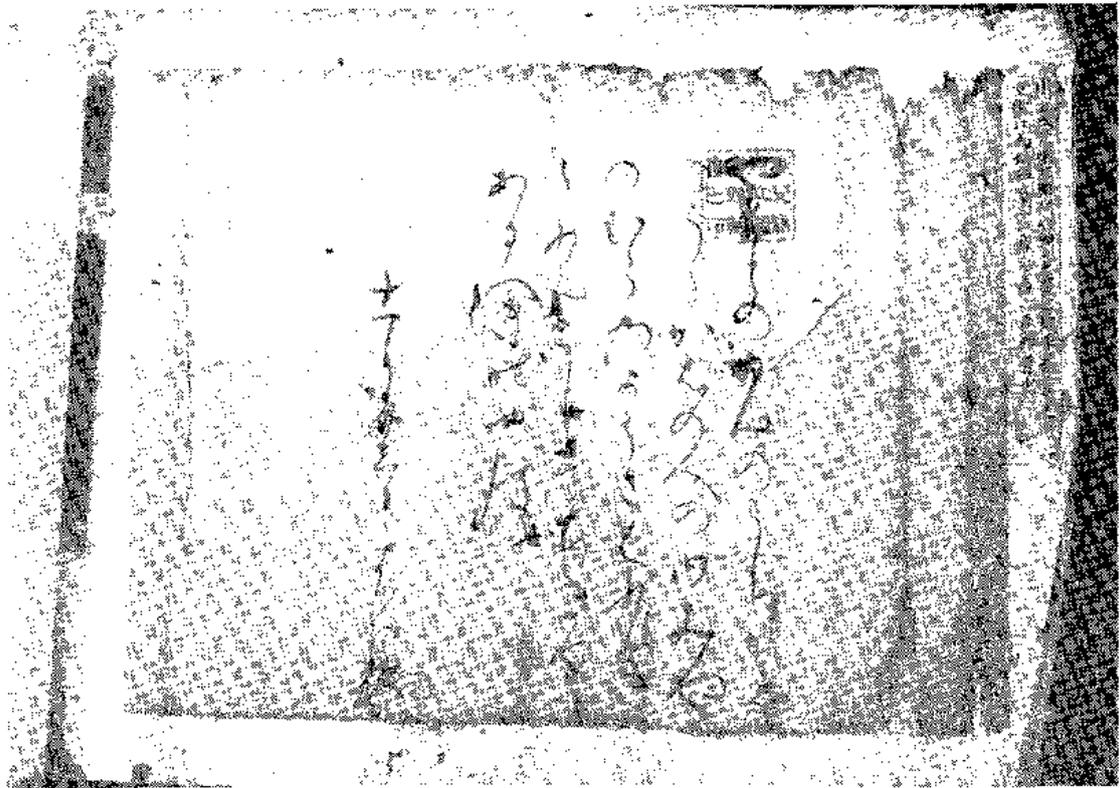
下
 武康國多...
 可令早...
 右直高與忠...
 二年六月...
 證文之上...
 武藏前司...

川上忠塞一流家譜（四冊卷首部分）

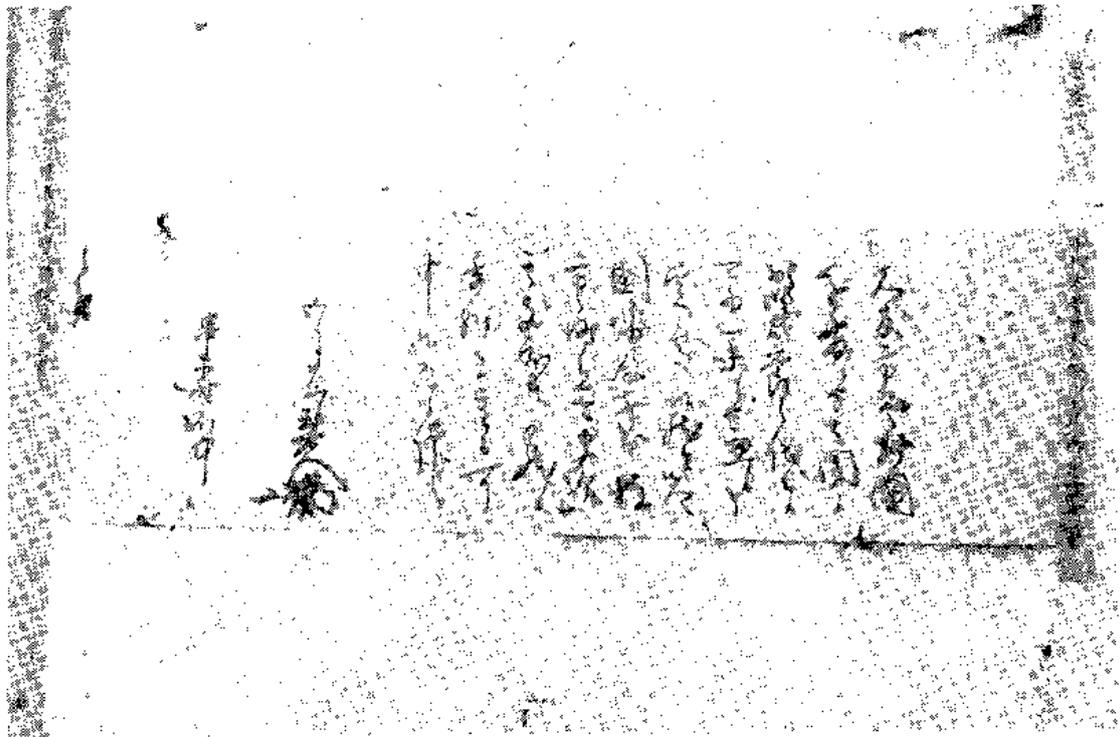
昔治承五年十月十日宗放帶謀賜久長之
 假名狀而此狀判形與直高所令帶之證
 文判形依遠之州被弄類判之廢直高之
 伯父小河一即自宗放之年所分得小河河
 狀之判形與分賜於直之謀狀判形同奉也
 仍任文書道理以直高所補伯地主職也神
 官百姓之望宜兼知不可遠失故下

遠曆三年九月一日
 遠江守源朝長

川上忠塞一流家譜（同上統）



川上忠実家文書（1-1）



川上忠実家文書（1-2）

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料第十二集として、ここに「川上忠兼一流家譜」を刊行いたします。こんにちまで、別冊を含めて第十三冊目の刊行になるわけですが、いずれも県史料刊行委員の方々の並々ならぬご努力によるものであります。

本集は、鹿児島大学教授五味克夫先生、同助教授桑波田興先生の手によって編集が進められ、五味先生の校訂・校閲によって刊行のはこびになったものであります。長い期間に亘る両先生のお骨折りに対し、心から敬意と感謝の意を捧げたいと思います。

県史料の編集刊行事業は、県立図書館の重要事業の一つとして進められているもので、資料の保存ならびに研究者の利用に供しようとするものであります。また地方史研究をさかんにするための一助にもという願いがこめられているものであります。

皆様がたのご研究に少しでもお役に立てば幸甚に存じます。

昭和四十七年三月

鹿児島県立図書館長

新 納 教 義

鹿兒島県史料集Ⅱ 題

鹿兒島県史料集Ⅱとして鹿兒島県立図書館所蔵「川上忠塞一流家譜」を刊行することとした。県立図書館には歴代順に整理配列した家譜十七冊と文書・和歌換紙類を収録した別編一冊の十八冊本の他に、その原本となったと思われる古文書やその写を卷子仕立としたもの「川上忠塞家文書」二巻（以前は四巻あったらしいが現存するのは三巻）と同じくその中の一部である「連歌新式」一冊がある。卷子本の第一には左の如く奥書が付してある。

「右自於古至今所藏之文献者全我家之龜鏡也、故撰集而為一冊、永貽後昆儼不朽也、

延享二年乙丑潤十二月十五日川上縫殿久盤（花押）」

また第三の奥書ははじめの書出しが「右所藏之文献者」となっているだけで他は全く同文である。

「薩陽武鑑」には「川上家 本領中木野」とあり、「川上武部久」をあげ、「武ノ橋進、下馬ヨリ廿二丁、御対面所、御小姓与番頭、室川田信濃佐嬢女、嫡子御直元服、二男太刀進上、太刀一腰、馬代銀一枚、折六合、樽三荷、縫日家督進上、太刀一腰、馬代銀一枚、三種二荷、高二百三十七石一斗、倉岡地頭職、高六百九十九石、用夫二百三人」とある。又その系図を左の如く掲げている。

川上家五代上野守兼久三男

藤原忠塞 又三郎 信濃守 忠克 上野介意約齋御家老実ハ家久孫也、左近将監 久辰 父道建存疾不為家督故進家、

源三郎 久明 左近将監 左近将監 久辰 武部 左近将監 久辰 御家老 久辰 意用 久辰 因格 御家老

左近将監 久重 伊織武部御家老 久辰 縫殿 久欽 武部勘解由 大目付 久重 実久付ノ孫也、父久塚有柄、

久偵 源之進 久 織備 久 始三木原雄次郎屋津助之丞弟 百餘 久 土鎗織備

久 源十郎武部

川上家は島津氏五代貞久庶長子頼久より発しその略系をあげれば次の如くなる。

頼久—親久—家久—兼久—行久—公久—忠豊—安久—昌久—久隅

—忠塞—栄久—忠克—久朗—久辰

—忠興—忠智—忠堅

—忠元

—義久—愛久—経久—倍久

—忠村—継久—忠直—将久—忠辰—忠真

—忠光

即ち嫡家ではないが有力庶家の一として武之橋川上家の名で著聞された家統であった。歴代家老等の重職にあり、その間多くの公私文書を伝存したのである。今家譜及びその他の系図により前掲「武鑑」の關を補えば「忠塞—栄久—忠克—久明—久辰—久国—久将—久重—久辰—久欽—久偵—久謙—久義—久美—久達—久良」となる。次に「本藩人物志」巻之五加部（鹿兒島大学図書館所蔵玉里文庫本島津久光書入本による）には忠克・久朗・久辰・久国について記載があるので家譜本文と比較の意味も含めてここにその部分を引用しよう。

一一川上上野介忠克入道意約（宋）「源三郎子孫」「後久彌トサス」（宋）「源十郎—川上上野」

上家五代上野介兼久三男左近将監忠塞、其子掃部介栄久（宋）「源三郎—川上上野」等之也頭なり、

其子忠克なり、忠克兄を道亮と云病身故に為家督、忠克祖父忠塞以来申木野之内三十町を領シ申木野城へ龍左候、天文年間暫く和泉之島津

実久に属す、（宋）「源三郎—川上上野」川上昌久誅ヤラシシ時忠克ヲモテ誅セント欲スラシシ故実久忠克ヲ助ケテ申木野城へ入シシ故難ヲ避ル、誤ハ忠克カニ女実久カ

後室タルニハ他急ノ天文八年閏六月 日新公御父子市来御征伐忠克實夫難ヲ救ヘルナルヘシ

久不可勝、同廿八日曉使福島筑後諸猷申木野以息男虎徳丸属旗下、

貴久公誅之、於茲筑後、先以篠原氏幼童為質、而後忠克叔父信濃守忠興、携虎徳丸到市來、謁日新公御父子、忠克亦去串木野從実久、其後貴久（宋）「妻久二從」計策カ、公為守護配流忠克於鶴島、三年前蒙恩免為御家老、死去年月知れず、法名領院、

○此時忠克之働御当家中興之善策也、依之嫡子忠頼三賜中村と見へたり、○川上又次郎忠武（十郎左エ門義久二男）と云るもの忠克の家老役と見へたり、

○川上左近將監久朗 源三郎 忠克二男也、兄弟三郎忠頼、虎徳、谷山主宰被仰付、同所中村一所被下候と自家書

留に見ゆ、忠頼、天文六年丁酉誕生、同二十二年癸丑十七歳之時、義久公早世十九歳、御家老被仰付谷山、永禄十一年戊辰正月廿日求磨、菱刈之軍兵三千程堂崎ニ出張、忠平公二百余人を被召遣馬越城より御打出被成候時、義久公御制止被遊候得共御承引不被遊候、然る処に敵之足輕頭六人之内別府安芸、岩崎六郎兵衛、内田伝右エ門と名乗り、稠敷致下知挑戦、故味方之備しとろニ相成、其上無勢之故及敗軍、忠平公馬越江御引被遊候、此時敵大勢急ニ迫掛候ニ付久朗一人飛田瀬月（瀬月）に跨止りける時に求磨之卒將別府安芸三十人計鋒先を揃へ突掛る、久朗鎌鍬を以防戦ふ、家臣宿嶋筑後大綱矢ニ而安芸か背の盾間を射る、安芸倒伏す、家臣久郎、西郷新八敵中ニ突入戦死、此時久朗涙手十三ヶ所負ひ漸々鹿兒島へ帰る、同二月三日遂に卒す、三十二歳、法名隨岳長順居士（幕八福）、靈廟前大楠之所なり（宋）「葬式之節義久為懸命之地下大隅高城十二町嫡子公きよみ取まで御出にて御焼香被遊事」、為懸命之地下大隅高城十二町嫡子久辰に被下、今年孟蘭盆に、大中公久辰か家に御來臨被遊候而御発句、とけし処よ入ての後も秋の月

○川上左近將監久辰 源三郎 久朗嫡子永禄二年生、天正年中谷山、地頭（宋）「一後」、天正三年二月十五日義久公御世初之天正初源三郎久辰御手、同十月廿一日大直物久辰御手大匹イノ一、前、天正三年八月上在御寄合之時宮位大敷之

内源三郎、天正六年耳川御陣罷立、（天正四年高麗御出陣、御供源三郎とあり、）天正九年水俣御陣ニ

谷山地頭を以御旗本にて罷立候、文禄元年四月高麗御渡海御供之諸士自船自糧ゆへ御供に後るもの余多なり、久辰ハ五月家臣六十人召列れ朝鮮渡海釜山浦都に趣く行程廿日程其半途にて六月十五日深山峻嶺を越候御敵不意に出取開候ニ付久辰弓鉄炮ニ而粉骨を尽し防戦之折から俄に雨降り火繩打消候ゆへ、敵弥勝に乗り合戦及難儀候ニ付、家臣久保城之介、久保休六、西郷四郎左エ門、奈良原讀坂、窪宗次郎、有村其、其外拾人戦死、久辰十七ヶ所之手を負ひ漸々俗雄山を越へ清州ニ出小早川隆景之陣に到着いたし候、陣代乃美孫兵衛、同新四郎甚憐愍を加へ、手庇致療養養稚子兵糧等被相運候、久辰深三ゆへ帰国之人數に相交釜山海へ被送候而七月中旬釜山海を山船、八月六日鹿兒島江到着いたし候、同二年正月又々朝鮮へ罷渡、唐島へ罷在、今年暮より翌三年春迄四十日計兵糧不相続、上下共に爰の粥を一日一度ニ食し難儀いたし候、同三年十月朔日泗川御城へ大明猛勢六万人押寄候初、忠恒公御切出被遊敵及敗軍候、赤備之敵守り返候、凶書頭忠長小勢にてこたへられ候、此時、義久公御見統可被遊と思召候得共、いづれも敵を追散乱にて御近習に人なし、久辰ハ紅口威、奉見之、御馬前に走来候、御意ニハ先年於菱刈父左近將監委命候つるに、今又久辰在此而隨我宿縁也と御意被遊候、此戦に嫡子久首（後二）敵之首四級

を打取、軍勢（宋）同十一月十八日南海瀬戸ニ而番船取合之時久辰鎌鍬ニ而防戦之処、番船石を投、久辰頭に二ツ当り船中に倒れ伏す、家臣等久辰を船底に入置、捨身命苦戦いたし、家臣川上源太左エ門、（宋）「半三郎、十五」勝目与左エ門、木場利兵衛外に五人矢石に当りて死す、三負三四人嫡子久首粉骨を尽し相働、漸々虎口の難をのかれ唐嶋へ参り御前江罷出候、御而殿様父子か戦功を御賞美被遊、久辰か手庇を御療治被成下、以後快氣いたし候、時に四十歳也、（宋）「一卒去年月詳ならず」

○川上因幡守久入道齋山（龜壽丸） 源三郎（又左衛門） 武部大輔

久辰嫡子、天正九年辛巳五月五日誕生、母ハ穎娃常陸介兼堅女 義久

公御加冠（朱） 一歳称渡三郎久首（東郷重臣門人にて、慶長三年戊戌夏十八歳之時領分伊作入来村ニ而櫛櫛を以六反帆之船を造り六月七日家臣二十余人召列入来より出帆、七月十日朝鮮泗川之御陣所へ参着、十月朔日大明人三万八千余御打取之時拜領之青江之太刀ニ而相働（緒系威之櫛櫛用）、退敵を進行候処敵弓ニ而射る、矢久首か鑑之脇を射する、二之矢を番候間久首走り入、其敵を打取家来市米佐小右衛門も敵一人を打取又敵を追て石橋山に至る、穎娃主水胸板之はつれを被射貫倒伏候間、久首走り付其箭を抜捨、家来石川二右衛門を付置候而又追行候処、藪蔭に敵一人走出、吉田大藏か馬之轡に取付大藏か首を切る、大藏馬より下り敵と組合大藏下ニ成時久首走り付其敵を打取、首を家来市米佐小右衛門ニ取らせ候、此口久首自身敵四人を打取、今晚泗川城下の於広野首祭候時 忠恒公御左之方禰山久高紫系威之鑑にて御太刀を持右之方ニ久首紺系威之鑑ニ而御所屬を持罷居候、十一月十八日番船取合之時又久辰と同船に乗り番船之中ニ押入責戦、久辰石打にあひ手負候故船底に入置、家臣等同前捨身命相働く、久首鉄炮にて敵之頭の出候をねらひ十二放之内六ツ七ツハ当り候哉と存候、此時分家臣川上源太左衛門（前ニ）を初其外打死或ハ手負難戦之砌、花北治部左衛門大斧ニ而番船の腹板を切破候ニ付敵おそれ引退くゆへ不思議に虎口之難をのかれ、十一月廿三日晴天朝鮮出帆、同日对州豊崎に着船、此日雪風烈敷、久首か乗船櫓橋を吹折大難儀也、翌廿四日出帆申刻事筑前国蓮生か津に着船、御前殿様御座船回断、夫ハ博多に御着岸、石田三成御見廻御帰陣之御祝儀被申上候、此時久首御茶の通ひ仕候、十二月廿五日大坂へ御入津、同廿七日伏見へ御着、久首御供也、同四年六月伊集院忠真為御退治 忠恒公伏見の御下向御供、翌年三月迄庄内江在陣、慶長七年 忠恒公関ヶ原後初而御上落之時御供ニ而罷登、慶長十九年河北勝左衛門秀頼公之墨印を持下り候時、久国へ御使者被仰付、右之墨印

家康公江被差出候、此時六七人被召付衆有之、十一月五日鹿兒嶋出立、肥後之寺井より陸地小倉江出、細川三斎老翁御船致拜借、兵軍へ着き夫ハ又陸地尾崎にて町人新左衛門江船を借り遙か沖を過ぎ泉州境へ着岸、島津右馬頭陣所へ参着、案内を得御使者相勤候、元和元年 家久公大坂御出陣之御東国筋なり軍勢三万人之主取桂山城守忠詮并久国へ被仰付罷立候処、大坂落城之由相聞得候ニ付、六月六日帰陣、寛永七年四月 兩御所様榎田御屋敷御成、前年より御用掛被仰付罷登、首尾能大役相勤候、同年五月江戸ニおひて 家久公御家老役被仰付候、于時久首五十歳也直ニ帰国被仰付、寛永十年諸國へ上使被差下、九州へハ小出对馬守殿・城織部介殿・能勢小十郎殿にて候、出水米之津（朱） 加治木江御着、喜入摂州と久国兩人數御案内、諸外城屋久嶋・種子島

まで御巡見、夫ハ志布志の相島江御越、喜入久右衛門・相良木工介・久国夏井迄送り罷歸り（此時久国同十一年江戸江罷登る、寛永十六年四月十一日江戸御城御失火、光久公ハ久国を被差登、鉄炮袋ニ百粒々皮毛籠御献上也、同十九年壬午六月廿八日 虎赤丸様御元服鳴津兵庫頭忠平御名代御加冠、奉称 又三郎久平公（後ニ奉称 久国理髮之役相勤候、慶安二年乙丑六十九歳ニ而致仕在職二十年也、所領三千石余志布志・伊作之地頭職、寛文三年癸卯四月十七日病死、年八十三、法名天真院殿仁嶽宗寿番主墓ハ松原山也、家臣藤井四郎兵衛宛死、

○内室ハ渋谷谷次郎左衛門重治女也、嫁する時川上家の役人礼服の上にてせをひ木といふものを負ひ白帷子を被して来るといふ、是ハむかし御当地にはやりし物之由笈の様なものにてれんしやくあり、かたにかけ足を踏とむる軸ありて人をのするものなりとぞ、初其夜重治ハ裏の付たる蓮二枚を送らる、新婦の寝間に敷へしと也、家来共を初集會之面々見をなで、見て和らかなよろしき物と称美せしと也、是當時、是久国朝鮮帰陣以後也、其比久国所領三千石余なから宅中

皆かやむしろなりこそ、
題不知久匡の和歌

年毎にかはらさりける花なれハ契てや見ん幾千代の春

（末）「イタ巻」
入相の轡こそ春の折からやけふ朝そむる花の桜戸

まれ人のとひこぬ春の折からやけふ朝そむる花の桜戸

次に『連歌新式』については昭和六仁、山田孝雄氏によって原本の形のまま複製紹介されているが、同年五月三日付の解題「鹿兒島県立図書館蔵連歌新式解説」の一節を引用して参考に資をう。

「本書の末に「天文十四仁」乙七月九日書之了 河上又九郎忠頼花押の奥書あり。本書はこの時の実物たること一点の難を容るる余地なし。今鹿兒島県立図書館に蔵せらるる川上忠憲一流家譜を採るに、元祖忠憲は寛正乃至永正頃の人にしてその子栄久を二代とし、その子道亮あれど、代を継かず、道亮の子忠克を三代とし、忠克の子に忠頼久明あり。本書を書写せしはこの忠頼なり。この人は系譜には追称を虎徳丸、源三郎とせるが「十九才年月不詳」と記せり。その父忠克の記事中天文九年の犬追物の日記をあげ、又忠頼の記事中に天文八年以後の記事あり、弟久朗の記事には「天文五丙申年誕生兄忠頼依早世統家督」「天文二十二年癸丑久郎十八才而祚家老職」などの記事あれば、略人と時代とを察し得べくして上記の奥書と相照してその人の如何を考ふべきなり。而して久郎を四代とし、久郎の子久辰を五代とし、久辰の子久圧を六代とす。久匡の記事に「天正九年辛巳五月五日誕生云々」「慶安二年己丑久匡六十九才致仕也」と見ゆ。さて上述の川上家譜を見るに、久朗の条下にその人の因せる連歌三通（一通は二十四句のみをあげたるが一通は三十六句の連歌なり）を影写して載せ、なほ本書の影写をも載録せり。この影写は頗る忠実にして若し本書なくば、これを本書に准じても可なる程なり。又久辰の条に同人の連歌一通をのせ、久匡の条下にその人の因せる寛永十四年霜月九日の百韻連歌を載せたり。これを以て見るに、この川上家

には世々連歌を嗜みたる人出でたること明かにして、恐らくは川上忠頼が写し置けるこの連歌新式がその子孫の用に供せられしものならむと思はる。而して表紙に署名せる久匡といふ人は上述の如く、忠頼の弟久朗の孫川上家の六代たる人にして、この人の時今の表紙を加へたるものなるべし。抑も連歌新式は連歌道の憲法とも云ふべきものにして文中元年（応安五年）に二条良基が救済法師と協議して定めたるものなるが、その後、世の変遷につれて享徳元年に一条兼良これに今案を加へ、降りて文龜元年に牡丹花房相がこれを整理したるものにして、後又紹巴が多少取捨する所ありしものと伝へる。而して今、世に伝ふる所のものとは専ら紹巴の手を終たるものにして、その以前の真面目は容易に窺ふことを得ざりしが、本書出でてはじめて紹巴以前の新式の如何なるものかを確め得たるなり。」

さて県立図書館巻本の構成は前記の如く川上忠憲一流家譜とのみ表記のあるもの一冊の他、川上忠憲一流家譜巻一とあるものから巻十七とあるものまで一七冊、計一八冊からなる。内容は無号のもの（別冊とよぶ）が関條文書集、他は歴代の編年記事、史料集である。巻一が初代忠憲、巻二が二代栄久と道亮、巻三が三代忠克第一、巻四が同二、巻五が忠頼と四代久明、巻六が忠頼筆の連歌新式他、巻七が五代久辰、巻八が六代久匡第二、巻九が同二、巻十が同三、巻十一が七代久将と久季、巻十二が八代久量第一、巻十三が同二、巻十四が九代久盤第一、巻十五が同二、巻十六が十代久欽、巻十七が十一代久積となっている。巻十六・十七は記事のみで史料を含まない。東京大学史料編纂所々蔵の島津家編輯所本は無号一冊の他八冊計九冊であるが、第一冊は県立図書館本の巻一より巻三までの合綴、第二冊は巻四から巻六までの合綴、第三冊は巻七、第四冊は巻八、第五冊は巻九、第六冊は巻十と巻十一の合綴、第七冊は巻十二と巻十三の合綴、第八冊は巻十四から巻十七までの合綴となっている。両者の内容はほとんど同一であるが、別冊巻頭の「忠憲流之他家分考」や巻十七末尾の十二代以降の略略の書入等を後者は欠いている。書写は一見後考の方が練達しているが、それが原本たることを感じさせるが、字句訂正、挿入箇所や卷子本との比較によって前者が原本であり、後考

がその複写本であることを判明する。恐らく前者が原稿本としてまづ作成され、後者は藩主島津家への献呈本として浄書作成されたものである。

また県立図書館本の冊子の方に別巻末尾に鹿児島県立図書館「大正八年六月卅日購求」の押捺印があり、巻軸仕立の方は第一・第三巻の末尾には鹿児島県立図書館の大正二年十二月一日の受贈印が押捺されており、「川上久良寄贈」の押印もある。

さらに冊子本巻十七末尾の久良の追筆によると大正八年六月二十五日、南林寺墓地廢止に伴い、合葬墓を郡元露重墓地（涙橋の上の郡元墓地）に建てたとある。とすればまづ伝存の巻子本が県立図書館に寄贈され、その後数件を経て墓地改葬と同時に冊子本もすべて県立図書館に譲渡され現在に至ったのであろう。一方東大木は家譜稿本作成後間もなく浄写され藩史局のもとにあったものが島津家臨時編集所に伝えられ、同所の史料共、括して東大史料編纂所に移管され現在に至ったのであろう。

終りに家譜成立の時期について推測を加えれば成巻後間もなく同じく久良の手によって整えられたものと考えられる。何故なら彼の記事は延享五年をもって終っているが、死去の記載はなく、子の久欽が家督を相続した延享四年の關係史料を久欽譜の巻頭にのせるべきことを添書している事などからも考えられる。（巻十六）しかしこれは実現していない。未定稿のまま家譜作成の仕事は終止したのであろう。

またこれと同じ筆跡で宝曆四年五月久良が表口付に任せられた旨の添書があり、（巻十七）それと同文が久良の記事の末尾に後筆で追加記入されていることをしる。（東大木には添書のみ、追加書入なし。）そしてこの記事の年代が末尾の久良の言入を除き家譜記載内容の最後のものとなっている。巻子本の文書類の筆跡と家譜記事の筆跡の類似も右の推定を裏づける。県立図書館本の川上忠塞一流家譜は川上久良の手によって彼が隠居してから程なく史料整理と併せて一応の完成をみたのであろう。

（五味克夫）

例 三

一、本史料集には鹿児島県立図書館所蔵、(4)川上忠塞一流家譜と同家譜に収録されていない同じく県立図書館所蔵、(4)川上忠塞家文書の一部を収録した。

二、(4)については記事の文に送り仮名があるが、便宜上すべて省略した。また(4)と重複する文書については何の巻数及び配列順を数字で(1—1)の如く(4)の掲載箇所の端に注記した。

三、誤字と思われるものについては若干正字に改めたものがあるが、当字・俗字はつとめてそのままの形に止め、一々正字に訂正はしなかった。

四、印刷の都合上、漢字については当用漢字に改めたものが少なくない。又変体仮名もすべて通用体の平仮名に改めた。花押も省略せざるをえなかった。その他特殊な文言様式を示す図や線などで省略したものがあつた。

五、誤謄、欠脱等については右傍に括弧を以て私見を記し、不明箇所は「**■**」、難読箇所は「**■**」を以てあらわし、或は右傍に「(ママ)」の如く記載した。

六、消字については左に傍線を記し、右傍に訂正の字句を記した。

七、矢字は(宋)と記し括弧「一」で示した。但し(4)の人名及び記事の上の○印、及び系図の線は何れも朱であるが一々ことわらなかつた。

八、解説に当って巻五の「松風」については日本古典文学大系「謡曲集」所収本を、巻六の「連歌新式」については原本と対校し、併せて縮詳書類従完成会「縮詳書類従第十七輯」所収本を、巻六の「上井寛茶日記」については大日本古記録所収本を参考にした。

九、本史料集の作成に当り(4)については東京大学史料編纂所本と対校した。閲覧調査の便宜をあたえられた同功並びに鹿児島県立史料編さん所に謝意を表す。

一〇、本史料集の原稿作成、校訂は(4)の別冊、第一冊より第七冊までと(4)を主として鹿児島県立大学五味克夫が、(4)の第八冊より第十七冊までを同じく鹿児島県立大学桑波田興が担当した。全文の調整、編集には五味が当つた。

川上忠塞一流家譜

川上忠塞一流家譜

五代家督兼久二男

忠塞流之麓家分考

忠興流初代ヨリ出ツ

川上左京家

忠繼流三代忠光ヨリ出ツ

川上納右衛門家

聖久流初代ヨリ出ツ

川上清右衛門家

久侶流二代ヨリ出ツ

川上与左衛門家

左京家ノ別

川上二兵衛家

左京家ノ別

川上長右衛門家

聖久流ノ別

川上權右衛門家

右当家之麓流

巴九月十三日

○建曆三年九月一日遠江守源朝臣下武藏国多西郡内二宮神宮百姓等之状一道、

○元応二年北条相模守高時・金沢前武蔵守貞頼兩判永福寺修造用途事之状一道、

○建武三年源直義朝臣可誅伐肝付八郎兼重以下凶徒之状一道、

○元永三年上総介伊久寄道八幡新田宮薩摩国入来院之内水田參町之状一道、

○義弘公所贈毛利民部太輔主之状一道、

右雖非吾家記錄、久筒藏之故、摹臨而共家譜伝不朽也、

下 武藏国多西郡内二宮神宮百姓等

可令早以日奉直高為地主職事

右直高与忠久対決之処、直高者元暦二年六月九日祖父宗弘帶護与嫡男弘直証文之上、弘直為地頭之条、文治三年十二月十二日武蔵前司入道所成下之圖符顯然也、忠久者治承五年十月十日宗弘帶護賜久長之假名状、而此状判形与直高所令帶之証文判形依違之間、被尋類判之処、直高之伯父小河二郎自宗弘之手所分得小河郷讓状之判形与分賜弘直之讓状判形同事也、仍任文書道理、以直高所補任地主職也、神宮百姓等宜承知不可違失、故下、

建曆三年九月一日

遠江守源朝臣(花押)

永福寺修造用途事、差口限被仰下之処、于今無沙汰云々、招其咎歎、所詮八月中可致沙汰、若尚令遲引者可処罪科者、依仰執進如件、

元応二年六月十六日

相模守(花押)

前武蔵守(花押)

肝付八郎兼重以下凶徒誅伐事、所差遠皇山修理亮七郎也、隨彼催促可抽軍忠状如件、

建武三年三月廿七日

(足利直義)
(花押)

奉寄進

八幡新田宮御家前

薩摩國人家統之内水田參町事右保付
右寄進之状如件、

応永三年二月十五日

上總介藤原伊久(花押)

為御參御奉行、其地へ御着岸之由、承及候条令啓入候、然者我等手前
ニ在之御城衆並人数已下以別番中人候、可然候様被添御心、御入魂たの
みたてまつり候、なを以使節御辛勞之通可申入候、恐惶謹言、

九月十七日

義弘(花押)

平利良太様人々御申

○嶋津相模守忠良公日新公真筆色紙おもひ有故筒藏之、作掛物為家珍也、

おもひかね妹かりゆけは冬の夜の
川かせさむちちとりなくなり

○龍伯公所贈、惟新公歳暮之揮札一道、有包紙

○家久卿假名之文二通、御詠歌一枚、有故藏來為家珍、錄于左、

謹上 兵庫入道殿

龍伯

誠歳暮之御吉慶不易、万幸々々、抑為此等之祝言、佳札并五朔二本珍重
候、從是茂同二本今進之候、猶諸吉明春可申加候、恐々謹言、

十二月廿九日

龍伯(花押)

謹上 兵庫入道殿

(封)

丹日 上り
千福もし いゑ久

參進事

うけ給候やうに久しくけきんにいらす候、のど気もちとよく候、今のこ
とくにて候ハ、やかてよく候ハんと思ひまいらせ候、ことさら見事なる
つきん一しほげきは大にもにて候、かやうの一しもハまれなる事にて

候、一だんとまんそく申候、きやうたいいつれもくことつてのよしこ
ゝるへ申度候、此三日ハはもしかいげこゝろのよし候、いかゝと思ひ
候、あねもしさまへも久しくと思ひ候、くゝ、又くかしく、
十三日 中納言

(封)

千福もし

いゑ久

參

返々參候て申候へく候、かしく、

このほとハ物ををく忍ひまいらせ候、わか身こゝちもちとよくおハし候
まゝやかて參候て申へく候、なにたるよしも候ハね共とりわかひ候、又
かしく、

家久

なぞへなく袖よりそてのまといひして泊れる世の秋にあふ哉

夕浪のうへに名残を音軽く浜松かせの魂原る空

○光久公八歳画墨竹、家久卿以古歌贊之、作掛物、為我家之什物也
くれ竹の色もかはらて瑞籬乃久しき世より緑なるかな

○家久卿真筆、七夕之和歌一首筒藏之久矣、故慕臨而備珍具也、

七夕

家久

涼しくも天の川風七夕のこひ渡るてふ秋はめつらし

○家久卿真筆子之日松御詠歌、御発句一枚藏我家久矣、作掛物、尊敬
焉、

家久

ことさらにけふ乃子のひの松をひきつめる若葉はつきせさらまし

発句

子日して色ほしけふる若菜かな

○光久公真筆御詩松軒七言・梅軒七言二句一枚、古歌短冊有あけ一枚、蔵而為家珍也、

松軒

月節鳳影夢天茂 風払龍髯特地清 声揺風雨来窓外 影動龍蛇邊座間

梅軒

庭系裁花逦不様 独君相愛淡相親

有あけのつれなく見えし別より

曉はかりうき物ハなし

○光久公真筆二行十字大文字一枚、作掛物、借掛物、

光久書 (印)

考古以立事

編人以修己

○幕下士伊勢兵庫貞衡所呈隔州太守光久公之状一道、写而開于左、

包紙ニ、庚子五月二十九口卜有、庚子ハ万治三年也、

猶以昨今者ケ様之事も取く口くニ申故、真も偽ニ成申世ニ御座候而古物を本ニ被遊度旨上意ニ而御座候、就其貴公様外之冢々者成間敷と思召候間、拙子ニ能申上候様ニと御念入申候、義藏人右衛門有無事者覺不申候申上候、

一書致啓上候、先以漸々御回許へ御参着可被遊様ニ奉存候、

一昨日致登城候処ニ、御用御座候御礼相濟残り申様ニと、以大森信濃守被仰出候間、相残り居申候へハ、信濃守御使ニ被仰出候旨、覆古米之鎧并腹巻之仕立様共御吟味被遊候処ニ、人々ニ而相替少も真実ニ不被思召候故、拙子ニ内談仕候而貴様御家ならてハ左様之古キ物者可有所持家も無之与被思召候間、爰元ニ居申家老共ニ相尋申、無之与申候ハ、拙

子之用ニと申、貴公様へ申上、二色共ニ不様、具ニ御書付被下候様ニ以書状可申上と以信濃守被仰出候、殊外御隠密ニ被遊候故、左様ニ思召可被下候、未御老中へも不被仰出候旨、御吟味被遊候而御召領を可被仰出候之由、信濃守内談被申候、鎌田蔵人・新納右衛門殿不申由、明後朔日ニ可致言上候、御手前様ニ御所持被成候ハ、具ニ二色共ニ御書付被成御上進尤ニ奉存候、万一御書付進上被成候ハ、御上覽有度と被仰出事も可有御座候、尊報次第可致言上候、恐惶謹言、

伊勢兵庫

五月廿九日

貞衡判

隔州様

参人、御申

川上忠塞一流家譜 卷之一
初代忠塞

川上家五代家督上野介兼久三男

忠塞

郡犬丸 左近將監 三郎次郎 又八郎 信濃守

○誕生年月不詳

○川上氏元祖左衛門尉賴久之書也、雖非吾家之文献、以為始祖之書故、謄寫載此譜之卷頭者也、

(1-1)

(山門院内) やまとのゐんのうちかしのうち、かはのへの内みやのむら乃ようさく
分給 (分) ふんきうふんとしてちきやうあるへき状如件、
十一月廿三日 (頼久) よりひさ (花押)

○十代太守立久公所賜串木野衆士之書、伝蔵于家、祖先忠塞嘗為串木野地頭、以故伝之也、

(1-2)

大友方豊前国進発候由其間候、於御忠節之儀者可為一味之由兼而申定
処候、然者先々国堺及打出彼方之時宜可開合候、其支度共可然候、委
細者重而可申候、恐々謹言、

五月廿三日

串木野衆中

立久 (花押)

○忠塞領串木野之日四至境之書也、世蔵于家矣、義替不詳氏号、疑
薩州家之者乎、

(1-3)

薩摩国

薩摩郡 五境之事

東より始 薩摩郡 五境之事
ひかしハしほつるのたかはな柿木ひらの尾たてをかきる、小中尾大
平の河ちをかきる、ゐてのこはの家をかきる、それよりして河乃ま
せうしかさき湊口をかきる、一にしハあら河乃竹のはさま「てひら
のおたて梅こゑ乃 峠さけの尾たてをかきる、うつほ木橋平乃尾たて
をかきる、つゝハい瀬利賀野の田のしりなはひ柿木ふなみちをかき
る、きたハたかのをつふるにたをかきる、こしけミ乃おたてにかきの
せたとりやうせんの嶽をかきる、さいもくたけかたにとのおたて花を
のこなかさきふるやしきをかきる、たまくらしろ石乃おたてかなめは
へをかきる、かうこ石の畔にしのはらをかきる、是ハくし木のさ
かる、ひかしハ入来院、南ハ市来院、北ハ薩摩郡ニさかう、
一地頭分^(畷)之かくらひかしニある分、柿木平うちのはちのむれたかとは
小中尾あくそむ「のひら、おうちひら長まきよこてのひら、こた
か山さるかき松牟礼よなか谷、其外南山ハ御立鹿蔵注ニ不及、
一名分のかくらひかしにある分、しほつるかたかはなうす木の牛尾お
なかのふくはのかなめはへ「たまくらこなかさきあしたきたかま
るか中尾坊主乃こは、外のはちのむれ大平、

一 地頭名境之事

くたつき乃直ひさけの、河くたり、河崎乃狩集あへか谷山あくひらの谷をかき、かつらきのおたてかいなにたをかき、わたしひきたるおたてかき、さうとこの道の谷のなかれあひの谷の口をかき、せりかの、田のミなくちをかき、

一 網代之事

しほやさきよりせんそくはまかき、

一 地頭名よりあひの事長さ七のつほのいむたこれ也、

一 大原のさかひの事

こむなかたの中のはやまのたていしはりハらの山の上ふほうの木かき、ミなミハこはきかつるのにしつかをかき、ところさき乃上のいわをかき、さつまハたせのミちのくちをかき、此はうきのにし嶋平下原田畠地頭名入ましる所也、

(1-4)

薩摩國薩摩郡申木野村四至境之事

東より始

ひかしハしほつるのたかは柿木ひろのおたてをかき、小中尾大ち平の河ちをかき、いてのこはの家をかき、それよりして河乃ま、

西より始

せうしかさき湊口をかき、一にしハあら河の竹のはさまをかき、

ミのてひらのおたて梅こゑの峠さけの尾たてをかき、うつほ木椿平のおたてをかき、つ、ハい瀬利賀野田のしりなはい柿木ふなミちをかき、

北より始

かき、一きたハたかのつふるに河をかき、こしけミのおたてにか

きのせたをりやうせんの嶽をかき、さいもくたけかたにこのおたて

花そのこなかさきふるやしきをかき、たまくらしろいしのおたてか

なめはへをかき、かうこ石の峠にしのおちらはをかき、是ハくし

き野の境、東ハ入来院、南ハ市来院、薩摩郡境、

一 地頭分のかくらひかしニある分、柿木平うちのはちのむれたかこは

小中尾あくそむれとやのひら、おうちひら長まきよこてのひら、こ

たか山さるかき松平礼よな谷其外南山ハ御立鹿蔵注ニ不及、

一名分のかくらひかしニある分、しほつるかたかはなうす木の中尾おなかのふしはのかなめはへしろ石たまくらこなかさきあしたきたかまるか中尾坊主のこは、外のはちのむれ大平、

一 地頭名境之事

くたつきの直ひさけの、河くたり、河崎の狩集あへか谷山あく平の谷をかき、かつら木の尾たてかいなにたをかき、わたしひきたるおたてかき、さうとこの道の谷のなかれあひの谷の口をかき、せりか野の田のミなくちをかき、

一 網代之事

しほやさきよりせんそくはまかき、

地頭名よりあひの事、長さ七のつほのいむたこれなり、

義喬 (花押)

○立久公御代寛正七年正月十七日、犬追物手組日記一道

喚次嶋津三郎次郎忠塞也

○文正元年十月一日、犬追物手組日記一道

喚次嶋津三郎次郎忠塞

○文正元年十月三日百疋犬追物手組日記一道

射手嶋津三郎次郎忠塞

○文明四年十一月三日東郷殿馬場始犬追物手組日記一道

射手嶋津又八郎栄久

○文明四年十一月四日犬追物手組日記一道

嶋津三郎次郎忠塞嶋津又八郎栄久父子為射手

○文明四年十一月六日犬追物手組日記一道

嶋津三郎次郎忠塞嶋津又八郎栄久父子為射手

○文明五年三月二十六日犬追物手組日記一道

射手嶋津三郎次郎忠塞

○延徳三年三月二日犬追物手組日記一道

射手嶋津三郎次郎忠塞

○永正十年九月三十日犬追物手組日記一道

射手嶋津又八郎

○永正十二年閏二月三日犬追物手組日記一道

射手嶋津又八郎

○永正十二年閏二月四日犬追物手組日記一道

喚次嶋津又八郎

右都而幕臨備我家之後鑑也、

殿 立久公八疋

嶋津又五郎 五疋

嶋津助九郎 三疋

嶋津九郎左衛門尉二疋

大寺千徳丸 一疋

精生十郎三郎 三疋

村田阿児三郎丸二疋

伊地知又九郎 三疋

嶋津三郎五郎 五疋

吉田左衛門大夫 一疋

嶋津薩摩守 八疋

嶋津次郎三郎 三疋

換見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

嶋津三郎次郎

寛正七年正月十七日

犬追物手組之事文正元年十月一日

嶋津薩摩守 十五疋

嶋津新三郎 三疋

伊地知又九郎 四疋

蒲生十郎三郎 五疋

大寺千徳丸 十一疋

高木孫太郎 二疋

長野助五郎 七疋

嶋津新次郎 二疋

嶋津太郎左衛門尉 三疋

村田阿児三郎丸 一疋

嶋津助九郎 四疋

嶋津九郎左衛門尉四疋

換見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

嶋津三郎次郎

百疋犬追物手組之事文正元年十月三日

嶋津薩摩守 廿三疋

嶋津助九郎 八疋

嶋津九郎左衛門尉 三疋

伊地知又九郎十疋

大寺千徳丸 四疋

嶋津助三郎 一疋

天辰三郎丸 一疋

餅原稔淨介 三疋

村田阿児三郎丸 十三疋

嶋津三郎次郎 三疋

蒲生十郎三郎 九疋

長野助五郎 九疋

嶋津新三郎 十疋

嶋津新次郎 六疋

換見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

天辰新六

七十疋犬追物手組之事文正元年十月四日

嶋津薩摩守 十三疋

嶋津助九郎 八疋

長野助五郎 五疋

蒲生十郎三郎 六疋

嶋津太郎左衛門尉 六疋

天辰新六 一疋

指宿平次郎 三疋

嶋津三郎四郎 一疋

大寺千徳丸 三疋

高木孫太郎 三疋

伊地知又九郎 六疋

村田阿児三郎丸十一疋

嶋津九郎左衛門尉 四疋

嶋津孫太郎 一疋

換見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

嶋津三郎次郎

犬追物手組之事文明四年十一月三日

東郷殿馬場始之日記

嶋津十郎左衛門尉十六疋

嶋津兵部少輔 八疋

蒲生十郎三郎 十二疋

嶋津又八郎 七疋

伊地知又九郎 十疋

渋谷仁久丸 八疋

渋谷左衛門次郎 十三疋

嶋津助九郎 十二疋

換見

喚次

嶋津左京亮

渋谷次郎九郎

犬追物手組之事 文明四年十一月四日

鳴津左京亮 二疋 鳴津兵部少輔 六疋
 渋谷千代松丸 十疋 鳴津又八郎 五疋
 渋谷左衛門次郎十疋 大寺七郎 八疋
 嶋津平八丸 四疋 渋谷仁久丸 三疋
 村田太郎次郎 七疋 渋谷次郎九郎 三疋
 嶋津三郎次郎 六疋 伊地知又九郎十一疋
 嶋津助九郎 十疋 蒲生十郎三郎 七疋
 検見 喚次
 嶋津十郎左衛門尉 渋谷七郎左衛門尉

犬追物手組之事 文明四年十一月六日

嶋津助九郎 七疋 渋谷千代松丸十疋
 嶋津十郎左衛門尉廿三疋 蒲生十郎三郎七疋
 大寺七郎 四疋 嶋津又八郎 六疋
 村田太郎次郎 十一疋 渋谷仁久丸 三疋
 嶋津兵部少輔 九疋 嶋津三郎次郎七疋
 嶋津平八丸 五疋 渋谷次郎九郎七疋
 検見 喚次
 嶋津左京亮 渋谷七郎左衛門尉

犬追物手組之事 文明五年三月二十六日

一殿 三式部太輔殿
 五渋谷左衛門次郎 七嶋津太郎
 九嶋津三郎次郎 十一蒲生十郎三郎
 十三伊地知亦九郎 十四大寺七郎
 十五平田又七郎 十二長野助五郎

六島津虎千代丸 八嶋津三郎五郎
 二藤摩守殿 四修理亮殿
 検見 喚次
 嶋津十郎左衛門尉 録田次郎右衛門尉

犬追物手組之事 延徳三年三月三日

殿 十四疋 嶋津左衛門尉 九疋
 嶋津上野守 五疋 渋谷左衛門尉 四疋
 嶋津三郎次郎 三疋 平田又九郎 五疋
 加治木又八郎十一疋 村田太郎次郎 三疋
 伊地知又七 三疋 和泉孫太郎 五疋
 嶋津撰津守 十四疋 嶋津八郎左衛門尉二疋
 嶋津二郎三郎 十疋 渋谷又五郎 四疋
 検見 喚次
 嶋津十郎左衛門尉 五代助五郎

犬追物手組之事 永正十年九月卅日

嶋津豊後守殿 八疋 嶋津近江守殿 十疋
 嶋津四郎 七疋 嶋津源六 一疋
 嶋津又八郎 一疋 肥後勘ヶ由左衛門尉三疋
 中野宮菊丸 三疋 中野彦八郎 二疋
 野辺左馬助 一疋 肥後彦七 一疋
 嶋津将監 三疋 嶋津七郎四郎 三疋
 嶋津左衛門尉殿六疋 嶋津左馬頭 八疋
 検見 喚次
 嶋津十郎左衛門尉 嶋津伊賀守

犬追物手組之事 永正十二年閏二月三日

鳴津四郎殿 十一疋 鳴津安芸守 七疋
 鳴津又四郎 三疋 鳴津又次郎 十疋
 鳴津次郎三郎 十三疋 安楽四郎三郎 五疋
 恒吉勘ヶ由左衛門尉 七疋 本田三郎次郎 五疋
 鳴津又八郎 八疋 住吉平三郎 八疋
 鳴津千代安丸 八疋 鳴津七郎四郎 二疋
 鳴津十郎左衛門尉殿十一疋 鳴津源左衛門尉三疋
 檢見 喚次
 鳴津近江守殿 鳴津孫左衛門尉

犬追物手組之事 永正十二年 閏二月四日

鳴津近江守殿 十六疋 鳴津四郎殿 十五疋
 鳴津源左衛門尉 五疋 鳴津千代安丸 八疋
 鳴津又四郎 五疋 安楽四郎三郎 三疋
 本田三郎次郎 二疋 住吉平三郎 七疋
 恒吉勘ヶ由左衛門尉 七疋 肥後彦七 十疋
 鳴津又八郎 二疋 鳴津七郎四郎 二疋
 鳴津安芸守 三疋 鳴津又次郎 十三疋
 檢見 喚次
 鳴津十郎左衛門尉殿 鳴津又八郎

○立久公所賜市菜氏族河上山城守之書中河上又八郎者我家之祖忠基也、故騰写以編譜中、正文在高岡十河上笹右衛門政輔家也、

以河上又八郎方大寺彦左衛門意胤具承舉、於于所領等事者不可有相違儀候也、仍伏如件、

寛正二年十一月廿四日

河上山城守殿

立久(花押)

○立久公執事大寺彦左衛門幸朝与川上又八郎忠憲聯名所遣河上山城守書也、騰写以備校見、正文在高岡十河上笹右衛門政輔家也、

河上殿

(大寺) ひこきへもん

(川上) 又八郎

さいはいニたてまつるきしやうもんの事

一兩度御一ひつニあつかり候、るす中にて御返事不申候、今度ひろう

いたし候、すくニ返事被申へ候へ共、いしうるんニようたんニよて

被越候、まつもてわたくしより御返事申せと候間、一ひつお進之候、

一立久に二心なくたん合あるへきよし承候、千秋万歳候、目出候、

一申たんする子細時分おもて可申候、

一所りやう等之事承候、それのつほ付のことくニ子細あるましきよし

被申候、目出候、

一かくのことく申たんし候上わたけんなくいかにも御れうけんあるへ

候、此方事ハ申およはす候、ふしんの時ハさうく申可承候、

此条々おいつわり申候ハ、日本國中の大小の神きの御はつおかふ

むるへく候、

(大寺彦左衛門尉) 幸朝(花押)

(川上又八郎) 忠憲(花押)

神名 五月九日

○從忠業至采久忠克略采久一遺臨写焉、以為校考載于左、正文在高岡十河上笹右衛門政輔家也、

古川辺地類 川上信濃守子又八郎ニ意釣京

高江待切 河上越前守殿妻河上山城守殿ノあね

同民部大夫殿子ヲト、口向殿ノ親

今之出羽殿之ヲチ伊賀殿ノ内方舟伴之母之イモウ 又伊賀殿ノ母之山城殿ノあね舟伴ウハキ

川上信濃守殿女子七人有最前女中出水名字ノ人也 後ノ女中肥後名字ノ人也

一番ノ舞籠之嶋殿

母義出水名字ノ腹也

二番ノ喜入殿

母儀出水名字ノ腹也

三番ノ野田殿

母義出水名字ノ腹也

四番ノ川上山城殿

母儀出水名字ノ腹也

五番ノ石谷殿

母義肥後名字ノ腹也

六番ノ鎌田殿

母義肥後名字ノ腹也
鹿兒嶋家にて御座候ツ

七番舞市来善左エ門尉殿

母儀肥後名字ノ腹也

町山出羽殿存松老之親父ワ河上山城守殿ノ姉舟伴入道殿ノウバキナリ、町山伊賀守殿と申人ノ孫ガ出羽守殿存松入道殿也、出羽守殿存松齋ノ親父ワイロイニテ早ク死去被成候、町山伊賀守殿ノ姉上ガ川上舟伴入道殿ノ祖父川上又八郎殿ノ妻ナリ、川上信濃守殿一番ハ串木野地頭、二番ニ川野辺ノ地頭、三番ニ市来ノ地頭也、信濃守殿ノ男子馬之允殿之子ニ僧一人有、帖佐宗谷寺殿也、馬之允殿ノ嫡子又左エ門尉殿也、又左エ門尉殿ノ世次又六殿と申候、後ハ将監殿、川上又六殿ハ川上三河守殿脈枕之祖父也、脈枕之母義ハ野美五郎申物之まゝ子也、本ノ父ハくほ名字ノ物也、

。死去年月不詳
。法名運叟道知居士

川上忠塞一流家譜 卷之二

二代栄久
道亮

○栄久

又八郎 掃部助

。誕生年月不詳

。補薩州串木野・河辺・市来等之地頭職

○十一代太守陸奥守忠昌公依病薨、祈平懸於八幡新田宮、於神前有笠懸張行、川上又八郎栄久列射手、日記如左、正文在川上十郎左衛門

御当家十一代御屋形忠昌御不例之時為御立願、文明十五年八月廿一日薩摩之國於一宮新田八幡大菩薩神前、有笠懸、奉行嶋津十郎左衛門尉殿江被仰付、射手本日記者宝殿被籠之圖、其日記寫處也、同年月翌日云高江三笠懸、日記同書寫畢、在別紙、

嶋嶺 薩摩守國久、後者法名爲國

嶋彦 河上殿、男假名彦三郎殿

伊左 伊地知左衛門尉方後者被任周防守

嶋源 阿多源左衛門尉殿

嶋又 河上十郎左衛門尉殿一男又十郎殿

伊七 伊地知越前守方一男又七郎方

桑石 桑波田右馬助方阿多領主

長弥 長谷場弥四郎方

嶋助 伊集院尾張守殿一男助九郎殿

嶋八 河上左近將監殿一男又八郎殿、後者被任攝部助

吉治 吉田治部大輔、後者被任三川守、

洪谷 東郷右馬允、後者被任隱岐守、

○嶋津家産弓之伝書一冊、祖先宋久代之書也、筒藏爲家珍也、

御さんの弓礼儀之事

一御さむの時、射手之支度之頭、下にしろきかたひら、その上にあやの小袂、其上にせいかうの大口、白ひたゝれきぬなり、きくとちひほ、かみよつたるへし、

一御さんありていそきまいり候へとあらは、えほしをまつきてえほしかけをかみよつをほそくして、かけにするへし、其後大口ひたゝれを具足してまいるへし、

一ゆかけも白き皮なるへし、いつものことく中のゆひハむらさき皮にてつくへし、ゆかけのゆひをつく事、そのいわれあり、やうゆると云人弓のきとくをしたる人にてありしか、中のゆひニきれたれハ、其子細によりて中のゆひニハつくなり、

一くつと申て候物を射手ハ足にはくへし、つねの物ハくつにあらす、かもくつとてこしらへ撥口伝ニ云、これもなめし皮にてこしらへへし、白かるへし、下より白き皮にてたひをふむへし、

一御かいしやくの人一人、太刀持えほしひたゝれ一人、くつとり是もえほしひたゝれなり、一人弓もち、一人矢もち、一人矢とり、いつれもくゝえほしひたゝれなり、主人に矢を參らせん人ハいせん矢をもちたる人か矢取うつして請取、主人ニ參也、

一矢を取には二度あそはされ候ハ、二度に矢ハ取ておく、三度ならハ三度にとりて我かそハハ世へし、さて其後かみにてひき目をのこひて御そはの人にまいらせへし、矢を一つ、とる事ハそのいハれ有、自然はしめの矢に次の矢あたりて引目もそんし、筈もそんし、羽などもそんし候する時ハきらい事なれハ矢ハ一つ、とらするなり、

一弓のこしらへ様ハ白木なり、しら木と云ハいかにもよくくゝみかきてむらさき皮をしめしてむらさきの色を木にも竹にものこい付るへし、ケ様にこしらへてこそしら木とは申候へ、此こしらへに藤をまく、三藤にまくへし、

一矢のこしらへやうハ五ふし筈にはすハから竹のおひはずなり、羽ハつるの鳥のつ羽にてはく、糸ハしやくましといたるへし、けらくひにはく、是もいとほしろかるへし、

一ひきめは白かるへし、目ハ四めなり、かさかへしに秘事あり、かさかへしに二かさかへしをたつるなり、そのいハれはかやうに大事の物を射るニハひき目そんしめなともかけわれ候する事あるへし、是は引目つよからせんかためなり、引目の木ハ松の木一しほかれてハがるくしたにしひきめの程ハ長さ四寸二分まはりのほと六寸三分、どうまきのひろき二分二ととるにまくへし、

一弓のつるハ少ふとかるへし、はずかわ入へし、本はずの皮うらハ赤かわたるへし、おもてのかわくる皮、うらのかわ一先にいれへし、皮のきりやううらハけんなりにさきをきるへし、もとはすハしやたいのしたをまなふか、

一参り候て弓仕れと承時前にかき付置かことくこしらへて、白へりのたため二でうかさねて御さんなされたる所のはた板や戸などにたゝみのうらとくゝをかさねて置、弓つえ九つゑはかりあり

ひをおきて仕候なり、

一 いる様ハまつ御さん屋のかたへうちひきてかしこまってる時、いそぎ仕れと承時、弓をハ我もち矢ハ内の者にもたせ、矢一ハかり弓を左にもち、矢を右に持、九足へんはいをいつものやうにふみよりてうちあげをして射るなり、はしめのうちあげハ男子ならハた、此弓を仕候、三十三天のはしをつかさとる也、此百五のよハひをたもたせて弓箭のみやうかあらせて給ハるへしときねん申なり、二度めのうちあげハ御伊勢太神くうおやかうくの道をふかくまほらしめ給へときねんする、三度めのうちあげハ其所の大神うふしなにてましませハ君諸人のあひきやうときねんする、三ひやうした地を弓のうらはすにてうつ、是もろちのえんを地神たのミ申まほらしめて給へしときねん申なり、

一 女子ならはさいわひの心をきねん申、又女はしやしんのことろふかけれハ、弓を射る時、此しやしんの心題目にして祈念を申はなすへし、

一 御さんの弓を射る人ハ一大事のやくなり、悪仕れハ其子しやうじかたく成なり、我も御はつかうふるなり、此子のはしめてのきねんなれハ一月もまへに承候へハしやうしんをして仕なり、又いかに承候へハ弓仕てより廿一日しやうしん申へし、弓を仕候ハんする時まつくしんほうをむすひ、其後ひほをつかふ、

一 御さん所よりあたりのいたをならす、矢を二度仕候てまち申せハ、なん子なれハいたをならす時いま一のとりたる矢にていて、ハしめの二度今の一度をへて三度なり、女子なれハ二度仕候、射候て以後祈念ことくく申候ニめん真言あり、おとこの一期のうちの大事のこなり、

一 天上天下ゆいかどくそん、しんこむかぐのことし、ゑんの事左の手の大さしゆひをさしあげ、残り四のゆひハにきりて天をさし、右の手にていまのやうに下をもて地をさし、天下二人なし、我一人上をすと云ころをもて此るんしゆをむすふ、
一 いかにも引目かなるやうにてしらへて御さんの有たる後の日より

して朝二度弓仕へし、三日までハハしめのしやうそくたるへし、又夕べ参りて二度仕へし、一日二度、廿一日までかたく弓を仕へし、其以後は一日に一度夕暮ことに参り弓仕へし、百白きんする弓なれとも七十五日者かたくきんするへし、

一 弓のうちあげをするハ人ことにする物とハ知たれとも人ノ知ぬなり、あるか中の秘事也、よく心のうちに秘すへし、うちあげハ天をはいする心あり、又た、今弓を仕候と云事を天に申心也、つる音を高するほとに悪まもしりそくほとに弓のをとハいかにも高あるやうにこしらへへし、地を弓のうらはすにてうつ、跡に申候ことく地神に申心なり、秘すへし、よくノならひあり、

一 御さん所に可有ひ物之事

一 ゆおけ二ツ口一尺八寸二分高さ六寸三分

一 がよハしの湯おけ二ツ高さ一尺二寸口八寸二分

一 手かけのおけ十二高さ一尺二寸口七寸三分、ふたハうちかふせぶたなり、ふたの上にはほうらいの糸をたみしにかく、まハリにハ松竹の糸をかく、うちにハ白米を口まている、なり、つねに御をばにめしをかれて手を御かけなされ候、又身をよりかゝり候而も御座候なり、

一 糸なおけ二ツ高さ一尺二寸口六寸三分、白米口まで入へし、糸なとハいやの事也、此糸なを此おけに入てほそく弓を作りてそへへし、弓の長さ七寸五分、矢の長さ三寸二分、此おけに入へし、引目をほそく作て矢のさきにすけをく、此時の疊目の木ハかつ木たるへし、又矢の羽ハかきにて鷹の羽をまなひてはく紙にてそのまねをしつけてかふとよろひをこしらへてそへへし、子すと云物ハほろの代なれハおとこのもつ物を是にそへて吉方をまてつちの内に入りつむ、くわをもあたら敷して弓を射たる人かやすめへし、有か中の秘事なり、又ならいおほし、

一 いやのをつく時の刃竹にて刃のなりに作へし、長さ五寸二分、又へらと云て是も竹にてそくいへらのやうに作るなり、
一 おしまきのきぬ一足、つねに上よりもはたよりも子の身におしま

きて置也、此上よりして小袖をぬす、

一 はのほら棒之事、三月二なれハおびを参らせへし、いかほとも子ともおほくもちたる人かはん昌したる人の母に、おひハ御所望有てめす事也、帯長さ五尺二寸、

一 ゆくの長さ五尺二寸、ぬの、口をかへし、はりにぬう事有ましく候、

一 御さん過てやかて三こんきとしめさるゝ也、御まつしやう其時よりはしめてちかよりの日までハ毎日まいるへし、

一 三日のかみたでの御いわる二ちうすへ、へいし十三かうあり、御さんこん過て以後殿かたよりしてまもり刀にしきの袋に入れて此子のそはへ置へし、

一 うふきぬ白き衣二系にしらせへてきせ申へし、御まもりかけ候所にかにもほそくまもりをぬいつけて此うちに入物ハにはの中乃うすの下の米を七つふひろひてまもりにいれへし、其外五こくを三つふつゝとりて是にそゆるへし、其いハれあり、やかて五こくゆたかにあきみつそと云心也、うふきぬ長さ一尺二寸、袖たけ五寸二分、いぬるの方の人のあまたもちたらん人^をにうふきぬハ御所望存ていぬの口のの時にきせ申へし、

一 白まくと云物うまれ給ふ時かいぬるか時にうまれていぬるの方より白まくをこゑ候てよふ声あり、なに物そと云に、天ちくのまむしゆしやうよりと云、白まくうまるゝ、うふきぬハかすみのうち^{本マ}にありと云、これを何をと尋るに、天人の衣也、きぬ四ふりくる、是をすこしかたとりて此子のうふきぬときたむる、其後きぬ

一 たんふりくたりていまのいくさのちんにもつまくと云ハ是なり、

一 御さん所の戸口ハうゑニしていぬるの方へあけへし、御さんひほとかれ候ハ、やかて戸口ニから竹のうらの長かからんを葉ともにきりませて三ほん戸口ニたて簾なり、すゑハるゝと云心なり、
一 点なをやすむる時女子なれハよろひかふとハ指をきあからねにてちいさくかゝみをこしらへて此ゑなをへやすむるへし、弓ひき

めハそゆるへし、

一 七日いわるあり、其後十九日ちかよりの御いわひ其後三十三日の火あはせあり、其時ハもちいをこしらへてくつかたのもちい七そくこしらへて七あしふますること有、しきゝの御祝数をしらす、

一 其後百日の御いわひ是又かすを知ぬ、御いハひ日のかすのもちいをふまする也、おとこには弓矢かふと御よろい其外の太刀刃取をるへて此子に参らせ候也、其外の錢米人ゝ太刀刃進上申候者取そろへ無申事、

一 女子にハだいもくかゝミその外のたくひ御もち候する物ハ教を知すととりそろへてまいらせ候也、小袖などの事ハ不及申みなゝとりそろへへし、

一 御さん所の口ニ竹をさし引目を松にてこしらへ候事、其いハれあり、あんやうの二なれハ松竹を戸口ニさしおく、松ハ火しやうの物、竹ハ水しやうの物こゝにてハこくする事候へとも又ハ人ゝ御不審之事可有なれ共かへりてあんやうの二となれハさうしやうの儀なり、こゝをもて御いわひなれハ竹ハ戸口にさし、松ハ引目にこしらゆるなり、みなく、大事の事、めやすにかまつけおく、御ふしんの所ハくハしく御相伝あるへきなり、

一 此御子百日より内ハ日のかけふませへからず、天のおそれふかりしによりて不しやうをさちふへし、ケ様に此はらんらのまゝに何事もとのへ候ハ、弓矢のミやうか子孫はん昌して百期の年をたもつへし、

一 点なをやすむる方之事、そん神四せつの方をよくつゝしむへし、其外あしく候する方をふかくきらふ事つねならず、

一 右此書忠久住吉にて丹後の御つねは御さん有し時のきしき也、其いハれおほしといへともこまかにハ書つけかたし、すミ吉にて御さんの御宿かり申候つれともふしやうかたくきらふ所なれハ人ゝ御宿まいらせす、よつて松原の内にて御さんのひほをとき給ふ、いまにそのしるし有、御さん乃石とて松原の内^にいまにあり、

その右の上にて御さんのひほをとき給ふ、そのまゝ此御子すてを
き給ひしとき三日過て御らん有しかハ白ききつね二御そハにあり
てかくこ申奉り候を見つけ申候てやかて取あげ奉り御やとへいた
き入申、やういく申、鎌くらへくたし奉り程なく十三御年ニ成給
ふ、其此奥州ニにじきと御ついはつの事有、其大將御給候故はた
け山重忠をえほし父と頼朝より御従有て重忠御供にてにじきと御
せいはず有、其後宇治川をわたし此忠節として七ヶ国御給有、越
前国・若狭国・信濃国・伊勢国・大隅国・薩摩国・日向国以上七
ヶ国、

一丹後のつほねハひきの藤四郎かむすめなり、八文字民部太輔と云
人御そはにて御かいしやく仕候、此民部太輔ハ頼朝無双御自愛の
臣也、いまの市来殿先祖なり、これむね氏の人也、其後御つほね
給りてさいあひをなし二人の子をもつ、忠季と号、忠久宇治川を
渡さるゝ時御供申、川におほれうする、其時の支度の文、かた衣
ての紋桜なり、それより御当家ニもさくらの文きんせいなり、別
家とハ云ながら御一服上嶋津と御名乗候事、八文字殿本ハ庄内嶋
津居住故嶋津と申、其後忠久彼地へ御座有故、嶋津殿と申奉、然
間別而むつまじかるへき敷、

一御さん有之所門もなき所にて御さん候へハ御家二門屋御もちいな
し、其時の御さかな住吉の宮所なれば宮さかなとて今のことてハく
ミさかな也、
一其後忠義御さんありし時も此書の儀式なり、此書秘伝一大事易
不可有他見者也、

永正十一年^{甲戌}十月三日

○永正十一年甲戌十二月二十六日死

○法名津源道伝居士

忠義

○福徳丸 彦三郎 左衛門尉 後朝久

○嫡家公久依無嗣子為養子

○大永四年甲申三月十六日死

○法名鏡安道田居士

忠興

○犬満丸 十郎次郎 右馬允 左京亮 信濃守

聖久

○若狭守 備前守 薙髮号大心、

○永正十七庚辰年誕生

○慶長元年丙申八月七日死年七十七

○法名月盛大心居士

道亮

○道亮旧譜不伝、欠履歴、故誕生死去年月及假名法諱等都而不詳、

川上忠塞一流家譜 卷之三
三代忠克第一

○忠克

又九郎 上野介 意約

○誕生年月次詳

忠克履歷見久田白書之記、錄于左、

久田自作之文

○嫡家幼稚之節忠克為一任家督代、此故二男之流也、

○素補串木野之郡主職而居往串木野矣、前ノ太守勝久誅河上大和守、

又欲罰上野介忠克、於爰嶋津八郎左衛門夷久發兵向捕忠克、入串木

野城、其故者大久後之室忠克之二女也、數女子二人、男子一人、是

以夷久救忠克急難也、

○天文八年_{己巳}閏六月十七日鳴津三郎左衛門尉貴久主率師旅、襲市來而

忽陷平城、雖然本城之守兵戮其圍、晝夜不怠、亘數月之間、夷久之

三弟中務少輔市來守將而遂戰死、滅勢矣、且八月四日鳴津右馬頭忠將為將、進湯田口、樽原管于本城羽手、絕城裏之道、由是窮困日相增也、於茲忠克遂慮夷久之不可勝而同廿八日之曉天使福嶋筑後告貴久主曰、吾願夷久領下可終身、謹請、獻串木野教息男虎德丸屬幕下、容之誠以榮幸也、貴久君忽以許諾、以故福嶋筑後先携篠原氏之幼童、往為質、而後同姓信濃守忠興携虎德丸到于市來、謁于日新袋、貴久主、同廿九日市來本城之守兵嶋津越前・新納常陸介等不得支、而諸通路免逃去、忠克亦去串木野、從夷久者也、

○夷久之勢既滅、貴久主丁為守護、行國政之時、所配流于忠克齋嶋、屈居海陬者三年矣、漸得天運之幸、以蒙恩免見貴久主、為旗下矣、其後補家老之大任也、

○勝久公所賜忠克之御書附于左、

(115)

薩摩国市來院之内河上名十二町并半江三町之事、為忠節之賞所施行也、早任先例可有知行之狀如件、

享祿三年卯月六日

勝久(花押)

河上上野介殿

○川上上野介忠克白書制札之書一冊臨寫而附于左、

禁制

一可借往來之者宿事

一可透塞路之事

一可覆井手灌之事

右自今日於背此条条々輩者堅可被処罪過者也、

仍制札如件、

天文三年_{甲午}五月九日

右札ノ豎横不定候、条数巨多候者横を広ク作り、豎モ又心得候て可
 作、札ノ木ノ厚サ一寸二分計成ヲ截口五分ニ作也、四方共三板ト見
 ヌルヤウニ作也、薄候へハ人難而打破候、能々相伝候而可作也、我
 自長高ク立ルヲ高札ト申也、豎木ニ可作定也、又定法ノ韻モ以豎木
 為本、或横木ニモ不書、又立木ノ迎の事一寸八分方ニ作也、高サ其
 人ノ長ニ等、又立木ノ入土候分三尺計也、如何ニモ合曲尺ノ手直
 ニ可立、入七分ハ不作迎木ヲ大ニ而可然候、以此簡与立木処、調法
 風也、能々可考之矣、白源頼朝以來於代々用米処、先代九代茂如此
 伝諸家候、

泰久在判

定法

- 一可造所米以十合一斗売買之事、
 - 一可布之白地以男三七尋売買之事、
 - 一可薪一駄十二文売買之事、
 - 一可酒者一盃二文売買之事、
 - 一於当所撰錢事破欠計禁也、
 - 一於牛馬之放口之事、成馬者百文、牛者百卅文也、
- 右皆此旨輩者豎可被処罪過者也、
 仍所定如件、

天文三年甲午五月 口

禁制式ニ可立時ハ豎横共二人ニ作候テ可立候、
 横ハ一寸八不定候式ニ立札候時モ白封ナク候、

- 一可討敵相論拾頭之事、
- 一可於陣中多立雑説在之事、
- 一於慈勝之時如拾物不返本之事、
- 一於当手衆堂社仏閣竹木採用之事、
- 一於当手堂社仏閣放火之事、

右当手之軍勢於或当所当国甲乙
 之人等乱妨狼藉之事、若有違犯之
 輩者豎可処罪科者也、
 仍所定如件、

天文三年甲午五月 口

右修羅ノ物何モ可用半文章ノ条数ヲトモ半ナルヘシ、立様ハ高札ニ
 可立、見アケテ見カ如ク可在、字ハ眞字ニ可書、不可書假字、

制書 豎横ノ寸法不定候

於城内往来之人等出入之事
 堅固令停止之処也、若至違犯
 之輩者可処罪科者也、仍所定如件、
 天文三年甲午五月 日
 右立様我長ノ高サニ可立

禁制 八幡宮
 右於当官軍勢甲乙人等濫妨
 狼藉御杖竹木以下採用之事、
 堅固令停止之処也、若至違犯
 之輩者可処罪科者也、仍如定如件、
 年月日

右立燧家長ノ高サニ可立、豎横ノ寸法不定候、
 天文三年甲午五月九日書之

河上上野介忠克(花押)

(1-6)

禁制

右軍勢甲乙人等寄宿事一切被停止訖、若有令違犯輩者速可被処嚴科
 之由所被仰下也、仍下知如件、
 延徳二年六月二日

南禅寺

前丹後守平朝臣
 近江守三善朝臣

ケ様ニ日ノ字ノ下はつれのとをりを
 奥へよせて受領ニても官ニても書テ
 判をスヘシ、

如此一ヶ条之時ハ一文字無之、公方奉行書出ニハ所被仰下也、下知
 如件と留也、其国之守護の制札ニハ可被処罪科者也、仍下知如件と
 留也、

禁制

一甲乙人濫妨狼藉事

吉田社境内

一喧嘩事

一伐採竹木事

右条々任社例堅被停止訖、若有違犯之輩者速可被処嚴科者也、仍下
 知如件、
 文明二年八月三日

大和守 入道之時ハ如此、
 沙弥

ケ様ニ禁制の禁の字のかしらと一文字と右と云字のかしらといつれ
 も同とをりなり、

禁制

一当平軍勢甲乙人等狼藉事
 一於当寺伐採竹木事
 一寄宿事

右条々堅令停止訖、若有違犯輩者可処嚴科者也、仍下知如件、
 永正六年三月五日

右京大夫源朝臣在判

擬

一押買狼藉之事
 一国賈所賈之事
 一喧嘩口論之事

右条々令停止訖、諸商人等守此旨於当市可致売買、若至違犯輩者可
 加成敗者也、所定置如件、
 永正七年二月十日

左衛門尉在判
 近江守 同
 若狭守 同

条枚之色ハ可相替、

○嶋津八郎左衛門尉実久所贈忠克之書、写而賜于後、

(1-7)

薩摩国申木野并荒河市来院之内河上之事、今度依当雨錯乱之次第、

一、被抽忠儀、懇志之案、此三ヶ所進之候、
天文四年十一月七日 崇久(花押)

河上上野守殿

○天文九年十一月二十二日犬追物手組日記一道

射手嶋津上野入道殿、川上憲鈎忠克也

○天文九年十一月二十三日、犬追物手組日記一道

射手嶋津上野入道殿、川上憲鈎忠克

○天文九年雪月十三日犬追物手組日記一道

射手嶋津上野入道殿、川上憲鈎忠克

○天文九年雪月十五日犬追物手組日記一道

射手嶋津上野入道殿、川上憲鈎忠克

右都而奉旨備我家之後鑑

犬追物手組之事 天文九年 十二月二十二日

一、相模守入道殿 三、三郎左衛門尉殿

五、嶋津右馬頭殿 七、嶋津尾張守殿

九、山田弥九郎 十一、本田弥次郎

十、指宿刑部少輔 十二、鎌田又七郎

六、河田飛彈守 八、伊地知式部少輔

一、嶋津上野入道殿 四、嶋津振津守殿

檢見 喚次

嶋津武藏守 嶋津十郎左衛門尉

犬追物手組之事 天文九年 十二月二十三日

一、三郎左衛門尉殿 三、嶋津上野入道殿

五、嶋津淡路守殿 七、嶋津尾張守

九、嶋津三郎九郎 十一、嶋津掃部助

十三、稻所右衛門兵衛尉 十五、河田飛彈守

十四、伊地知式部太輔 十六、鎌田刑部左衛門尉

十、本田弥二郎 十二、鎌田図書助

六、嶋津伊賀守 八、村田越前守

二、嶋津振津守 四、嶋津右馬頭

檢見 喚次 比志嶋彦三郎

犬追物手組之事 天文九年 雪月十三日

相模守入道殿 十一、正 嶋津撰津介殿 三、正

嶋津三郎次郎 一、正 嶋津又太郎殿 三、正

嶋津尾張守 四、正 嶋津源五郎 一、正

猿渡大炊助 一、正 平田新左衛門尉 一、正

嶋津右馬頭殿 十五、正 島津曇秀丸 三、正

嶋津上野守入道殿 六、正 三郎左衛門尉殿 三、正

檢見 喚次 紋嶋又左衛門尉

嶋津武藏守 紋嶋又左衛門尉

犬追物手組之事 天文九年 雪月十五日

相模守入道殿 十一、正 嶋津上野入道殿 三、正

嶋津曇秀丸殿 七、正 嶋津武藏守昌孫 五、正

嶋津又太郎殿 四、正 嶋津伊勢守 四、正

嶋津三郎九郎 三、正 猿渡大炊助 一、正

嶋津三郎次郎 一、正 嶋津尾張守 四、正

嶋津四郎入道殿 八、正 嶋津撰津介殿

檢見 喚次

三郎左衛門尉殿 嶋津左京亮

指南川上武藏守昌孫

○天文十五年丙午十一月二十四日、於加世田、義久公・義弘公及鶴津左衛門督藏久主有御元服、其記誦于左、記中川上野介者意鈞忠克也、

(118)

当御屋形貴久様之御曹子菊三郎殿様御元服之事、天文十五年丙午霜月廿四日戌之日酉之時、御ぐしおは本店紀伊守ゆい被申候、北郷藤州御ぐしをはやし候あて物ハすくろくはんにて御はやし候、制刀ハ御屋形より被出候刀にてはやし候、次ニ從北郷殿參候御衣性の内、北郷殿次男左馬助持候て參候を伊集院治部少輔請取被申候、御三こんの宮仕衆当奉行本山下野守、同弥六・同辨正・同宗左三門尉、此人衆にて候、又御名をハ又三郎殿と相州入道殿様より御付御申候、御祝物北郷殿よりハ士持銀津介同名の者此兩人にて渡シ申候、御屋形様よりハ三原遠江守、同次郎左工門尉請取被申候、御名祝として入道殿様より又三郎殿へ御參せ候太刀、加世田被召落候時入道殿御はきまへ敵御打候御加例よしと候て新納伊勢守持候て被參候を御前御前にて川上野介請取候て上申候、又同日若殿様御兄弟第三人ともに御元服にて候、御ぐしおは御屋形様御はやし候、二郎御さうしの御ぐしおは伊集院掃部助ゆひまいらせ候、三郎御さうしの御ぐしおは三原遠江守ゆひ申候、御祝物太刀一腰、金覆輪作無、御鍔かた白、甲ハこいつみ、御弓、征矢弓ハそは赤うるし三所とう、征矢ハハリの羽千六おもて不作、馬くら賞馬を野々川原毛引添ハ栗毛印なし、鳥目五百疋、御波札には御太刀一腰、金覆輪、御鍔同かた、甲ハなつふり、しころハ同毛、しるしハ牛の角金ニミかき候、弓はあかうるしのしけとふ、征矢ハおもて征矢ハおもて征矢十二、馬ハつるはミ野々鹿毛くら賞候、引添ハ瀬崎の鹿毛、鳥目五百疋此分ニテ候、廿六日北郷殿より御宿にて渡上被申候、

○川上野介忠克、道号之記、福昌寺十四代之住持慈活和尚之直筆也、

臨写而開于左、

天文丁未考十六年秋、慈活和尚天文十七年戊申十一月八歳八十七也、

領院

爰上野守法名道統公寄白紙采需別称矣。其公者乃藤氏善武門良將正称一門之。統領善達四海益保百載之遐齡德眺九。塚者也仍字書領院以応其求之厚者乎。

于時天文龍集丁未十月上浣日。

前永平 想岳楚八十六歳

於福昌室書之 (宋印)

○川上野介忠克自書兵道日執之書一冊臨写而開于左、

兵道日執之書

意鈞

兵法ニおひて吉日の次第

万倍口

- 一 右件の万倍日たとへ悪日たりとゆふ共此日出陳すれハ万人をしたかへ万事大吉也、たとへ甘露日とんかうふ日大明日天地和合日かやうの吉日成共千けん日にハ凶也、
- 一 悪日におひてハめつもん日しやくちせつ天下めつはう天まう四ちやう不返来士死丸さつとしゆし大くわらうせきり日かやうの悪日たりとも此万倍口を用候ハ、万事よろこひあり、
- 一 大國にてハかんのかうそ大敵をつるはつしたまふ、天下をおさめられたる日なり、ほんてうにてハ神宮くわうくうのいこくつるはつ口の也、しやう徳太子もりやの大しんをはつし給ふ日也、彼の万倍日兵法ニおひてゆふさうの口なり、
- 一 合戦に出るに悪日
- 一 春ハとり夏はる秋ハとら冬ハま、是悪日なり、
- 一 てんまう四ちやう日

正五九月うし二六十月う三七十一月さる四八十二月とり、ありきに
ハわるし、城とり陳かまへに吉なり、

一 戦場に打出るに生の方死の方を知るやう、
一生の方吉方なり

正午二未三寅四卯五辰六巳七午八未九申十酉十一戌十二亥
一 死の方あしき方なり

正午二未三申四酉五戌六亥七子八丑九寅十卯十一辰十二巳
一 合戦に出るに吉日

春ハ寅夏ハ巳秋ハ申冬ハ亥、此日打出れハ敵を打取大吉なり、

一 九天九地か時を知る事
九てんか時ハ九万九千の鬼神目ミえす、九地か時ハ万人の目見え
るときなり、

春三月 中 九天か時吉
寅 九地か時わるし

夏三月 子 九天か時よし
午 九地か時わるし

秋三月 申 九天か時よし
寅 九地か時わるし

冬三月 午 九天か時よし
子 九地か時わるし

一 明日道を行とて今日より足をあらハす、又にしにむきていくき物か
たりおす、家のそす井の水のますしやうしの事いハす河にのそます、
一 急用の時にのそます行にハかねを越る、南に行にハ火をくゆる、北
に行にハ水を越る、東に行にハ木を越る、

一 千めつあくそう日此日善事も吉事もくとも凶へき日なり、

正七日 二卅日 三十一日 四九日 五十五日 六七日 七八日
正廿一日 廿九日 三十五日 四十五日 五十五日 六十九日 七廿三日

八二日 八五日 九二日 八八日 十一日 十四日 十一日 十二日 十九日
八十八日 九十九日 十四日 廿六日 廿七日 十二日 十二日 廿五日

一 大しやうくんのちうさる月のしたいのはう、正巳 五辰 六子 七
酉 八未 九卯 十子 十一卯 十二戌

右件の方万事ニ凶へし、

一 合戦に向て吉方之事

甲乙ノ日ハ四方角

丙丁ノ日ハ西

戊己ノ日ハ北

庚辛ノ日ハ東

壬癸ノ日ハ南

右ノ方よきなり

一行ニ火にいむへき日之事、

正 七日三里の内にて死す、

二 四日百里の内にて死す、

三 六日六十里の内にて死す、

四 八日九十里の内にて死す、

五 十日六里の内にて死す、

六 廿四日六里の内にて死す、

七 八日九十里の内にて死す、

八 六日三里の内にて死す、

九 七日五里の内にて死す、

拾 八日三十里の内にて死す、

十一 廿日二十里の内にて死す、

十二 八日三百里の内にて死す、

一 天地和合日之事

甲乙ノ子亥日午ノ時

丙丁ハ申酉ノ時

庚辛ノ日ハ未辰戌

壬癸ノ日ハ寅卯吉卜用候、

一 土用ニ入時之事

甲乙ノ日ハ子ノ時ニ入

丙丁ノ日ハ酉ノ時ニ入

戊己ノ日ハ寅ノ時ニ入

庚辛ノ日ハ戌ノ時ニ入

壬癸ノ日ハ戌ノ時ニ入

一六しんさうヲ知方之時ハ

甲ノ日ハ寅卯亥ノ時

乙ノ日ハ丙戌ノ時

丙ノ日ハ寅卯亥ノ時

丁ノ日ハ巳午未ノ時

戊ノ日ハ卯辰巳ノ時

巳ノ日ハ寅卯亥ノ時

庚ノ日ハ寅卯亥ノ時

辛ノ日ハ未申酉ノ時

壬ノ日ハ巳午未ノ時

癸ノ日ハ卯辰巳ノ時

右件ノ六しんさうの時ハたとえ悪日たり共彼時ハ水に入共おもしろ、
火に入共燃す、かたきに合共見えす、万事ニ悦ノ時なり、

一しんさうヲ知時之事吉

甲乙ハ未ノ時丙丁ハ酉ノ時

戊己ハ申ノ時庚辛ハ寅ノ時

壬癸ハ未ノ時、

右彼ノ時万事の悪日たりといふ共、此時ことくくよろこひの時也、
仏神三宝のかこあり、あくまけたう了簡に及さる時也、合戦に敵を
しのひ敵をほろぼさん時ハ第一なり、万事ニ是ヲ可秘云云、

一九まわう神の方之事

申子辰ノ日ハ北寅午戌ノ日ハ南

亥卯未ノ日ハ東西巳丑ノ日ハ西

一天氣門地氣門の時悪

正七寅申ノ時二八未申ノ時三九壬午ノ時

四十二亥ノ時五十一辰戌ノ時六十二卯酉ノ時

右此時ハ悪時也、ことに合戦に凶へき時なり、

右ひやうふ吉日吉事たいかいハうすさうしめてこのをもむきしるし

出し候、

万事此時日ヲ以もはらゑらひ候て出陣候ハ、可目出度候、

一ハ神力を以本とすへきなり、

右此本伊地知筑前守殿より写申候畢、

平時天文廿一年壬子五月十九日

河上上野介忠克(花押)

○ハナレ馬留ルウタ

ニシハウミヒカシハマノハテナレハ

カケヤト、マレユフクレノコマ

○タリムマウタ

ヲクヤマノトヤマノヲクノモシクツワ

ナリヲ、サメテコトノネヲキケ

○ハシスマイノウタ

テンチクノホソミツ河ノハシナレハ

ワレモハタルヤハタレリウコマ

一馬ノ病寒熱ヲ見知ル事耳ヲニキリテ見ハ耳ノ子ヨリ未及冷ハ寒也、

耳ノ根ヨリ末マテツヨクホトラレハ熱也、耳ノ根ハアツク末ハ冷レ

ハ腹ノ病也、熱ノ時ハ風門須弥ノ髮吉、

一口鼻ニ手ヲ当テ、ミンハ出ル息モ入ル息モアツキハ熱也、出ル息モ

入イキモツメタキハ寒也、亦出ルイキハアツク、入息ハツメタキハ

腹ノ病也、此時ハ百会上唇下唇髮際一寸ニテモアレ、又五分ニテモ

アレ、引ケノアハヒ一寸ツ、イクツモ可指、

一服ノ色赤色ハ熱也、眼クラク目毛長クサシイ服黒キハ寒也、

一口ヲアケテ見レハ□及モツヨク赤キハ熱也、上下ノ唇舌マテ膏ク

黒キハ寒也、

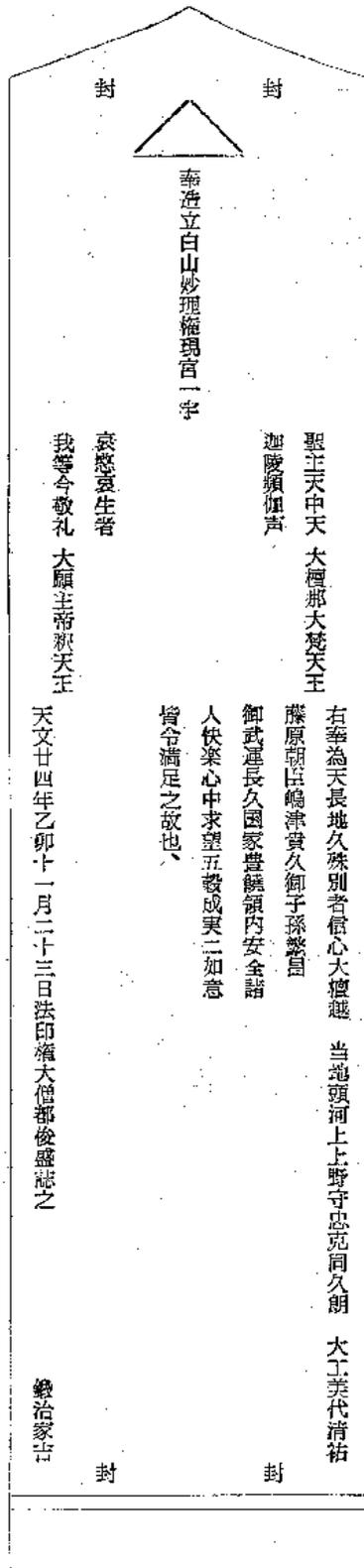
一毛付ヨク毛サキウツクシク付カハ熱也、毛サキタチ毛長ク毛ノ打□

カハ寒也、又目ヲウシロニシフセテ耳サキノ当ル所ヲ左右ヲサセ

何モ五分、

一駒ハ外腎ヨリ汗タリフクリフトケレハ熱也、外腎列アカリテカ
ハ寒也ト可心得、
一冬三月ノ病ニハ百会ニ針ヲサセマクサスリミタリ、馬ヌカスクミ腰
ノ病ニ第一ノ針ナリ

○貴久公賜薩州谷山中村呂於川上上野介忠克領之、而忠克令再興邑内
白山権現之社、大乘院現住俊盛法印書棟札納社内、裏面所記者忠克
之一族及家臣之誓也、故写而附于後、
○棟札在谷山中村白山権現之社内、



封

封

奉造立白山妙理権現宮一宇

聖王天中天 大禮那大梵天王

迦陵頻伽声

哀感哀生者

我等今敬礼 大願主帝釈天王

右奉為天長地久殊別者信心大禮那 当地頭河上上野守忠克同久朗 大工美代清祐

藤原朝臣嶋津貴久御子孫繁昌

御武運長久國家豊饒領内安全諸

人快楽心中求望五穀成実二如意

皆令満足之故也、

天文廿四年乙卯十一月二十三日法印権大僧都俊盛誌之

鎌治家吉

封

封

- | | | | | | |
|-----|---------|-----|--------|------|---------------|
| 一貫文 | 河上又左衛門方 | 三百文 | 屋子地天靈方 | (厚カ) | 加ふ衆之分百人之くみきやう |
| 五百文 | 河上右衛門方 | 二百文 | 原田但馬方 | | にきつけ山口与市左衛門方 |
| 五百文 | 河上民部方 | 二百文 | 野呂肥前方 | | はハ、り一左衛門方 |
| 一貫 | 河上十郎四郎方 | 百文 | 原地雅樂助方 | | 山のたのおとな |
| 二百文 | 河上又十郎方 | 一貫文 | こはとかく | | 中津かたの一兵衛 |
| 五百文 | 河上小とふ | 一貫文 | 木六 | | この人衆之とよ行 |
| 二百文 | りふしん | 五百文 | 三郎次郎 | | |
| 二百文 | 伊与方 | 五百文 | 孫次郎 | | |
| 三百文 | | 五百文 | 助八 | | |
| | | 五百文 | たひら間 | | |

奉定帳目

川上忠塞一流家譜 卷之四
三代忠克第一

○弘治永祿天正之間、川上意鈞忠克補国老職、故与同寮共有連名之書、
為後鑑摹臨而開于左、

○正文在大興寺

大興寺領

坪付

薩摩国谷山郡福本名

一 永崎之門

残而一町一段卅

三町此内一町二反廿年と不

又此内六段ある分
一 塩屋 一間

満家院之内

西俣名

一 堀内之門

一町八段此内二反不
春日領

鹿兒嶋郡之内

田上名

一 溝副之門

七段

八幡領

茄兒嶋郡荒田名

淨免

一 二町二反

四ヶ所 屋敷

都合七町七段

此内一町四反廿年と不

弘治二年
二月吉日

忠朗
忠克

龍盛院領

坪付

大隅国帖佐郷之内

五段卅 上錦

四反卅 小川

以上 壹町

弘治四年二月吉日

忠克

重秋

忠倉

右地之事雖為料所之内、此刻嗣所無之之条、先以令寄進、何
様出来次第重而別所へ可令繰替也、

○正文在薩摩院
薩州鹿兒嶋郡之内

田毛名
一水町之門

二段 はず田

四反 同所

八段 芦牟田

一町 牟田

十ア 堀町 はず路

此内一丁ア堀町

以上二町四反十ア

此外一反堀町有

畠地

以上老町七段

永祿拾三年二月 吉日

伊集院右衛門大夫 忠金

村田越前守 經定

三原遠江守 重秋

平田美濃守 昌宗

河上上野沙弥 意鈞

喜入式部大輔 季久

龍盛院領

坪付

薩州鹿兒嶋郡西田名之事、伊集院大和沙弥笑岳依勲功被宛行内之水田竹崎式段為菩提所令建立、笑岳寺可致寄附、訴訟及數度之条、永々可致免許之由以御隨喜被成御判訖、然開当職之寄合中令加判者也、雖及縱彼地輕變、於右之式段者永代不可有違乱之状如件、

川上野

永祿拾貳年己拾一月拾二日

沙弥意鈞(花押)

笑岳寺寄進狀 奉行中

村田 越前守經定 (花押)
三原 遠江守重秋 (花押)
伊集院右衛門大夫忠金 (花押)
喜入 式部大輔季久 (花押)

隅州姫城之域之事、先年一乱之刻為御奉公進上候、彼返地薩州谷山郡之内山田名被宛行訖、必明合境節者城一ヶ所仁可繰替事相違有間敷候、此度先以水田拾町可被給之証文如件、

永祿拾貳年己拾貳月拾九日

川上野沙弥 意鈞(花押)
村田越前守 經定(花押)
三原遠江守 重秋(花押)
伊集院右衛門大夫忠金(花押)
喜入式部大輔 季久(花押)

本田刑部少輔殿

為当国改政之礼儀、広洛雪峯長老朝朝之次謹以呈片楮、蓋伝當比年商舶不帶当家印判檀犯旧制者惟多、仰望後日若有違背輩者、加細察究刑治、堅可被停止狼藉奸党、委曲詳十長考否端、恐惶頓首、

永祿十三年 暮春初一日

川上入道意鈞

呈上 三司官 館下

菱刈四郎との曾次就被蒙上、當時在所等無落着候、就夫召達上聞候、然者從最前抽被成御奉公候、為其忠花北一所先、可被差遣之由被仰出候、早々可被仰達候、這而御加扶持之段上志候、聊疎儀有間敷候、

恐、謹言、

十二月廿日

忠金 (花押)

意鈞 (花押)

重秋 (花押)

忠金

新納刑部太輔殿

御宿所

上包

新納刑部太輔殿

御宿所

上包之裏書

川上上野入道

伊集院右衛門大夫

三原遠江守

○將軍義昭公所賜薩州老臣之御書寫而開于左、河上とのへ、意鈞忠見事也、

掃落之儀对毛利申問候処、則及請候、然者武田・北条・上杉已下相談、東西令一統、既出張火急条此節嶋津勳忠功候様加意見者可為神妙、猶昭光・昭秀可申候也、

天正三年秋

卯月十七日

(足利義昭)

(花押)

伊集院右衛門大夫とのへ

河上とのへ

平田將監とのへ

村田越前守とのへ

上包

上包伊集院右衛門大夫とのへ

河上とのへ

平田將監とのへ

村田越前守とのへ

○義昭公之執事真木嶋玄蕃頭昭秀・一色駿河守昭光所贈薩州老臣之書、一通臨写而開行後、河上殿皆意鈞忠見之事也、

今度至中国被移御座、对毛利御入洛之儀被仰問候、則被及御請候、

然者始武田・北条・上杉其外東西之諸士令一統既御進発火急候、仍被成御内書候、此節於被拙忠勤者尤可為御感悅通、大守江可被加意見事肝要旨被仰出候、委曲蓮華坊可被申候、恐々謹言、

「天正三年」

卯月十七日

昭秀 (花押)

昭光 (花押)

伊集院右衛門大夫殿

河上殿

平田將監殿

村田越前守殿

真木嶋玄蕃頭

一色駿河守

上包

伊集院右衛門大夫殿

河上殿

平田將監殿

村田越前守殿

昭光

○薩州老臣所報一色氏・真木嶋氏之回翰写而開于後、

到中国被移御座候之処、東西諸勢以才覚急度御掃落之由千秋万歳目出度奉存候、依其愚類迄被成下御内書候、前代未聞奉令感荷候、仍当邦之忠戀可為此節之段蒙仰候、必遠国及心可被致馳走候、猶蓮花坊可有御達候事候、恐惶謹言、

六月朔日

意鈞 (花押)

光宗 (花押)

經定 (花押)

忠棟 (花押)

一色駿河守殿

真木嶋玄蕃頭殿

御報入と御中

真木嶋玄蕃頭殿
一色駿河守殿

御報入と御中

川上上野入道

平田左馬助

村田越前守

伊集院右衛門大夫

忠棟

去卯月十七日御内書五月十九日着降、謹而頂戴仕候訖、抑東西之士卒以馳走御入洛可為急速之由寔乍不及恐悞云云、依之雖為遠國相應之御奉公可被遂微力候、仍為御視儀白糸十斤令致進上候、御披露所仰候、恐惶謹言、

六月朔日

意鈞

經定

光宗

忠棟

一色駿河守殿

伊集院右衛門大夫

村田越前守

平田左馬助

川上上野入道

忠棟

上包

一色駿河守殿

○正文在南林寺
南林寺

新寄進

坪付

下大隅野里名之内

一中嶋 スレ門

壹段卅ア □スレか
(成カ)

此内一反卅川 □

貳段 榎スレにの本

参段 池玉禰須迫田

肆段 川成 屋敷の本

伍段 名頭 前田

陸段 卅 床水出

参 卅 堀町 同所

肆 卅 宮の脇

伍 卅 かみはせ

陸 卅 此内卅川成 柳木の木

参 卅 桑木出

肆 卅 此内卅川成 逆山

伍 卅 古河

陸 卅 惣合一町七段十

此内七段十神須堀町川成

天正五年 丑 丁 式月吉日

伊集院右衛門大夫

忠棟

經定

平田左馬助

河上上野入道

意鈞

喜入撰津守 季久

為忠昌公御菩提申良院之内上園門之事被成寄附、寔雖為少狭之地、被抽其懇情者也、仍地頭江諸役之儀除之畢、但同役武役之事者堅固可被相閉目之狀如件、

天正五年孟秋廿三日

平田左馬助 光宗
村田越前守 經定

伊集院右衛門大夫 忠棟

河上上野入道 意鈞

喜入榎津守 季久

興國寺

誠今年御吉兆愉悅嘉祥珍重不易々々、抑日州之士卒已下或者退出、或
者群參、感其故当邦弥重冥候之設不料候、然者依右之儀今度者妙藏寺
并加翰彼是感可無極之至候、殊更大平在左拾齋寄意候、仍乍輕微鉄
丸五束進献、漸表心緒計候、恐惶謹言、

天正六曆仲秋廿日

越前經

左馬助光宗

前上野介意鈞

謹上三司官

○近衛稻家公所賜川上上野忠克之御書三通奉隨而開下左、

去年為使左大弁宰相着下候折節条、取成之由申候、祝着候、殊對貴
久忠功無比類之樣聞及候、尤可然候、弥馳走候者於家門可為本望候
也、穴賢々、

二月廿九日

(花押)

鳴津上野守殿

鳴津上野守殿

(花押)

河上上野守殿

(花押)

依無指題目不能書信候、背本意候、抑就家門由緒之儀、雖其憚多候、
助成之事速々申候、此節以馳走相調候様頼入計候、猶不断光院可有
演說候也、かしく、

三月五日

(花押)

河上上野守殿

好便之条馳筆候、家門事、旧好異于他儀候、運々無疎意候様對修理
大夫孰成頼入候、仍色幣二十枚、雖其憚多候、書進申候也、かしく、
六月廿七日

(花押)

河上上野守殿

河上上野守殿

(花押)

○近衛殿下之臣進藤左衛門尉長治所贈川上上野介忠克之書寫而開下左、

河上上野介殿

御宿所 長治

進藤左衛門尉

今度從修理大夫殿為御使古市長門守上洛候、御祝着之旨只今被成御
直書候、御面目之至候、弥貴國之儀御馳走可為肝要之由可申旨仰候、
恐々謹言、

六月廿八日

長治 (花押)

河上上野介殿

御宿所

○京師不断光院道善所贈川上上野介忠克之御書也、清譽者進藤左衛門尉長治
(弟女)筆而近衛殿下家臣也、

去年罷下候御種々御懇之至候、纏而御礼可申入候之処、御家門御書
還候間、乍存延引非本意候、仍今度為御使伊地知備前守方被指上候、
御祝着無極候、則御返書共中調渡申出候、就中帖佐之内守家一所
被預下由候、忝存候、御取合候者可為喜悅候、隨而扇一本進覽候、
乏少之至憚入存候、猶期後音候、恐々謹言、

九月廿四日

清登(花押)

川上上野守殿

御宿所

河上上野守殿

御宿所

清登

不斷光院

○肝付彈正兼盛所進村田越前用上野入道之書寫而開于後、

誠改年之御慶重疊猶以幸甚々々、抑如此之為御祝言御佳札五明二本送預候、目出度候、從是茂表御祝儀計候、仍十六日御千句調之儀被仰遣候、其意得申候、諸吉以面上可申加候、慶事恐々謹言、

正月九日

謹上村田越前守殿

彈正忠兼盛(花押)

川上前上野入道殿御返報

○新納刑部太輔忠元所進村田越前、川上上野入道之書寫而開于左、

誠年甫之御吉兆重疊雖申事旧候、猶以不可有休期候、珍意々々、抑為此等之御祝詞御嘉札千秋万歳目出度令拜領候、仍從是茂五朋致進獻候、寔表祝儀計候、何様以拜領倍御祝言可申加候、慶事恐惶謹言、

正月九日

刑部太輔忠元(花押)

村田越前守殿

謹上

河上上野入道殿

○北郷讚岐忠相所進川上上野介之書寫而開于左、

改年之御古慶珍重万祥雖申上事旧候、猶更不可有辺派候、多幸々々、抑今春超越累年御繁榮之由千秋万歳候、永日倍御祝詞可申加候、仍五明二本令進獻候、奉表御嘉例計候、佳事恐惶謹言、

正月十一日

讚岐守忠相(花押)

進上河上上野守殿

○穎娃常陸介兼堅所進伊集院大和川上上野介之書寫而開于左、

誠年甫之御慶重疊雖申事旧候、猶以不可有尽期候、幸甚々々、抑来

廿一日至帖佐塚可為御張陣之出承候、得其心候、明日廿日人衆召烈候て可罷立候、殊手火箭普請具等儀是又可申付候、仍五明二本預候、目出度候、從是茂同式本進覽候、聊表御祝儀計候、賀事恐々謹言、

正月十九日

兼堅(花押)

伊集院大和守殿

河上上野介殿 御返報

○南宮宮内良親所進川上上野忠克之書寫而開于左、

伊作之時宜千壹へ為可申聞当所申本野へ罷越候、明日者殿御方へ可致参上候、仍自山田三郎次郎被申遣候分者一昨日伊作之火事見充申候へハ阿多へ渡候て作毛散々其夜廿人計阿多之城ニ忍寄承候へハ、城内殊外愁歎之聲聞候由申候、新納隠岐守殿打死候由伝説候、必定候哉、鶴箭仕罷掃候、又昨日廿五加世田・河辺・茄兒・山田・知覽之人致相附於阿多手遣之通申遣候、阿多無人致之由候間、奉期後音候、恐々謹言、

七月廿六日

良親(花押)

河上上野守殿

參御宿所

○国老上井伊勢覺兼日史載祖先忠克、履曆不可学算、其中拔要写而開于後、

天正貳年申戌八月廿六日、如常出仕申候、新田衆口事之儀、御老中へ申候、撰州・意釣・伊太夫殿・村越州・平濃州皆、御揃候て御談合候、當時新田御柴中ニ而候間、先々此度御掃候而樂過候而一途暖被成候する由申せと而候儀、白前之使三人ニ而執印殿・千儀坊へ、於諏訪座主坊ニ如此之由申候、頼ニ此度事終候様と被思候、乍去、向後御老中頼可有身上ニ候間、兎角御意法第候、扱樂過候ハ、必々一途事終候之様ニ頼候由候、安養院も御異見其被成候、自夫御老中へ於村田殿ニ此由申候、尤可然被申候由候、座主・権執印へも、此由明朝申せと候、

○九月

六日、如常出仕申候、此日上使江月齋御寄合取成候、早、殿中御座候へとの使ニハ拙者差遣候、上使者頼雄飯屋ニ宿候、我ハ意趣申候而頼雄歸候、殿中御門迄頼雄飯屋隔月与申者案内申候、奏者伊地知勘ヶ由左衛門尉ハ御門迄出合被申候、足中あまうち迄はかれ候、夫より唐戸の御座候迄より下之座ニ被申候、平陽居よりかきより上使ハ入候、奏者ハ平陽居より下より被入候、従夫対面所ニ御寄合被成候、主居ハ御屋形様、御次喜入撰州、其次平田濃州、客居ハ上使、其次橋院ニ而候、御膳は三め迄参候、御引物種々参候、御酒三返にて御湯参候、御肴ハ度毎ニ参候、御前官仕ハ新納刑部太輔・本出紀伊守、客之前ハ高崎兵部少輔・梅北宮内左衛門尉、いづれも年長ハ無御座候、其外官仕之衆、伊地知勘ヶ由・川上源三郎・上原太郎五郎・伊集院源介・拙者ニ而候、以上此衆迄ニ而候、又あるむきにてんしん参候、御肴・御酒、勿論ながら度々ニ参候、客人立廻ハ、御さうめんにすへかへて御さかな参候、其肴くたり候ハぬ内に御盃上候するとて、宮仕持て出候処、被立候、貴殿様なけしの下ニ御礼被成候、酉刻計より戌時計ニ御座終候、

○九月

廿九日、如常出仕申候、伊地知式部太輔殿より、同名源左衛門尉・浜田主馬允兩人ニ而御申上候、趣ハ高橋一所ニ被下拜領候所領等、賢き所ニ而候、海辺杯候て、諸事下々迄任能所にて候、然共山無格護候間、殿中之材木又ハ普請具など当時不自白候、頃伝承候へハ、入采荒山田上候由聞得候、彼方田敷高橋へ相応之所ニ而候程ニ、召替候て被下候へかし、國堺ニ而候に、若輩不似合申事ニ而候へ共、余山なく候へハ謹篇不自由候由御老中迄御申候、伊太夫殿・意釣・平濃・村越、此御衆へ申候、達上問候へと承候間、頓而上上候、御返事ニハ当座兎角可被仰出事なく候、急度御談合可有之問、其時出合候ハてハにて候、自然御為ニ可成事にもや候らんと上意候、其次ニ比度右馬頭御参上ニ而御談合候ハ、伊集院美作守・宮原筑前守兩人御談合ニ被参候へと申候と上意候ま、即伊右衛門大夫殿にて何れも申入候、頓而御老中書状認候て兩人へ被遣候、此口春山へ呼ニ御供申候、

天正二年甲戌

十月七日、如常出仕申候、「以下不記写」

此朝從伊地知方去三日承候儀達上問候、御返事に、下大隅之事未御不案内ニ候、彼方然々存候する人衆へ御尋、談合共被成候て可然之由候、其次ニ御老中へ被仰出候、伊地知之事、此度無奉公之儀無懸候、諸篇被申上候する事を、十の物ハ七八迄ハ縦理ニ而候とも、指留候ハてハにて候、況於其儀哉、其故ハ親類此方へ厩々罷居候、ケ様成儀ニ而無了簡之人之申事も疎立候など、諸人唆候而ハ、必竟御家之為に成間敷由能々申々と候也、即喜入撰・伊右・川上源三郎・平濃・村越へ申候、

十月十一日「此日前後之記略」

此日意釣ニ而夢想連歌候、其迎衆にて候也、

天正二年

十一月二十日「此日之訃条記略」

此日兵庫頭殿於飯屋御談合候也、其御人衆ハ志平様・年久様・意釣斎・伊右衛門大夫・村田越州・平田濃州・伊集院右衛門兵衛尉・上原長門守・川上左京亮(忠實)・拙者ニ而候、条々ハ、一、肝付宛、以御使者可被仰出事、次ニ下大隅縁替之事、次ニ市成格護之事、此三ヶ条ニ而候、肝付へハ伊東へ急度へたり候するや如何之由候、爰を堅固召取取候て、其後御行ハ御談合ニ可有之由出合候也、次ニ下大隅りかへの事伊地知方誠ニ不忠之仁ニ而候、早々下城之事、何方へも御くりかへ被成候而可然由候也、次市成格護之事、是又大事之堺目ニ而候間、從此方より御格護候わてハの所ニ而候よし出合候也、

天正三年十二月

○十九日、如常出仕申候、肝付雜説之儀ニより御談合也、其御人數、川上殿・肝付箱臺、御老中御三人伊右衛門大夫殿・越州・意釣也、其外伊右衛門尉殿・本田下野守・伊地知勘ヶ由・白浜周防介・上原長門守・拙者、此衆也、以御談合、肝付へ飛脚使僧兩人被遣候、南林寺より一人、淨光明寺より一人也、此日茂迫々々所々へ書状被遣候也、

○忠克賜谷山中村而致仕之後住居中村死彼地、年月不詳、年八十六、

○法名領院道統居士

川上忠塞一流家譜 卷之五

忠賴 四代久朗

忠賴

虎德丸 源三郎

十九歲死年月不詳法名花翁菊公上座

○先是天文八年夷久之勢漸滅、因茲我家亦危、宛如風灯、當此時、

慈父忠克窺得勝敗之機、与伯父信濃守忠興俱擬評議、而非會歎串木野於 貴久公、使忠賴属旗下、以故当家無事至今日矣、

○貴久公為守護之後、令忠賴為谷山本城之工宰且賜中村者也、

女子 桑波田正雲妻 正雲子右馬佐、其子福昌寺全珠

女子 鳴津八郎左衛門尉夷久後之妻、男子左近大夫久兼

○久朗

左近將監

○天文五丙申年誕生

○兄忠賴依早世統家督、

久朗履歷見久國自書之記、詳于左、

久國自作之文

○天文廿二年 太守義久主命久朗、欲任家老職、此時久朗十八歲也、爭領重職乎、雖再三辭之、不蒙赦免、於爰詣福昌寺因喜冠和尚令堅辭之、然如 貴久主渡御福昌寺、殿命及再往、故無所辭 而令領諸者也、

弘治元年之次本書ノトマリ、

○永祿四年辛酉五月十四日、肝付河内守兼統省約忍取廻ノ城自居住、貴久主・義久主着陳大牟礼、局立者嶋津右馬頭忠將、竹原山撰勇士籠之、然二肝付軍士為救主危急、六月廿三日大勢竄懸丁陷竹原山時、忠將發馬立救之、即所遂我死、迎捕省約、旁乘勝利之勢、寄乘大牟礼ノ麓、久朗七尺三寸ノ大太刀ヲ持挑戰、滝聞越後・河野玄蕃合鏖、徑越後左指四ツ被切払、繼先落地、引載左脇、突合、敵頓引退、久朗謂兩君曰、二人拳働無類、殊越後勇猛可謂前代未聞也、兩人可被行勸賞、雖致諫言、此節公領相迫故不及勸賞矣、兎角押移ル也、於爰、久朗私領之内、帖佐道場窪一町之間与越後、谷山・中村・月白毛ノ門与玄蕃、經年京檢地ノ刻、自兩人久辰所返附者也、

永祿四年之前本書ノトマリ、

○弘治元年乙卯正月比ヨリ、蒲生某・菱刈大膳・波屋党五家之族一味与同シテ对太守方權鋒楯、依之 貴久主・義久主住居吉田之城、同正月廿三日、北村ノ番主、發使節謂曰、猷我北村ノ掩以可屬幕下、廿三夜可舉烽火、丁其期、可被發官軍云、如約期見火色、味方北村城戸押寄処、敵ノ伏兵困我軍、打破引退処、入來勇士寺尾左衛門卜名乘、捕籠突懸、久朗持長刀挑戰、寺尾カ繼久朗長刀ノ柄ニ丁テ繼先折留ル、寺尾カ繼ノ柄ニ久朗長刀ノ切跡有之、慶安三年、

左衛門孫内匠へ其續ヲ乞取、久国所持之也、

○相良修理太夫義陽為救菱刈大膳、大口城籠勢、貴久主・義久主馬越有御同座、永祿十一年辰正月廿日、求麻勢自大口城打出、設備窺機馬越ノ諸將見之、敵偶出城外者不幸乎、忽逢合戦可決雌雄ト云、義久主・忠平半許之、然勉、貴久主召久朗曰、敵ハ廻籌策、可出張、味方ハ無評議、不考日方、今日之出勢不為甘心下有敵命、義久主已出城門、久朗伸 貴久主之命、伊集院右衛門太夫忠棟眼目勸声曰、先驅ノ勢、敵間已近シ、無後軍ハ難選レ、不性成人者、被停置、早速可有御出馬ト云、久朗曰不性成者トハ指某被御哉、於今日者參会、随分可致合戦ト云、義久主馬廻ニ歩テ從之、敵見御旗、解鎧ノ右袖与僕、掲凱歌蕩懸、我先手勢失利敗北、義久主前馬欲懸、久朗謂近臣云、執轡如本城可令打入、某返合可死闘ト云テ向敵、忠平主同ク返向敵、義久主下馬歩以為殿、敵方別府安芸、金ノ鹿角為打、赤熊着兜進先鋒、織田八郎右衛門・内出伝右衛門・園田日蓮・的場後藤・丸目藏人・岩崎六郎兵衛等先三十計突懸、久朗捕鎌鎧、勵勇氣、尽筋力挑戰、忠平主窮養由術放矢、敵數輩中箭、久朗陪臣福嶋筑後元來勢兵也、番大滴テ射之、安芸中甲眉間、仆伏西江新八打死、大廻江右衛門被切左臂、久朗被疵、十三ヶ所、依此我、御両君無恙本城打入、敵モ為速安芸騒動、得其隙、久朗負肩如本城邁入、久朗婦宿鹿兒島、而君使比志嶋宮内少輔所感軍功、久朗謹拝謝、又曰忠棟所遂合戦乎、否問、宮内少輔皆不為見度云、久朗於御前堅ク申合候間、定可有合戦ト也、又曰、求麻勢某戰場ニ來者迄ト見得候、殊修候間、一行被遊、十廿人モ被成討捕候ハ、必可為御勝利ト被申、御両君被遊御納得候也、同二月三日限命、于時三十二歳也、其年孟蘭盆、貴久主渡御久辰宅、有速歌御免句、

とけし名よ入てのちも秋の月、ト被遊下候、難有儀誠施遺榮者也、

○菱刈至平治、義久主命新納刑部太輔忠元建立大口籠寺、岳順庵ト

号シ為久朗菩提寺、寺社欠落刻此寺廢裂、

○久朗称懸命之賞、ト大隅之内高城村十二町被充行、久辰領之、
○三州有支配、其配分不正、不若前代乎、有一首ノ落書、
久朗生て今迄有ならば眞負配当あらし世の中
○永祿八年 義久公有歌之御会、川上左近將監久朗陪其席、而詠月前松和歌、見于左、義久公御詠歌録于左、其余略之、

詠月前和歌

修理大夫義久

くもりなき月のひかりに立ならふかすきたかなるみねの松かえ

秋日同詠月前松和歌

左近將監久朗

なかもつゝふけ行まての月影にやゝすみわたる軒のまつ風

忠金 刑部丞忠元

右衛門尉経充 沙弥意外

前河内守平重持 右衛門兵衛尉久治

玄伝 備前守久秀

其阿 沙弥玄佐

前丹後守友治

雅楽助経威 実親

左衛門尉長治

進藤左衛門尉也

右十五人、各有秋日同詠月前松和歌、略之、

○近衛建家公所賜久朗之書翰、奉臨而備于左、

其後久朗筆候、疎遠候、仍修理本人受領并又三郎官産之儀、不
断光院以内証之旨、公武之時互令馳走差下候、自然之義取成肝
要候、猶進藤左衛門本人可口候也、おしく、

二月十三日 (花押)

川上左近將監とのへ

○近衛前久公所賜久則少御書、臨写而傳于左、

雖未申遣候令啓候、仍修理大夫受領并又三郎官途之事、申調下候、尤珍重候、白然之義取成肝要候、猶進藤左衛門大夫可申候也、かしこ、

二月十三日

(花押)

川上左近將監とのへ

川上左近將監とのへ (花押)

○京師將軍家上使川井長江之書状写而傳于左、

御書之趣致頂戴候迄、如蒙仰日向国既肥堺目和談之儀、川井方岡本方幸阿以両三人被仰遣旨則御返答申上候之処、於未吉之儀相違之段御驚之由無御心元奉存候、

一就此弓箭、既肥和融之儀為御意見御下向之間、伊東彼兩陣於引退者、奉任上意、御公領等之儀田數以口上申定、御請之儀被申候、城之沙汰少茂不申談事候、

一桃山所へ兩御札被下候、御返札河井殿へ進入之処、被致露成候歟、於未吉之儀無相違之由申上候、無御分別之旨承候、猶以不致分別候、

城之儀居住付城不入之由一向不承分候之由數度申上候、此条被聞召分之日、以幸阿霜月廿七日意候、先々目出候、

伊東 東山殿様御判頂戴之儀、是又於未吉備州仰之趣者、東山殿様御判之一卷、在伊東備後守被見之、雖然京都ニモ其疑有、今又当困之沙汰一向無其理之由候、備後守是同心也、伊東守護守之事、更々不入儀也と被仰、若此儀於偽者、八幡御照覽々々三度被仰可蒙御罰と地を御打御誓言候、其後川井方被申儀者、今度無事於事成者不申及、伊東背御下知候者、則豊後江備後守被罷登、大友殿江申談、嶋津殿・大友殿御存分之儀可被成候、其時茂既肥堺目之内御料所者相違有間數歟と承候、其御返事大友嶋津申合、殊

上意為御率公、伊東退治之時御料所之事、尚々無余儀之由被申候、一度々無事之儀被相調候へ共、從此方破申之由承候、此方分別者比日ニ召返自御方被相破候得得心候、

一御請之案文拜見仕候、是又既肥堺目之事御公領之段無相違候、此分にて無事被相成之儀無勿躰被思合之旨從此方茂其存分候、今度上使御下着候而国之御調儀其通不少致祝着之処、種々御心詞相替儀為何故候哉、困之旨之御取成者外聞災儀非本意候、以御納得被成治同之御催候者、向後之可為御名利候歟、此等之段、雖惶入候申上候、每事以御用捨可預御披露候哉、恐惶謹言、

霜月廿七日 村田鶴前守 経定 (花押)

進上 川井殿 川上左近將監 久朗 (花押)

○日新公・貴久公及歳久等之連歌一道、祖先久朗列其中、故臨摹而開下後、

何草 山きくらあらぬくすぬの雲もなし 日新 久秀 久朗 貴久 年久 季久 書信 釣江 友見 網宜 能賢 重和 宣秀

かすみにかゝる月八曙 江を流まかへる鷹かね啼拾て ひとりかもめの閑かななるかけ 袖さむく風吹立ゆふ春に

やとりやいつこ道のはるけさ 誰にかも旅の行手の言とハハ つかるゝ胸をしハしやすめよ 枯のこる秋の草葉のむらむらに

うつるほとなき野への露霜 有明の月向浮はかすかにて いく寝覚にか夢ハたとりて つれもなき中とハしるもたのむらん

つれもなき中とハしるもたのむらん

宣秀

とけん心をまちてこそみめ
 浅からず氷とちたる山の井に
 たへてや住ししはのかりいほ
 世のうきをおもひとちつゝ出ぬらん
 つとひし友にをくれ行道
 雲かせに翅とかれてとふからす
 すえのもたてる松のさひしき
 花かはや袖の色く打むれて
 春にあへるやたのしみせむ
 ましはりて霞をくめる老か身に
 うれしきことの涙もろなり
 つゝまれぬおもひよそに見はつへし
 しひ行よは螢もそうき
 更はてゝ誰か小くるまの音ならん
 ともにや月もすめるふ糸竹
 いにしへの秋をこゝろの故宮に
 苦むす松のしづく露けし
 たのむかた人もあらし山のおく
 よわるたけて八何か友なる
 ミとり子のまなひの道をゆるすなよ
 おもふをそむく中ハはかなし

喜庵
 親豊
 経久
 房信
 社亮
 盛房
 宗道
 貴久
 年久
 久秀
 書信
 季久
 友見
 釣江
 重和
 綱宣
 能賢
 高庵
 房信
 重秀
 親豊

○久朗与正信姓氏不詳阿吟有三十六句之連歌、臨写而関于左、

暮と明と桜にわかんだ道もなし
 月ハかすめるかりふし乃山
 行春を鷹も余波や思ふらん
 とゑなきかはす軒のうくひす
面連歌ニいか
 独居のつれく過る槇の戸に
 玉ゆらなひく露のをすゞき

久朗
 正信
 久朗

心してふかぬや今朝乃秋の風
 よすかに船を出すはつしほ
 思ふとち友なふ旅ハ旅ならで
 かたりすきむに目を送れる
 まなひにハうとみて何か頼まゝし
 すむにやすかる憂世ならめや
 ひたすらに深くむすひし柴の庵
 道も無まで草しけるかけ
 とはぬをもよしや恨まぬ五月雨に
 つてなつかしき思ふたをかれ
 一筆にこほれにけりな我涕
 捨てもみやハをかにかたみに
 散花の跡をしたらふ嶺の雲
 むつましけにも山をかすめる
 雪ハはや消ものこらぬ明ほのに
 月落かゝる影をさひしき
 水白きかり田のはらの秋更で
 鳴たつ沢のやゝさむき空
 音つるゝ風に柳の散もおし
 なれしにもにぬ庭の浅茅生
 君待と夕へハいつのむかしにて
かは敬
 あたことの葉にうつるふもうし
とまらす敬
 すく成をおもへ心の一すちに
面へき敬
 偽のやハ神にありなん
 おろそかの身ハ我からもかへりみよ
 袖のやつれに花もはつかし
 きさかたや春にもいかでなくさまん
 霞吹しく浦の夕かせ
 もれ出る月ハ陰まに影ろひて

同
 正信
 同
 久朗
 正信
 久朗
 同
 正信
 同

時雨いづくの秋をもよほす

併墨十三

内長二

久朝 六之内長一

正信 七之内長一

○永祿五年壬戌三月吉日、岡老伊集院掃部助忠倉・村田越前守經定

・肝付弾正忠兼盛・川上左近將監久朗連名薩摩國伊集院稻荷神社
寄進修理田、坪付之書一道載于左、

○永祿九年丙寅五月吉日村田經定・伊集院右衛門太夫忠金・川上久
朗連名龍盛院領坪付之書一道載于左、

正文在伊集院家本田宣藏

坪付

薩摩國伊集院之内

御稻荷へ御寄進修理田

野田名

一段上原加藤允 大谷

永祿五年壬戌三月吉日

忠倉

經定

兼盛

久朗

○在眞國寺

龍盛院領

坪付

浮免

田毛名之内

冊 松原添

以上

永祿九年丙寅五月吉日

村田越前守 經定

伊集院右衛門大夫 忠金

川上左近將監 久朝

○祖先久朝所伝大章修理亮元速制札之法書一卷、写而開于左、

禁制 相國寺并諸塔頭

一 当手軍勢甲乙仁等濫妨狼藉之事

一 於当寺剪伐竹木之事

一 寄宿停止之事

右此条々於有違犯之輩者、堅可被罪科之由

依仰執達如件

永正五年八月廿日

丹後守平朝臣 在判
大和守三善朝臣在判

禁制 相國寺并諸塔頭

一 当手軍勢甲乙仁等濫妨狼藉之事

一 於当寺剪伐竹木之事

一 寄宿停止之事

右此条々於有違犯之輩者堅可罪科之由如件、

永正五年八月廿日

丹後守平朝臣 在判
大和守三善朝臣在判

一 制札の時、そて御判之時、罪科しよせられをのけ候、又依仰しつ
たつ是なき也、くしハ六かく長ハ五尺あまり板檜木本也、しきの
すハ一尺二寸、よこハ八寸二ふんあまり、せんさい□ハ庭の木也、
かうおつ仁とハ人足の事也、きんせいとハ書の所ニ定と□字もか
き候、又板のくしハうらよりあて候てくきハおもてよりうち候、
くきハかねたるへし、板かたていたなり、
九州薩摩國鹿兒嶋郡□之物と而罷下候処ニ、かり宿之躰被付仰

之条所仰候、御礼与而右ノ一卷相伝、唯其事一人之外ハ他見不可有之条依状如件、



○維新松風謠本一冊者久朗之自書也、祖先之手沢可尊敬焉、故臨模而備于左、

須磨や明石乃浦つたひ、く、月もろ共にいてよ、是ハ諸國一見の僧にて候、我いまた西国を見す候ほとに、この秋思ひ立、西国行脚と心さし候、やうくいそき候程に、是ハ津の國須磨の浦とかや申候、是なる磯辺に一本の松の候に、札をうち短冊をかけられて候、いはれのなき事ハ候まし、尋はやと思ひ候、備は此松ハ昔の松風村風とて、兄弟の女人のしるしかや、其身ハ土中にうつむといへとも、名は残る世の形見とて、かハラぬ色の松一本、緑の秋を残す竟、かやうに縁念仏して弔ひ候へは、けに秋の日のならひとて、程なふ善で候、今夜ハ海士の塩屋宿をかり、明なほあの山本の里までゆかハやおもひ候、塩汲車わつかなる愛世にめくるはかなきよ、浪愛本やすまの浦、月さへぬらす袂かな、秋に馴たる須磨人乃、く、月の夜塩を汲よ、心尽しの秋風に、海ハすこし遠けれとも、かの行平の中納言、関吹こゆるとなかめ賜ふ、浦はの浪のよるく、ハ、けに音なき海士の家、里ハなれる道路の、月より外は友もなし、けニや愛身の、わきながら、ことにつたなき海士小舟の、渡りかねたる夢の世に、住とやいわんうたかたの、塩汲車よるへなき、身

ハ海士人の袖ともに、おもひをほさぬ心識、かく計、へかたぐ見ゆる世中に、浦山敷もすむ月乃、出塩をいさや汲よ、く、影恥かしき我姿、く、忍び車を引塩の、跡ニ残れるたまり水、いつ迄すまははつへき、野中の草の露ならば、日影に消もうすへきに、是ハ磯辺によりもかく、あまのすて草徒に、朽まさりゆく袂かな、く、月乃夜塩を汲んで家路に帰り候はん、おもしろや、なれてもすまの夕ま暮、海士の呼声連りて、奥にちいさきいさり舟の、かけかすかなる月のかほ、かりの姿や友鶴、乃野分しほ風いづれもけに、かゝる所の秋なりけり、あら心すこの夜すかるやな、いさく塩を汲んとて、汀に満干の塩衣乃袖を結んで肩にかけ、塩汲ためとハおもへとも、よしそれとも、女車よせてはかへるかたをなま、く、芦辺乃田鶴こそは立さハけ、四方の嵐も音添へて、夜寒なにと過ぎむ、更行月こそさやかなれ、汲はかけなれや、やく塩煙心せよ、さのみなと海士人乃、うき秋のミをすこすらん、松嶋やをしまぬ海士の月をたに、影を汲こそ心あれ、く、はこふハ遠き道陸の其所やちかき塩竈、賤か塩木をはこひしは、あこきか浦に曳しは、其伊勢の海の二見の浦、ふたゝひ世にも出はや、松の村立かすむ日に、塩路や遠く鳴見かた、それはなるミかた、爰はなるほの松陰に、月こそさくれ芦の屋、なたのしほを汲うき身そと、人にや誰もつけの揃、さしくる塩を汲分て、みれば月こそ桶にあれば、是にも月の入たりや、嬉しや是も月あり、月はひとつ、影はふたつ、みつ塩の、夜の車に月をのせて、うしともおもはぬ塩路かなや、塩屋のあるしの掃りて候、宿をかららはやと思ひ候、けに此塩屋の内へ案内申候、誰にて御入候ぞ、是ハ諸國一見の倍にて候、一夜の宿を御かし候へ、それに御待候へ、あるしに其出申候はん、旅人のわたり候か一夜の御宿と仰候、我等い

ふせき所になにとて御宿をまいらすへき、かなふましひよを申せ、村雨其由申して候へは、余りに見苦しき塩屋にて候程に、御宿ハかなふましひよし仰候、脇あらせうしや、行暮て前後をはふして候二、ひらに一夜と重前御申候へ、村雨いやかなひ候まし、松かせしハらく月の夜影にみたてまつれば、けにも是ハ世を捨人ニまし、かゝる磯屋の内、松の木柱に竹の垣、夜寒さこそとおもへとも、村雨芦火にあたりて おとまりあれと申候へ、さあらはこなたへ御入候へ、松風見苦しう候へとも、出家の御事に候へハ、御宿出を參せてこそ候へ、家と申旅と云、泊りはつへき身ならねは何所を宿と定むへき、惣而此須磨の浦にあらん人ハ、我とも怛てこそ住へけれ、わくらハに問人あらはすまの浦に、葦塩たれつゝわふとこたへよと行平も讃を賜ひけるとなり、まことやあの磯辺の松を、人に尋て候へは、松風急雨式人の海士の旧跡とかや申候程に、いたハしく思ひ、逆縁なからとふらひてこそ候へや、荒不儀や松風村雨、行平の事を申て候へは、二人ともに御愁歎候、是ハなにと申たる御事にて候を、松風けにや思ひ内にあれば、色外にあらハれきふらふそや、わくらハに問人あらはと讃給ひ候、其歌人の御物語、余りになつかしうきふらひて、猶執心の間浮の涙、ふたゝひ袖をぬらしきふらふ、脇さはこそ尚執心の間浮の泪とは、今ハ此世になき人の詞也、又わくらハの歌もなつかしひなと承候、松かせいかさまにも式人ともに名を御名乗候へ、なにと名をなのれ、女二人中々の事、女二人恥しや、申さんとすればわくらハに、事とふ人もなき跡の、世に遠しめてこりすまの、うらめしかりけるちきりかな、此上はなにをかぎのつゝむへき、是は過つる夕暮に、あの松陰の苔の下、無跡とハれまいらせつる、松風村雨式人の女の、幽霊是まで来りたり、偏も行平三年か程、御つれゝの御船あそび、月に心はずまの浦の、夜塩をはこふ海士乙女に、

おとゝひえらハれまいらせつゝ、折にふれたる名なれやとて、松風急雨とめされしより、月にもなるゝ、須磨の海士の、松風塩屋衣色かへて香とりのきぬの空なきなり、松風かくて三年も過行は、行平都へのほり賜ひ、村雨いく程なくて世をはやう、去賜ぬと聞しより、二人あら恋しやさるにても、又いつのよの音つを、（れ腕カ）地同松風も村雨も、袖のミぬれてよしなやな、身にも及ハぬ恋をさへ、すまのあまりに罪ふかし、吾跡とひてたひ給へ、他同恋種の露も思ひもみたれつゝ、ゝ、心狂気になれ衣の、巳日のはらひや夕しての、神の助けもなみのうへ、哀に消しうき身かな、おはれ古へを、おもひ出れはなつかしや、行平の中納言、三年ハ愛にすまの浦都へのほり給ひしに、此程の形見とて、御立烏帽子飯衣を、残しをき給へとも、是をみるたひに、いやましの思ひ種、葉すゑに結ぶ露の間も、忘れはこそあしきなや、形見こそ、今ハあたなれ、是ならハ、忘るゝひまも有南と、誦しもことハりや、地猶思ひとそハふかけれ、松風宵ゝに、ぬきてハかぬるかり衣、かけてそ恋む同じ世に、住かひあらはこそ、わすれかた見もよしなしと、捨てもおかれず、それは面影に立まさり、起臥わかて枕より、跡より恋のせめくれは、せんかた泪に、ふし沈む事を悲しき、松風三瀬川、たえぬ涙のうき世にも、みたるゝ恋の、淵は有りけり、村雨あらうれしやあの松陰に行平の御立あるか、松風とめされきふらふそ、村雨出まひらふ、村雨あら浅猿や左様の御心故にこそ、執心の罪にもしつゝ給へ、松風娑婆にての狂乱を猶しれ賜ハぬそや、あれは松にてこそ候へ、行平ハ御立もさふらハぬ物を、松風おろかの人のいひことや、あの松こそ行平よ、たとひしはしはわかるとも、村雨まつとし聞は得りこんと、つらね賜ひし言の葉ハいか、村雨けになふ忘れてきふらふそ、たとひしハ別るとも、待はこんどのことの葉を、松風こなたハ忘れず松風の、立帰り来ん御

音信、つるにもきかは村雨の、袖しハしこそぬる、とも、松松風にかへらて帰りこは、村雨あらたのものし御歌や、立別、稻葉の山の峯に生ふる、松としきは、今帰りこむ、夫ハいなはの、遠山松、是はなつかし、君ごと、に、すまの浦はの、松の行平、立帰りこは、我も木陰に、いさ立よりて、そなれ松の、なつかしや、松に吹くる風もきやうして、須磨の高波、はけしき夜すから、まうしうの夢に、見ゆるなり、吾跡問て、たひ賜へ、暇申て、かへるなみのをとの、すまの浦かけて、吹や後ろの山嵐、関路の鳥も群く、に、夢もあとなく夜も明て、村雨と聞しも今朝みれば、松風之ミヤのこるらむ、

久朗

○天文二十二癸丑年、久朗十八歳而補國老職、弘治永祿之間、教勞軍務矣、永祿十一年戊辰正月二十日、於隅州馬越之戰場、鬪相良氏之兵、而被緞帶鹿尾府之宅、而同年二月三日落命、歳三十三、法名隨岳良須居士、葬玉龍山、

舜麟

○景渭 薩州伊集院広濟寺住持

○天文十六年丁未不詳月不詳日誕生

○慶長元年丙申十月十六日示寂、歳五十

忠継

○右京亮

○誕生年月不詳

○永祿四年辛酉七月十二日於隅州福山郷廻之戰場、与右馬頭忠將共戦死、

久昭

彦七郎

四月年号不詳二十二日於福嶋戦死、法名心学宗伝

女子

寺山四郎左衛門久兼妻

久清

彦七郎 伊予

○実父川上九郎左衛門三男久昭為養子、

○補小根占・内之浦・野尻地頭職、

○慶安三庚寅年死、法名大宗常鑑、

久善

○俗名誕生年月不詳、

○経明山大乘院三代住持、為僧入室門、初住薩州伊集院莊嚴寺、後依

貴久公之命、住大乘院、開今之寺地矣、

○天正十一年癸未十月十二日示寂、

源七郎 久倍

早世 ○源五郎 兵部少輔

○叔父源七郎早世、依無嗣子為後嗣、補向之嶋地頭職、

○文祿四年乙未三月十六日死、法名心月清圓居士

川上忠塞流家譜 卷之六

忠頼
景渭舜麟和尚
久善法印

○川上又九郎忠頼自筆連歌新式之書一冊以為祖先自書故臨寫而備文書之員也。

連詞新式

一 韻字事

物名与朝夕ノ字同之、他准之、詞字不嫌之、物名与物名可嫌打越しくれ
夕くれなど事を近代不嫌之、詞字、つゝ、けり、かな、らん、し
て、如此之類可嫌、かなの字、近代発句之外ねかひのかなとて或一用
之、此外ハ不用之、願のかな懐紙をかへて可用之、

一 輪廻事

蕪と云句ニかかるゝと付て、又紅葉を不可付、舟にてこれを可付、こ
かるゝと云字かハれる故也、煙と云句ニ里と付て、又柴たくなど薪の
類を不可付、他准之、夕立ニ雲を付て、打越ニ電雷不可然、雪ニ富士
を付て、又氷室不可然、他准之、夢と云句ニ面影と付て、自花を付事、
面影物と云て近代不可付之云々、更不可然、曾以不嫌之、

遠輪廻事

假令花と云句ニ、風とも、霞とも付て、又不可付之、数句を隔と云と
も一座ニ可嫌之、他准之、
花に付風霞の類、近來しるて不及沙汰歟、用此儀、若猶可守新式歟、
又竹と云句ニ世と付て、又夜字不可付之、如此之類又遠輪廻也。

一 本歌事

三句ニ不可渡、本説物語但遊歌あらハ不可嫌之、凡新古今以來作者不
可用之、至統後撰集可用本歌之由被定了、本歌ハ堀川院百首作者まで
を可取、雖為近代作者、証歌ニハ可用之、堀川院兩度作者まで、縱雖
入近代集可為本歌之例、但人のあまねくしらする歌をハ付合ニ不可
好、事によりて証歌にハ可引用也、源氏物語は大部の物なれハ、三句
すへし、但同所ハ二句ハかりすへき也、雖有此説不應變也、用本歌古
事之条可有斟酌云々、況於同
物語乎、

一 雜物躰用事

縦令春に云句弓と付て、又ひく、かへる、をすなど不可付、これ用な
る故也、本末とハ可付、是躰なる故也、打越ニ躰あらハ本末又不可
然、長と云句ニ繩を付て、又短とハ不可付之、是躰なる故也、くる、
ひくなとは可付、是用也、

一 一座一句物

若菜、款冬、露躑、杜若、牡丹、女郎花、橘、檜原、櫨、如此
植物、鶯、
喚子鳥、春、時鳥、螢、蠅、日晩、松虫、鈴虫、蚕虫、熊、
虎、龍、猪、如此、
動物、鬼、於生類嫌、虫之由有旧説云々、但女如此類之物、
鬼神之儀不可測速不及沙汰歟、
昔、古、夕暮、昨日、夕立、村雨、雨、近年句ニ
句之物、砧風、近年為二
句之内、木枯、
朝月、夕月、隱家、外面、鳴子、ヒタ、柩、如此
類、松虫、鈴虫、蚕
虫、如新式者、各為一座一句之物、然而近年只虫一、此外松虫、鈴虫等、号名
虫、又一用之、所詮如新式者、松虫、鈴虫等、各皆懐紙可用之、此外蚕、
促織等皆同面
類也、春雨、小雨等、魚雨之
類也、雨そゝき、雨夜、雨の外一
馬、駒、同
事也、

意馬、陳行駒へ此外也、但馬之、此外ハ永日有、春寒、さへかへるなど、謂外駒用米之、鶴、タツノ類也、へからず、をかへてもた、ひとつ、秋さむき、や、さむき夜寒など、硯、不可為、床、鳥獸の床ハ、つれにても只也、居所、床、又有へし、

一 一座二句物

曉、只一、其代、神、春風、只一、春の風一、但不及云替、秋風、松風、同前、五月雨、只一、梅雨一、梅夕、今日、庵、只一、いほり一、但古郷、名所只占郷引合、所、只一、名池、湊、何能、宿、只一、旅一、やとりハ此外、やとりなどの、庭、只一、庭訓なとに、庭の外ニ寺、皇居の間ニ庭ある、馬、間ニ又可有、庭、只一、庭訓ハ各別の事也、へし、庭訓ハ各別の事也、馬、春秋殘鷹春秋の、猿、只一、ま、旅字、只一、旅衣なと云て、中に宥へし、成、只一、成にけり、おもひしに、物を、老、只一、鳥木男、只一、性男な、と云て、

一 一座三句物

如此詞をき所を、恋しく、恋しき、うらみ、うらむ、如此言替て二句、かへて二句、替、時雨、秋冬、朝、只一、けさ、鶴、只一、タ、名残、恋ニ一、面影、只一、花月、さひしき、替、一、玉緒、命と懐紙をかへて有へし、梢、只一、花とも松とも云て、替、一、稲葉、をしねと詞をか、蟹、只一、ちりの世とす、法の秋の内なるへし、稲葉、へて又有へし、蟹、なと又有へし、法、仏法の外ニ法令の有り有へし、嶺、難為名所可、海、只一、わたつみな野、辺、小野、一ハ名所花、軒橋、かきほなと言替てする、只一、まきり、待恋、遇恋、別恋等類、各二句他、をちハなし、上下各もな詞、この葉と云て、とハ此外ニ有、筵、只一、法のむしるなと一、昔筵、なかめ、涼、夏の外又一へしと云々、草筵なともこの内ニ可用也、

一 一座三句物

春月、只一、有明一、夏月、同、冬月、同、有明秋の外ニ一可用、及二三、三月月一、事如句云々、三月月ハ四季之内、只、可替、紙、似物之花ハ此外なるへし、近年為四句之、然、神、一、各神、花、物、余花可有其内、花紅葉と言ても為四之内、花有

おもてニ、櫻嫁之、心之花同前、又花三句たるへきのよし有、其沙藤、只一、藤法、然而可謂無念乎、所詮四句三句共、以不可有子細云々、涼一、季をかへて、但季をかへて、只一、もみちなと云て、一、屏後、山さくらなど、又有へき事無用にやと云々、に、一、運後、山さくらなどならて、た、櫻と二ありてもくるしからず、紅葉、只一、桐葉なとに、一、草のみちちと、るへき歌と云々、もみちの橋ハ此地なるへき歌、落葉、只一、ちは一、柳、只一、夏冬の詞ニ一、焼原一、はま歌ハ懐、薄、花一、おなと云て、紙をかへて可有、但秋の外他季一可然云々、花一、すくろはやな、都、只一、名、只一、焼、一、岸、只一、名所、文、一、文子、玉札三の狩、鷹狩一、獸狩、夜鳥一、異名一、夜鳥も鹿鳥、鹿、只一、鹿子内也、かせまをかをさ、只一、法の車一、水車一、釜ハ三、草花過て、花の草してなどハ難なり、車、之内也、水車ハ自然之儀にや、花の草、花の草枕、各詞をかへてすへし、但草花過、只一、恋ニ一、燈、只一、釣一、て、花の草枕なと云かへて可然云々、月松なとニ、法一、

一 一座四句物

雪、此外、春雪一、似物言ハ各別の事也、近來為四句物、春雪替別ニ用之、氷筆之雪可為春雪之、准京小雪、為他季者又同、又近年如本式、加春雪為四句、在明、四季、閑、只一、各所、恋ニ一、春秋をとむるなと云て、也、只一、つら、一、月の氷、涙の氷な、と云て、霜雪のとほりなとに、たるひ、つら、の問ニ一、外也、此鐘、只一、入相一、尺教、異名、自然為各別者不及沙汰乎、空、空たのめなと一、尺教異名等不分明、自然為各別者不及沙汰乎、空、云てハ此外也、空目、空ことと同前、宮、神祇、皇居ニ々、但、朝風、朝霜などの朝中、空ハおもてをかへて用也、ハ名所たるへし、紙、可替、夕風、夕霜の夕の字、同前、鳥、只一、春鳥一、小鳥、村鳥等、揚鳥、浮寝鳥等、火、燈火ハ此、玉字、似物、襲美詞、草の葉、竹のは、ハ各別之物也、外也、玉字、等有此中、可隔五句也、寝字、如旅後仙後也、天の字、屋の字、戸板、欄干、谷戸などの、と云詞ハ此外也、

一 一座五句物

世、只一、浮世、中、之、問ニ一、恋の世一、前の世一、後の世一、浮世、中、と、世、号名其事、難信用、只流櫻の世ニたるへしと云々、仏の世ハ前後の世の内ニ可用、梅、只一、紅梅一、冬木一、青梅、紅葉ニ、橋、只一、踏ハ、可為各別歌、各

比の字、韻ニハ折ニ一、老ト白髮、可嫌同、筆ノ跡ト鳥ノ跡ト、折、可嫌同、若ト石、同、真砂ニ石岩、可嫌同、篠トシノト、同前、神ノ字神樂、同画ヲ可、竹トス、三句可、隔之、

一 可隔三句物

月、日、星、物、如此光、雨、露、霜、雪、霰、物、如此降、霞、霧、雲、煙、物、如此舞、

木ニ草、虫ニ鳥、鳥ニ獸、名所ト名所、七夕ニ二月日、依為星、

一 可隔五句物

同字、日ト日、風ト風、雲ト雲、煙ト煙、但烟ト煙七、句可隔也、野ト野、山ト山、

浦ト浦、浪ト浪、水ト水、道ト道、夜ト夜、木ト木、草ト草、獸ト獸、鳥ト鳥、虫ト虫、恋ト恋、旅ト旅、水辺ト水辺、居所ト居所、暮ト暮、述懐ト述懐、死、むまろ、ハ不可為述懐、世、親子、苜衣、隱家、

墨衣、捨身、憂身命等類也、凡為述懐之意不露頭、詞ハ不用來也、墨染尤可為尺數之由近年有真沙汰云々、然而墨染非仏弟子之衣服、衣之色也、基後抄ニ墨染苜衣同類トアリ、所詮如新式今案可用之也、神祇ト神祇、尺數ト尺數、袖ト袖、衣裳ト衣裳、山ト山名所、浦ト浦名所、

原、松原藤原其面カハリ、朝月日夕月日、月日ニ各嫌之、但朝ノ日、夕、朝附日、テ五句ヘタシヘシ、朝月日夕月日、ノ日ト用ル説チアリト云々、朝附日ト書之、

一 可隔七句物

同季、月ト月、松ト松、竹ト竹、田ト田、衣ト衣、夢ト夢、涙ト涙、船ト船、舟ノ字ノ事、天警舟天川舟等、七句ヘタツヘシ、不、衣ノ字、カスミ、可為水辺、舟岡山、舟山御等、舟ノ字五句可隔之、

織女ノ衣等七句可隔、但不可為衣裳、松ノ字、松山、松浦山等同前、松田ノ衣川、衣千森等、衣ノ字ニ五句可嫌也、山ハウヘモノナルヘシ、田ノ字、生田、田上、竹字、竹田、竹河等、以上舟岡、御舟、浮田森等、竹字、山、衣川等ノ例五句可嫌也、

可分別物

花ノ波、花ノ鹿、花ノ雲、松風ノ雨、木葉ノ雨、河音ノ雨、月ノ雪、

夏ノ詞入テハ、月ノ霜、同前、桜戸、木葉衣、如此而方ニ、涙の雨、降物不可為降物、水辺ニ可嫌之、浪ノ雪、冬や両方ニ嫌之、似物嫌様雖非一様、可嫌、浪の花、不可嫌植物、浪ノ雪、當時所用如此、両方ニ混合ヘキ物ハ是ヲ嫌、混合サルニ袖ノ露、一向涙心ナキニ於テハ不可為、涙ノ露、降物ニ涙ノハ不嫌之云々、恋ノ説在之云々但有其理歟、

一 水辺鉢用事

假令、浪として浦と付て、又水塩などハすへからず、片、水鳥、舟橋、

なとハすへし、為各別ノ、須摩、明石、可為水辺、上野岡、難波、志賀、

非水辺、杜若、菖蒲、葦、蓮、薦、閑伽結、懸種、氷室、手洗水、為水、

他津之、都島、同前、蓼屋、霞網、小田返、布邊、硯水、淚川、水辺ニ可嫌、

也、袖行水、月の水、タルヒ、軒玉水、苗代、早苗、水辺、山ニ有閑、

ハ山ニ嫌之、浦ニ有閑ハ浦ニ可嫌之、岩橋、新、妻木、猿、山類ニハ用、

滝津瀬、以上非、宇治、川嶋、川嶋同之、泊瀬寺、類、余津之、清見寺、

在浦之類ニ准、難波寺、非水辺、木曾路、鈴鹿路、准小野吉野、龜林、可為種、

鷺岑、山類ニ元ハ嫌之、用此儀可然云々、仙人、炭焼、雪山、山類、室ハ、

鳴、山類、水辺ニ、富士、浅間、葛城、ナトハカリハ山類、松嶋、山類ニ不、

然而不為郡之上者、山類水辺、然不為郡之上者、山類水辺、依句不可為、

タルヘキヨシ近年被定了、田養嶋、三嶋、可為山類、名所、

運松、松花、荻焼原、烏巢、春也、水鳥ノ巢ハ夏也、キシト云テモ猶春也、

氷ノヒマ、荒玉丘、春日祭、初度ノ祭ハ以南祭、石清水臨時、泉石、アラ、

レハシリ、須摩ノ御成、春也、心の花、白尾鷹、籠尾鷹、以上春也、若、

葉、春更兩説アリ、加花トハ春、然、志賀山越、為春有説、然、神祭、柳取、

平野祭、夏也、鶯、時鳥、結入テ、鮎、夏也、若點春也、諏摩長雨、夏也、
 不當、不清水、雜也、結ト云テハ夏也、日晩、稻妻、鳩吹、楸、桐、裏枯、
 可為夏、但水を結ハ雜也、高、芭蕉、忍草、榭屋作、初鳥狩、鳥屋出同、小鷹狩、鶉衣、葦、枯野
 ノ露、草枯ニ花ノ残、初嵐、露霜、露時雨、つかさめしの相撲、放生
 神祇也、星月夜、月ト云字五、願糸、同上、鴨草茎、植物、千
 鳥、願ニ結入テ、秋ノ事也、夜寒身ニシム、冷シキ、由、雖有義、秋ノ
 八秋也、屬置、可依句也、延大切之個強用之、淡雪、涙ノ時雨、庭火、木葉衣、紅葉ノ散テ物ヲ染
 有例、以上秋ナリ、祭也、習茂臨時、豊明節会、非夜、小忌衣、日蔭糸、共神祇也、年内立
 ル、北祭、以上冬也、椿、柏、蓬、浅茅、忘草、蜻蛉、鴨、同浮巢、松緑
 春、以上冬也、楳、九重、以上非居、居所の床御座、所也、草枕、柴戸、
 若緑ハ春也、塩屋、官居、寺、家ヲ出ル、尺敷、里神楽、以上非都、御
 階、百敷、雲上、九重、以上非居、居所の床御座、所也、草枕、柴戸、
 松門、杉窓、菅笠、篠庵、浮木、流木、妻木、柴取、絵ニ出ル草木、
 依其物可、催馬樂等各、可准、衣裳色ノ花木、不可為植物、但依ノ草木、
 有季、軒馬樂等各、給、衣裳色ノ花木、其色季アルヘシ、木ヲ伐、枚
 折、アシ鴨、アシタツ、竹宮、為名所以上、軒昌蒲、末松山、篠枕、稻蓮、
 苔庭、蓬宿、漣宿、夕顔宿草庭、草ヲカル、以上植、水鶏、螢、蚊遣火、
 菴枕、床、屨也、又寝、神楽、夕間、射去、分也、浮寝鳥、心ノ月、
 也、鶉ノ床、心ノヤミ、其曉、夢ノ世、常燈、明ハテ、明過テ、朝
 也、教、鶉ノ床、心ノヤミ、其曉、夢ノ世、常燈、明ハテ、明過テ、朝
 ホラケ、三ヶ月ノ出、在明ノ入、鏡ノカスム、以上非、影ト云テモ
 分、夕月夜、非夜分、夕日晚、時雨ニ時ノ字、名所ノ春日ニ春ノ字、橘
 二花、鳴神ニ神ノ字、雖云不嫌之不可然、權ニ朝ノ字、但其意不庶、日ニ屋、
 稻妻ニ月日、以上不嫌之、下紐、巾、衣裳、帶冠、沓、衣々、非衣裳、佐

保姬衣、同前、平秋、平秋ノ句、句付、又平秋ノ句、不付之、朽木
 ト云句ニ袖ト付て又袖ノ名所不可付之、生田ト云句ニ森ト付て又杜ノ
 名所、カクシ題ニモ不付之、横ニハ木ノ字ヲ不可惶、真木柱、真木ノ
 戸ニハ木ノ字五句可嫌之、良材之、露躑、卯花、木也、藤、草也、海士小
 舟、泊瀬、舟ノ字ニ付て水棹姫、春也、立田姫、秋也、山姫、雜也、以上
 無常、述懐、懷旧、引合テ三句、述懐、狹教、詞為一句之時ハ可付尺教方
 也、テニヨハノ字相合ヲ不可付之、東遊、求子、神祇也、野宮、同前、
 神楽ノ名義、准給、但秋ノ季ニハ不可、櫻鯛、桜貝、為春也、桜人、桜田、
 可為植、葉摘、為春、野遊、非春、詠花、同前、あたゝかなる、日のあた、
 たるへし、かすむると云詞、非霞ノ字、但詞ノツ、キヤウニテ可嫌物也、霞
 と云々、かすむると云詞、ノ字ニ用ハタハ春ノ季ヲモツハキ也、
 ねらひかり、秋ノ事也、紅葉ノ橋、為大川事之間、不可為植、初塩、色鳥、
 秋色、思草、植物也、可恋草、非植物、忍摺、同前、頭雪、眉ノ霜、非降
 非冬、夜ノ深ル、露、深テ時分ニ、御被ニハラウ、蛙ニ川ノ字、ツレナキ
 二無ノ字、イサリニ船、釣ニ舟、海士等、不可嫌、夕ま暮ニ問ノ字真ノ
 字、共不嫌之、山ノシツク、軒ノシツク、降物ニ不嫌之、老ニ若ヲ嫌事、
 無其理故、若年壯年等次第也、親ニ何ノ字ニ幾ノ字、付句嫌之、打さ夜、さ
 子、可ニ矢ヲ嫌ニカハルヘシ、小鹿等ニ小舟、小篠ノ小字、不可嫌之、打越、鷹狩、付句不、民ノカマト、
 居所ニ不、夜ノアクルニ戸ヲアクル、不可嫌之、付句計、横川、非水、蓬袖、類、山かつ、
 五句嫌之、山鳥、同前、スソ野、山ナクテモ、鶴、非山、類、山かつ、
 シ、能言不能知、鶯、非水辺、菅、同前、さかつきの光ナト月ニソヘシタ
 先聖之語也、ラ八月ニ二句可嫌之、然者秋タルヘシ、鞠ノ庭、狩場オト云ニハ可替、
 庭ノ心ナラハノ外如

何、深キニ浅キ、遠キニ近キ、此キモシ難事多之、不可、国名ト国名、可隔
三名ト名所、可據打礎、国ノ海、名所也、名神、非名所、アツマニ越略
等、可據打もろこし過て唐国トハ可有、

一 句数支

春秋恋、以上五句、夏、冬、旅、神祇、尺教、迷懷、懷旧無常此山類、内ニアリ

水辺、居所、以上三句、夜分、三句、人輪、二句、

一 鉢用事

岡、峯、洞、尾上、麓、坂、嶮、谷、嶋、水辺ニモ山、関、以上山ノ鉢

梯、滝、杣木、炭竈、以上如此類山ノ鉢用也、他准之、海、浦、江、湊、堤、濱、嶋、

沖、磯、干潟、岸、汀、沼、河、池、泉、洲、以上水辺、浪、水、水、塩、鉢也

氷室、以上如此類清水、カモト、云テモ水辺ノ用也、浮木、舟流、塩焼、塩

屋、水鳥類、蛙、千鳥、杜若、菖蒲、芦、蓮、真蔦等、海松、夏也、

和布、若和布ハ吉也、只和藻塩草、浮草、海人、関伽結、魚網、釣垂、布ハカルハ夏也

手洗水、懸樋、下樋、以上鉢用、新式ノ調有相、ノ外也、追、仍用捨之、軒、床、里、窓、門、

庵、戸、柵、藁、壁、隣、塙、以上居所、室ノ戸、非居所、庭、外面、

用也、人、我身、友、父、母、誰、関守、如此類人、主、独、媒、同前、

親子ト云テモ人輪也、倫、月をあるし、花をあるし、倫、そうつ、山姫、木玉、

ふたり、以上非、人倫、花ノあるし、月ノ友、花をあるし、月を友と云ニハかハ

るへし、依句鉢可為人輪賦、倫

右大概准建治式作之、但当世好士所用來、多不及取捨、只為止当座靜

論、粗所定如件、
応安五年十二月日 御判、後覺光園撰政

右応安新式者、此道之龜鑑也、永不可違背之、但未定事近日相論之、題
目等或以愚意了簡之、又訪宗御法師意見粗所記置也、此外漏脱条々及滴
座靜論者、自他加斟酌、後日訪先達可決是非者也、

享徳元年壬午十一月日 関白御判、後覺光園撰政

右応安以來新式云今案云追加条々并近代用捨之篇目等依多其端未学童迷
商量而令彼是勸以為一冊、但猶未一決之事、或暫漏之、或先載之、以待
後君子志同者從之亦宜乎、

文龜辛酉林鐘上論

天文十四年巳七月九日書之了

河上又九郎忠頼(花押)

○景渭舜麟和尚者、川上上野介忠亮三男也、天文十六年丁未生、月日不為

僧住鎌倉州伊集院広濟寺、慶長元年丙申十月十六日示寂、年五十、

○龍伯公嘗於広濟寺以開筵座花之題、設雅筵、景渭陪其席呈一絶、録于
左、

開筵坐花 東破句也

設宴芳園忘是非 開筵桃李自芬菲 易足

千金一刻真難擲 縱有斯花斯會稀 龍伯

參月春園開雅筵 狂歌醉舞坐花前 龍伯

主賓可惜此良夜 真乎黃河五百年 高矣

紅白競春佳景連 夜來和月此開筵 高矣

花前設宴誇千古 客是僧申李謫仙 梅高

千紅万紫動待情 此地開筵吟味清 梅高

一夜坐花兼醉月 宴遊不覺至深更 高駕同迂遊不埃 讚公

千枝万朵景佳哉 高駕同迂遊不埃 讚公

初覺東風無奔物

開筵霞玉坐花來

李白桃紅景益長

開筵清酒勝尋常

坐花吟詠宴遊會

不覺今宵至曙光

桃紅李白映吹晴

携客開筵共品評

坐到深更不須睡

此遊花下冠平生

杏蕊爛漫弄春晴

斯處開筵心到清

醉月坐花賓與主

風流不愧李長庚

燕姿鶯情簇似霞

開筵醉月岸烏紗

諸賢綺得唐人宴

桃李園中吟坐花

主客開筵共賞春

枝々紅口点無香

于花于月白奇絕

終夜坐交吟到晨

吟步芳園弄李迎

開筵此夜不須眠

賞心樂處坐花地

倭區唐朝易地然

此地開筵雅宴頻

紫陽春勝添髮春

同遊甚愧被花映

主是高僧客野人

○經因山大乘院三代之住持久与法印者、川上上野介忠克之五男也、為僧

入密門、初住薩州伊集院寺、後依貴久公之命住大乘院、閉今之

寺地矣、天正十一年十月十二日示寂

○天正八年九月荒田八幡宮校札久誓法印書之、記其名故、摹写而備于左

正文在鹿兒島荒田八幡宮社内

棟札

封 聖三天中天迦陵頻伽声

奉再興八幡三所大菩薩脇宮一字

封 哀愍衆生者我等今敬礼

右奉為 信心、大檀主藤原朝至義久并藤原忠棟各言災延命武運長久矣

造營一下摺

封

天正八年庚辰朔月十一下摺

当座主權大僧都真一下摺

左右ノ裏ニ
当談議所

遷宮之導師權大僧都久誓

川上忠塞一流家譜卷之七

五代久辰

女子

○樺山兵部大輔忠助妻

○母阿多大炊助久鏡女 六月十八日不詳死法名貞月宗忠大姉葬日州志布志郷永

頭職、移住彼地、致仕之後、適子川上式部入朝久辰、統而復律志布志地
職、使久辰直在任彼地、故書堂亦在志布志而死、故葬永泰寺也、

○久辰

○德三丸 源三郎 左近將監 意船

○水保二己未年誕生

○母阿多大炊助久領女

○久辰履歷見久国白書之記、録十九、
久国自作之文

○德三丸十歲離父、義久主惠孤懇切至当也、且復稱忠臣之子、正月
元日不混諸士、久辰一人賞之勳畢、天正元年九月、着陣下大隅咲
花平、久辰十五歲初出陣務軍勞、

○天正六年戊寅、日州殘党樞籠石之城、

義久主器多勢攻之、久辰向火平之城戸、敵降矢石者如雨脚、野呂
与介種頼救主、已欲合鎧刻、錯持不來、与介奪捕敗北スル味方ノ
繼捧主、久辰以之遂合戦、立合者、頭桂左馬佐、梅北宮内左衛門
・川野江兵衛也、逆瀬川登前指引也、

○天正八年庚辰十月十五日、責賂後矢崎城、久辰遂合戦、佐多宮内
少輔、川野江兵衛立合云云、

○文祿元年壬辰 大樹秀吉公征伐朝鮮、四月 義弘主、久保主、乘
鐵艦而渡釜山浦、已赴王畿、三州之諸士白船私報故、後其期者多
矣、久辰五月渡海、即趨都城、手勢僅六十人、經二十日行程、已
及半途、六月十五日攀深山峻嶺處、敵數千競懸、放矢者如降雨、
我束手防戦、于時凍雨降米、火繩皆消滅、因茲敵得勢、近進放矢、
久保城介、同名休六・西江四右衛門・奈良迫護岐・窪宗次郎・有
村孫左衛門・三兵衛・吉六・藤太・稱弥太・又十郎・彦十郎・源
八・牛之助・助八郎、十五人戰死、久辰被瘡者十七ヶ所越俗確山
至清州、小早川隆景之陣、寨主乃美孫兵衛・同名新四郎、甚憐愍
加療治、賜帷子、郎等兵糧給、令属帰国之人數、送釜山浦、七月
中旬出船、八月六日着鹿兒島、翌年正月、到朝鮮唐嶋、公糧不足
故、一日中一飯也、

○慶長元年征赤國後屯泗川寨、大明万曆二十六年、日本慶長三年戊
戌十月朔日、大明之火將九人、盤老爺重一元・孟老爺茅固器等、

率百万勢奔來処、義弘主・忠恒主匪城戸、前馬入敵寨、士卒一同
切入、因茲敗績、然二国器率紅巾之兵十余万競懸、嶋津又言頭忠
長以小勢支之、使打鉄炮、依之敵少踴躍、義弘主為救忠長雖所倚
御備、近臣皆追敵散乱、曾以無人、久辰見之、奔進至御前處、義
弘主曰、昔久朗於菱刈為向岩委命、今又將監在此、可謂宿縁也、
寺山四郎左衛門久兼後陣荷持雜兵、先可破之トテ使歩卒打鉄炮、
後軍忽敗北、国器衆亦皆敗績、遂北追逃、獲首者三万八千七百餘
級也、於于爰大明諸將、請成、国器力弟茅清濱為質、送泗川寨上
下二百人也、

○同十一月初日、口城之官使德永宮内卿法印・宮木長次郎至朝鮮、
伝命諸將曰、今月十五日為期、可為帰國云云、諸將如期十五日欲
解纜、然処、順天有之小西撰津守行長并平戸法印・有馬・大村、
大明朝鮮之番船遮漢口、敢不能出帆、行長頻乞救、因茲 義弘・
立花左近、固城衆三人、十一月十七日、至河東与南海泊戸・繫舟
久辰・久首同船、十八日爽味、朝鮮大船百余泊、放石火矢味方中
二押入、石火矢投火石打、飛箭無限、久辰・久首着小舟于敵船、
然処、川上源太左衛門、勝日与左衛門・木揚利兵衛、中石火矢死、
久辰以鎌鎧防之、飛石二ツ中頭倒伏、半三郎・拾右衛門・金八・
須藤・弥七口矢死、桑波田五郎兵衛・有馬善左衛門・有村喜八、
雖中石火矢、薄于敵無恙、花北治部左衛門以斧番船之腹切、久首
亦以鉄炮射敵頭者十二放、其内二中矢有ケルカ、放我舟、不思
儀二遁虎口之難、至唐嶋、義弘主御療治故、久辰無恙令帰國、

○天正三年三月十五日火迫物手組一通

射手川上源三郎久辰

○天正三年十月二十一日火迫物手組一通

射手川之角川上源三郎久辰

○天正五年十一月十四日火迫物手組一通

射手川上源三郎久辰

右都而奉臨備我家之後鑑、

犬追物手組之事 天正三年三月十五日

駿 修理大夫義久公二十九疋	川上 嶋津上野介	七疋
本田紀伊守	平田左近將監	二疋
鎌田刑部左衛門尉	本田因幡守	四疋
税所新介	平田平次郎	八疋
嶋津源三郎	山田新介	二疋
喜入 嶋津源三郎	嶋津左衛門督	十三疋
嶋津振津守	喚次	
川上 嶋津武藏守	嶋津十郎左衛門尉	

犬追物手組之事 天正三年三月二十一日

佐多 嶋津常陸助忠常	六疋	喜入 三嶋津三郎四郎久道	十一疋
五嶋津図書頭忠長	十七疋	大山 七嶋津周防助忠興	九疋
九嶋津治部太輔		伊集院 十一嶋津右衛門太夫忠棟	十一疋
十平田新左衛門尉	二疋	古利 十二嶋津下總守忠澄	七疋
六嶋津中務少輔家久十二疋		川上 八嶋津山城守	二疋
二嶋津左衛門督藏久		四。嶋津源三郎久辰	一疋
喚次		喚次	

殿 義久 初度之五十疋 喜入 換津守 喚見也 大寺大炊助

上書ニ於加世田有之指南川上武藏守芳麟

犬追物手組之事 天正五年十月十四日

殿 嶋津中務少輔	嶋津兵庫頭	嶋津三郎四郎
嶋津小四郎	嶋津源三郎	嶋津正忠
嶋津彈正忠	嶋津源三郎	嶋津源三郎
村田又八郎	嶋津源三郎	嶋津源三郎
本田紀伊守	嶋津源三郎	嶋津源三郎
嶋津右馬頭	嶋津源三郎	嶋津源三郎
喚次	喚次	喚次
嶋津上野介	吉田刑部少輔	吉田刑部少輔

於慶嶋十一月十三日四日五日三日之御犬之内口記也、指南川上武藏守芳麟

○義弘公所賜川上左近將監久辰朝鮮陣中之御書一道、写而開于左、
久辰文祿三年己正月渡朝鮮、義弘公所賜久辰之御書者慶長元年之間、

以上

衣々在陣辛勞之儀不及是非候、仍 大明勅使無異儀來朝、誠珍重之空候、大因様被成御對面候者追付被為掃帆、其表之儀も可為引陣之出候処ニ去月十二大地震、以之外之儀にて地下之事ハ不及申、大坂伏見之御殿令破損、御普請已下御取乱ニ付而勅使御對面之儀于今御延引候、定急度可作濟候条、各届候不可有程候、不及申候へ共勅番之儀出断有間敷候、恐々謹言、
八月十日 義弘(花押)

川上左近將監殿

○國內改馬為號印之法川上氏宗家世世有相伝也、嘗宗家勅取久賜伝授之於川上將監久辰、其書写而開于左、

馬ニ金さし候時唱候歌

馬に金さすたびことによるこびのことのミおほきしるしなりけり
此歌を駒ニハ三へん、だにハ二返となへ候、

地神祭之事しん言曰

御びちりびまいそハか此真言を廿一返となへ候、白酒へいしかた
を以四方へ向いさけして右の真言を唱へへし、

川上左近將監殿

参る

同名上野入道

寇敵(花押)

○相良日向閑栖所贈川上左近將監久辰回翰一道、写而開于左、

以上

如蒙仰候途久不能拝顔、連々御床敷存居計候、御勇健ニ御座候由
承候、尤目出候、愚拙事乍老老于今存生候、今一度懸御目度候、
然者菱刈御弓箭之刻正月廿日於千阿弥口求摩衆与合戦候キ、其時
御親父左近將監殿被遂名譽被成戦死候、拙子も若輩ニて其軍を乍
余所見申候、于今無比類存計ニ候、右懸命之地として下大隅高城
十二町御給候哉、依京儀不知行候ッ、其返地之儀御忙御申候使伊勢
兵部少輔殿御下ニ参候段御役所御返事一途無之被聞召置道ニて凡
此分ニ覚申候、兵少老御座候上者拙子委不及申候、可得御意候、
恐惶謹言、

九月十日

川上左近將監殿

参御報

相良日向入道

閑栖(花押)

閑栖

川上左近將監殿

参

相良日向入道

○領知谷山中村邑田数目録、臨写而開于後、

(11)

谷山中村指出之留帳

薩州之内谷山中村名指出一紙目録之事

合 天正拾九年

一段三百歩

一田数九拾三町五段六畦三歩

分米京盤

七百五拾貳石五斗三升六合四勺

一畠方 上壹石九斗三升

中四石五斗八升六合

下十二石八斗六升八合

分米

廿斛八斗壹升四合

都合七百七拾三石三斗五升四勺

此内四百三十一石貳斗

貳百五拾七石七斗八升三合三勺七才百姓作得分

拾石五斗 修正祭之入目

定納分

五百五石六升七合三サツ

右之外山畑貳石三斗壹升時在之

樹木 桑百七十本 桃二本 す、木五本

梅十四本 梅四本

山役

三月八日

川上左近將監

久辰(花押)

(11・12・13)

○川上左近將監久辰補志布志地頭職、致仕之後号意船斎、統而賜志
布志地頭職、川上式部太輔久辰而发意船斎移居志布志、久辰訴領
地之事、其書写而開于左、

一先年志布志之地頭式部太輔へ被下候刻、拙者事境目之儀候間罷移御奉公司申出被仰付候、隠居之躰候間難成由御佗申候へ共、遮而

被仰付候故、御意次第ニ罷移十六ヶ年御番申候事、
一右移被仰付候、其次を以御佗申上候様子者菱刈御弓箭之刻父左近

將監戦死仕、御奉公申上候、為懸命之地、下大隅高城十二町被下
格護仕候処、為京儀被召上候、此御返地可被下由伊勢兵部少輔殿
相良日向守殿を頼存御佗申上候つれ共、然与御返事無御座候事、

一右左近將監加判役ニ而ケ様ニ御奉公申上候故、為菩提所大口へ岳
順庵と申寺を御立被成被下候、是も京儀之刻滅却仕候事、
一塚目之地頭衆何も移御加増御給にて候処、罷移砌右之御佗立可申

かと存移加増之儀を不申上ニ付御手付も無御座候キ、当分も父子
銘々ニ御奉公申上候、外聞之儀候間、移御加増之儀御佗申上候、
右之筋兵部少輔殿御使為被成儀候間、謬人を差登せ申候事、

一高城御返地之儀ニ而も又移加増之方ニ而も一方可被付御手様奉頼
候事、
右之通御老中へ御披露頼存候、
辰九月十五日、
川上左近將監入道
三原左衛門佑殿
山田民部少輔殿

○川上意船斎代連歌一卷、意船斎之日筆歟、予家所久納也、故写而
開于後、

(1-14)
春雨にうくひす伝ふ花乃枝
露に色そふ釣籠の外の山
あかなくも今朝まで月に圓ゐして
夜寒おほえす語る伴ひ
更行を鑑のひきや知らん
意船
珍阿
但阿
休也

ころにいそぐ旅の衣手

よに日をもえらひて出る船の上
風しつかにもわたる海はら
ウ白雨ハ見るか内よりふり通り
あつさわするゝ木々の下道
時鳥声ハいつくのかたならん
暮をもよほす山ハの雲
梯乃おくハけふれる栖にて
水のゆくゑのつゝく末ハ
流をやもとめて月の照すらん
をとつれきぬる秋の神かせ
打なひく竹の葉分ハ露もなし
行かひしけき玉鐙の道
たゝしくもけふのまつりの喜かけて
たてならへたる駒をいさめる
武士乃たけき心や見えぬらむ
いひかハしをくことハ忘れし
二よひハにとハぬうらみをたえかねて

しのふ軒はのさゝかにの糸
風やたゝ吹すきひたる跡ならん
山は木の葉のしくれするめり
かりそめの篠の宿りハ寒ハと
むすふまくらの暮は物うき
思ひ出る都の伝は聞まほし
いつかへりこん天津かりか音
折からと鳥ハハいま囀りて
野ハ下もえにつゝく墻うち
かたハらの里乃住るに馴やせん
月を友としをくる明くれ
身にしめて風をねニはた松浦に

重興
重行
昌信
兼尅
正順
則正
重辰
重昭
意船
珍阿
但阿
林也
重興
重行
兼尅
正順
則正
重辰
重昭
意船
珍阿
但阿
林也
重興
重辰
重昭
意船
珍阿
但阿
休也
重昭

波の音さへ霧にこもれる
ウ真砂地の末やはるかに見えぬらん

日もをちかたといそく思を
草かりの袖は余多に打つれて

竹よりおくに籠る村々
世の外に住やかしこき人ならん

時のよしあし心にそしる
室の戸ハたゞしき法のおこなひに

月にもかゝくかけのともし火
釣舟は明る霧間にたゞよひて

見るかうちよりつる初しほ
さかしさや岩根伝ひの道ほそ

問くる人も稀にこそあれ
咲ころの花の色香も過かてに

うすかすきたる山の遠近
三寒降り深谷ハ風や音すらん

をそきひかりに春せしるる
半天ハ長閑に成れる朝ほらけ

○上井伊勢覺兼日央粗記川上左近將監久辰之履曆、及川上備前聖久
忠兼川上源五郎久侶久朝之事蹟、故抜粋而録于左

天正三年之亥

三月十五日、如常出仕申候、此日より御犬追物ニ而候、太守様御打立
之時、対面所ニ而御三献参候、常ハ加三献ニ而候、御手長ハ上原長
門守・拙者兩人申候、御宮仕者新納兵部左衛門尉・村田与五郎にて
候、御包丁人ハ市成周防介ニ而候也、御掻副衆、御弓番目ハ川上助
七、御行騰ハ本田三郎五郎、同名源太、御履・御笠押候者伊地知藏

昌信

則正

重行

重辰

重興

重昭

重行

昌信

重昭

重行

昌信

重昭

重行

昌信

人・同名勘ヶ由左衛門尉ニ而候、御庭ニ而御馬ニ被召候、鞍馬より
御打出候也射手之人衆ハ馬場ニ打人被牽待候、太守様ハ御様敷へも
無御座直ニ馬場へ御打入候、御行騰ハ虎皮と熊皮はき合セニ而候、
御すわうハかちんにて候、藤の御紋にて候也、

御手組之様跡

殿義久様廿九疋被遊候、

木田紀伊守

鎌田刑部左衛門尉

税所新助

川上
嶋津源三郎

喜入殿也
嶋津撰津守

檢見

嶋津武蔵守

御犬過候而於御様敷御三献にて候、御座之衆、河上上野守・金吾様

・喜入撰津介・河上武州、此衆にて候、武州へ馬・太刀被下候、そ

れより射手の衆召出候、御酒ニ而候、手組之様ニ、次第に被差

出候、御三献之次ニ、雑煮参候、御幕之役者三原右京亮・上原太郎

五郎ニ而候、筆者ハ長谷場織部佐、ぬき振の役ハ為阿弥ニ而候、御

三献抱丁人ハ市成周防介ニ而候、

川上殿也
嶋津上野守

昌宗ノ孫也、

平田左近將監

本田因幡守

平田平次郎

山田新介

三番目之御書房
嶋津左衛門督

喚次

武州之嫡子也
嶋津十郎

三日、朝之山仕ハ不中候而稻荷御祭礼之御供ニ参候、貴殿様御支度、

御袴片衣ニ而候、御供衆も同前候、御代に御幣取扱役者、川上源三

郎殿ニ而候、是ハ鳥帽子上下ニ而候也、御剣者伊集院右衛門兵衛尉

殿也、御幕之役ハ市成周防介なり、奏者ハ本田下野守殿・拙者也、

御前之宮仕、木田刑部少輔・伊地知縫殿助也、御手長伊地知勘ヶ由

左衛門尉・市米備前守也、於宝持院御座配、御次撰州、次ニ右衛門

太夫殿、客居上談儀所法印、次末弘釣江、次村田越州也、御点心之

時ハ川上武州など参候也、

天正四年丙子仲秋

廿八日、太守様ニ之山へ御出被成、泰平之時有、川田駿河守祝被申候、三之山内城御庭ニ、太守様御しやうき御座候、数万軍兵守衛候也、其後御三献参候、御配膳山田新助・三原右京亮、御三献過候て、各持参之御太刀也、其衆、忠平・義虎・征久・年久・家久・忠長・花山殿・北郷殿・佐多殿・頼娃殿・喜入殿・大野殿・吉利殿・伊集院右衛門大夫殿・平田左馬介殿・入来院殿・東郷殿・川上源三郎殿・伊地知周防介殿・伊地知式部太輔殿・平田平次郎殿・伊集院營笑齋・新納武蔵守殿・比志嶋殿・川田殿・北原殿・肝付彈正忠殿・本田因幡守殿・拙者、大略如此候歟、次第ハ不存候、此晚飯野へ御光儀也、

天正十一年癸未三月

四日、出仕如常、上様御指届被成候間、懸御口候、此日、忠棟拙宿へ入御候へと申候而、めし参会候、座敷、客居忠棟・本田刑部少輔・鎌刑、主居川上左近將監殿・経平・拙者、比志宮内少輔也、御酒數篇参候て御湯参候て御茶也、其間ニ諸所へ之文など認させられ候、其後点心にて御酒等参候て、各被帰せ、此晚進藤領後守殿御旅宿へ参候、食籠肴ニ而京樽一荷持参候、頓而其御酒御寄合也、肴共手つから度々給候、拙者も御酌申、又ハ肴など進し候て種々御閑談にて御酒宴也、左候て御暇中候時分、当近衛殿様より御書拙者へ拝領させられ候、いかさま拙宿へ御持来可有之由也、然雷左候ハ、此方にて頭戴可仕之中候、煩ニ拙宿へ御持来可有之由候つれ共、兩度申候間、さてハと候て御意趣被仰、御書御被成候、并五明三本拜領候、左候而罷歸候也、此日も若衆中被來候、雑談共にて御酒参会候也、

三月六日、如常出仕申候、根占殿代祝ニ参上也、折十合・樽十荷進上也、御太刀・馬・弓・征矢・鎧・甲・青銅千疋進上也、御三献御寄合也、田尻殿へ之御返事等申候也、山仕帰ニ本田刑部少輔殿へ

寄合中被召寄候也、座敷、客居忠棟・拙者・親貞・比志嶋宮内少輔也、主居川上左近將監殿・経平・亭主也、御酒數篇過候て御湯参候也、其後茶湯也、其後種々肴にて御酒参候、亭主酌ニ而各御立被成候、此日進藤領後守殿拙宿へ御出被成、五明五本預候、種々肴ニ而御酒數篇参候、御閑談にて御帰也、比志宮被花合、御座ニ被出、御会尺共被申候也、此晚根占殿礼儀候、三献参会候、太刀巻腰・二百疋預候也、

三月八日、出仕如常、兵部頭殿今日御参上之由必定候間、御打迎佐多宮内少輔へ被仰付候、此日川上左近將監殿へ被召寄候、座敷、客居忠棟・拙者・親貞・比宮也、主居経平・本田紀州・亭主・本刑也、御酒數篇参候て各罷歸候也、此日南蛮宿当所へ飯屋役所給候て居候、世間之物沙汰悪候、殊更今度就御虫氣、ケ様之宗之者当所へ罷居候て諸神御内証ニ不合出告など、先々有馬などのことく罷立候得と、一兩日懸曳共被成被立候也、此日鎌刑・村印雅楽助終日被來候て閑談共也、

三月廿四日出仕如常、市米作州へ、川左將、税新を以寄合中同前ニ申候、口州系原名、当時野尻ニ付候、然者膏岡諸篇彼所等不自由候間、是ハ蔵門ニ被付、其返地ニ井蔵八町名、野尻へ付被成由也、何と様にも御意次第之通、作州返事也、此日明日御連歌之一項・再篇於護摩所、金吾様を始各連衆指揃被遊候也、此晚平田殿風呂焼せ候て入候、

天正十一年五月

三日、昆沙門へ別而看経共申候、八木越後守御頭方頭懸にて候間席候、其次鹿兒嶋へ爰元之様子条々申上候也、吉田美作守・和田玄蕃を以從寄合中承候、并書状・番盛之日記相添候也、意趣、先日爰元御格段之儀ニ付可為御圍敷之出合共候つれ共、此方談今之様共被聞せ候、殊ニ拙者一人之前よりとハ申て候へ共、鎮貴へ爰元様子一ヶ条申なる、御寄合中同前之事に候間、御神志も入聞敷候、儘者番衆暫可被召置之由先日懸望候間、被召留候、然者寄々御番にて候ハて

八にて候ま、嶋原・三合ニ御番たるへく候、余々諸城御番等堅固
ニ有馬殿可被仰調之由申候て、諸勢八質人なと執調候也、拙者同心
ニ各帰帆可然之由也、兼又從薩摩之御指護候、又有馬殿へ被下候如
ハ、いつかたノとハ追前從加見嶋以御談合可被仰定之由也、当番
盛之衆、川上五近將監殿・吉作州を始鹿尾島衆少々、義虎公・種子
嶋殿・天牟嶋中衆、凡比衆を以、嶋原・三合之事ハ御番可開日之御
盛也、即右之所々へ申渡候、義虎公江ハ、吉作・和玄直ニ被參候也、
此日、神代殿爲質人八城江渡海候、先安德へ中宿へ被行之由也、自
身此方へ暇乞ニ被來候、向後身上煩之由共被申候也、此晚、吉作・
和玄振、舞候、新武伊伯同前、深更まで閑談共也、此夜、從義虎公
御狀被下御尋也、吉作、和玄振舞候新武・伊伯同前、深更まで閑談
共也、此夜、從義虎公御狀被下御尋也、吉作、和玄にて爰元御番之
由候、何と様にも御下知次請候、當時御父子御座候、来瑞午就御祭
礼御隙入事候間、掃帆被成茂由也、御報にハ、此節者諸勢帰帆之刻
ニ候間、肝心之御番手にて候、然若仁御苦惱虎公奉頼之由寄合中
被申候条、御父ニ御談合被成、御一人ハ御掃掃一之由申候也、川參
・鎌雲、爲談合明日可被交之曰口候也、

天正十二年五月

六日、新武より使を以今朝無沙汰之由也、拙者も使を以新武へ、神
代殿今日出船たるへき山中渡候、并嶋原殿・拙者ハ不知案内候、彼
人も今晚明朝之間出船たるへきよし、武州前より可被仰渡之通申候
也、神代殿二三日支度候て渡海之由候、如何候する哉之新武返事な
り、又使進之候て、類ニ出船たるへき由、武州可被仰取之由申候、
鎌雲も安德へ今日被着候、然者兩人談合被成、再三被仰理候間、ま
て八明日渡海可仕之由被申候之返事也、此朝、思水公多比良へ御番
候間、内衆巽伯齋守殿・市求加賀守より書状候、趣、神代殿ハ質人
ニ被指出候、内衆伊佐早へ談合申、人数繰入ニ替候する企之由、蜜
被既付、乍楚忽註進之通也、此状も新武・鎌雲爲存知とて安德へ持
せ候也、此日川上左近將監殿・吉作、此外加見嶋衆振舞候也、(酒
宴共也、)此晚新武・鎌雲へ神代殿必明朝之塩ニ出船肝要候、今夜

八御両処無油断番被成候て可然之山中渡候也、從有馬軍來送之船等
岩津へ着岸也、日記を以受取せ候也、

天正十二年五月

七日、早朝舟盛事成候間、諸所之人衆へ乗船遣候也、午刻計從嶋原
出船仕候、川左・吉作、此外鹿尾島舟元迄被指出、御酒など也、從
夫安德へ塩かゝり仕候て、新武・鎌雲など待合せ候、神代殿も同出
船、宮崎衆中敷齋越中守・上右衛門尉、其外七人計神代殿へ祖添、
如八城遣候也、嶋原殿ハ一兩口支度可仕之由、類ニ新武まで被申候
間、諸者吾々跡より一兩口中出船可然由申定候也、安德上野守沖へ
船にて被來候、御酒肴など持來也、其次面談ニ、嶋原殿一兩口中船
等被仰調、八城へ可被渡之由申定候、請取由被申候也、此夜ハ柳之
戸へ懸候、從未明打立也、

天正十二年五月

二日、太守様・武庫・金吾御肝心にて向嶋へ御鷹狩ニ御出船候、然
処順風なく候て、從夫吉野へ直ニ御登被成候、川上左近將監殿館に
て清水衆御坂迎被仕候、吾々も可參之由候つれとも、御狩ニハ罷出
す候て御酒之趣へ祇候ハ申かた候而不參申候、此日珠長へ礼ニ參
じ候、御酒持せ候、即參会也、去八月三日、嶋戸山法衆ニ大脇民部
左衛門与禮吟ニ百韻仕候、懷帯見せ申、合点之由申候、斟酌候つれ
ども強申候間合点也、点廿五句之内長一、如何なる仕合にて候哉、
拙者十五句之内長一仕候、寔々覺外之儀候、新武宿へ礼申候御、奥
之山左近將監被來候て種々閑談共也、新武・奥左可丹同心仕候て、
不断光院へ御礼ニ參候、御酒持せ申候、即御賞派也、從夫暮ニ而懸
暮し候也、

天正十二年五月

六日、早朝談議所へ被懸御意候、先日宮崎へ御越候如ニ馳走申候、
御祝着候、其御礼承候、食膳肴ニ而御酒御持せ候、被成參会候而賞
御申候也、從夫申仕申候、種ニ嶋武藏守被參候取成申候、此日上使
御寄合之由候而各支度之爲急罷歸候、先太守様上使御酒へ御礼被成
忠棟、拙者御供仕候、御劍鎌田源三郎也、聽而上使門迄出合内へ被

請成候、御茶二而御立被成候、親上使打連二川上左近將監被參候、御内御縁之際まで案内者也、午勿論御門より御入候、太守様御縁迄御出合被成、対面所へ御奏者候、御縁三而良久御礼候而、太守様前二座敷へ御入候、廳而御内背御被成、太守様御受取被成、御頂戴候而、文料之蓋ニ被請候を、其儀上座之御板之上へ御置被成、從天上使立せられ、最前之襲束を被替、菅之御又度被成、御座へ御出候、又太守様様迄御出御奏者被成、御座、客居陰涼軒衣鉢侍者、是者伊勢因州之御舎弟にて候、次橋陰軒、主居、太守様、色々御料酌と見得候へとも、上使被嫌、対座ニ御座候、太守様御次左衛門督殿・忠棟、廳而御膳參候、御湯漬也、三口迄參候、御酒一篇參候、御膳八下され候、御菓子參候、御盆五度御札被成、上使御始被成候、扱点心參候、如常御廻參候而添考參候而御酒也、三度御札被成、太守様御盆始被成、次饅頭、同副者參候而御酒數度御札候而、余ニ興覚候ニ候つる間上使御始也、從夫金吾之丞瑞春軒、彼丞、太守様へ參候、次羹、同添考參候、御札數度不果候而左衛門督殿始被成、從夫御使僧へ參候、從夫御膳へくたり候而御物參候、奥之山左近將監・松尾与四郎など被仕候、地下乱舞衆何れも被罷出候、今度御酌ハたれたるべく候哉、若衆ハ候へて笑止之由、太守様奥之山へ御戲言共候、然如ニ稅所新助御籠ニ持出られ候、奥之山爰ニ御酌こ見立中候へ、只今新介可宜候申被中候矣、扱ハよとて其分ニ而候、御盆御札不事果、不興之様ニ候、かゝる所ニ、太守様、已後御着被進候すれとも、御下向之由候間、連御數參回數候、先御着をとて廳而自身御はさみ被成候、短了簡上使御着請取被成候間、勿論御亦も御始候、寔ニ御札不事果、興醒縁ニ候処ニ、太守様御了竟不存珍重至極五こそ祇候之兼申出候、左共候而御酒給候得老御立被成、吾々も時々召出之御酒被下候、御座様子見合、申延候ハぬ様ニと被仰付、次之問ニ描叙申候也、

天正十二年十二月

十日、出仁如常、伊地知伯二而御出候、村田右衛門佐重、福貞寺忠平御佗被成候、各存たるとく阿多源太・平野新左衛門事半等々

せられ候、然者村田科之儀ハ晴候する事ハ永劫難有候、併此儘ニ被宣笑する事も如何ニ被思召候、深々敷五判なとせられ、七十五日敷又百口とも口敷を定させられ、其内為何矢も見候ハすは被召置、何方へも田敷おとりの在所なとへ繰移され候而可然候、余々無余儀筋目之仁ニ而候間、如斯ハ如何候いする哉、老者中へ御尋被成候由也、とかく不軽儀候間、各御返事難申上候、併科ハ永々晴間敷候、然ともと被仰事候間、能々御思惟被成、向後御為ニ罷成候する様ニ可引出候由忠長・忠棟・親貞・拙者同前ニ申上候也、從夫武庫公・喜入根州・新納武州へ此等之儀御尋被成候、各御意次第之由被為申候也、三指御弓箭之事も必竟御着陣たるへ候間、來春被見合御談合候する由相定、此日度々御鷹野御振舞也、御返報麟台老御宿ニ而各申候、御座躰、上座、太守様、客位、忠平公・加雲・川上左近將監殿・拙者・鎌田刑部左衛門尉、主居喜入根州・麟台・本田紀伊守・阿多掃部助、深交迄御酒宴、御閑談也、各持參之御酒御酌被申候、吾々も其分ニ候、奥之山方・松尾方など被仕候、種々御慰共也、

天正十二年二月

十六日、御光儀定候間、持分を以殿中へ罷出、御光儀可日出之由、御知衆ニ而申上候、雖而可有御光貴御返事也、午之刻計御光臨候、中途迄罷出候而參御候、卒与御札候而其儘御座候、先客居ニ御座候を上座へ与申上候、其時上席迄敷候処ニ御着座候、卒与御札候而其儘御座候、先客居ニ御座候を上座へ与申上候、其時上席迄敷候処ニ御着座候、廳而御式ニ献參候、御相伴ニ拙者參候、御盃頂戴仕候、即御太刀百足進ニ申候、持參仕候也、御座躰、御次北郷彈正忠殿・川上左近將監殿・拙者、客居玄佐・橋陰軒・本田下野守殿也、御三献め一王太夫まかりいて唄申候、從夫打続乱舞也、幸若与左衛門尉祇候申候而一申共中候、百足折紙ニ而遣候、一王太夫も同前、春若寿ハ茂如恒例之折帯遣候、御同朋衆へも同前、御点心如常之、本日紀伊守殿・川上將監殿被遣候而御座被參候、道正宗与末座三召出候、拙者御酌ニ參候時、御太刀百足進上申候、稍所新助殿頼候而被

露也、及薄暮御湯殿被成、廳而御供中、忝之用戸上候也、拙者悴者安樂阿波助、召出御酒被下候、又北郷殿内衆一人召出候也、桃山殿内衆者可罷出仁不仁合候而無其儀候、

天正十二年三月一川上備前翌久ハ忠素之四男榮久弟出水川上清右三門祖

廿八日、夜中ニ行水候而諸神就中荒神請給等別而仕候、出仕如常、

此朝も御談合有、平田新左衛門尉次男三原名字之養子龍成候、元服也、此日於殿中終日御談合也、御寺新地之普請始也、河田殿校量にて鎌田刑部へ談合被成、歛初など被成候也、此晚川上備前守殿・比志嶋殿など拙宿へ同心申候而御酒振舞候、誹謗などにて閑談也、

天正十二年三月一川上源五郎久侶久明二男久辰弟今川二八九郎祖

二日、昨日之衆着揃、切符盛共也、山出新介を以南林寺へ申候、御客殿作之事我々へ被仰付候、先々切符盛共由候、尤參候而諸篇御談合可仕候得共本時之盛切符之事急候、諸事御談合者初秋之時分我々參候而可申候、乍勿論悉皆住持之御入魂肝要之由申候、返答、先日拙者所へ御座候而如承候、御客殿作之事口州衆へ被仰候か、一段目出候、随分魂入頼被成候也、此日市成掃部兵衛尉を以本多刑部少輔殿へ申候、白浜と二俣塚論之儀ニ付先「平出豊前守殿・三原下総守殿・木脇大炊助殿たのミにて枕者ニ遣申候、然者向嶋御地頭川上源五郎殿諸役人同心ニ白浜・二俣之百姓之口を被願、其上右論地を被見候所、とひ石と申より浜へ直ニ見渡被定候、然處ニ本刑内衆無納得候て其日者落着無之候、昨夕平豊・木大被來候て物語候、就夫先日刑部、拙者同心ニ見者三人たのミ申候時、何と様にも各御校量次第落着肝要之由申候、然ニ刑部内衆辭退故無落着候敷、けニも御存分共候ハ、幾重ニモ被仰候而可然候、拙者事ニ見者三人御校量次第之由申候する間、是非共ニ爰より白濁敷候、本刑御分別次第落着可目候候、明日罷歸へく候間如此之段申候由申候也、返事、拙者申ことく向三人見者ニ同心を以頼候時、何と様にも彼御人教御校量次第之通被仰候て、爰ニ而兎角と者難有候、拙者悴者支候故、其

日落着候ハぬ敷、笑止ニおほされ候、本刑於心底無異儀候、檢者之如校量落着一篇之由也、切者拙者役人まで承候、二俣より山へ登候道白浜之内を踏候、是又とめさせられ候ては迷惑たるへく候間、頭被成山也、此晚平豊・木大拙者宿へ被來候、二俣ハ御供ニ而留主候、兩人先々申候、白浜・二俣界之事、先日被見定候ことく本刑納得候敷、日出由也、

天正十二年四月

廿七日、早朝出仕如常、上使柳沢殿へ御寄合明日と候つれ共、余惡目ニ而候、其上御請出來候間、明後日可然候、左候ハ、殿中にて御請御渡可被成之由也、扱ハ浄光寺より、明後日御光儀之由兼口定候、雖然此儀ニ付被差延、来月二日御光責可被成候通可申理之由候間、即其分申候、何と様にも御意次第たるへき由也、此日、向嶋御馬追ニ御渡海候、御供之由被仰候間其分ニ候、先於御棧敷御三献如恒、御盃、川上源五郎殿地頭にて候間、祝言ニ頂戴候、從大廳而御收芝へ籠候、当野狼類出候間中絶候を、去年己来又々被召立候間、馬數漸十六疋候、取駒一疋・印指一疋ニ而候、芝出ニ若衆杯各乘候而被出候、御一覽共也、其後網曳せられ候、万之鱗色々入候、上覽共也、御食參候、御座鉢、上座、太守様、客居川上殿、町田出羽殿・拙者也、主居木田紀伊殿・川上源五郎殿也、種々御会尺共也、御酒一二篇參候時、前之網ニ入候鯛一懸、同包丁被仕之由候間、瀬戸口安房介御前ニ而包丁也、大草殿直弟と申功者之手から一人之由御一笑ニ候、廳而只今之魚御肴ニ參候而御酒參候也、鳴中役人米杯御酒多々進上共申候也、御供衆皆々被召出、御酒被給候、從夫御鷹野へ御登被成、我々も御供仕候、御鷹雉子三取中候、小鷹二・雉一居させられ候也、拙者食籠着ニ而御酒進上申候、於中途御賞置共也、川上殿・本田殿、此外御供衆・鷹衆などへ振舞候也、從夫やかて御帰帆候、未暮内へ御着候也、

天正十二年四月

廿九日、未明ニ三宮めしよセ派取せ候、熱氣山合候申候而、廳而

樂談合候而遣候、即受用申候也、從夫漸々ニ心進直り候、此日、於殿中上使柳沢殿御寄合之由也、御請も墨形ニ而御渡可有由兼定候、御座躰、諸篇不罷出候既不存候、此日、各拙者気分之由候而御出、御尋共也、從琉球國、遙久御無沙汰之条、御音信為、又は肥後・肥前兩三ヶ國御所職之御祝言可申上とて、使傳船着津候、先本山下野殿被口變被成候間、彼前より白浜防州使宿宿へ被指遣、日出度之由可仰理候也、川上日向守殿、源五郎殿便とて御座候、趣ハ二侯百姓悉皆はつし候間、本刑前より、最前如斯可有共覺付候へて、論所之事見者次第（*事果候、然趣、今ハ二候ハ八御公役等之罷成ましく候）、何と様ニも源五郎殿御變被成候へ之由承候、最前白兵と申事ニ候間、拙者承出也、拙者返事、さて社本刑与面談中、何と様ニも見者次第与頼存、既源五郎殿御變候、其上曉落着候論所之儀候間、今更拙者前よりハ順道申問候、御老中御承候ハ、其時愚意之分可申進、柏原防州ニ而申候、
天正十二年五月

九日、出仕如常、御談合種々之儀出合也、山田新助八城表へ可被罷移之由被仰出候、種々佗共也、然共御前殿御内談其候、其上猶々余多被召移候する間考人に不限候、是非以罷移候而可然之上意也、此日、於殿中若衆中御芸古連歌也、御次珠長・忠棟・平川新四郎殿・喜入大炊助・白兵次郎左衛門・川上雅榮助・為阿、客居賀雲・川上左近將監殿・拙者・町田五郎太郎・宗速・本田刑部少輔・村田雅榮助・八木越後守也、会前賀雲・三原下總守・木庭大炊助也、卷付賀雲被仕候、種々御会尺共被曰候也、此朝、忠棟へ我々被召寄候、客居新式・鎌雲・伊野・柏周・宗与、主后拙者・高棟・自新・関右京亮也、種々御会尺也、到來之御酒共候而各賞翫共也、
天正十二年八月

五日、如常、從佐土原川上左近將監被系候、中書公為御候、飯野江參被成候、有川雅榮此より伝言候、能御安者を以可被仰五候趣ニ好使之条被仰候、忠長・忠棟當時八城江灣留候、境目作など被扱せ候するは、彼表寄々之家にて可事成候、拙者事ハ用意中、右御所所之

為御答、這而御注進次第可議立之由也、此日、鹿兒島江八朔ニ進上申候衆罷居候、被仰依趣、米ル拾二日八城江馳着候様續たるへく候、さてハ、二町二物數一宛、逗留者十日之由也、此由佐土原其外諸方江申被候也、并羽柴殿衆四國江渡海之由風聞候、然者彼方退治程有問敷候、其後爰元江下着之志有由、世間申散候、當國之諸地頭衆、拙者同心也、佐土原江參候て、若々京衆下向之由候ハ、何たる御行たるへきか談合申定、急度かこ嶋江可申上之由也、即関右京亮申附、佐土原へ此申候也、此晚、右川雅榮助殿迄書状認遣候、鹿兒嶋より統之儀被仰付候、飯野よりハ忠棟替ニ拙者ハ可罷立之由候、余々相易之儀候、子細承候而可致其心得候也、
天正十二年十月

卅日、町口垂なと立させ、普請させ候て見口候、從佐土原長野下總守書状被遣候、趣者、内端之御出勢の事ハ、大方來三〇二日候、爰元油断候はん様、さてハ美々津兵船勸ニハ、川上左近將監只今差越候言々油断申候はん様との儀也、今朝同名右衛門尉より長野下總守殿まで申趣、大隅江高知尾説之儀申上候、田中筑前守申上候分、余々相異の山候、此分申事候、又從堺何条官事等申來候得共、楚忽ニ軍衆打立候する事由事之由蒙仰候通申候也、然ハ右之返書ハ不入事と存、菟角使節にて今朝申候間御納得肝要之申候也、
天正十四内戊午五月

廿五日、天神江別而看經申候、此日、從正内土持撰津介副狀にて、茄見嶋より之書状到來候、忠長、忠棟之御狀なり、即披見山候、遮而御談合之子細候、來廿八日・九日、必參着可申由也、吉利總州・伊集院作州・比志嶋式部少輔殿・鎌田筑州・同名雲州・山田越州・吉利山城守殿・川上備州・新納縫殿介殿、被衆同心申へき由也、洪水ニ滞候哉、去十八日之日付之書状也、今日到來候間、廿八日・九日ニ參着不及是非候間、來月二日・三日必應へ參候様と右之御人數へ、候書にて申渡候也、

廿六日、諸所之返事到來候、皆々參上候する由也、伊作州・川備州

ハ当病之条難成出也、此晚、長雨時間にて候間、若衆中拙者庭にて
驚也、折節、從江田珍着到來候間、各へ振舞候也、

天正十四年八月(北越)川上源三郎ハ左近將監久辰たるへし、初之迄
を被書候歟、天正十四年二月二十八日也

廿六日、川上源三郎殿を以、上意候、今朝中書公御寄合可被成候、
拙者可罷出之由也、吉利殿も御參可被成由可申由也、即吉利殿へ申
候、出仕より直ニ御寄合也、中座ニ御座候、客居中書・拙者、主居吉
利殿・本田紀伊守也、談谷大夫參候て御酒宴共也、中書、吉利殿御
持參候御酒參候、銘々御酌ニ御參候也、御座退候時分、從豊前秋月
殿まで到來候書状三通、從忠棟、爰元為御鼓見被持せ候、比志嶋宮
内少輔披露被申候、則上覽被成、各へあそはし候て被聞せ候、宗麟
次男親家、言語道斷處外之儀出來候て、豊後之為躰、無正躰候、然
者、近々自崩たるへき由共也、此日、從聞九郎右衛門被來候而、一
昨日廿九、折念迄ニ発句申候、併取分難間候条、未誰ニも不語候、
如何可有之歟之由申候也、

月に霧立及はぬをこゝろかな

覚兼

如此申候、下心ハ、當時吾々身就寢ニ趣に候へハ、誰にも及付ぬ躰
迄にて候、無念至極候、乍去、時めく人々之上にも、世上物沙汰共
候て、今度若屋之陣所なにも、落書共候て、如何なと、承及候へ
ハ、還而不及來候けるなど、存候て、過不及之心ニ申候由語候て、
一笑候、

○文祿元年六月十五日川上左近將監久辰与伊知地勘解由共、師朝鮮
圍過俗確山、与鮮兵大戰而勘解由被殺、同十七日死矣、而後經年、
勘解由之孫謁意船久辰、聞于志布祖父戰死之談話、所筆記之書
也、而今考之、勘解由子孫遺之於我家者乎、為後鑑録干左、

(115)

一太閤様高麗岡為御征伐文祿元年三月朔日大坂被成御免足、肥前之
名護屋御下着アリ、加藤主計殿清正・小西撰津守行長、先手被仰

出張

付、都合御勢十七万騎、三四月中為渡料、兵庫頭義弘様・同又一

郎久保様被遊御渡海、已都迄打入之由有其間得、某祖父伊地知勘
解由重阿事、從川内以借船渡海、手勢四十人、其刻ハ御使役又
袖浦生地頭職衆中浦尾弥八左衛門・春田金兵衛・浪田伝左衛門同
心ニ而同五月廿五日高麗國釜山海岸、然処川上源三郎公以自
船手勢五十人ニ而同時有看船、勘解由モ幸ニ存与久辰都可通儀ヲ
致評儀、御舟奉行帖佐彦左エ門殿被仰候者、北程奥へ往來之人ヲ
見申候ニ、千人ノ内ニ而山路險阻、廿日路ヲ通候テ敵ハ勢ニ而カ
ケ中故難成由承及候通ヲ被申候故、可有如何哉与為評定処、阿波
鳴渡介殿申人為上使都攻持候哉、見届可參由於名護屋被仰付、都
へ被通候徑與釜山海ニ御出候而被仰候ハ、鳴津殿ハ都ノ東ニ陳取、
江原道ノ敵ヲ被成候、殊外無勢ニ而氣道之由承及候、爰元ニ薩
摩衆被居候ハ、早速被為通可為肝要候、但小勢ニ而ハ、成間敷由被
候、即被成出船候、自其兩人相謂曰、我々小勢ニ而ハ可難成候へ
共、主君御大事と乍承、致遅參候てハ無言申候とて同六月朔日
出釜山海候処、先手之軍衆被放火候故、民屋一ツモ無之野宿迄
ニ而同十五日俗確山ノ麓ニ而調厚飯候処ニ山上ニ次物間得、敵數
千皆白衣ニ持弓、競來、味方鉄炮七八挺有之、放之間ハ敵不近付、
然処夕立俄ニ降來而火繩皆消タリ、敵見之、即近付來リ、放矢事
如急雨、衆中三人打死、小姓宅而源太兵衛・高橋吉次被打死、中
ニモ伊地知源五器量能、其身モ神妙成故、勘解由別而近習召使候、
其日ハサラシノ帷子ニチリメンノエリヲサシ、上ニ無袖道服ヲ着、
紫ハテマキシテ勘解由馬廻ニ供仕候カ、芳薙共致打死ヲ見テ申ケ
ルハ、トテモ通間致命ニ而候、深手負テハ勳事成間敷トテ道服ヲ
ヌキ捨走出ケルカ、後ニ立向勘解由殿御暇申ヒルト云捨、刀ヲ抜
大勢ノ中ニ走入、即遂打死タリ、生年十六歳也、都而十二人打死
ス、將監殿衆十六人相果、將監殿も十三ヶ所被疵、勘解由十一ヶ
所負手、夜中俗確山ヲ越テ見レハ日本陣アリ、乘馬百騎余出向取
清州ト申城、小早川左衛門太夫隆景孫ノ陣也、陣主ハ乃美孫兵衛
殿・同新四郎殿ト申人也、即時ニ食ヲ振舞、血ハナシ被仰付、帷

子ニツ、給候、具足ヲ取鑑ヲ抜ントスルニ勘解由膳ノ疵イタミ大ニ脹鐵モ不見得、同十七日被相景候、鐵ヲ抜テ見レハ堪ヲ繪タルコトシ、毒矢カ、覺ヘタリ、將監殿十四日清州ニ被成滞留処、乃美孫兵衛殿・同新四郎殿命病ヲ付加療治、七月初届固衆大勢被通候ニ付、將監殿釜山海ニ出、七月中允ニ被為着候、勘解由粹者其モ同前ニ出候、七月末ニ被成出船、八月六日將監殿鹿兒嶋へ被為着候、勘解由妻ハ大寺大炊妹ニ而候、此計首ヲ承、同十日ニ自害仕被相果候、勘解由法名傑心伯夷居士申候、某父ハ其時三歳ニ而候ヲ伯耆女房養育仕候、後勘解由左衛門重信ト申候、志布志へ何ぞ為檢者罷越候処、前ノ川上將監入道殿へ參、高麗ニ而勘解由致戦死仕タル儀ヲ請御意候処、委敷被成御物語候を即座中ニ而筆者衆ヲ頼書置被申候、

○久辰初補口州中良地頭職、後転補志布志地頭職、而移住彼地、而致仕之後、適子久因統復為志布志地頭職、故久辰直住居彼地也、
○寛永五年戊辰十二月二十八日死於志布志、年七十、法名法雲院殿雪叟常心庵主、葬大慈寺、

久侶

- 源五郎 兵部少輔
- 叔父源七郎早世、依無嗣子為後嗣、
- 補向之嶋地頭職、
- 文祿四年乙未三月十六日死、
法名心月清田居士

川上忠塞一流家譜 卷之八
六代 久国 第一

○久国

龜寿丸 源三郎 久首 久好
式部太輔 左近將監 因幡
商山

天正九年辛巳五月五日誕生、母頸挂常陸介兼盛女寛永十五年甲寅十一月十八日死、年七十九、法名煩室貞隨大姉持妙谷寺、

○天正十九辛卯年龜寿丸十一歳元服、太守義久公手自加冠焉、称源

三郎久首、賜雄刀治山谷山波平安行一腰也、

○久国履歷詳自作之書見于左、
久国自作之文

○久首十八歳慶長三年於伊作入来作六端帆乗之、六月七日出船シテ

七月十日朝鮮國潤川着船矣、八月廿日大明軍百萬伐陣ス、大河此方望津榮寺山四郎左衛門久遠小勢ニテ守之、敵合在江トテ十日夜諸士御酒進上也、源三郎渡海之由被聞召上、早々可能出山上意付、追行致登城候處、即被召出、能時分參候トテ御懸不斜、終夜御酒宴也、翌朝、武庫様立罷出候處ニ公儀舟ニ而渡候哉ト御意有、自船作罷渡候ト申上候處莫大之忠志也ト被成御感候也、

○同廿八日旧館被籠置シ相良玄番・勝目兵右衛門通口ニテ戰死ス、嶋津右馬頭家秀川上六郎兵衛忠実矢三十八箭、万死一生追菜、味方勢百五十人被討シ也、

○慶長三年拾月朔日明軍百萬敗績ノ儀前記之、故不及細訳、敵三筋退行、久首追行處、弓指返合射ケルカ、鎧脇ヲ射スリ、二之矢香處久首馳込、其敵ヲ討捕、市来佐小右衛門モ一人打取、石橋ニ至處頼娃主水胸板ノ迎ヲ被射チ驚伏、久首奔付矢ヲ拔石川ニ右衛門ヲ付置、石橋向ノ岡ニ敵大勢支テ射ケルヲ白坂宗兵衛能敵一人射仆ス、川上久右衛門橋ヲ先陣シテ敵ヲ討、新納勘解由其外大勢渡テ切崩ス、其先ニ交ケルヲ本田則左衛門兎懸切崩、手ヲ被切又支シテ大山ニ次進後切崩、吉田火藏馬ヲ進行處、藪影ヨリ敵一人奔來響ニ取付大藏カ兒ノ真甲ヲ切ル、大藏白馬落ト敵ヲ組、大藏下ニ成ラ久首下馬シテ敵ヲ突、佐小右衛門走付其首ヲ取、源三郎討敵四人、敵晋州大河赴、味方鯨波ヲ揚、鉄炮ヲ打懸ケレハ淵瀬ヲモ不弁、下ノ淵ニ入テ流ル者數不知、三邊勢潤川原引集ル、義弘主曰、今日忠恒江大將位讓渡候、杖机可被掛、我ハ可致軍配ト有御定、忠恒王殊外被成辭退候處、因書頭抱節ケ様之御勝利ノ刻御大將位被成御繼可召出度ト被申ニ付、林机御懸候、忠恒至廿三歳、紫裾濃ノ御鏡同毛ノ御兜、輪披ノ立物ニ上ニ龍海繪シタルヲ着玉、鶴ト則旁ノ打刀名物御車代菊一又三御太刀ヲ付給フ、今度御夢想之杉ノ御烏符左ノ御前ニ持ツ、左ニ桂白樺左衛門御領ヲ持ツ、右ニ川上源三郎御征馬ヲ持ツ、義弘主黒糸威御鎧、白太閤様御拜領小泉ノ御兜、川上西郎兵衛御左ノ方ニ持ツ、御長刀川上久右衛門御右ノ方ニ持ツ、平用新左衛門今朝忠恒様為被成御討敵ノ首ト

申シ御前ニ置ク、義弘主兜ヲ着、長刀ヲ持リ、血祭シ勝増歌三返揚ケ御掃城也、

○久首向久辰今日憐者不相付、佐小右衛門付候、鎧鉄炮不來、手柄モ不付、白樺儀ニ候下申ス、久辰公我モ武庫様御傍へ參候處ニ善左衛門一人病後ニテ付候ト被仰、菟角連々ノ行儀法度於經者武退者不成ニ相極候、子々孫々此儀ヲ可心得置者也、

○十月廿三日質人酒濱來、從者二百人、通詞孫次郎ヲ以清瀆之筆跡ヲ望處ニ即被書候、其扇久國于今所持之、

○十一月十八日与番船合戦ノ事前ニ有之、故除之、

○源三郎御上洛御供被仰籠前ノ借舟ニ兵、御同君釜山浦着御、立花左近同幸、嶋津又七景久東陣諸將ハ去十五日帰帆也、豊久一人御君被待居、御供舟ニ手長多足入船也、番船ト合戦可難成、早々對馬へ御渡海候ヘト被仰、同廿三日曉天出船ノ処、雪風烈敷、久首古舟艫折レケルニ木ヲ結添、對馬豊崎ニ着、久辰ノ船ニ乗テ奉見、吾手故存命不定ノ拜也、從武庫様御菓被下、久辰自鴨瀬帰帆也、

○義弘主・忠恒主・立花殿・志摩殿・又七殿、符中へ出御、對馬守殿鑿磨、寅刻両君并供舟同出船シテハツ過老岐ノ追戸ニ着船、深野掃部兵衛・長崎六郎左衛門討擧也、松浦法印領内故殊外馳走石シ也、

○十一月廿四日解纜、由刻氣前遊生カ津岩船有シニ、石川治部政ヨリ雜賀内膳ヲ以早々博多へ御越候ヘトテ平駄舟余多被遣、而君懸人數ハ本舟ニテ可上トテ御供衆少々召列、博多江御着候、石田古磨御見廻也、為御祝言長光ノ刀、貞宗ノ脇指被違候、源三郎茶ヲ上候刻、石田殿、幸佩對御家有逆心由被仰ヲ承シ也、自博多御伝馬出、陸路豊前内裡へ至ル處、從下関太閤様御船、紫霧桐ノ紋金ノ○ほり立タル閩船來、是ニ乗候へ賭モ從公儀被下、由石田殿衆被申ニ付御舟ニ乗、十二月廿五日大坂入津、本舟ヲ待合、同廿七日伏見着、

○慶長四年己亥正月五日、内府様兵頭範江御礼有、武庫庭上へ御出合候、源三郎御籤ヲ持間近ク内府様ヲ奉見候、御太刀二字圍後刀賜候、又八郎へ御太刀長光刀賜候也、

○同九日兵庫頭・又八郎召御城、朝鮮討勝為御褒美御感状并御腰物御知行五万石被為拜領訖、日録在別紙、

○忠恒主三月九日辛佩ヲ被成討伐ニ付、高雄山御寺領也、被成御本復候へは源次郎為退治御暇出御下也、久百六月御暇出罷下候也、

○青野合戦ニ付、与天下確執後慶長七年忠恒主初テ御上洛、久首致供奉氣遣仕候也、御合能御暇出火慶之至也、

○慶長十九年大坂陣ノ刻、從秀頼卿為使節川北少左衛門黒印持下候ヲ久國等上ル、十一月五日打立上洛シテ本田左衛門・同上野殿へ申遣候、

○十二月三日内御所様大坂城被成上覽候ヲ近ク見上候、

○京都板倉伊賀殿へ御状持参仕候也、伊賀殿被仰候ハ、薩摩舟太坂へ米ヲ入内問得候間、目付ヲ遣シ見ヤ候へは兵庫迄ハ其間々ノ小旗ヲ立、沖入ノ時十文字ノ旗ニ立替候、其通佐渡へ申越候下被仰候、下向之刻御面殿へ申候、殊之外御悦着被遊候出、

○寛永七年庚辰四月内御所様御成中納言館、久國從前年参、万事和訓候、同五月御家老役被仰付下向仕、久國五十、久將十三也、

○同九年 秀忠公薨御、因茲諸國へ上使巡見、当國ハ小出對馬・城織部・能瀬小十郎也、豊久・種子嶋因幡守付殿ル也ニ於豊久、上使被仰候ハ、諸國ハ天、如御法城ヲ割候也、御國山ノ城ハ其備有之、給人共城廻ニ居候、自然之時ハ即可捕構解也、是ハ如何々、下被仰、因幡中候ハ、前ニ老義久九州ヲ被領候也、太閤様御下向之刻、僅ニケ國半相殘候、九州ノ人数入來候ヲ一所ニ可居地無之、方々ニ移シ置キ耕作仕候、又城不割儀者城廻リ或ハ屋敷或ハ田圃ニテ候、其上入候ハ、知行ノ高引入可申候、日州ノ高城ナトモ割ル事不成ト見得候ト申ス、又南村寺松原ニ鍛冶屋ヲ作り鉄炮過分ニ被為張候ハ為何御用心ニ而候哉ト被仰、因幡中候ハ、其鉄炮

三百挺於伏見上様江進上被仕候、又二百丁ハ細川越中殿肥後入國為祝言被遣ト申、先々城不割儀氣遣ニ存候也ニ被聞召分候哉、其後度々江戶へ致参府候也ニ上使別而御懇切ニ蒙仰候也、

○寛永十八年御家之御系久國致持参、太田備中守殿江致進上候也、
○慶安二年己丑久國六十九歳致仕也、御家老役二十年也、
○久國自書之記

○慶長四年六月為征伊集院源次郎、忠恒公庄内御出張、久首供奉ス、同九月志和地・野之美谷荒向、同十月梅原於天神ヶ尾、翌年正月十六日於志和地合戦ス、其後頼テ下城ス、至同二月都城并諸外城辰降ル、

○青野合戦ニ付与天下確執之後、慶長七年 忠恒公始而御上洛、久首致供奉氣遣仕候也、御合能御暇出テ奉恐惶候也、

○慶長十九年因大坂亂、從秀頼公為使節河北勝右衛門黒印持下之、則從家久公使久國被伏於幕府、同年十一月五日久國發鹿兒嶋着船於肥前國寺井、密陸到豐前國小倉、豊前國主細川越中入道三齋出船ニ艘送于兵庫、此時隨久國者稅所弥右衛門・川上泰助・伊地知吉右衛門・大出彦左衛門・有河雅榮助・阿多大膳・岩切泰助等也、因大坂戰最中難通船、從兵庫陸路到尼崎、頼印人新右衛門、借舟二艘乘通河方過大坂而到泉州境、入嶋津右馬頭障、得案内者、參大樹秀忠公之御陣仁吉、恩本田佐渡守・河上野介迷事ノ由、且參家京公御陣、駐營長三日矣、十二月三日久國窺見大坂城、至家久公到着之期先為通告其狀、近堀面見之、從城放鉄炮甚、此日家京公・秀忠公打廻大坂城、久國在茲奉拜見御備、三日過而白平野經八幡赴京師、到板倉伊賀守宅、持参太守公之御状、伊賀守曰、薩摩之船・兵糧入于大坂由風聞之間、遣日付令見之也、不然、各々立其困々之小旗、及到兵庫、替十文字之旗、其旨告佐渡守云々、後言上此由於惟新公・家久公、御掃氣不斜矣、同十三日自京師乘川船至兵庫、其後又到大坂、与三原備中守・伊集院伴右衛門相儀、調陣木屋離奉待家久公、同二十九日大坂和平、家久公平大軍到豊後國森

江之日、聞此由取吉田、久田者謀方々快節之首尾、翌年二月十八日下着鹿兒島、

○同廿年政元初年大坂又騒動、家久公發向所着三景日節之兵二万也、受久田可為將之命、与三山城守其師之到細島、雖然間五月七日大坂已陷之由取、六月六日到鹿兒島、

○元和九年之役、本書ノトヨリ

○寛永二年五月因將軍家御參内、家久公白江戸御上洛、久田忠右從鹿兒島上洛、此時伏見於御城受命、二御殿見御能、行幸終而家久公者又上江戸、久田者直給假而取、

○寛永二年之前、本書ノトヨリ

○元和九年九月二日久田為仕置之御使、赴琉球國、於彼國內羽地越年、時道之五島有御檢地、竿頭者曾木甚右衛門・鯨島孝左衛門也、調之待久田、至翌年二月久田飛羽地、渡与倫島、巡見鳴々、定年貢、且使吾朝之法令教諭之役人、同二十三日解纜於大島等、同二十九日取鹿兒島、

○寛永七年庚子四月、再御所様御成中納言様、久田從前年參方事相調候、同五月五日御家老役被仰付下向仕、久田五十歳、久將二十三歳也、此時拜領加增知行七百五十石、是役分知行二千石之外也、為祖父久田戰死勲功之賞、雖拜領下大隅高城十二町名向鳴、到京竿之時、為公領、自久辰至久田時及訴之、然因旧事之訴訟制禁之延引、丁此時為新加増、賜之者也、

○同九年秀忠公薨御、因茲諸國仁上使巡見、當国小出對馬殿・城織部殿・能勢小十郎殿也、屋久・瀨子嶋因播付渡延於屋久上使被仰候ハ、諸国者天下如御法、城ヲ割候延、御国中之城ハ其儘有之、給人共城廻ニ居候、自然之時ハ即可捕獲也、是ハ如何下被仰、因幡申上候者前ニハ義久九州被領候延、大隅被領下向之割、僅ニケ国半ニ相殘候、九州之人数入米候ヲ一所ニ可居地無之、方々へ移置耕作仕候、又城ヲ不割儀者、城廻、或屋敷、或田畑ニテ候、其土入候ハ、知行之高引人可白候、日州之高城ナドモ御事不成

下見得候ト申ス、又南林寺松原ニ鍛冶屋ヲ作り鉄炮過分ニ被為張候ハ為何御用心ニテ候哉ト被仰、因幡申候ハ、其鉄炮三百挺ハ於伏見上様江進上被仕候、又二百挺ハ細川藏中殿肥後入国ノ為御言被遣候ト申ス、先々城不割儀氣遣ニ存候延ニ被聞召分候哉、其後上江江致參府候延ニ上使別而御懇切ニ蒙仰候也、

○寛永十五年戊寅二月家久公御逝去、同年五月廿三日御骨發鹿兒島赴高野山、久田供奉、

○寛永十九年御家之御系久田、大田備中守殿江持參仕候、

○寛永十九年六月二十八日於江戸席壽丸御元服、又三郎久平ト申奉ル、御加冠ハ島津兵庫忠平、太守光久公ノ為御名代被役之、理髮ハ川上因幡久田相勤之、

○慶安二年己丑久田六十九歳致仕也、御家老役二十年也、

○慶長十一年十一月二十六日犬追物手組一番

射手川上式部太輔久田

○同日犬追物手組二番

射手二之角川上式部太輔久田

○慶長十二年八月二十七日犬追物手組初日一番

射手三之角川上式部太輔久田

○同日犬追物手組二番

射手川上式部太輔久田

○同日犬追物手組三番

射手川上式部太輔久田

○同年八月一日犬追物手組二日之二番

射手二之角川上式部太輔久田

○同年九月朔日犬追物手組三日之二番

射手川上式部太輔久田

○寛永二十年九月十五日犬追物手組初日之二番

射手三之角川上左近將監久將

○同日犬這物手組三番

檢見川上因幡久國

右部而掌臨備我家之後鑑

二日之一番 犬這物手組之事 慶長十一年十一月二十六日

殿 二十五疋 鳴津河内守 二疋

川上 鳴津式部太輔 三疋 川上 鳴津十郎左衛門尉 二疋

町田 鳴津勝兵衛尉 三疋 木田孫六 五疋

村田刑部少輔 四疋 上井 諏方善六 二疋

喜入 鳴津撰津守 二疋 入來院 渋谷石見守 三疋

檢見 佐多 喚次

川上 鳴津武藏守 佐多 鳴津六郎兵衛尉

二日之二番 犬這物手組之事 慶長十一年十一月十六日

殿 十三疋 喜入 鳴津撰津守 五疋

川上 鳴津河内守 五疋 川上 鳴津左京亮 四疋

吉利 鳴津平右衛門尉 四疋 白旗 渋谷三四郎 二疋

伊勢平左衛門尉 四疋 鎌田玄蕃允 二疋

川上 鳴津式部太輔 五疋 町田 鳴津勝兵衛尉 五疋

檢見 佐多 喚次

川上 鳴津武藏守 佐多 鳴津六郎兵衛尉

犬這物手組之事 慶長十二年 初日 寺山 八月二十七日 四角之外 八幡次第

一少將殿家久 八疋 川上 鳴津式部太輔久國 三疋

寺山 五比志嶋宮内少輔國高三疋 七本阿弥六親正 三疋

九島善善乃郎久豊 三疋 寺山 十諏訪神六經兼 二疋

六仁礼舍人助頼景 五疋 川上 八嶋津左京亮久林 五疋

二嶋津又吉常久 五疋 四嶋津近江守久元 五疋

檢見 喚次

川上 鳴津十郎左衛門尉 川上 鳴津雅樂助久徳

犬這物手組之事 慶長十二年 初日 寺山 八月二十七日 四角之外 八幡次第

一少將殿家久

五菊池刑部少輔経永 二疋

九吉田治部左衛門尉清次六疋

吉利下總守忠統子 六嶋津平右衛門尉忠張 三疋

二嶋津又吉常久 九疋

檢見 喚次

川上 鳴津十郎左衛門尉

犬這物手組之事 慶長十二年 初日 寺山 八月二十七日 四角之外 八幡次第

一少將殿家久

五菊池刑部少輔経永 二疋

喜入 喜入撰津守季久子 三嶋津接津守忠統 山田越前守理安有信子 七山田民部少輔 一疋

九吉田治部左衛門尉清次六疋

十。島津式部太輔久國六疋

吉利下總守忠澄子 八島津近江守久元 七疋

六島津李右衛門尉忠張 三郎次郎忠藤子 九疋

二島津又吉常久 四島津又太郎忠光 喚次

川上 鳴津十郎左衛門尉 川上 鳴津雅樂助久徳

二日之一番手組

一殿 家久 圖書忠長子 二島津河内守忠信

北郷 五島津掃部助久村 川上 七島津十郎

町田 九島津勝兵衛尉久幸 誦坊 十上井神六経兼

六村田刑部少輔経永 鳥津 八頼姪長左衛門尉久政

喜入振津守幸久子 入交際重時子 四波谷石見守重高

二島津撰津守忠統 喚次

川上 鳴津十郎左衛門尉 佐多越後守忠増子 鳴津六郎兵衛尉

二日之二番手組

一殿 家久 吉利下總守忠澄子 三島津李右衛門尉忠張

圖書頭忠長二男新納 川上 七島津左京亮久林

五島津近江守 豊後守朝久子 十渋谷三四郎重将

九島津藤次郎久賀 六伊勢平左衛門尉貞成 八平田新三郎

川上 二島津式部太輔久國 四比志嶋宮内少輔國隆

喚次無

喚次無

喚次無

喚次無

喚次無

喚次無

喚次無

喚次無

三日一番大追物手組之事 慶長十二年 四角之外 九月朔日 喚次第

一少將殿 家久 九疋 佐多太郎次郎久慶子 三島津又太郎忠充 五疋

村出 五菊池刑部少輔経永 三疋 豊州尉久子 七島津藤次郎久賀 五疋

九吉田治部左衛門尉清次一疋 川上 二島津十郎左衛門尉 三疋

越前入道有信子 十山田民部少輔 二疋 十二本田弥六親正 三疋

六三原次郎四郎重庸 薩州義常四男 二嶋津大膳亮忠榮 三疋 頼姪 四嶋津長左衛門尉久政四疋

喚次 鳴津修理大夫入道殿 義久公 佐多越後守忠増子 鳴津六郎兵衛尉忠利

三日二番大追物手組之事 慶長十二年 四角之外 九月朔日 喚次第

一少將殿 家久 九疋 佐多太郎次郎久慶子 三島津又太郎忠充 五疋

川上 五嶋津左京亮久林 七渋谷石見守重高 六疋

九仁礼舍人佐頼景 五疋 十一嶋津長左衛門尉久政 七疋

十諏訪禰六経兼 六疋 十二土岐中務少輔立頼 四疋

川上 六。島津式部太輔久國六疋 村出 八菊池刑部少輔経永 四疋

二嶋津大膳亮忠榮 六疋 吉利下總守忠澄子 四島津李右衛門尉忠張 五疋

喚次 喚次 佐多越後守忠増子 島津六郎兵衛尉忠利

少將殿

喚次無

犬追物手組之事 寛永二十年九月十五日

初日一番四角之外廻

- 鳴津兵庫頭 三疋 鳴津東市正 六疋
- 吉田長四郎 一疋 鳴津弥七郎 六疋
- 淡谷扇防介 一疋 三原左衛門佐 四疋
- 出原主膳正 二疋 菊池藤兵衛 一疋
- 鎌田又七郎 二疋 諏訪季右衛門尉 二疋
- 佐多 鳴津又四郎 四疋 淡谷石見守 一疋
- 川上 検見 喚次
- 川上 鳴津十郎左衛門入道 吉田休兵衛尉

- 鳴津安芸守 四疋 川上 嶋津左近将監 三疋
- 伊集院 嶋津源介 二疋 木田六左衛門尉 三疋
- 三原遠江守 二疋 相良新右衛門尉 一疋
- 敦根 土岐筑前守 二疋 比志嶋左京亮 三疋
- 大野 嶋津内記 六疋 根占七郎 二疋
- 禅山 嶋津又九郎 三疋 并付半兵衛尉 二疋
- 川上 検見 喚次
- 川上 嶋津志摩守 桂 嶋津外記

犬追物手組之事 寛永二十年九月十五日

初日三番四角之廻次第

- 川上 嶋津上野介 二疋 嶋津主計頭 二疋
- 相良土佐守 五疋 北郷 嶋津宗次郎 二疋
- 本田弥五郎 五疋 三原五郎兵衛尉 一疋
- 平田豊前守 二疋 頼娃 嶋津主膳正 五疋
- 桂 嶋津又十郎 一疋 嶋津左近太夫 四疋
- 嶋津兵庫頭 三疋 東郷若狭守 一疋
- 川上 検見 喚次
- 川上 嶋津内膳守 桂 嶋津外記

○寛永十年癸酉 將軍家光公治世之初、諸国巡見 上使小出对馬・城織部・能勢小十郎来而巡見国内、時久国等三藝而廻国内、上使問答之次第為冊子藏之、写而開于左、

一 寛永十年癸酉諸国へ上使被召下候、九州へ八小出对馬殿・城織部殿・能勢小十郎殿御下候、
 一 同六月七日出水米津へ御着、其晚八麓町へ御一宿、八日御立紫尾山御越、宮之城御一宿、
 蒲生・鹿兒島・喜入・指宿・山川・頼娃・鹿籠・坊津・泊・久志・秋月・片浦・加世田・田布施・伊作・伊集院・市来・申不野・嶋嶋・向田・山崎・大村・鶴田・曾木・大口・馬越・横川、七月廿三日加治木へ御着候処、黄門様御意ニ而同廿四日喜入撰津・川上因幡罷越致御案内者、帖佐之建昌之城懸御自候、御三人被仰候者此城之岸皆足き、にて候、石塔を可被仰付事十年廿年ニハ調問敷候、其上水不足候間、御住城ニハ可難成由被仰、又加治木へ御越、其晚從鹿兒嶋歴々歸二庭、名歸二庭被遣候、
 一 对馬殿家老宇野角大夫と申人七月六日舟三而国符へ被參候、

一同廿五日御上使三人加治木ノ園分へ御着候、

一同廿九日織部殿・小十郎殿園分御立、如栗野御越候、右御兩人ハ園分へ五日御滞留ニ而候、

一対馬殿八月七日ニ園府御立栗野へ御越候、園分へ十六日御滞留、角太夫ハ三十二日滞留仕御城へ上、見申たる由候、

一其以後上井之坊主物語被申候ハ、上使御三人寺ニ而被仰候ハ、此城日本ニ四ツノ名城ニ而候、先大坂之城、是ハ天下之御城ニ而候、間不及沙汰候、甲斐ノ天目山岩城にて能候へ共、山中ニ有之而知行を少もかへず候間用ニ不立候、豊後ノ岡、岩城ニ而四方大河廻り一段能城ニ而候へ共、園中を敵取敷候て渡りを取切候ハ、終ニ八千死し可申候、園分ハ城勝れ水もつよく候、其上諸方よりの入口嶮阻ニ而田畑も過分ニかへ候、此城日本一たるへきト被仰由坊主物語被申候を承候、

一八月七日栗野へ御着、翌日加久藤・求麻又加久藤・小林・野尻、織部佑殿・小十郎殿ハ綾方、対馬殿ハ高岡、其より伊束領へ御越候、野野より山ノ口・都ノ城三人共ニ牛之峠御越候御着、其より志布志八良か野へ八月十五日御着、対馬殿より鎌田源左衛門・川上因幡へ御振舞被下候、小十郎殿・織部殿ハ松山・福山御舟ニ而山川へ御越候、対馬殿ハ大崎・鹿屋・高洲御舟ニ而山川へ御着候、兎ヶ水へ御越候、其ノ佐多へ御渡、喜入久右衛門・相良全助・川上因幡相付申九月九日大泊御出船、屋久嶋一艘之深へ御着、同十日永良部へ御三人御渡候て、其口屋久ノ長田へ御着、同十一日又如一艘御廻之由被仰候処、川湊を浪沙を上つきまき候故、御船出候事をそきとて陸路を御越候、地頭五代少左衛門殿其外諸役人衆撥廻、道具・幕・屏風など舟ニのせ一艘へ被廻候処、俄ニ西風あかり舟四艘打ハリ候へ共、浜へうち上候故人ニけかハなく候、道具ハ皆すたり候、上使もめし候笠之緒など吹切申候、対馬殿ハ馬より川へ吹落候へ共岩之間ニ御落候故細じかなく候湊口つきまき候事不思議成候、一艘より陸路宮之浦へ御着、数日御滞留、

其内ニハ以下空白

一対馬殿御宿へ小十郎殿・織部殿御座候、久右衛門・全助・因幡被召寄候而御尋被成候条々、

一大坂御陣之屬、武家へ被仰出内、一園ニ一城之外ハ皆可割捨由被仰出ニ付諸園共三分候、当園ハ何れノ城も其儘ニ被立置、殊城本ニ給人共余多移居候、自然之時者即時ニ可取溝様ニ見得候、如何様之儀ニ而右之跡ニ候哉と、被成御尋候、因幡申上候者、給人共城本ニ居候事ハ先年義久九州を領候時過分之人數ニ而候、太閤様御下向之刻六ヶ園被召上ニ付其人數ニケ園半之内ニ引入候、一所ニハ無居所故をこくニ而知行少ツツとらせ、又蔵入之任職をもさせ申ニ付、方々ニ賦付候、在郷之屋敷ハ皆知行高之内ニ而候ニ付、城本之古屋敷ニ移置候、城を堀崩不申儀者城廻り過半田畑ニ而候、城堀崩たる土入候ハハ知行之高過分ニ引入可申候、就其不堀崩と古キ家老共申候を承候と申上候へは御三人共ニ御納得ニ而候、

一又御尋候ハ近年南林寺松原ニ鍛冶を余多する、鉄炮二百挺とやら九急ニはらせられたる由候、是ハ為何事ニケ様ニ急被調候哉と御尋候、因幡申上候ハ、それハ細川越中守殿肥後へ被成入園候、隣園之儀候間一廉進物調候へと大隅守被申付候、家老共致相談候者武器具其外何色ニ而も上方より下申物ハ銀子入ニ而候、亦々健銀も重り申候間、園物にて可調候、鉄ハ此地有物ニ而さのミ高直ニも無之候間、鉄炮をばらせ可申と申候而二百挺はらせ申候、即越中殿へ被遣候、別成儀ニ而も無御座と因幡申上候、

一御三人被仰候者諸塚目ニ番屋を作、番衆ニ三人居候諸園ニ無之儀候如何様成事にて候哉と御尋候、因幡申上候ハ必隣園へ隔心之儀ニ而も無御座候、法度之物共他園へ出しを改候而留申候、題目定者又若牛馬ハ手形を以出シ申候を下々かくし候て追し候、左様成改之ため番を召置候、番屋へ改物之品々板札ニ書掛置候かと存候道申上候、

一御三人被仰候ハ比志嶋宮内少家老ニ而候を於種子嶋切腹させ其下
 八当嶋ニ流罪ニ而居候、其國之家老者江戸御老中御存之儀候處、
 專美成御慶為荷儀ニ而候哉と御尋候、因幡申上候ハ宮内少下地氣
 任成者にて候、大隅守被申出儀を過半請付不申故漸々ニ大隅守前
 無敵成立候、然処飯肥と庄内之婿牛之峠之少東ひるニ而飯肥より
 楠之船槽大被為割候を、從庄内申來候ハ庄内之内ニ而ハき、板を
 飯肥へ相付可申候哉如何候と申來候、宮内少一人ニ而返事被申候
 ハ、飯肥より板を下候ハ、多人數指越必板を留候へ、假令大破ニ
 及候共宮内少可存と被申候、其時年寄たる衆三四人被申出候ハ、
 當時中納言殿在江戸被成候處、國ニ弓箭起候ハ、即時ニ國を可被
 召上候、無勿鉢御山合笑止ニ存候山被申候、宮内少返答ニ各不入
 氣遣ニ而候右ニ付天下之御仕合惡候ハ、某一人罷出可致切腹候、
 御家ニ衝氣遣させ上京聞敷と被申候、其時右之衆被申候者、宮内
 殿十人被成切腹候共御家を切留ハ成問敷候、又被申候ハ飯肥ハ昔
 より人数八千計出申候、我々も存候と被申候、宮内少諸所へ廻
 文を遣し從庄内狼狽見得候ハ、道具を持、牛ノ峠へつゞき可申由
 被申渡候處、正月六日飯肥山初狩仕候を見候而庄内ニ狼狽立候を
 見、野尻・高原・小林などの人数高城迄走來候、八木民部左衛門
 為使上落仕候、正月三日鹿兒嶋を立、高城迄參候人数を見候
 て、右之人数早々かへし候へ、於江戸委可申上と被申二付、人数
 罷歸候、定而江戸へ被申候哉、迫付使被指下、宮内少種子嶋へ流
 罪させ、切腹申付、子ハ当嶋へ被流置と申候へは、於飯肥老將
 監申たる筋少も不替候、何より飯肥へ人数可出との企即大隅守殿
 をたをし可申儀ニ候、子之令被助置事御慈悲ニ而候と被仰候、
 一上使從宮之浦種子之赤牛木へ御渡海被成候處、俄北東之風向御舟
 を取戻候ニ、宮之浦ノ湊口しほ干候而船入不罷成、洋へ御舟繋候
 てんまをよせ上使をおろし可申と仕候處、小舟二三艘打割ニ付折
 角成候を色々仕小船ニのせ白、礮之岩間ニ下シ申候、誠ニあふな
 き仕合候處、上、けかなく御國之人慶候、九月末種子之嶋問へ御渡
 海候而陸路を赤尾木へ御趣、無順風故数日御滞留被成十月十六日

ニ佐多ノ大泊へ御着船、其日伊佐敷、十七日小根占へ陸路御趣、
 園見之被御覽候、而此城無殘所能城ニ而候へ共、并はしニ有之故園
 をかへす候箇用ニ立かたきと被仰、十八日高山、十九日志布志
 中一日御滞留被成、同廿一日御船ニ而福嶋へ御越候、久右衛門・
 李助・因幡夏井之前まで送候而罷歸候、
 一翌年因幡江戸へ參、小十郎殿へ罷出候、國之御咄ニ而候、志布志
 ハ因州地頭所と聞候、余ノ堺日ハつまりたると見得候、志ふしハ
 他國之方ニ能城陣城御座候、能湊も有之、兵糧船何百艘入候ても
 つまる聞敷候、志ふしハ眉山道筋も大河ニ瀬大崎方へも大河ニ瀬
 有之、自然大雨洪水などの時ハ味方之通路可相絶と對馬・織部も
 申候と御物語候、

○寛永十年癸酉巡國之上使小出對馬文・城織部文・能勢小十郎文巡
 見薩隅日而渡播磨州屋久嶋、巡按島嶼、時肥州隈元之城主細川越
 中守忠利主賜書於薩州同老喜入撰津・川上將監等而開于左、

以上

以懸飛脚申入候、嶋々上使衆御歸候者此狀箱織部殿へ御届候而可
 給候、鰐嶋へ被遣儀ハ御無用候、木嶋へ無御渡候者御返事又懸飛脚
 ニ而可被下候、此處從江戸歸候便御入候大隅殿一段御無事候すると
 おほへ候、御慰候様ニと、上意ニ而御年寄衆など御呼候而御罷被入
 候出申來候、我等茂九月中旬必國を罷立候、亦留守中少茂無御隔心
 御用留守へ被仰越候様ニと存事候、此中者永々ニ上使衆御國之氣合
 御用繁候ハんと察入候、猶從江戸可申承候、恐々謹言、

八月十四日 細越中 忠利(花押)
 喜入撰津守殿
 川上左近將監殿
 御宿所

○諸国上使之名書、自東武寄贈于久国乎、雖不知為何人之書、写而開下左、

并宍波對馬九州

小出對馬守城 織部

能勢小十郎

并常陸出羽を切奥州

分部左京

大河内平十郎

松出善右衛門尉

并隱岐ノ國迄中国

市橋伊豆守

松植半右衛門

村越七郎左衛門

并佐渡北国

桑山左衛門尉

徳山五兵衛

林 丹波守

并四国紀伊国伊勢迄五畿内

瀧口伊豆守

川勝丹波守

牧 織部

四八美濃・飛騨京八安房・上総・下総

東海道

小出大隅守

永井蓋物

桑山内匠

定而此地ニもきこしめしおよはれへく候へ共先如此千秋万歳候也、

寛永九年壬申秀忠公薨御、此年諸国へ上使巡見、同十七年庚辰小浜久太郎・間宮虎之介四国中国九州巡見、当国者(空白)

○久国為飛鳥井雅庸卿ノ門第孝職、被免妻裾濃葛袴見于左、

職翰為門弟、紫下濃葛袴之事免之候、御着旧規模候也、恐々謹言、

十月廿二日

雅庸

川上式部大輔殿

○国老伊勢兵部貞昌在東武寄書於久国、写而開于後、

猶以申上候、森田和泉当牛之御氣見申候而書物追上候間、先便ニ致進上候、其後直ニも逢申候、御船など御用心可入候、又火事之御心遣も可有之候申申候、火事ハくるしからす候、只御舟之御用心第一ニ候、時分あしく御出船候儀いづも、可被入御念候、於京都去年座頭も船ニ御心遣可入申申候、御折念仕候、如其いわうどにて被成御氣遣候由候、風のやハらかなる時分をよく、御かんかへ被成候て御出船不可有御油断候、此出可有言上候、以上、

所被成下之御書讀頂戴、先以奉奉存候、却為当年之御慶ニ礼右近將監被仰付候、於此方御進上物等相調申、御年寄衆へ得御意候處、即被成御披露右近被召山御祝者之旨、向上涨了御直御説候、一段之御機色ニ御座候間、可御心安候、太子様御誕生御祝者、禁中へ被仰上儀、板倉防州如御指図相済中候由候、委細右近可申上候、將又加治木之御姫様御祝儀之御道具就御調、平田清右衛門尉被仰付致上落候由從清右衛門尉此方へも以条書中越候間、様子共申上候、何も相調

候而罷下候由候、目出度奉存候、次又三郎様・又十郎様御氣任ニ無御座様御々可申上候由被仰下候、御尤之御詭奉得其旨候、毎朝御字文被遊候謂御繪古も折々御座候、御兄弟様共ニ一段神妙或御生立自然之御事与皆々奉感候、御家御長久疑無御座候、弥節々被加御諫言肝要候、隨而相州へ御意候旨具被仰送候ニ付向後別而可有御奉公由際々敷以靈社之起請文言上候哉、弥疑心無之様ニ自今以後者御懇ふりを被成候ハ、彼心中も殘所有御座間敷候、御国ち、け不申千秋万歳候、去年於大坂以御談合被仰出候御法度等大形其分ニ相調候由、是又目出度奉存候、此旨可然様可預御披露候、恐々謹言、

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

卯月十三日
川上式部大輔殿

○国老伊勢兵部貞昌白東武寄書於喜入撰津・川上式部太輔、写而開于左、

追而申入候、今月廿二日内藤左馬殿へ政宗も被為振廻、能なと興行ニ而殊之外之馳走ニ而御座候つる、然処不慮之子細候、御馬廻衆兼松又四郎殿と申人喧嘩被仕出、政宗之顔を被打候、惣別此中政宗何方ニ而も酒狂こそり候唐、あふなく候とて皆々御着合機遣被成候、政宗へ之振廻ニ御出候衆も長座無之早々御立候、政宗と相客何方へ御出候而も御酒半ニ御立候躰ニ而候つる、今度之喧嘩之起リハ能初リ候時分御譜代衆歴々御座候処ニ縁より立なから政宗しうべんをさせられ法外成様子ニ而諸人眉をしかめらる、躰ニ候つる由候、左様ニ而能をは無見物昇盤を取寄、左馬殿小姓共をよひよせられ替をうたれ候而一向客人振いなものにて諸人之謔不大形由候、二番目之能左馬殿孫子させられ候ニ付見物候ハんとて暮をも被止舞台ニ被向候処ニ永井伝十郎殿能為見物來臨候を被見付、伝十郎殿御入候所へ政宗被行候と而妻木彦右衛門殿子息之顔を政宗之脇指之こしりをつ

きかけられ候間、そこなるめくらめいと妻木殿高々と被申候条、政宗被立掃手を合候而御免候へと被仰、夫より又四郎殿御被通候とて袴に足を被引懸候而伝十郎殿に手をつき候而物を被仰候処に、又四郎殿政宗ニ被立掛被申候ハ、先にもたちなから歴々乃中にて縁よりしうへんをして、又如斯成慮外候哉と被申候を、政宗居ながら被見掃候所を、顔より胸にかけ扇のやふれ候程うたれ候而脇指おぬきかけ軍而男ハ成間敷山被申、少しも政宗被働候ハ、其まゝに仕つめられへき躰ニ而候つる故、政宗少も利口不被仰、又脇よりはしり寄間、誰も不寄付何共無與至極ニ而候つる由候、然処ニ又四郎殿縁者之衆被寄付余過たる由被申候而押隔候刻、皆々被走寄又四郎殿を被引除候時分政宗被立上、何者ニ而左様之致慮外候哉と被仰候処、又四郎殿被申候ハ、そなたのつらをあてたるものにて候間、能我つらを見知候へ、中へ男ハ成間敷由高らかに被申候、能の役者衆にいたるまで興をさまし、八嶋の中入時分ニ而先能をも取立候へ共、皆々談合ニ而能ハ何となく相濟させられ、扱其後各談合ニ而政宗へ被仰候ハ、若キ人種相成事被仕候、御ゆるし候而盃をも被遣候様ニと被申候ニ付、政宗被仰候ハ、我ハ物にあたりてたくる物ニ而候間、少も氣にかけず候、上様へ御馬の先ニ而可相果身上をあのつれの衆とはたされ候儀ハ中へ有ましき事ニ而候由被仰、又四郎殿呼出され盃をささせられ、そにて政宗の舞にうちてはらたに在るなほ、いかほともうてや犬房と、顔ふりあけてうたせけりと候つる、一段不出來ニ而候由、今程江戸中ニ而ハ是而已の沙汰ニ而候、昔より今までケ様成事無之由皆々被申候、御年寄衆御問候而、上聞にも違候ハ、大名衆へ誠小身成衆如此成慮外を被仕懸候而腹をも可被仰付かの出取沙汰仕候、左様ニ候へハ弥政宗の懸名天下ニ響も扱もくの上ニなしてさへ迷惑ニ候、彼家中衆如何可被存哉、誰もく上中ニ不寄遠慮可入事ニ候と申事ニ候、又四郎殿と申人ハ知行ハ八百石被取候由候、御書院番衆ニ而候、是ハ本来信長の御家衆ニ而候、彼祖父殊の外覺有ものにて候つる由候、三斎など別而御存の由被仰候、

其後政宗ハ宿ニ而万事乱舞などにて少しも氣ニ不被懸様了ニ而有之よし申候、不入事なから余り新敷儀候條申事ニ候、仁藏人殿・山民部殿などへ此書中之旨可被仰候、余所の上とハ申なから余ニ笑止成様子ニ候間、此元ニ而も大名達ハ顔と押出し候而ハ不被仰候、尤ニ候もはや天下ニ其隠レ有ましく候条中ノ御かくし候事ハ成間敷候、其上江戸ニ而此沙汰迄ニ而候へ共、道ニ而候間、押出し候て被仰候儀ハ誰もノ御遠慮可然候哉、此中ハ政宗醉くるひニ而誰にか疵を付候ハ又相手ニ御成候ハんと笑止成由、皆々御機遣候處、其身の上ニ成候事不思儀千萬ニ候、薩州様なども常々御着合候ニ付、無御隔心御方よりハ御用心可入由、就中三端より遣而被仰候つる、もはや此上から誰も御着合被成間敷かと御沙汰候、尚期後吉之時候、恐惶

七月廿九日 伊勢兵部少輔
喜入櫻津守様
川上式部太輔様

人ノ御中

○川上式部太輔久國、製作竹筒之花洒於幕府之士小堀遠江守政一主、乃製就自薩摩屋五郎兵衛伝之、藏于家五郎兵衛書見三左、

猶以、袋箱ハ我等之進上ニて御座候、それニて後ニよきになされかへ被下候、先かるくしく仕候、今一本も油断仕間敷候、以上、

追前申上候、乍慮外此文三原飛騨守殿而遣老へ被遣可被下候、用所御座候状ニて御座候、御内衆へ被仰付可被下候、幸頼候、以上、

幸便之条申上候、仍御花入出来申候間、下申候、竹一毀見事なる由遠州御申候、今迄本者当年中ハ定而出来申間敷候、乍去随分油断仕間敷候、末代之御重宝と存儀ニ御座候、此出来申儀京衆などあまた見られ候て、殊外ほしかり候、誠以加様之竹ヲ御ほり出し被成候事御手柄と申事ニ御座候、幸、上様被成御下困候間、此花入

ニて御草可被為上と奉察候、猶奉期後音候、恐惶謹言、
さつまや
五郎兵衛

十月廿四日
川上式部太輔
友人ノ御中
友(花押)

○川上將監久國習録合流乘馬於川上十郎左衛門久慶、久慶不殘舞與伝之有誓書、写而開于左、

神文前書本

御当家一流秘密之馬乘方之儀ニケ条不相殘被成御相公候、乍勿論於後日茂御尋之事一言も殘シ申間敷候、此旨於若偽申者、

奉始弓馬之御神、住古大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神・愛宕山大権現・稻荷大明神

右五社之可蒙御罷者也、仍如件、
寛永拾一年申

卯月十八日 同名十郎左衛門尉(花押)
川上左近將監殿

○家久卿所賜川上左近將監久國之尊翰一通、写而開于左、

猶以、下屋敷普請最中之由候、涯分被人念可被申付事肝要候、我等煩ニ付色々懇念之義共令祝着候、気色も次第輕成候之様見へ候へ共、喉之内于今残氣共候てすきノ其不致候段殊之外申候候、折角致養生候、如何様可得慶氣候之条、追而様了可申越候、尚期後喜之時候、謹言、

十月廿四日
川上左近將監殿
家久(花押)

○光久公所賜川上因幡久國之尊翰一通、写開于左、

為年首之嘉祥、使者被差越、殊太刀一腰・馬一疋到來、誠至遠境
被入念之段欣然之至候、猶北郷佐渡守可申也、恐々謹言、

正月十二日

光久(花押)

川上因幡守殿

○幕府士多賀左近主英茶道人也、嘗難波之役有功爰、因幡久國為茶
道友故、所寄書狀三通写而開于左、

(封)

川上因幡守様

多賀左近

常長

御報

今朝者不預、其後御報而通拜見申候、他出故御返事致延引候、然者
明日之儀近比御殘多存候、併重而御座之相究次第御知せ候て可被下
候、明日茂何時始り申事候哉、新太郎殿茶之湯過次第其許へ可參候
間、万端懸御目可申述候、于透無之故、薩摩守殿へ御無沙汰仕候、
恐惶謹言、

卯月六日

常(花押)

二月廿二日之御狀拜見申候、先以其表別条無之御無事之由珍重候、
將又茶入之儀御紙面之通得其意申候、本右殿持參候ハ、一覽可申候、
寔其後者御物遠ニ罷過候、拙者も堅固ニ在之候、猶期後音候、恐惶
謹言、

多賀左近

常長(花押)

七月九日

川上因幡様

御報

可為御存候へ共、竹之花入懸申ニ重釘添候て進之中候、以上、

七月十一日

多賀左近

川上因幡様

此竹花入昔房と申度候、以上

○養寿院道作法印者京都之官医也、川上因幡久國在洛之際、所寄之
書狀見于左、

養寿院

道作法印

因幡守様

御報

御懸懸之貴札令拜見候、從仙洞致拜領候八重之藤送進候処、珍敷思
召候由満足仕候、去年始而上リ候藤ニ而御座候、末他所ニ無之由候、
八重藤と計承候、將又今朝者御茶被下色々御料理并御道具致拜見忝
存候、猶御見舞之刻可申述候、恐惶謹言、

卯月十日

道作(花押)

○寛永十四年霜月九日、賦朝何連歌百韻、列川上因幡久國連衆故臨
写而備于後鑑、

寛永十四歲霜月九日

賦朝何連歌

千代ふるや糴の花咲庭の松	宗順
さよれ岩ほの月さむきくれ	久國
山風のはらふ雲間に流落て	久賀
舟さしくたすすまの川浪	忠政
雨はるゝかげの柯竹なひき合	久加
こぼれてすゝし露の草々	重國
はたる飛夜は更るまで詰居して	元綱
あく期もあらぬ友のかたらしひ	重位

(宋)「二ノウ」
旅たつをしたふ名残のいかはかり

またき朝戸に鐘ひき来ぬ

杉間よりもれし窓のかけ高き

紅葉色こくなる窓とこ

露時雨をとして更る秋さひし

風すさましくねさめしてけり

よもすから月にを廊の略出て

舟ハ明石に維きとめぬ

夕しほや満くるよりも早からし

葦屋のあたり道がすかなり

霜ハたつ出つらのつゝき置そひて

日のさすかたに眠るむらとり

人ハいさしらぬいやしの花の枝

梅が香をくるかせのたひく

(宋)「二」
春の夜の闇に向こそあやなけれ

ゆるさぬちきりしたふ手枕

又いつのあふせならましようかれ妻

とりかわしぬる袖のさかつき

道遠ミかへるさになる小鷹かり

野ハあき風の吹まよふ也

見るくも外面の霧のたち消て

もれてさやけき山まとの月

かたへより梧の木の葉の散つくし

こむといひしをまつま久しき

かくはかり誰かさけぬる中ならし

みとりの袖のなみた干かたき

位にも昇りかねたる新まいり

みるに御階のあたりはるけし

惟清

兼昭

吉綱

田楽

久国

宗順

忠政

久賀

重国

久加

重位

元綱

兼昭

惟清

宗順

吉綱

久賀

久国

元綱

忠政

久加

重国

惟清

重位

兼昭

宗順

久国

元綱

(宋)「二ノウ」
たへ置御の池の水ひろみ

里のめぐりにかこひそへたる

折とるをあるしのいとふ花のかけ

ねたる胡蝶はあはれならずや

(宋)「三」
目の色ハかすめる露にほのめきて

みそれし跡の雲消ぬめり

山かつのしはしたく火の細かれや

鹿の子の臥所とめや佗らむ

道さへも見へぬ広野の高萱に

すみのへけりな秋のふる郷

いさら井のかけひやゝかにみさひ居て

あさりする方に鳴よる天津雁

朝霜ふかし真砂地の末

行かよふ袖も冴ぬる松のかけ

おこなひしけき寺のさし入

すへらきの世をおもふらく浅からね

はこふ御調のかすそそひぬる

(宋)「三ノウ」
立をくや爰にかしこに馬車

神のまつりの時をたにまで

たちぬへき色もことなる袂にて

あへし契りのつらき七夕

ふるされて年のつもるを月もしれ

こゑも鶉や荒にたるあと

露をさへむすひかねたる村藪

誰わくるやと秋をよめく

いとふより身を菅笠にやつれ果

竿とる舟のうかふ海つら

忠政

宗順

忠政

重位

兼昭

元綱

惟清

吉綱

宗順

忠政

久加

重位

久国

重国

久賀

宗順

重位

惟清

元綱

兼昭

忠政

久加

宗順

重位

吉綱

久国

惟清

元綱

深からぬ水底しるき漂標
うしほの浪もしつかにそなる
いつこかハけしき紛れぬ華の春
る吹なれつゝうくひすの啼

重国
宗順
久加
久賀

〔名〕
溪の戸ハ蔽のとつる朝な
雨けみせつゝうすき日の色
初雪や軒の雫と成けらし
籬に近き竹ハいくもと

元綱
久国
兼昭

生れくるこゝろをつくす祝言に
選ひにいらぬ歌人ハうし

忠政
重位
惟清

つみにあたる身ハいつまでの遠津国
たゞきてすすす世のまつりこと

宗順
吉綱

学はぬをくふる甲斐なき文の道
御前近きそうらやまれぬる

久加
重位

いかにせむねたミをおふハいやはかな
ふたしへこゝろあるハうらめし

重国
久賀

群かれる雲をやしのく空の月
霧間分行鴉こゑする

吉綱
宗順

〔朱〕「名ノウ」
立ならふもりのした草裏枯て
袖あまたなる生田野のみち

惟清
兼昭

はるくくと吹たゆミたる山おろし
里のしるへのほかけ見へつづ

忠政
久国

くるゝより旅のやとりをもとめ寄
つかれしまゝに馬草飼なり

宗順
久加

ちれば咲花の詠めにあくかれて
なかき日ぐらし袖のかたらひ

元綱
重位

宗順 十三 元綱 十

久国 九 重位 十一
久賀 七 惟清 九
忠政 九 兼昭 八
久加 九 吉綱 七
重国 七 田楽 一

川上忠塞一流家譜 卷之九
六代久国第二

○寛永十五年五月、光久公述職東武、同月八日於土井大炊頭利勝主
之第、有台命襲封、同月十三日登菅謁家光公謝襲封時、公口白台
命懇篤被告論、其趣於薩国之書状三通久国在連名之中、故写而開
于左、

伊集院左近殿之儀俄御使被仰付被罷上候間、先々帰国被仰付候、

然者一昨日八月、薩州様大炊頭殿へ御出候様ニ与御座候而被御宿所へ酒井讃岐守殿・阿部豊後守殿など被成御出合、薩州様御家督之儀、御承候而千秋万歳目出度奉存候、此等之旨早々以伊集院左近可被仰遣之由、御意ニ付如此候、此方之御家老衆も皆々大炊頭殿へ參候而、仰出を可承之由候而彈正大弼・下野守・出雲守・兵部少致御供被仰出を承候、御詔之旨者、大炊頭殿被仰候、於御当座讃岐守殿被仰出候者、尤々様ニ社雖可有之候、而因半大國之儀候処、不相替御家督之儀不淺儀候、下々迄も満足ニ可被存之由被仰候つる、黄門様御遠行候へハ則御國へ上使、又此地へ御參府候へハ御着候二日目ニ豊後守殿為上使早々御參府之由被成御承、御家督之儀も追付被仰出、於御前之儀者殘所無御座候、走近日御目見得可有之候、御進物等之用意折角致談合事候、委細者口上ニ可相達候間不能詳候、恐惶謹言、

五月十日

鎌田出雲守

政統

伊勢兵部少輔

貞昌

下野守

久元

彈正大弼

久慶

三原左衛門様

山田民部少様

川上左近將監様

人々御中

猶々去八日於土井大炊頭殿、御用御座候間御家老之衆皆々被召列御出候様ニと御座候ニ付被成御出候処、酒井讃岐守殿・阿部豊後守殿何れも御差合候而御家督之儀無違儀被仰出候、

左様之段以伊集院左近將監殿被仰下候得共、定此飛脚より遲可有御座候と存、又々如此候、以上、

急度令啓候、然者今日日緒目之御札被仰上、無殘所御仕合候条々

一御進上物御太刀一腰圍行・銀子千枚・巻物五拾端

一御札被仰上御退出候へハ又御參候様ニと御座候而、御直ニ被成御談候趣ハ、大隅守思召外急ニ遠行惜ク思召候、上様茂薩摩守も御若く御座候、大隅などの様成古來之衆如此被成結果僅映止ニ思召候由被仰出、其後又八郎殿・彈正大弼・下野守・鎌田出雲守・顯桂長左衛門尉・喜入久右衛門尉・新納右衛門佐・相良全之助・伊勢兵部少輔此衆致御目見得罷退候処、又々何れも一同ニ御前近く被召寄土井大炊頭殿・酒井讃岐守殿被成御祇候、御直ニ御詔之趣者大隅守思召外急ニ被相果別而惜ク思召候、薩摩守若く候間家老共別而入情守立候而、久敷家弥長久候様ニ可有之儀肝要ニ思召之由、其外種々長々敷御詔ニ而御座候つれとも御調子ひきく、又ハ御前ちかきニ恐はひまうの故、巨細ニ者不承届候、如斯上意於他家も有之儀ニ候哉、皆々涙之こほれ候程添仕合ニ御座候つる、因茲存量候ニ被對御家者連々何々悪様ニ不被聞台入敷と存候、目出度御事不可過之候事

一前方松平隱岐守殿より以御糸書被仰候ハ、御緒目之御札之時御家老多人被召寄御目見得候而可然之由御座候つれとも、俄ニ被仰遣候儀も不罷成候ニ付御使衆御目見得御させ候、政宗之御息越前殿緒目之御札ニハ、一門・家老衆式十二人為被罷出由候得共、此方ハ左様之衆俄ニ不罷成候ニ付右之分ニ候事

一此衆進上物之儀、大炊頭殿・讃岐守殿御談合ニ而御太刀ニ御單物帷子三重、其外ハ五ツたるへき山候而家老衆ハ御帷子六ツ之内單物三ツ宛にて候、御使衆ハ御帷子五ツ宛にて相濟候、よき時分ニ今度之御使衆御供候而無殘所仕合ニ候事

一急度御暇出候而可為御掃目と皆々御内意共候間、於其儀者早速注

進可申候、恐惶謹言、

五月十三日

伊勢兵部少輔

貞昌

鎌田出雲守

政統

下野守

久元

彈正大弼

久慶

三原左衛門佐殿

山田民部少輔殿

川上左近將監殿

人々御中

○寛永十六年所遣高野山蓮金院、薩阿老臣連名之書久国在其列、故写而開于左、

高野山谷上蓮金院事、中納言家久為嶋津家宿坊令造營寺地併紀伊国安良見村之内高三拾石以価銀四拾貫目余致買却、其上当国之知行百斛令寄附畢、為其納料近年者銀子拾枚宛相定候、弥以嶋津家之祈禱并先祖之日牌守院修造等堅固可有執行儀尊要候、仍状如件、

寛永十六年十月廿三日

三原左衛門佐

重庸

山田民部少輔

有栄

川上因幡守

久国

嶋津凶書頭

久道

嶋津彈正

久慶

蓮金院

当家之宿坊從征古雖為廻向院、先年大坂江依致籠城、嶋津家之宿坊蓮金院相定候、從領内登山之者他寺江於令參詣者自貴寺堅固可有沙汰候、若違背之輩者至当国可有其届候、為後証仍状如件、

寛永十六年十月廿三日

○久国自筆粗々記履歷為一帖、写而開于左、

一慶長十四年己酉二月琉球入、

一同十五年五月十六日鹿兒嶋首途、八月六日駿河、同廿五日江戸、

同廿八日登城、九月廿日江戸立即帰國、

一同十六年歲久公薨、

一同十七年、十八年之間 王薨、

一同十九年大坂陣、

一同廿年五月大坂落去、

江戸屋形炎上、

一此年改元元和元年也、

一初月號自久国鯨第右衛門同心江戸へ參、

一同二年四月家康公御他界、

久国下向、

一同五年久国、川上五左衛門・野村市右衛門同心江戸へ參、忠平上

洛京ニ而參會、惟新櫻御他界、此年又八郎殿上落、

一元和七年夏御上落、久国御供、御屋形火事、此年右馬頭へ御移、

喜樂所、此宮内同族、鯨嶋竹右衛門尉・久国上落、同十九年之春下向、

一元和九年九月久国琉球へ下、

一改元寛永元年六月帰國、

- 一 寛永元年十月久国上洛、同十二月下向、
- 一 寛永元年霜月、光久様御上洛、於綾嶋参会、
- 一 同二年三月御参府、
- 一 同六年久国参府、
- 一 同七年御成、五月久国下向、
- 一 同九年秀忠公薨、
- 一 同九年諸国へ上使、
- 一 同十年
- 一 同十一年薩摩支配替、
- 一 同十二年
- 一 同十三年北郷殿上洛、久国共、
- 一 同十四年七月久国下向、十月六日有馬鬼利短起、

○川上因幡久国為考妣菩提寄附日牌料於高野山蓮金院、蓮金院請狀及久国寄附之書、写而開于左、

請取申日盃料物之故
 為菩提常心成三菩提也
 為順室貞隨成三菩提也

夫吾山者七里結界之淨刹三密加持之道場也、誠八葉塔高、八之谷深、自是如來垂拱蓮台成仏得脱果位也、因茲大師御記文曰、我山所送亡者舍利吾每日以三密加持力先送安養宝刹当來我山慈尊說法可為聽衆之菩薩云々、今日牌造立之廻向至五十六億七千万歳三會曉迄毎日の御廻向不可有懈怠者也、仍請取処如件、

寛永十七稔七月五日
 御施主
 川上因幡守様

高野山
 蓮金院
 秀伝(花押)

日金請取狀

御施主
 川上因幡守様

高野山
 蓮金院

寛永五年十二月廿八日逝去

川上左近將監入道久辰

川上因幡守父

雪叟常心庵主

寛永十五年十一月十八日逝去

川上因幡守母

順室貞随大姉

寛永十七年七月三日

川上因幡守

蓮金院

夢

○慶長年中以來久国師東郷肥前重位学示現流劔術、其書若干卷、伝而留蔵之、重位嘗寄久国之狀四通、且依久国劔術之重重位寄本田半兵衛之狀二通、共作一卷而伝之於後昆也、
重位狀于藏者考寛永十九年壬午歿、重位今年八十一歳、
 二歳密二十年癸未六月二十七日死年八十三也、

(封)

久国尊公様

東郷肥前守

重位

猶々先之書度々おほへ御座候、大秘密たるへく候、能御覽候てめし置候ハ、切々思召合せ有へく候、少も相違有ましく候、以上

尊書恭頂第難申尽候、先々書物ハ無師匠にて候、御隙之時分御覽候ハ、弥々仏道近かるへく候、藤兵衛尉へハ尊老様之御手前御渡奉頼

候、我等事ハ一日ノ草臥増申候、失念かましく候、口惜次第ニ候、恐惶謹言、

東郷肥前守

重位(花押)

三月五日

久国尊公様

参喜報

猶、御家中何も御無事ニ候、大火事候へ共火本とをく候て目出度存候、早、御下向肝要ニ存候、以上、

存賜也

正月三日之御状具拜見申候、扱、思召出誠々忝奉候、殊ニ其地御無事ニ御奉公御隙無御座敷ニ彼一儀御文被遊候、近比不存儀ニ候へとも心意をすましたる儀筆紙ニ不得申候、如御存昔前之大鶴寺文ニツ被遊候、然共此度被遊候文よりハくハしからず候、皆当流之人衆此度被遊たる文所望にて写被申候、御手柄之儀各々被仰候、我等事殊之外草臥申候、此比弥々にて候、御下向を待付申間敷候、子共孫共罷居候、能、御指所仰候、本伴兵藏など此道之上手にて殊ニ執心之儀ニ候、弥々相替儀無之様に御指南尤ニ存候、少も私之儀候ハ、まこと有の哥ニ相違たるへく候、万事重而可申上候、恐惶謹言、

東郷肥前入道

重位(花押)

卯月五日

久国尊公様

進上

猶々、一儀我ら罷行候後子とも孫とも私事ニ仕なし可申候、左様成時分能々被仰聞へく候、黄門様も私事利口ハ悪かるへくと御書物被遊置候上ハ今之様子相替申さす候やう御下知尤ニ存候、以上、

其地御無事之由珍重存候、爰元御同前ニ候、此比数度火事出来候、然共尊老様御屋敷遠方にて御氣遣無之候、次ニ被遊候文大出来ニ候

故、方々写被申候間此方へ一日召置儀ならず候、此儀ニ付御兄弟様奉初若手之人衆殊之外稽古打立にて候、我等事遠方へ罷行前にて候へ共、時々罷出手前拜見申候、弥々後生之道ひきに罷成さらニ存面白候、今一度御味様子承候て罷行度存候、本伴兵衛尉殿御物かたり有へく候、恐惶謹言、

重位(花押)

卯月十七日

久国尊公様

進上

猶、彼一儀公私ともニ気任ニ候て用ニ立物にてハ無之候、貴老御稽古ヲ被遊候様ニいかにも折目たしく物をうたかハさるやうニ候ておもひ入稽古肝要ニ存候、今之様ニ候ハ、後々ハ私事ニ罷成奇妙之儀うせくらミ可申候、仏道ならてハ人ニ勝事有ましく候、細工にて入事にてハ無之候、以上、

任幸便一書申上候、其地御無事之由珍重之儀ニ候、爰元御同前ニ候、就中御家中何も御息災御座候、少も御念遣被成間敷候、一儀定御公夫御増進にて候覽存事ニ候、我等事寄特存命にて上様へも細々様子申上候、大慶ニ奉存候、此冬中別而御手前可被遊由半兵衛尉殿へ被成御意候、我等子とも孫とも手前かたのことく仕候、肥前守事者貴老様之御恩難忘申事ニ候、此比も老氣ながら肥前ニ立合様子見申候、御手より見へ申候、中々大略之仁たやすくハ罷成間敷候、御影おそろしく候、此儀ニ付我等か手前ニ名ヲくたす間敷と存候、心易後生行可申候、恐惶謹言、

東郷肥前入道

重位(花押)

十月廿二日

久国尊公様

進上

猶、其元御手前御奉公肝要ニ存候、貴老御孫様へも御奉公御油断無之様御心得有へく候、貴老御屋敷近辺罷通候初ハか

ならず見舞申候、御屋作見事ニ首尾申候、御内肝煎之儀誠々
ふしきにて候、それよりも御礼能く可被仰候、我等孫共興行
儀仕候ハ、涯分御指南有へく候、少も私之儀有ましく候、
表なども貴老むかし御稽古御立勞被遊候、其旨ニ少も違不申
候様御指南有へく候、種々人々利口私之儀を被成候ともそれ
にかもひなく昔之筋召通り有へく候、此度因州さま御文にも
まこと有之歌にて文を被遊候、然者たく、事ハ悪かるへく候、
以上

其後御左右不承候、定其地御仕合所殘有之問敷候、目出度奉存候、
若出合共候ハ、可然様ニ御取合所仰候、此方貴老御家中一段御無事
ニ御座候、少も御念遣入問敷候、爰許堀より上ニ大火事候へとも御
屋敷ハ少御念遣無之候、貴老様あたりもさハき不申候、次川上因幡
守様彼一儀之文ヲ被遊候而被下候、扱、御文跡と申言事など多白引
被成候、前之大龍寺被遊候ニツ之文より面白とて皆々当流執心之衆
者書写被申候、誠々奇特成儀難申候、我等ハ殊之外草隊申候、此
後彼一儀私事無之様御指南尤候、恐惶謹言、

東郷肥前入道

卯月五日

重位(花押)

本田伴兵衛尉殿

夢人々御中

御上落後終ニ御狀不參候、定而御無事ニ御奉公候覽、愈上様へ御心
得頼存候、爰許此比數度火事出来候、然共貴老御屋敷近辺にて無御
座候間念遣無之候、次ニ川上因州様一儀之文を被遊候而御下見候、
此文一段面白御座候故方、より写被申候、其儀ニ付此比、御兄弟様
奉始若手之業稽古被申候、事々敷儀ニ候、我等遠方罷行前にて候へ
共、時々罷出見物申候、亦々後生之便ニ成さうニ候、扱又子共孫共
後、私之利口ニ仕なす儀も可有之候、因州さま貴老如御存昔、黄門
様種々表々様ヲ御替可被成と被遊候へとも此上ハあるまじとて被召

置候、御存前にて候、此段能く可被仰候、少も私之利口ヲ用候ハ
、味にてハ有ましく候、味ハ仏道を能く我物にさとり候ハすハさ
とりたる物之まへにてハ一寸もうこき有事なるましく候、我らやか
て行申へく候、其後ハ因州老貴老ならてハ此一儀ヲすみやかにしる
人有ましく候、世ハひろきやうにしてせまき物にて候、我ら子とも
孫とも此道を能く可被仰候、恐惶謹言、

卯月十七日

重位判

本田伴兵衛殿

夢人々御中

○寛永十九年午年、河軍家有台命、令上進日城侯伯之家系、光久公
使久國上進之於東武、久國舍命到東武對談林道春翁、而後候太田
備中守賢宗主弟執詞捧之、事詳于左、

一書申入候、然者御系図今片始ニ太田備中殿江可差上と存候之処、
若君様御誕生ニ付而御取罷之由候間、延引申、去廿一日備中殿江持
參申候、御系図を被成御請取古書物者御家之重宝ニ而候之系書写候
而可差上之由被仰ニ付而則写申昨理持參可申由被仰候之間、能瀬喜
庵・備中殿御存之人ニ而候、致同心伺公申候処道春之親子被召寄御
系図其外古御書物被成御見せ、忠久様以來之儀少度不審掛不申候、
御文書之内北家系之判など皆々被見知已ニ時政判之御座候書物ハ広
元手跡ニ而候由被仰候、頼朝之御子忠久大友時直之外にも御座候、
是も恐御台所他家を御名乗候之故世間不知之由物語ニ而候、靜ニ御
尋申候而書付箱下可申候、諸大名之系図近家ニ而候哉、多分一枚紙
ニ而相濟候、就夫御当代之儀を細く被書入候、此方之御系図にも近代
之儀を書入可申由候而系書被爲出候、多分爰許之衆衆爲存儀多ク候
得共其内不知事共御座候故、道春之系書ニ御書仕差下申候、急度被
成御記可被召上候、兎角道春御尋申爰許にて書せ申候而ハ又なをり
可申候、道春氏大御様已來被下御日候、于今少度無他事存候之間如何

様にも可有助言之由被仰候、筆老平田宇右衛門江分書せ候而見申候、一段能候之問書せ可申敷と右衛門佐殿江談合申候、御系図此申出候諸大名之系図ニ相替、御代も永別細ニ御座候由、備中殿被仰候、何とぞ被成御急条書而段々可被仰上事奉待候、先々御系図之一筋ニ御不審共無之候而日出度存候、御系図御調之儀書頭殿・川上上野介殿御当之儀ニ而候之問、可申入候得共、御談合可入儀多々御座候故如此候、恐惶謹言、

猶々、諸大名之系図者二部一上り申候、加賀肥前殿など系図未出之由道春物語ニ而候、又黄門様御昇進口宣之写、此許尋申候得共未見申出候、白其許被成御写早々可被召上候、已上

川上因幡守

辛巳

八月廿七日

彈正大弼様

下野守 様

頼廷左馬頭様

鎌田治部少輔様

山田民部少輔様

人々御中

從道春出候書物之写

覚

- 一御当代ニ官位昇進ニ而候之問、其年号月日可被遊事
- 一琉球国之事
- 一縁辺之事
- 一大坂陣之時之事
- 一松平氏被進候之事
- 一御成之事
- 一御遠行之時御弔之上使之事
- 一年齡并法名之事

一光之御字被進候之事

一御跡目相統之時御札之事

一島原之時之事

一右從道春之条書ニ川上因幡久國のことハリ書之条目

一御当代ニ官位昇進にて候間、其年号月日可被遊事

一黄門様宰相ニ御成、又中納言ニ御成候、從 禁中之口宣可被

召上候、少将ニ御成之儀ハ高麗之御感状ニ御座候、又 權現

様・台徳院様・当公方様何之御代御昇進并年月日御記候而可

被仰上候口宣無御座候ハ、御覺之通被遊付可被召上事

一琉球国之事

一縁辺之事

一龍伯様御息女江黄門様御縁組何之 天下様御意ニ而候哉之事

一(ママ)

一从 秀頼様御書御腰物參候而被成御返候、其時御返書之事、

一付御參陳御仕合之事

一松平氏被進候事

一黄門様松平氏被成御給候、何之 公方様又可被遊候事

一御成之事

一御成年号并御拜領之御腰物御脇指其外品々、又御進上物品々

之事

一御遠行之時御弔之上使之事

一黄門様御遠行御弔上使之事、龍勢小十郎殿之由申上候事

一光之字被進候事

一薩州様松平と光之字御給并年号之事

一御跡目相統之時御札之事

一御跡目御相統年号并御拜領御進上物之事

一薩州様御縁組之事

一台徳院様公方様被問上為相定由候事

一 晴原之事

島原陣江人數被遣候様子之事

一 義久之下知行之事

御系圖之理書ニ拜札仕候、

一 義弘之下知行之事

右同

一家久之下又奉行之名并知行之事

右同

右者道春条書之分

一 從薩州様御舍弟達を系圖ニ載可申之由、備中守殿被仰候、我等申上候者、人之養子ニ被罷成候衆嶋津一家之衆者其家之流ニつり可申哉、他家之衆ハ此系圖之内ニつり所無御座由申候得者、今度之御系圖ニ者先御舍弟之座につり候而理書何かし養子と書可申之由被仰候間御名乗并次第被遊付可被召上候事

一 諸大名之系圖上り候、上代先祖已來之儀者可被為書事無之候故、近來之忠節又 権現様・台徳院様・当公方様より之御恩掌之儀、或公家ニ為被召成儀、或所誓御加増など之儀、いかにも細ニ被為書候間、其心ニ無之候而ハ大形ニ聞得可申候、其上在久敷成候得者覺もうす候条、縦文章はひらニ御座候共条々言達候而可然候ハ人白、道春念比ニ被仰候事、

寛永十八年巳

八月廿七日

川上因幡守

彈正大弼様

下野守様

頼妹左馬頭様

白田民部少輔様

鎌田治部少輔様

修理大夫法名存忠、弓貫明、妙谷寺殿

義久 道春ヨリノ付札ニ「御法印守太閤御代并年号之事、御世算并紹年之事」

忠久建長七年丙辰自下当国以來、至義久十六代、当家繁栄無過于今、古人所謂治国安家得人也信乎、于時渋谷・菱刈・北原・肝付・伊東於当国累代敵我者也、越義久為困為家可怒而怒、可殺而殺、今属治内矣加焉、天正六年十一月、豊後太守大友義鎮卒豊筑前後之兵衆八万有余以攻我日州高城而距之矣、義久僅數万人之兵而赴高城、其夜夢想、

打敵ハ立田ノ川ノ紅葉哉

近臣聞之必為可得勝利兆也、却日攻落敵陣松山之要害矣、山是筑後之諸將乞降屬幕下、翌日豊州大友之軍衆於高城之麓下水流争以防賊、雖隔隔日之諸將亦振掉信威為焚噲勇、討取敵軍一万余、奇哉、嗜昔靈夢之嘉瑞也、凱声動天也、歌太平一曲而已、同十三年春、征伐首造寺事者、有馬修理被侵肥前之逆徒及將亡国、就于義久求救、不得已使弟之島津中務家久赴於肥前之島原、隆信為之引卒甲兵六万余來矣、我兵纔三千有余、較此於彼、可謂特孺螂長臂者也、雖然家久武勇過人故三月廿四日戰以得勝利、忽取隆信之首唱凱歌而振陳也、且復平于肥後・肥前・筑後・豊後・豊前之六国、為九州一統者、義久一代英名不可勝計、爾來天正十五年丁亥夏之孟、太閤秀吉公卒數十万騎征伐九州、故或亡國或破家、当家亦薩州・隅州・日州之内諸原郡外令不知行、道春ヨリノ付札ニ「薩摩ノ内出水高城上ルル由同六月可有之候大勝ノ内加治末上リノ由可有之候」

秀吉破落矣、諸侯亦從大駕或在太坂、或在聚樂、經數十年、於此擬津圍能勢郡五千石、同茅野村千八百石、播磨國堅島庄三千二百石、總計一萬石之知行賜于義久、道春ヨリノ付札ニ「能勢野於聚樂第屋形新造尽美者也、義久自素因嗜歌道於近衛前久殿下伝授古今集、其後

在京師時於近衛殿有御歌之会、賜着軸、其題者寄道祝
世ヲハクマケルル神モ言ノ葉ノ道ニヤナヒク心ナルラン

又其比洛陽之運歌宗匠於紹巴塔第句云、

柏ヨリシツ校モ花ニアウチ哉、

兵庫頭、初忠平、法名自貞、号松齡、妙因寺殿義弘道春ヨリノ付札ニ「士

并御臣御臣、義久依無世子讓於守護職舍弟兵庫頭義弘、義弘武勇過

人、談笑劫敵有寇於我國嘗義弘若一戎衣而親手其戈鐵滅渠魁者數多

矣、匪甥孫武名於我國、前太閤殿下秀吉公文祿元年於朝鮮征伐之

時義弘母長子久保走從其軍已過都門征平安道而後久保俄嬰微恙不幸

短命、文祿二年於唐島逝去矣、弟忠恒繼家督到朝鮮、慶長二年擊全

羅道・忠清道之諸州、去復屯泗川省、一年義弘七年之間勞於軍務矣、

於此時大明諸將卒多勢之軍到于朝鮮也、此時古軍僅一万余、較之大

明諸軍豈非九牛之一毛哉、大明大將軍耀老爺・孟老爺使數十萬之軍

攻我泗川之城、義弘親守胸中自在數萬之兵甲不戰而屈人之兵、是故

自提三八親直進人數十萬之軍一時潰散取、梟首者三萬八千七百餘、

迫亡遂北、伏尸者甚多、我年死者方乙也、於是參謀大夫龍雄者求

和議於軍中、義弘親子謀之曰、武豈可久駐乎、且止二人之戈是謂之

武、克底於參謀之求、即孟老爺弟茅濱濱為質戰之互俱飯于日本矣、

慶長三年八月十八日依秀吉公薨、五奉行為賞其功賜義弘子以宝劍、且

復薩州之地出水・高城二郡四万石、大隅之内一萬石以為其履矣、

道春ヨリノ付札ニ「比御加増ハ家久日本東西之諸將無不稱贊、有其武名

公ノ如ニ御座候間高計可被極候」
老可謂偉也、義弘親子安我國家復足道乎、

久保
天正廿年壬辰之春、前大隅殿下秀吉公卒畿内以西之士衆征伐朝鮮、

西海九州地近其國、是故久保至薩限日三州之士卒、走從其軍、武名

雄略遠出諸將、人皆無不歎羨其威名、不幸而罹倭虜蹙於朝鮮之地、

惜哉于時天正廿一年癸巳九月初八日
前者又八郎・忠恒・薩摩守・薩摩守後大隈守、歲六十三、十

時寬永十五年戊寅二月廿三日薨矣、慈眼院殿從三位花心琴月

大居士

家久道春ヨリノ付札ニ「(望三)

右雖記義弘下忠恒之大功亦記焉、慶長二年七月十五日之早旦於唐島

日本諸將崩去番船矣、於是特義弘・忠恒征島陸破朝鮮軍、白之秀吉

公有褒美御朱印、同廿八日赴于全羅道・忠清道、于時大明軍勢在于

南原城防日本軍勢、同八月十三日日本諸將開敵城、同十五夜攻落南

原城、加藤左馬與義弘父子為支那軍屯北嶺、因秀敵之甲兵我軍忽橫

攻焉討捕首四百廿一、其外討捨不知數、秀吉公以御朱印贊美之、全

羅道・忠清道征伐之後屯泗川城、翌年十月朔日、不測大明大軍到于

朝鮮泗川、堅羽龍陳士戈、聽兵數來攻吾陣、於是忠恒開我城門魁

于諸官崩斃如崩崖、臨時有強敵向我前者數百人矣、其中橫戈前來

者而三人忽忠恒下馬提干衛一文字小太刀截折當敵之戈即執首、其外

手討取者數十、已於我肩蒙干戈殺、同馬亦有斃、其戰功不難效知哉、

大明軍亦如湯于雪、其戰不日勝、其後德永法印・官城長次郎為上

使來于朝鮮謂日本之諸將曰、秀吉公薨矣、然則以霜月十五日為限、

速退陳也、各得其意諸將悉叛陳矣、雖然在于頂天之城中有不能退者、

松浦法印、有馬修理大夫・大村丹後守・五島淡路・小西等、欲取於

日本不得旋歸、亦視四方大明軍勢自海陸如雲來閉其城外者可數日矣、

故順天之軍亦不得退、海陸路頭一線無道、同十八日義弘親子同志

謂於立花左近・守沢志摩等曰、不亡敵船捨置順天五家之輩、則日本

之取理也、於是其軍卒撫手戰敵船者非許矣、及其時流矢亂如麻、

我軍中之武士截敵船或陷海海底者百有餘員、忠恒高操折衝于千里

外似神鐵壁、以敵敵船寸土不得留滯、五家安身於三日本、五家亦曰、

逃港口者也、由是道春ヨリノ付札ニ「(望三)五奉行江戶内大商家康公・

加賀大納言利家・会津中納言景勝・備前中納言秀家・安芸中納言輝

元各於伏見以判形賜感贈、且於義弘珍戴正宗、於忠恒者被任少將珍

戴長光、加之薩摩州地出水・高城二郡四万石、大隅之内一萬石雖天

下實產之地慶美于泗川勝烈而領之者也、自厥以來歷數十年任宰相、

越裁被任中納言系湯子家之字称家久何賜濟之乎、大樹殿下於家久蒙
仁恩誇大哉大哉、

(ママ)
○寛永十九甲午年、久圍滯留東武之際、展會談林道春翁、林氏所寄
之書状見于左

(其)

川上因幡守様

御報

民部卿法印

道春

以上

今日之御祝儀日出度存候、昨晚諸預貴札殊干鯉台被懸芳意添存候、
可致賞味候、如采意今度系圖被書立候儀ニ付五山衆參府被申候、近
日筆始可有之由風聞ニ候、其元御系圖之事相替儀無御座候、可御心
安候、次ニ拙者氣相此問省得小駭候、医者ニ為參会近所迄罷出候故、
御報致延引候、何も期責面之節候、恐々謹言、

五月十五日

道春(花押)

其以來者不能責面候、拙者病後故其元へ御見廻不申入候、仍此間御
系圖於評定場令書写、御成之記も一つに書添・清帳ニ頼而仕立可中
候、真似兩通ニ仕候ニ付かな付申候而御一卷之内別格ニ名字在名書
披は只今進之候、此方ニ而よまれ候も御座候へ共、其元之よまぐせ
如何存候間皆かなを御付候而可被下候、かな木諸取候衆相被尋候
間如此候、將又違伯公之段処々文言など書改申候、旨趣ハ少も無相
違候、可御心安候、猶懸御目可得芳意候、恐々謹言、

民部卿法印

道春(花押)

六月廿九日

川上因幡守殿

御宿所

寛永十九壬午ノ年於江江城三月五日以大樹將軍之鈞命使行人大田備

中守上奉日本諸國諸侯之系圖恭承濟惠、我島津氏歷代之譜系亦自高
祖造ニ薩摩守光久逐一記焉為一卷也、願備翰林閣民部卿法印道春、大
樹將軍家光尊君之階下有于儒家者道春者、欲与吾用川上因幡守撰論
島津氏歷代之譜系、道春既応諾、件々下筆相互答問是、非々不口成
矣、于時諸侯同列遂ニ大將軍之台覽、是亦吾代之幸而幸也、譜系幾
世幾年、歴久遠至万々歳察平哉、至祝々々、

右者

島津氏系圖之奥書

又高祖頼朝下書・鎌倉將軍家并北条家權門之書・尊氏公之下書・代
々公方家之下文合二十二之写、且大樹將軍家光公家久宅渡御之記一
卷、俱共奉上之、至祝々々、

○久圍滯留東武之際与金池院長老有方外之好、言牘ニ通写而隸于左、

川上因州様

人々御中

金地院

良

不及御状候、以上

歳暮之御祝儀珍重ニ存候、当年老不私隊入無沙汰背本意存候、来春
以参万生可得御意候、隨而青銅百足令進入候、寸志咲草候、来春若
薩摩守様へも為致候候申度候、内々御取成頼存候、恐々謹言、

十二月四日

良(花押)

川因州様

金地院

良

尚以、御紛合之処御音問、不慮忻喜候、以上、

貴札拜見、如仰新春之芽慶甚福幸甚、仍而御音信相獲五綱内彫刺三編
被懸御意候、過当至極存候、旧臘亦貴柑之賜、毎々不知所謝候、永

日以參札積御礼可申伸候、恐惶謹言、

良(花押)

廻院

○慶安元年六月、応教久困幸肥前長崎、謁于幕府上井上筑後守主・馬場三郎右衛門主・山崎權八郎主三輩之口上、書而聞于左、

井上筑後守殿御口上

一上様御機嫌御能成候御座候由候、節々御左右被聞召御大慶之段、御同前ニ被思召候事、

一八重山崎御番手之儀江戸へ筑後守殿より被仰上候、左様成御礼之通御慰慰被思召由候事、

一おらんだ跡舟參候ハ、可被尋究候、おらんだ事ハ權現様御代ニ參候而申上候ハ、南蛮人宗跡を広め、終ニ日本を取可申との心慮ニ候由申候、于今不相替由被仰候事、

一唐之兵乱も未治候、前王之末類共方々多御座候ニ付追々軍ニ罷成、近年可治様ニ無之由、唐人共申由候、北京・南京・福州などハたつた人取候、夏ハたつた人の弓よハミ候故唐人致合戰度存候へ共兵具無之故不罷成由、今度參たる唐人為申通被仰候、今度唐之兵具被召寄候て御覽候へハ用ニ可立物にて無之候、彼道具にてハ中々合戦成間敷由御物語候事、

一御領分之浦々被為御覽御局へ御渡海、炎天之時分御大儀之至ニ候、湊之様子細々会図ヲ以被仰越候、具被御覽口候、何之姿も自然之時綱はり場なと荒波にて可難成やうに被及御覽候哉、御尤之御念遣にて候、被聞召置山、被仰候事、

一長崎口之いわう・かうやき辺へ黒舟參候時之儀ハ、先三郎左衛門尉殿・權八郎殿・筑後守殿のいかにも輕キ使一人充通事兩人被差加小船にて被遣様子可被聞召候、其時、訴訟ニ參たる由申候ハ、早々黒舟之使者何も陸へ上り候て南蛮より之意趣申上候へ、被聞召候て早速江戸へ可被仰上候、若陸へ不上候ハ、此方より被出向候てハ被聞召問敷候間左様ニ相心得候へと可被仰聞候、此上にて

陸へ不上候ハ、早く帰帆可仕通被仰念、旨而御かまい有間敷由被仰候事、

一細用意之儀ハ入間敷由、公方様被成、御意候、御年寄衆ハ左様之用意任候而もすたらざる儀候書、まゝニ可被成由候、長崎へも少々御用意共候由、御物語候事、

一先年上在へ黒舟參候ニ付可懸留由被仰付、賈人ヲ一人取置、經を被張候処、賈人を捨舟ヲかけ出し候、其時ハ綱もきれ候て不懸留由、御咄被成候事、

一近年南部へ黒舟參候條、留置候様ニ被仰付候故、賈を拾人被取置候処、賈十人と捨舟ヲかけ出し候、惣而南蛮人ハ捨賈などもあて置候由、御物語候事、

一去年長崎へ參候黒舟も湊内へ懸引なしニ御入被成等ニて無之候へ共、其時分筑後守殿江戸へ御座候故、無御存知候、去年之被成様ハ先湊へ舟をよひ入被成候而より後ニ榭石火矢等ヲおろし候へとの下知之由候、就其彼方より存候ハ先年南蛮人七拾人被打果候、此度も左様成手立にててもや候ハんなども存候哉、舟道具も不相渡一人も陸へ不上候、御奉行衆よりの御使黒舟へ被遣候時も使者相類候出申候而対面もなく被成にき次第ニ成立候様ニ被聞召候由、御物語被成候事、

一先年於長崎南蛮人七拾人御成敗被成候而舟を御送候事ハ、殊外巨細候、權現様御時より日本之あたニ可成ものハ此宗跡之山被仰置候、意徳院様御代にも其分ニ候、就中当、公方様日本之處にて候、次第ニあたるをなすへきと被及御覽候處、公方様御病中ニ三草嶋原にて起一揆候、其脇がりうた二艘參候時、向後日本へ御入被成間敷候間早々帰候へと被仰出、日本之なけ銀之貯物を乗せ候而御歸し候處、其次年一艘參候、君御下知候之間、御成敗被成候、畢竟銀主共南蛮人をだまし候て呼寄せ候ハんと被仰候事、

一使者舟などを棧果可被成理にてハ無之候、いかにも氣遣無之様ニ可被仰出由候通、御物語被成候事、

一去年隣国より舟敷人数を被寄せ候儀も、白根前巽国船ヲ可被召果との御儀定にてハ無之候、長崎内ノ警同迄ニ候、若彼方乃仕出シ日六之御ひけに可成程之子細共候へハ、上様之儀ハ不及申、天下あらん限ハ其難きへましく候条うか／＼と取かけ、若可及越度儀ハ深々笑止ニ候間、其時ハ人数可入候故被寄せたる由御物語被成候事、

去年南蛮舟使者之意趣ハはるとかゝるの王位いすはんやより困を被取候、其時分はるとかゝるの王年少ニ候ヲ取立盛人候而右之ほろとかゝるヲ四年前ニ取返し候、其祝言として、色々捧進物ヲ日本へ御礼申上候、右進物之外ニほろとかゝるの三位着用之鎧のうつし一領進上申候儀ハ、権現様已来為申入筋にて候間、公方様御為ニ右之本鎧ヲ着用候而、一命ヲ捨御奉公可申上候、其願ニ差上候由申候事、

一右之意趣、上様被聞召上候而御返事、ほろとかゝる取返し候祝言を日本へ可申上子細ハ有間敷事ニ思召候、又ほろとかゝるの王一命を捨、日本へ御奉公可仕与申儀、是も一万里ヲ隔異国々左様之手筈成間敷候、又、公方様御為ニ可成儀にて無之候、伊宗門を広め間敷候由、神文などニ而申上候ハ、御用捨も候而御馳走も可有之候へ共、左様之儀ハ一言も不申上候、但今度左様之首尾も可有之儀之由御尋候へ共、使者として何分と難申上候、帰国仕候而國王へ可申聞由使者御返事ニ申上候、就其使者へ被仰聞候様子ハ、黒舟之儀日本へ無御人儀ニ候処、宗門を広め間敷との弊も不申、又此度参候而も彼ニ不立申分無御合点候間、皆々可被打果儀ニ候へ共、使者舟之儀ニ候、又去年しやかたならへ寄おらんたヲ頼、舟こしらへ仕たる由、ありのまゝニ申上候、此兩条ニ付而命ヲ被助候間、早々可致帰帆之旨被仰合候て、右進物何も被相返、帰帆仕候、筑後守殿ハ難被仰儀ニ候へ共、御心得入儀ニ候間、御物語之由候、此段ハ御隠匿之様ニ被仰候、三郎左衛門尉殿・権八郎殿ハ曾而不被仰候事、

若之舟出船之刻、石火矢・小鉄類などはなし氣任仕候ハ、則可被打果由被仰聞候故、左様成如在曾而不仕候由被仰候事、一不儀之子細共仕候時ハ見計を以可被仰付之由、御奉書写ニ相見得候、自然石火矢など打かけ候ハ、見計ニ可仕候哉と尋御意候へハ一万里石火矢打ニハ参間敷候、為訴訟参候、飯五百艘千艘参候而閉之頭などへ石火矢を打かけ候共、日本之御ひけニハ成間敷候、又意外造作入舟之由候間、舟敷可遣圍にてハ徒之由御物語被成候事、

一日之下ニ日本人程ぬき能もの無之口、兩齋人中由候、然時ハ幾度も怪之手立を可申与御咄被成候事、

一御国へ黒舟参候ハ、高力横津守殿・日根渡部殿へ被仰合是速其所へ可被差越申被仰候事、

六月廿三日

馬場三郎左衛門尉殿御口上

一而、上様御機嫌御能被成御座候通、節々御左右被聞召御大慶之段、御同前ニ思召候、長崎何を無相替候由被仰候事、

一御儀内南方之諸御見廻、其上御儀迄御渡海被成被人御念候段、

御大儀ニ候、就其奏之様子細々、(繪)会図を以被仰越候、若黒舟参候ハん刻、漢口広ク荒波之故、つななど御はらせ候事可難成様子ニ被及御覽候ニ付、御念置之由御尤ニ候、左様成湊ハ可被成やう無御座候、被聞召置候由被仰候事、

一若異国舟参候ハん刻、万事御奉書之趣を被和守可仰付候、訴訟御座候通申候ハ、御国本々御取次ハ不罷成候、早々長崎へ参候而可申上由何時も被仰聞尤ニ候、其上にては長崎へハ参まじきなど申候ハ、於其儀早々帰帆可仕由被仰付、御かまひなき様ニ可被成出被仰候事、

一異国人水取ニおり可申など、申候者、如何可仕哉与、得御意候へは、其時之やうす兼而御差図難成由被仰候事、

一惣而異国船之あたりには、と油之者共寄付候而、とらハれさ

るやうに被入御念可被仰付置儀肝要ニ候、かやうの儀共難被仰事
ニ候へ共、為御心得被仰之由候事、

六月廿二日

山崎權八郎殿御口上

一兩 上様御機嫌能成御座候、御左右節々被聞召御大慶之由、御
向前三思召候、長崎之儀相替儀無御座候出、被仰候事、

一今度御領内浦、御見廻被成炎天之時分御大儀之至候、濠之様子会
図にて被仰越候、具被御覽届候、異国舟之儀ハ何時も被任御奉書
旨ニ御尤ニ候事、

一諸湊荒波にて津口広ク候、御念遣之由、被仰越候、左様之濠ハ可
被成様御座有間敷候、定自筑後守殿細々可被仰達候、万事御心得
可入儀ハ、迄々互可被仰合候、右御意趣具ニ被聞召置之出候事、
一水を取せ候而も苦問敬候哉、事破れ候而ハ可為笑止と被仰候事、

慶安元年
六月廿三日

御使

平岡狩野介

同

川上因幡守

○慶長中、朝鮮障及元和・寛永・正保年湖之事、久国白筆之書、為
後鑑、写而関于左、

慶長三年大明而將為攻泗川之業卒百万之衆已晉州矣、我衆僅七千
余也、不為無怖畏、予皆久首十八歳、航自舟而參陣、兩君感忠志賜
饗膳召諸士酒宴及深更、蒙慶詞者再三矣、久首所施名也、十月朔
且明軍攻泗川業依之兩將之奇計与士卒拳勵將卒共匪門切懸、依之然
切崩敵忽敗績矣、然孟老爺・隱器進江口之兵十余万懸米忠長以繼少
勢支之、誠危急秋也、然寺山久兼勵歩卒今打鉄炮、又桃山権左衛門
・新納新八郎・川上久右衛門・新納弥太右衛門・守山四郎左衛門・
川上源三郎依横攻士卒、敵皆逐北追逃已至望津、白藪陰敵一人奔山
以刀切古田大藏胃、白馬打落、大藏絶敵、久首下馬打捕其敵、翌日

兩君集諸卒使紅戰攻之勝負、忠長以木田与兵衛・市来織部昨日因器
後軍為横貫入誰々問其姓名、久兼答以六人、忠長問之曰、久兼之習
謀所不及慮慮也、以六人之横人故敵乍敗績予適急難者也、憂感懇切
也、又大藏曰、昨日組敵及危亡刻源三郎打敵助我命云、兩使褒感不
淺也、

○同十八日番船之戰功依載前条略之也、義弘主忠恒三携大則之質孟
老爺之弟渭浜而十一月廿七日至伏見、久首扈從、翌日 家康公以
伊那岡寄頭所謝歸國之祝詞賜白鳥一羽・樽二荷、父子同前也、慶
長四年正月二日、義弘主・忠恒主為登城而闘 家康公、同五日
家康公渡御義弘館而所述動鮮軍功太刀并賜二字匣俊刀、忠恒へ賜
光忠刀、同九日五大老召父子城賜正宗刀、忠恒被任少將賜長光之
刀、且出水・高城二郡被充行者也、所送渭浜於明朝訖、又 家康
公曰、忠恒借銀有之由聞之、雖不足返濟一助黄金五百枚、扶佐云
定伊那岡寄頭賜之、秀吉公薨御之後天下更不穩、流言虛說無止時、
慶長四年秋久首掃鄉軍、

慶長五年九月有濃州青野合戰、其後天下与当家有權執、忠恒主守
儀正道、同七年十月參洛而因福嶋左衛門大夫請和恩免、同十二
月初 家康公上洛在伏見、福嶋金吾述此由、家康公向後不可有
病意旨聚有誓約、而十二月廿八日 忠恒主命登城家老并數禮三十
部与源三郎共奉入城中、忠恒主賜貞宗之刀・良馬二疋・應二連、

○慶長十一年 忠恒主謁伏見賜松平家之字、稱陸奥守家久、賜大秦
長光刀并良馬一疋、久首扈從、

慶長十五年 家久主携琉球玉至駿府并江戸於駿河賜笑日丸卜云行
平ノ太刀・良馬一疋、又於江戸賜加賀貞宗ノ刀并笠拔卜云殿烏、
久首扈從、

○同十九年 秀頼公 对 家康公精銳糧、東兵圍大坂ノ城、此時式
部太輔久好為使節十一月下旬至 家康公之陣住吉・秀忠公之陣平
野、家久奉对 兩君無二心之旨因本田左渡守述之、兩君為感悅趣
佐渡守述返命、因茲久好令帰國訖、

○元和九年久好渡琉球并道之五嶋、同二年五月歸帆、同七月仙丸居

諫方頭殿、同九月久好至江戶、(此)此一々條元和七年ノ次ニ記ス管也

○元和二年三月 家久主至駿河久好白江戶至駿河、家康公次病遂口

火急也、四月八日招諸侯于深間告別離之情、且各賜寶劍、家久へ

賜正宗之脇指許備國、赴京師、家康公四月十七日薨御、家久平歸

國、(細書)一此正宗、云名物之御刀也

同二年 家久主至江戶所任宰相且賜吉光脇指、坂東某宅云良馬、

久好扈從、

○同七年二月廿四日江戶屋形廿六火災、秀忠公葬之家久へ賜白銀五

百貫目又扁圓刻賜貴宗脇指道合ト云良馬、久國扈從、

(行間朱書)「元和九年久好渡琉球之條妻ニ記ス管」

○寛永七年正月 而御所渡御 家久領、久國以裁判諸壓饗膳所善尽

也、岩切六右衛門知之也、此年任家老職

同九年正月廿四日 秀忠公薨御為遺物賜國行刀白銀千枚、又此年

諸州へ被下上使、當國へ小出對馬守・城織部佑・能瀬小十郎巡見

之、即渡屋久・種子嶋久國隨之於屋久上使聞久國曰、日本國皆一

國一城所被定置也、然當國者外城何不堀崩刺給人多勢被移置難頓

兵亂起可捕糶休也、如何之云、久國答曰、昔談久所領九州也、太

開殿下九州征討之時、欠六州而唯所殘二ヶ國半也、在諸國多上

迫今之分内可居一所無地、且依知行之便宜所居之也、又城々於堀

崩者其沙入田畑多可損失、於此向來者可有免容官於上聽者家久可

為大慶云、上使應諾依之、其後無沙汰歟、同十五年二月廿二日家

久主薨、同六年久國登高野山納送骨建塔渡修大漫荼羅會、而下國

寛永十八年 家綱公降誕七夜日、諸侯獻守刀、光久主亦獻二刀、

鴨津安芸渡一文字刀、久國渡新藤五國光脇指松平出雲守取領之

正保二年於江戶芝ノ屋形有犬追物、久國扈從、

慶安二年正月十八日久國致仕領志布志地頭職後伊作、

慶安二年己丑正月十八日久國致仕、同十九日納印判於官所、久國

花押印判臨写而儲于後鑑、

慶安二年正月十八日久國致仕、

同十九日公儀へ□此判

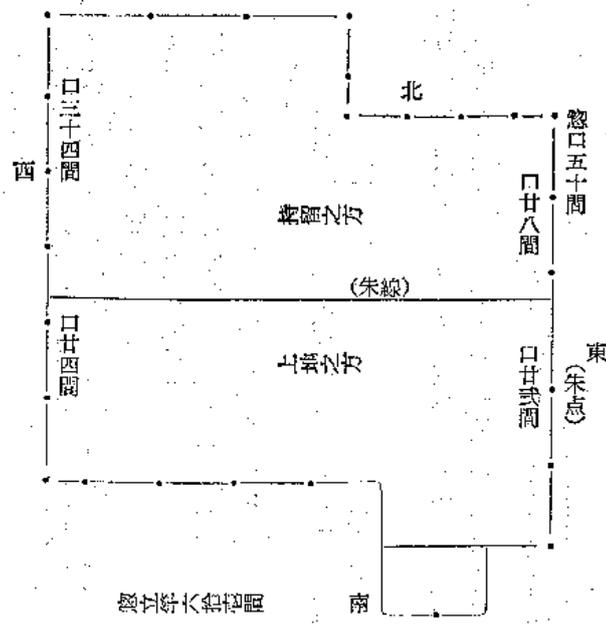
久國 (丸印)(角印)

同 (花押)

川上忠塞一家流譜 卷之十

六代久國 第三

○川上因幡久國評國老役之後割宅地稟白上進之、有凶本口右衛門家書之趣、写而關于左、



惣口五十八間御公儀竿

川上因幡屋敷

(割印)

貴老御家老役御免許ニ付居屋敷相割可被差上由被仰上候処、因幡一代者如右格護可申由被仰出候之処、吾等江口へ參候刻、繪図を以寛角惣別格護申儀難成由、被仰上候、如其相割可被差上由被仰出候、為後証書御望ニ付如此候、已上、
慶安貳年十一月七日
本田右衛門(花押)
川上因幡殿

○就 家久卿御代之事、因幡久固有尋平田盛右衛門、答書一通写而開于左、

黄門家久卿御代粗記之、

- 一 文禄二年久保主逝去之後、可連統嶋津氏之統之由、依蒙 殿下之命、同年十一月於栗野赴於京師矣、
- 一 文禄三年於京師有嫁娶之吉事也、
- 一 同年之秋發於京師、渡於朝鮮國給、
- 一 一番船數百艘有朝鮮國唐嶋日本之遺路ヲ絶矣、運計策、七月十五日之夜番船百六十余艘をきりとり、唐人數十人切捨、依之八月九日御蒙美之御朱印及長束大藏殿、増田右衛門尉殿奉書有之、但慶長二年歟、
- 一 慶長三年十月朔日右朝鮮國泗川之際江南國之大軍寄來、于時三万八千七百十七人討捕、此外切捨不知其數、依之掃朝之後慶長四年正月九日称勲功之賞被任少將賜御腹物長光、其上薩州之内御腹入給人分惣合五万石賜之、大老安芸中納言輝元、会津中納言景勝・備前中納言秀家・加賀大納言利家・江戸内大臣家康有感懐焉、
- 一 慶長四年伊集院源二郎就叛逆之事、七月九日家康卿御書并有上使也、
- 一 慶長五年関原乱企ニ付、八月朔日大老備前中納言・安芸中納言催捉伏有之、
- 一 関原乱之後、慶長七年十二月廿八日於伏見城謁 家康卿、御馬一疋御贈二連賜之、
- 一 六月十七日賜諱之家字称家久、
- 一 九月朔日許松平之称号、
- 一 慶長十四年征伐琉球国而国王三司官等ヲ具シテ軍士等帰帆矣、
- 一 同年七月七日有賜琉球国之御教書、
- 一 慶長十五年携琉球下、八月八日登駿府城、謁 家康卿賜宝刀柄也、
- 一 同八月廿八日登江戸城謁將軍家、同十六日賜良馬及江戸榎出宅地、

一慶長十六年九月使琉球王許解歸國之禮、十時迄于子々孫々不可有違意之由、有誓紙焉、

一慶長十九年從大坂雖有計策、不隨其權、長銘正宗之勝指亦返進之也、

一慶長廿年之夏大坂落城之時、赴京御馬船未上着故、橋元ヨリ伏見ニイタツテ歩行ス、家康剛已聞之、聖朝鹿毛黒毛良馬式疋ヲ引セ、此中所好一疋を領セヨトノ玉フ故、鹿毛ヲ拜領スルナリ、

一慶長廿年六月十三日分國中岸城計殘置、其外はこと／＼破却スヘキノ由行奉書、

一元和三年七月十八日任參議、

一元和五年五月三日於 八条宮智仁親王並第、有歌會、家久亦侍雅席、

一元和五年七月廿一日 秀忠卿參内之時屢從ス、其後自禁裏賜筆及尺八二ヶ但駕下鏡トナリ、

一寬永三年八月十九日元ハ正四位下叙從三位任權中納言

一寬永七年庚午四月十八日江戸櫻田之宅ニ家光御渡御、

一同月廿一日大相國秀忠公渡御、

一寬永八年辛未四月朔日任任大隅守、

一寬永十一年八月四日薩摩・大隅・日向諸県之郡都合六十万五千石余、琉球國十二万三千七百石之軍、全可領地之狀、改古書賜家光御新書也、

右任御意粗書付致進獻候、此外多々雖有之、依繁路之承応元年十二月廿日 平田盛右衛門

○薩州伊作卿西福寺者 日新公之萱堂 梅窓住一房之菩提寺也、文中祿中有欠落無寺座、時久國以為伊作地頭職故、告于官、賜白銀三十枚於寺、且久國寄附伊作地頭職之納銀四ヶ年之分、終買得菜地二十石、以附与西福寺、永為住一房之仏餉料也、故呈証書於西福寺、復贈於書翰、都而写之聞于左、

易曰積善之家必有余慶、積不善之家必有余殃、夫不其然乎、予愛島津氏忠久十四世之後胤修理大夫勝久、父者陸奥守忠昌、母者豐後之太守大友氏源政親之女也、勝久素親小人、疎賢臣、或此酒色無度、或以博奔為業、作不善者積累、豈脫余殃乎、老臣雖諫諭之、聊以不聰之、刺諫川上大和守久昌、諸大臣視之、察後事之誠、相籠己之屏城畔、勝久於于愛賴母縁出奔豊後、故我三州所攝主也、然相攝守忠良遂中興之功、當家之繁榮至今日、尋其盛臨依偏慈母、梅窓之賢慮也、父者新納駿河守是久也、為伊作又四郎善久之室、設一男子行菊三丸日新也、梅窓為人好善之道學孔氏之道書、以慕大猷之聖風矣、不幸而善久早世、雖為 梅窓寡婦尚不違貞心、擁護菊三丸在伊作之城、而聽垂簾之政、丁于此時忠國之長子相模守久幸一瓢也領田布施、而多高橋、是時無夫人、聞 梅窓之臨置且有貞心、欲迎之以為妻、而以使節迷旨趣、梅窓曰、予不幸雖為寡婦、偶有一子菊三丸、雖侍携此子君辺、後來不知所止、不如撫育菊三丸為伊作之主宰、予亦於領下終世云、曾不為領語、而過年序、然一瓢認誓紙以使節迷真情曰、我及高年未有一子、幸以終三郎殿為猶子、讓与田布施、阿多高橋、以為我家之督首、假令雖有直子、必為庶子也、梅窓曰、一瓢之心底誓盟之上非可疑也、只老臣之心緒難計款、一瓢雖有約信、可莫背老臣之衆儀、若有直子則斥菊三丸可所立直子者必然也、見老臣之誓書可定婚諾云云、因茲老臣獻連署之誓紙、述不可有愛約之旨、於于愛 梅窓之婦、菊三丸即有加冠、号 又四郎忠良、後三郎左衛門相模守、其胸襟兼智仁勇之三德、啓衰世中興之運、其子 陸奥守貴久賢才有余、而合我三州、其子 修理大夫義久寬仁大度而既領九州、天正十五年丁亥博陸候豊臣秀吉、丁鎮西一征之時、除六州雖殘唯三州耳、其余光輝々在今、子々孫々繁榮者、畢竟 梅窓之積善及子孫有余慶、前大永五年乙酉 梅窓逝去矣、日新乞遊行上人他阿弥陀仏法名、号 妙芳梅窓住一房、於伊作建立道場西福寺、為菩提寺、所寄附菜地五町、然文祿年間、當寺社領勸落之時此寺領皆落矣、自是

以來無緣者蓋于安六十年矣、当太守 羽林次將源朝臣光久公也、開山第六世住持臨阿弥陀仏也、久因此時補伊作之地頭職、与住持碎啄訟困老中、老中聞有 梅窓当家中興之助功德、所寄附菜地三十石、追采者為住持人寺務不可怠慢、若怠慢而菜地不為其領用、則 梅窓之功德放蕩、太守之所信其功德、亦止矣、歛哉補々延々至祝至善至善至祝、

川上前因幡守

于皆 承応貳年癸巳四月廿貳日

藤原久国 (角印)

伊作 西福寺

留

伊作西福寺者 梅窓緣為御菩提寺 日新緣被或御建立御知行五町雖被付置、文祿年中石田治部少輔殿以下知寺社領勘落之節、此御寺領皆被相落、自其当年迄六拾年依無緣之為狀、当仁持鏡阿弥陀仏与致細談、公儀江候遂訴訟之処、白銀三拾枚因御助成其銀子を以、浮所之知行高三拾石買取、令寄附畢、向後代々住任寺務無怠疎慢可為思慮肝要、時之兩君 松平大隅守光久様在匡之御家老嶋津岡書領殿・伊勢兵部少輔殿・嶋津筑前守殿・北郷佐渡守殿・町田勘解由次官殿江堀四郎左衛門尉殿御使を以相達、伊作暖衆鎌田吉左衛門尉・田部四郎左衛門尉・村田正右衛門尉三具令演說候、且又西福寺御建立之尊越記別格ニ為後証遺書申候、恐惶不宣、

川上前因幡守

承応二年癸巳 四月廿二日

久国 (花押)

伊作 西福寺 時宗御中

○光久公浴兒ヶ水温泉之序光臨山川正龍寺、時有御詩、川上前幡久国從駕而作絶句四首、寫而歸于左、

和 光久

深愧俄詩七少才 一言難蔽多吟徇
假山寺外多生趣 祖月禪風万象來

奉和正電和尚高韻 久国

欲和佳詩耻不才 待君淨刹共裴徊
夜遊天燭迎涼迺 九夏薰風信意來

和賴昌 久国

若停鷓首夕陽前 曠客乘涼調梵筵
盃酒獻酬佳興促 南風詩試和與絃

和為信 久国

偶迎高駕各呈詩 鄉里黎民懷惠時
素 清樽交耐賞 涼風明月万端奇

猶々一乘院へ状御申率賴候、以上
玉詩并桃花被下、添存入候、一昨日も御菓子被懸御意過当之至二候、昨日者 太守様御機嫌御罷候而大慶奉存候、又和韻令呈上候、

慈斤 久国

偶從大駕斯土來 不時蟠木見花開
龜台金母疑仙苑 老眼恰恰耐忘懼

正音寺 貴報

山川正龍寺十一世別宗和尚也、明曆二年遷化、

○川上李右衛門問家之出自於川上因幡久國、久國有答書、写而開于左、

写

其方家之次第尋被成候、我々家と相分り候間、致取書令進覽之候、昔弓箭之刻者、祖父左近將監久郎貴老先祖志摩之介殿、方々被致同心為被為御奉公由承伝候、其段依御尋一筆如此候、恐惶謹言、

同名因幡守

八月吉日

久國判

川上空右衛門尉殿
玉机下

○渭濱所書扇面古詩一絶句、事詳古越三槐安処記、写而開于左、

嗚厭猶々過漣家、多晴岑是借年華、(扇面)春風地賞仍堪恨、纔見昇鬼又落花

宝琴渭濱
○(朱印)□

大明万曆廿年
日本文祿元年

豊臣大關殿下備廿余万之兵以征伐朝鮮國、已被邦畿西征平安道東北白威鏡道入機輒諸將引軍至海辺設居城經六年、又征全羅道赤國退軍拋陳海隅、

慶長三年義弘公・忠恒公屯泗川之新寨、丁此時大明大将盤老爺・萬一元・孟老爺・茅國器・麻氏老爺・劉公老爺・李如梅等率百万之衆、以十月朔且攻新寨、大軍強敵攻城幾壞、兩將見城危急不加死闘決勝負開城門懸出、諸卒爭前討敵逐北追逃、自新寨至晋州五里行程、討敵斬首者三万八千七百餘級、溺水而死者不知其數、

於爰孟老爺乞和陸以其弟茅國科謂為質送至新寨、久國於座席出扇字令書之、為後証遺一軸者也、

心久國之需書焉、

万治式年己亥仲春穀日

古越三槐安処(朱印)

○伊集院幸侃被誅伐之後、彼隨身西侯七兵衛被殺之事、白記録方平田盛右衛門轉來川上商山書付一通、商山所呈嶋津凶書久通書狀一通、從商山答平田盛右衛門書付一通、就朝鮮陣之事從平田盛右衛門轉來商山書付一通、写而開于左、

商山様

平田盛右衛門

一幸侃妻子居所東福寺へ拙子越類者東郷彦右衛門尉・八代民部左衛門尉罷居候条、為見廻參候、同心者根占之あい河山ふし東福坊同心候而參候、

一右面人二而物語被申候、市成掃部兵衛殿・津留拾郎右衛門殿見舞被參候、其上御屋形内に物沙汰はりのことく程候事もつけ候仁有之由被申候、つけ候人者御そは本ニ御座候、無余儀人と申候、上下之御屋形之分者不承候、

一庄内へ母を召置申候其方々文のほり申候を、幸侃之内大田清右衛門尉と申人之使ニ持せ被遣候、京極殿屋形之ついちの太ニ而受取申候、

一拙子刀々々年在京之時分大坂もしや之内次郎左衛門尉と申人ニしちニめし置候を幸侃之内桃山藏允と申人所望ニ而候間、うけさせ申候、是も今にハふゑんりやうと存候、其故ハ幸侃果候後大坂ニ而談合申候、

右之条々只今御成敗ニ及候共、夫者無是非候、少も偽之儀不申上候、仍後口証跡如此候、

慶長四年

四月卅日

西侯七兵衛判

旅庵老
比志嶋大膳允殿
長兵与一兵衛殿
久富但馬入道殿

參

此比者御物遠罷過背本意存候、然者関ヶ原之わき伊集院小伝次富之
隈ニ被居候、圍符方と前兎嶋方之御間を色々計策を以被申妨候、已
ニ御家ニツニ可割躰ニ候処ニ、竜伯様御賢慮を以、少将様へ其様子
被仰越候、就其源次郎・小伝次・三郎五郎・千次・母被成誅伐、其時
小伝次談合之衆も為右と見得申候、小伝次罪科之書物御評定所戸棚
ニ前ハ御座候、中沙十数計かと覚申候、此候ハ御家ニツニ成立不輕
儀候間、題目御文書ニ記載儀ニ候、平田盛右衛門も病氣次第ニおも
り由被申候間、右之書物被遣候へかしと存候、近比乍推參其時分之
様子少存候間申入候、其書物御座候ハ、先此方へ御遣候へ、見申
候而可指上候、左候て盛右衛門へ御遣尤ニ候、恐惶謹言、

(宋)

「寛文二二」

壬寅

九月晦日

鳴津圖書様

參入々御中

覽

一西侯者前兎嶋衆ニ而候哉、又何方之人にて候哉と御尋候、我等十
三四比ニ而も候哉、吉野御馬追竜伯様之御時西侯加賀七稻妻切と
書候を御さしきより見申候、外城衆ニ而ハ有ましきと存候、御馬
追之おろニ外城衆ハ入不申候事、

一加賀七御誅罰の翌日か、惟新様御屋形へ何も出仕ニ而候、鹿兒
嶋衆ハ過半少将様御供にて被下候、伏見へ殘候衆ハ本田少五郎

後伴兵衛・伊集院半五郎・小嶋少介・高陽弥三郎・柏木茂介など居
候、出仕之座ニ而咄御座候、少五郎・半五郎も若輩故人ニ被抱駒
ニ乗候、其時西侯加賀七稻妻切のも久なとハ弓箭なくしてハ入ぬ
と被書候をおろ之内ニ而見為申由被申候へハ、帖佐衆殊外笑
にて候事、

一西侯被擲捕者定書物出し候て以後ニ而候ハんと存候事、
但日限者覽不申候、

一幸侃家老北郷与右衛門今一人ニ而候、幸侃死骸彼屋形へ被遣候時
内儀死骸を見、なまたをも不流、我知白書すへし、三郎五郎・千
次ハ与右衛門かかし候へ、心有披官共ハ屋形ニ切入候へ、家ニ早
々火をかけ候へくるわれ候処ニ与右衛門、妻ニ者可有御助之間、
東福寺ニ不可被參出被仰出候、家之殘儀候間、是非其寺ニ御入候
へと申ニ付東福寺へ被參候、吉利本右衛門殿・白坂宗兵衛殿咄有
之、彼兩人ハ内儀之少つつき故度々御使被申候事、

一其日從、内府様、井伊兵部殿御遣し、幸侃御成敗之由候、程近候
間、人数など入候ハ、兵部申付候へ、今程普請衆多居候間、可有
加勢由にて、門番所へ御座候而妻子東福寺へ為參由被為聞候て、
帰宅被成候事、

一北郷与右衛門此方へ東福寺より内通可被申と後、ニ存合候、源次
郎奥方江戸へ為証人御上り之時、与右衛門ハ納戸衆ニ而被召登候、
無別儀事を、惟新様被門刃通、納戸衆ニ被召成候かと存候、加賀
七事も自然与右衛門実儀を被申上、急ニ御誅罰候かと存候事、

一幸侃妻子、加藤殿屋敷へ被參候儀者、我等六月十日比下向以後ニ
而候故、巨細不承候、公儀よりハ不被仰付かと存候、御三殿様
御遣似ニ被思召候、幸侃妻子被召置候事、右馬頭殿計策決參候事、
大口之上場へさしかり大口表被見候事、其外ニも可有之事、

以上

壬寅

九月十八日

平田盛右衛門殿

川上齋山

覚

一朝鮮国古宮こと申所者、八道之内何方にて候哉、承度候事、
一慶長三年正月、朝鮮国之大將へぐそと申もの首州表へ騎馬少々召列、通道見ニ罷出たると、義弘様御書ニ御座候、へぐそとハいか様ニ本了ニ書申候哉之事、

一恒見和泉守殿と有之者、かけひ和泉殿とよみ申候哉之事、
一望津宮主者寺山四郎左衛門尉久兼にて候、晋州へ参候大明軍を、

以謀略數日被犯侮たる様ニ御物証承候ツ、然処ニ慶長三年九月十九日大軍晋州へ参陣候て、同廿日ニ望津宮永春城攻落たると武備志ニも有之様ニ見得申候、九月十九日前より軍容参候哉、如何之事、

一九月廿一日曉天、昆陽城を攻落と有之、彼昆陽も御国ノ御人衆被召置候哉、如何之事、

一釜山浦より对馬に渡口ニ牧嶋と申候者ハ絵図無之候、絶影嶋之事ニ而者無之候哉之事、

一十一月廿八日对馬之内小浦と云所ニ御着船候而、其夜府中ニ御父子共ニ御出候而日本へ被成帰朝、諸將御談合之由、書物去方より出申候、其通ニ御座候つる哉之事、

一壹岐之嶋勝本と云所と、風本と云所者、各別之地ニ候哉、又近辺ニても候哉之事、

一朝鮮国より、義弘公御被露状ニ川上三河入道殿と有之、然則、竜伯様御役人ニても候哉、如何承度候事、

右条々不審候間、得御意候、御存知之儀被遊付候而可被、事奉頼候、

二月八日

平田藤右衛門尉

前山尊老

参

○慶長十九年甲寅十一月二十八日、川上式部久国赴大坂之時、於撰

州兵庫津、鎌田左京与池田家之衆有評論、及刃場、久国従者等来相救而事平安也、而後至大坂詣京師、勤国之使節、其次第伊地知吉右衛門重貞在所記置、重貞孫諸伊地知越兵衛写之、見于左、
一慶長十九年甲寅大坂兵乱ニ付、家康様、台徳院様就御上京、川上式部大輔殿為御使者、同十一月五日鹿兒嶋を被為打立所弥右衛門殿附衆ニ而候、

一阿久根より出船之善ニ而彼地江被為着候処ニ、其晩秀頼様御使者倉戸江着船ニ而候、御使者ハ比元江留置則鹿兒嶋へ此由被申上、

御意之御使者故式部太輔殿者出付出船被成候、跡にて頃而御公儀より御使者ハ御意の大坂に被召上候、式部太輔殿肥前之寺井迄船を来付、肥前より豊前之小倉迄陸路を被為道候、御公儀より御急ニ付御下知ニ而如是候、細川三斎老より拾遺反之関船一艘、供船一艘被仰付、小倉より大坂迄御送り候、

一兵庫へ同十一月廿八日昼之八時分着船被成候処に、舟喧嘩有之候、然者騒摩之小指見得候、扱者薩摩衆之喧嘩と見得候、此舟急ニ押懸候得と下知有之候ニ付帆をおろし酒付候得者、鎌田左京殿乗船ニ而候、式部太輔殿同心之桑川上泰助殿、志布志衆中人出彦左衛門殿、阿多大膳殿、有川雅樂殿、岩切左助殿、拙者、此衆同心被成候、

一敵船者六反帆米積州上乘侍者人、水手六人乗申候、右之同心之衆式部太輔殿者被敵船に飛乗私者上乘侍と切合候処ニ、上乘以之外働申候ニ付拙者むすと組、舟はたへ押付候を大田彦左衛門殿、岩切左之助殿被討果、海に被投入候、私散々に手負申候、有川雅樂助殿も手負被成候、水手六人之内も働申者共御座候つれとも、

此方手にて皆打果シ海に取入申候、船ハ流て参候、其時迄左京殿衆一兩人敵舟ニ被籠居候か、手負之有川殿を左京殿舟に引のせ、船縁に引懸可打果と刃を振上候を此方より川上式部太輔殿、税所弥右衛門殿と船縁を扣て声々に名乗候得者、其時漸被聞知有川殿被道候、左有内式部太輔殿、弥右衛門殿身形之上にあかり、万事

下知被成候を、左京殿船より八敵と見て鉄炮を式部太輔殿に相当て、火はさみを可引落と仕候得共、舟動日当にのりかねし、不得引落警かと後左京殿より咄承候、小倉船三而帆之紋九葉にて候、左様成ニ見分かねられ候哉と其時申候、鎌田左京殿・猿渡新助殿ハ兵庫之御蔵元江御座候処ニ、左京殿ハ下向被成ニ行何れも被為送、其場相濟出船被成候ニ、右之米船行当り候ニ付、咄嘩為出合由候、法元ニ右衛門殿被成兵庫御座候、

一兵庫之沖江三拾反帆と申大船為番船池田三左衛門殿より被出置候、右之咄嘩之米船茂池田殿舟之曰候ニ付是ニ被仕合候、薩摩より將軍様江為使者川上式部太輔と申者只今着船中候、折節薩摩船之咄嘩と見及申、乗船を押懸取合曰候、若番船より被仰儀とも候ハ、可承と、法元ニ右衛門殿を以被仰達候得共返事者否ニ候つる、扱は返報可有之との心得ニ而候半と式部太輔殿者尾形之上ニあかり兵具等取合待懸被為居候、然時陸路江兵具備之多人数見得候、是様返報之人数と見得候、敵之大勢を此方小勢にて待受事候間、面々捨命可働事此時候と下知被成、上下待懸候処ニ陸路より運り候ハ、寺沢志摩守家中之者愛元江有合候者二百人御見次申候、早々將より御下り候得と、船之際迄備を左右ニ差付、此方上下を備中ニ包、薩摩間屋あつき屋へ舟下り有之候、薩摩守殿人数之主取ハ平野源右衛門殿と中人ニ而候、

一則兵庫之浜邊にて陣木屋を懸一宿ニ而、翌日大坂へ舟之通不能成ニ付、蟹ヶ崎之様ニ陸路を被為運、蟹ヶ崎之町人新右衛門と申者之所へ一宿ニ而、新右衛門を頼、天送舟二艘借、次日大坂をよけ沖之方を乗運、堺之浜ニ下り被成候、諸大名家御陣多候得者、何方とも無十方候つる、それより鳴津右馬頭殿御陣へ祈尋付、彼方之衆案内ニ而、住吉江被為參、彼地へ焼残之明家巻ッ見出、夫ニ三日滑留考之候、家康様は茶臼山御陣、台徳院様は住吉江御陣ニ而候ニ被為參、御辰者之首尾被申上候、其内ニ大坂之城廻見分有之候、家久様御着之刻、城之様子可被申上との御内存ニ而候、

一御使者之首尾相濟、京都板倉伊賀守殿ニ御使御座候ニ付平野より八幡越被成、其晩者八幡へ一宿、翌日如伏見被為越、京都板倉殿ニ被為參候、大田宗吉とやらん中人ニも被為見廻候、京都相濟、同十二月十三日ニ京都打立戸羽より川舟三而蟹ヶ崎之様ニ被為通候処、夜入候而彼所之番衆舟を遣し不申候、川舟之船頭申候者、急に被為下候へと申、川之中洲へおろし、舟ハ早速罷戻申候、其夜ハ中洲ニ一宿候処ニ大雨ニ而水増盛ハ入候而中洲も皆川に成、水之中ニ而其夜を羽シ、翌日如兵衛陸路を被為通、彼地へちと滞留ニ而陣誘被成中ニ次第ニ大坂江海上之通心安藤成ニ付如大坂被為參、御蔵元へ三原備中殿、伊集院半右衛門殿御座候に取合、御陣誘御座候而、家久様御着被為待上候、

一慶長十九年十二月廿九日ニ大坂之城無事罷成、家久様者豊後之森江迄被遊御着船候、彼地より御暇御給被遊御歸陣候、式部太輔殿者諸大名衆江御使之首尾被仰付、明之元和元年二月末ニ愛元へ下着被成候事、

右之件、中納言様伊集院十右衛門殿江被遊、御成候御、右咄嘩之御咄有之、泄者急ニ被召呼候ニ付參上仕候処ニ、最早御立被遊候御參合、於佐藤小路、御駕籠被居、右之一巻咄、御直ニ被聞召上、其時之脇指御手ニ御取被遊御覽候、左候而御褒美として知行五拾五石拜領仕候、拙者年寄候ニ付もはや余命も難計候ニ付、為咄書付置者也、
明暦元年乙未十二月廿九日、伊地知吉右衛門重貞判
右舟咄嘩之儀、曾祖父吉右衛門書仁體申候写可菜上旨、承知仕候ニ付本之まゝ、写差上申候、以上、
享保拾四年酉十一月廿四日、伊地知越兵衛

○尋問近衛家書一通、雖不知誰某之為尋、依為古書写而開于左、

- 一口宣ニ者源平橘氏其外諸家共ニ藤原氏と被遊物ニて候哉と宗順ニ尋申候、無案内之儀ニ候之問、御公家衆方々々相尋可申由候而、先近衛殿御隱居様へ被得御意候、然者官位昇進之望之持ニ、小折帯と申物ニ望之官位を書付、氏名乗迄書付候而、奏出候之条、口宣ニも如其被遊候、氏を替候て替儀候ひが尋ニ候、雖然近代ハ白將軍家諸大名衆へ官位之儀被仰渡候而、其後口宣可有御出由御察聞候、其節氏共不相知候へハ多分藤原と被遊由御定之由候事、
- 一貞任御退治之草子之儀、是も御覽候様ニ被思召候、然共当口不相知由、御定之由候、就夫京都木屋方々々尋申候へとも無之候事、
- 一近衛殿御先祖之内、基通之北之方様ハ清盛御女にて御入候様ニ江戸ニて承候通、宗順へ物語申候へハ、近衛様へ被申上候、就夫御系図共被召出、上覽候へ共知かお申候、然処ニ其翌日近衛様御列ニ御座候殿上人小早川主膳正殿書状を以被仰遞様子ハ、基通北政所は平相国第五之女にて候を昨日近衛様御失念被成候由被仰分候、高くら腕も清盛之御むにて候間、さてハ御合登にて候つるよと其後宗順申上たる由候事、
- 一忠久様建久七年ニ薩摩大隅日向之守護職にて御下向之時、近衛殿ハ藤原氏を被進にて藤原と在之儀ニ申候、定左様成儀ハ御書物なと可有之と宗順へ物語申候、以私可尋上由候而被申上候へハ、御系図共御覽候へ共無之候、ケ様儀ハ其家々ニハ願目ニ被書置候へとも、御自家之題目ならず候間、書物有之問敷被思召候、若又何ぞニ書付有之儀も候ハル由上意之由候事、
- 一任ス叙又授ス、此わかちの儀尋申候、是も被得御意候、然者任官叙位と覺たるよ候由上意之由候、たとへハ任中納言宰相、叙二位叙三位之類にて候由候事、
- 一三位之上參義已上を公卿と申候、公卿已上を寔と書申候よし、或北面衆或社人之内にも二位三位ニ昇進候へとも公卿とハ不申由候、非公卿は寔とハ不書由候事、

- 一征夷大將軍ハ東西西北之乱を平治する官にて候、統天下也、せい
たい將軍と申事ハ無之申候、吾々承違たるへく候事、
- 一殿下は閑白のから名にて候間、閑白之外には殿之字無之由候事、
一幕下ハ大將右大將之から名にて候、大將軍と書ニ付將軍をハ幕
下書ハ相違之由候事、
- 一忠宗様なつミ川の御歌、統千載集雜之上にハ在之、江戸にて去歌
道者之終後拾遺集夏之節ニ入たる山、徒ニ書物にて被申候へ共、
吾々不見届由宗順に物語申候へハ、是も被得御意候、統千載集ニ
ハ無所紛有之、統後拾遺ニハ閑白大政大臣之歌ニ水増るなつミの
川のをとハして山かけくらき五月雨の比、此歌など見違たる物な
らんと上意之由候事、
- 一公家系図取申ニ付宗順ニ見せ申候へハ、近衛様へ被懸御目候、是
ハ諸家伝と申書物之被書にて候、細ニハ無之候へとも、よく候由
上意之由候事、
- 右条之儀皆近衛様にて被承究候、書状ニ如申上候、御言立之外ハ
拙者私ニ宗順へ尋申候間、其意得にて承合可給由紙申候、可被聞
召置候、已上、
- 二月十五日
- 川上上野忠克、同又九郎忠頼代於所々戰場家士戦死者夥焉、連書
名於茲備後鑑也、
- 伊作宗十郎 池上右京
- 折田紀伊 福嶋助右衛門
- 原田八郎 久保七郎次郎
- 久保筑前 久保新右衛門
- 久保新三郎 久保小左衛門
- 久保八郎 久保右近
- 宇部宮清九郎 池田九郎
- 山下四郎 奈良迫又七郎

大田弥左衛門

奈良迫伴左衛門

阿波田四郎左衛門

横山七郎左衛門

重久其七

久保宗次郎

藤左衛門

荒左衛門

走太左衛門

弥兵衛

隼人兵衛

加藤兵衛

善兵衛

平八

○永祿十一年正月二十日左近將監久朗於馬越之戰場被癩、同二月三

日死、家臣戰死者、記于左、

西郷新八郎

○文祿元年六月十五日於朝鮮国俗羅山、左近將監久辰闖戰漢兵、而

被癩家臣戰死者記于左、

久保城之助

久保休六

西郷四右衛門

奈良迫讚岐

久保宗次郎

有村孫左衛門

三兵衛

吉六

藤太

稻松太

又十郎

彦十郎

牛之助

源八

助八郎

○慶長三年高麗之軍衆船障十一月十八日於南海、川上左近將監久辰

・同源三郎久首闖戰番船之漢兵時、家臣戰死者記之、

川上源太左衛門

勝目与左衛門

木場利兵衛

半三郎

十右衛門

金八

主藤兵衛

弥七

○寛文三年癸卯四月十七日端座正念死、年八十三、法名天真院殿仁

德宗寺禪主、葬南林寺、同年四月二十九日家臣藤井四郎兵衛殉死、

法名榮林紹繁居士葬久國之墓側也、

女子

○嶋津豊後久賀妻

○元和五年己未五月二十日死、年三十、法名雪岩妙好大姉

忘姓

藥師丸 平兵衛 雅樂助 初忠昭 仲左衛門

○文祿元年壬辰誕生

○新納麻庵為後嗣、

○延宝四年丙辰十一月十二日死、年八十五、法名所印忠能居士

女子

鎌田源左衛門政有妻

川上忠塞一流家譜卷之十一

七代

久將
久孝

女子

○誕生年月不詳、母波谷次郎左衛門重治伴松齋女寛文三年壬寅六月二日死、年七十九

法名壽延妙權
大姉葬南炊寺

○高橋主膳種直妻

女子

○誕生年月不詳母同

○入来院又六重通妻

○久將

仙丸 源三郎 初忠房 左近將監

○元和四年戊午四月二十四日誕生、母同、

○太守家久卿光臨父久因第之時時九元服、時九卿手白加冠、鳴津下野久

元理髮、賜雄刀一腰治工備前改賜名於源三郎忠房、

○忠房歲十一有命、為家久卿與御屠從、精勤多歲也、

○寬永十四年丁丑之冬、那蘇徒蜂起、拋前原城、乃有台命、諸

侯出兵攻伐之、久將受家久卿命、与嶋津下野久元・山田民部少

輔有榮等共翌年戊寅正月六日、率軍發薩府到原城、時嗣君光久

公賜告發夷賊、備西薩之途、繫船於原城近辺、巡見障頭、而城陷

之後与久元等俱歸薩府、

○正保四年丁亥七月南蛮国黒船来肥前長崎港、以邪宗門之徒故、有

台命近国諸侯出兵討伐之、久將受太守光久公命、与島津大膳久

憲共率二千余兵、發薩府鑿船於京泊、欲到彼地、然長崎属無事故、

同八月十四日收兵歸薩州、

○同年光久公有命令城下士分十二組、久将与禮寝七郎重永共、

勤七番組頭、

○羽曆元乙未有命、賀八朝佳節之太刀進上於殿中榻之間、乃

自是為沿例也、

○同三年丁酉春振有命、為琉球国在番奉行、駕船丁廳府灣、四月

三日着那覇津代先役頼雄右京助等、万治二年己亥夏任充、長谷場

兵右衛門渡柜来而代久將、五月十日開帆於琉国、歸薩州、久留万

左衛門・三原茂兵衛・田辺甚左衛門・村田正右衛門・醫師市来内

匠等為屬吏也、

○寛文三年癸卯二月二十六日久將予有足痛、年頭手自不能持太刀、

故請以執爨之進之、乃有命、許可之、於嶋津久次郎次上進之、

喜入休右衛門云之、

○同八年戊申肥前島原城主高力左近大夫陸長依罪科被収公領上、其

家臣數多拋城、散上及近国諸侯相集欲攻之、時久將承嗣君綱久

公命、到島原勤使節於上使及諸侯、同年四月二十七日嶋原城属

無事、同五月三日歸薩府、

○同年冬有命、為嗣君修理大夫綱貴公侯侍、同年十二月五日葬薩府到京武、代北郷佐渡久加勤事、同十年庚戌六月十日公初賜告免東武、七月二十五日歸西薩、久將風從而歸國、

○延宝中有命、久將補横目頭役後兼大勤事、且附役、

○延宝八年庚申二月五日、綱貴公徵嶋津惠前久那・久將・堀宗敷於二之郷丸茶亭、賜膳食、公手白点芳名賜之、

○久將補薩州伊作地頭職二年、転補長嶋地頭職一年、転補隅州帖佐地頭職二年、転補薩州高尾野地頭職二年、転補水引地頭職七年、

転補隅州蒲生地頭職十年也、

○元禄元年戊辰久將歸過古稀、故十月九日京白致仕、請讓家總於嫡孫久重矣、

○正保四年丁亥初秋南蛮國黑船一艘乘三肥前長崎港、因該九州之艦候有草役之備、川上將監久將等承命、卒薩州之軍二千余人欲赴長崎、先到水引郷京泊之津、待順風之際、有發船揚帆之聞、依之薩州勢亦各歸國、其備詳卷四十五、

○其發薩州之船被差司候檢校、

大司

- 新納 上井勘兵衛
- 新納 仲右衛門
- 赤坂 次左衛門
- 赤坂 采女正
- 摺木 次郎兵衛
- 黒木 左衛門
- 梶原 字右衛門
- 石馬 大藏介
- 德尾 左衛門
- 大嶋 吉兵衛
- 指宿 左衛門
- 湯山 半兵衛
- 口高 新左衛門
- 川内 新左衛門
- 伊集院 長右衛門
- 東郷 肥前守

岩

大司

丹波

- 相良 土佐守
- 久米 吉兵衛
- 牧之 新介
- 四位 荆常左衛門
- 岡村 休左衛門
- 兵衛 六兵衛
- 藤田 輝治五郎
- 寺師 志摩介
- 中來 輝右衛門
- 仁塚 權之介
- 肥後 少右衛門
- 家原 源之丞
- 松平 半左衛門
- 酒切 半八
- 長瀬 哲介
- 中頭 助左衛門
- 上原 小十郎
- 平田 大盛物
- 丹波

二番

- 上原 次左衛門
- 山口 八左衛門
- 江藤 左衛門
- 中野 行衛門兵衛
- 藤口 辰右衛門
- 西 源藏
- 中原 謙右衛門
- 淺野 百兵衛
- 田中 兵衛
- 堀之内 勘左衛門
- 原田 堪介
- 高野 實左衛門
- 四本 五左衛門

丹波

- 德尾 藤左衛門
- 山口 跡左衛門
- 佐多 七兵衛
- 二之 方三左衛門
- 吳塚 半左衛門
- 十嶋 弥左衛門
- 川越 德岐守
- 高坂 綱部丞
- 深見 守右衛門
- 古川 左近將
- 高原 源左五郎
- 向井 實左五郎
- 向井 采女正
- 富永 伝右五郎
- 山中 勘繁出

二番

- 新納 加賀守
- 津曲 長右五郎
- 井崎 覺左五郎
- 大田 治左五郎
- 大嶋 守兵衛
- 宮原 將賢介
- 有馬 了右衛門
- 川上 近將監
- 久留 万左衛門
- 越田 七左衛門
- 豊繁 助
- 有馬 主計介

四番

本田 堀石 五門
 橋口 治兵衛 兵衛
 田中 平次 郎
 三原 大藏 助
 吉村 甚兵衛 兵衛
 川南 吉次 郎
 松田 七左 五門
 鞍野 半三 郎
 山本 内匠 将 (今?)
 龜津 大膳 大夫
 本門 半兵 五門
 田中 八左 五門
 津川 内藏 允
 肥後 与左 郎
 淡元 半左 五門
 伊東 貞馬 助
 有馬 為兵衛 兵衛
 阿多大 次 之助
 川上 作威 兵衛
 木出 兼左 五門

本田 繁十 郎
 長野 太羅 介
 塩岡 為兵衛 兵衛
 西方 新九 郎
 上村 八右 五門
 長尾 村右 五門
 大山 右馬 介
 緒方 内記 兵衛
 藤井 六右 五門
 淺野 彦右 五門
 原田 伝左 五門
 桑畑 新左 五門
 本渡 与次 右 五門
 袴川 五後 右 五門
 桑藤 治部 兵衛
 長倉 佐太 夫
 鎌田 囚獄 助
 瀨口 兵右 五門
 鬼塚 慶左 五門
 西谷 田隠 介
 緒方 源八 兵衛
 医 左近 兵衛

有山 新兵 衛
 相良 九左 五門
 因作 十郎 兵衛
 肥後 遠右 衛門
 鳥原 勘介 兵衛
 肥後 大九 衛門
 中馬 茂兵衛 兵衛
 笠間 主計 助
 木脇 増右 五門
 東郷 別部 兵衛
 三原 龜物 兵衛
 笠間 伊織 佐 兵衛
 口渡 茂右 五門
 守田 齋宮 兵衛
 西原 角 兵衛
 東才 兵衛 兵衛
 四口 藏之 丞
 上村 求馬 助
 竹内 左之 助
 原田 正左 五門
 東郷 在道 兵衛
 穂折 助九 郎

緒方 源藤 兵衛
 桑藤 八郎 兵衛
 西谷 田助 右 衛門
 高橋 与次 郎
 須子 甲左 五門
 成合 民部 左 五門
 國田 善右 五門
 成合 兵太 兵衛
 川崎 寛助 兵衛
 池田 九右 五門
 谷山 少左 兵衛
 岩本 孫兵衛 兵衛
 伊地 知休 孫 兵衛
 常吉 源太 兵衛
 常 学 兵衛
 本田 次郎 五郎 兵衛
 禮家 休兵衛 兵衛
 佐藤 惣左 五門
 藤井 清左 五門
 久松 佐次 兵衛
 鬼塚 長右 五門
 若松 作左 右 五門
 良 俊 兵衛
 相良 志盛 守 兵衛

○嗣君純賞公寄附鎧一領於該方大明神社、川上将監久將勤之使、事見于左、

修理大夫綱身綠依御祈願諏訪大明神堂前江御鎧一領、以川上将監久將被寄進之詔、御信心深厚故如此之条彼御甲青平田民部左衛門宗門目錄相添之、奉納之、往々御武運長久御子孫御繁榮之御祈禱宣抽丹誠之状如件、

寛文十庚戌年七月廿八日 鳴津図書久通 判

諏方太夫
 宇宿若狭殿

御具足入日記

御甲

- 一 卅六間之筋惣袴輪いかき腰巻四分一塗黒さび
- 一 御まびきしの内光相束
- 一 御八幡座金銀四分一赤銅上玉なし
- 一 御かうしやうのくわん四分一緒むらさき
- 一 御まびきし四分一金物波かしら彫物吹返し菅蒲草にて包厨縫袴輪四分一御紋金の焼付
- 一 御請裏紺布ふととし緑菅蒲革
- 一 御しころ日根野五枚さかり小真毛引黒塗糸紫葦一設に黒指の毛袴着之平甲斐
- 一 御立物むらやうとつこつか四分一台金御紋布
- 一 御面腋黒塗御鼻取放御口之脇より懸つかひ御筒形銀
- 一 御すが御しころと同前但御袂之内朱

御胴

- 一 信玄柄なしの圖四所蝶つかひ山道頭窓覆輪赤銅繩口金之摺込塗

底稻妻

- 一糸所むらさき
- 一御胸板御脇板御わたかみ御肩かくしの分金さび金銀之家眼獅子
- ニ牡丹惣柄返し赤銅緋目金之摺込
- 一御胸板海老胴
- 一御相引御手先掛糸紫こはせの分金物しととめ丸く三枚座
- 一御わたかみ御後こはせ懸之所金物
- 一御大座之金物四分一に金摺込
- 一御銅之裏皮にて金白檀
- 一御肩当裏狸々皮
- 一御けさぬ七間五枚さかり本小真毛引黒塗糸紫下一段黒猪毛
- 一惣御けさん黒びろうどにてうけはり、但前御けさんの裏に御鼻
- 指入三ツ付ル
- 一御腰付取返し

御大祖伝

- 一本小真毛引黒塗糸紫耳の糸菱縫之糸啄木紅にて取合
- 一御髪束之金物昔流四分一に金の摺込唐草有
- 一御裏黒びろうと

御籠手

- 一信玄流松葉を散し間惣鍍黒塗
- 一御二甲に御紋金物四分一に金之摺込
- 一御脇引鍍留り入
- 一御衣裏板かね入表黒縫沙牡丹唐草縫裏狸々皮
- 一御家絹表錦さらし洪布

御膝楯

- 一伊勢糸縫五さかり
- 一御鞭差刀皮御腰鍍入
- 一御家裏塗御籠手に同前
- 一御黒紐經沙

御膳当

- 一三本大篠原底稻妻間惣鍍かくすり絵唐皮獅子に牡丹
- 一十王頭御衣裏巻と同前
- 一御はちまき
- 一御上帯 筋
- 一御紐紫ひらうち
- 一御具足箱 二ツ
- 一石人外家長持 老ッ
- 一御具足箱かさ 老ッ
- 一外家じやうかさ 老通
- 寛文拾年戌 兵具奉行
- 八月十八日 平田民部左衛門
- 宇宿若狭殿

縦賞様依御祈願御禮寺領御兵具奉行平田民部左衛門殿如目錄之、
貴老御使を以棧ニ請取御宝前ニ奉納置候、以上

寛文十一年亥ノ七月六日
川上淳監殿
正六位 宇宿若狭 久広(花押)

○延宝八年庚申二月五日 綱貴公於薩府二之丸茶亭、手自點芳名、
賜嶋津尊前・川上將監・堀宗勲詳見于左、

延宝八年申二月五日二之御丸御陣 綱貴公被遊御茶之湯御道具御
会席寛御座中取置之御数寄屋三帖敷立
一丸額御筆嶋一字云朱印一
一御掛物一休
一御釜あしや給有 言十なり

一 御棚御茶入 飛鳥川鶴之羽箆
 一 御炭斗ふくべ 火はしはりぬき
 一 灰ふうろくしやくし
 一 御香箱張清丸堆木 個羅茶入
 一 御水次竹之片口茶巾
 御会席御木屐平折敷足なし 容慶塗繪有
 なし物青竹ノ筒 花ふし
 そこはけ
 御止小船繪 大へきふし
 御引落せんまい 大へきふし 大六日春慶塗
 引而焼鳥甘醬味噌漬鉢青磁雲ニ鴨ノ絵有
 御肴 しめ鮎白箱春慶塗
 御吸物 あわび 青まる
 御取肴 白干鮎 染付鉢
 御酒ニ返目ニ御盃 かはらけ
 此時川 御
 御香之物色々 青磁ノまかり鉢
 長盆ニ居 唐蒔絵
 御湯次 青磁取手有口肴
 御水次 あんなん染付
 御こがし入 鴨物耳有
 御湯之こすくひさわり
 御菓子 川いりこニ豆ノ粉砂糖 やうし 木地丸盆

御汁松蔭 大根
 御食 黒樹

水栗 駿高之鉢唐物六角白葉紋有
 中立次之御間
 一手水鉢 杉ノ柄杓
 手水次 杉わけ物ニ湯入テ置ふたのふち青竹
 御敷寄屋之中
 御花入 かねノ棒ノ先 かけ花入なり
 御前被遊御花椿 大いきはち柳したれ
 御水指 土之物うしやく 塗ふた
 御茶入 飛鳥川 棚ヨリおろし櫃合ル
 御茶碗 高麗三鳴手
 御茶杓 小掘遠州作
 御茶巾 しほり
 御茶筥 白筋竹
 御柄杓 風炬先之敷居ニかけて
 一水こぼし 古幣前すやき丸
 一ふた置 染付六角
 一棚ニ鶴之羽箆置
 一どら 五ツ打
 御手前被遊候
 御茶肩被御壺川村宗順判話後昔
 右御茶柜済
 一杉之炭拵敷角きらす紙敷て白炭くわへ火はし香箱右同
 一そこ取さはり長火はし
 一はんだふうろく 御釜ヲ上ケ火ソコ道腰取ル
 廻り炭
 一 宗敷
 二 川上將監
 三 嶋津豊前
 納之御炭

御前被遊候而御筈ヲ道殿掛ル

御書院ニ出 御

一 御菓子西重柿 面々ニ出ル

一 御吸物 いか すいせんしのり

一 御取肴 色々

一 御盃 面々ニ出ル

御茶被下候人数

八ツ時分

鳴澤豊前

川上將監

堀 宗敷

○瀨貴公其筆正月十五日夜 年号不詳戲書目錄一通令黒江舍人稱福神之使賜

之於將監久將雖戲言真筆難疎之故、暮臨而、載于譜由也

目錄

御太刀 一腰

知行 十万石

黄金 一万枚

綾 千端

錦 千端

以上

年徳大明神々

川上將監殿

前川上左近將監久辰者、慈考因幡守久因館而為予祖父也、必 太守中納言家久卿之貴命、被任志布志地頭職、居任彼地年久矣、寛永五戊辰曆二月廿八日以探逝、就葬于鹿嶋山、請現任大極禪師令下火号曰法雲院殿雪豊尊心麻主、其石塔今存于寺中也、所以

曾安神主於大慈施白銀以充香供也、爾來每忌回遠勞大慈代々之禪師請願府之館以如法供養、其拈香法語添系圖以為珍也、雖然月往月來其位牌及破壞、於茲的孫久將不忍見其弊、修飾神主、添以茶器湯器也、伏願再安之壇上、得伝家名於百世之下、現当二世之恩賞也、因記其大較以呈焉、

岩延宝八年庚申二月時正口

川上將監久將判

上

大慈見任定巖禪師

上 大慈見任定巖禪師

川上將監

所賜芳儀件々、遺脱了也、法雲院殿位牌茲換藏論齋敗奉置、今也公臨際其府重加修飾兼復本利安之於壇上、則威烈又現光輝猶昌寒灰柴枯木回春者乎、嗚呼孝儀至矣、附朱帖具屬後代孫而宣伝緒專介急回事緒纒々倉卒裁答不備、

大慈寺

三月上二

定岩 (花押)

川上左近將監老

鎗下

川上左近將監老

大慈寺 定岩

○金森家老者飛彈国高山之城主也、退隱之後住居京師、事陸慮之茶遊、愛單父之花園、偶將監久將在洛之際、就和老習茶花之術、其書許多藏于家、写而開于後、

かんなへ申候付ておりふし有合申候間、進上申候、

三月十一日之貴札忝拜見仕候、今度江戸へ御供不被成事先以御仕合三御座候、ゆる／＼と御休息と奉存候、

一とらふの竹式本被下候、一段うつくじく御座候、なかも入申候、
一正月十三日之貴札并はせほ布式端被下候、当月十八日にとゞき申候、忝存申候、這而と御さ候正月十三日之御状ハ今月八日ニ到来申候、此方る当月十二日ニ書状以申上候キ、遠路故をそくとゞき候へく候、

一去年進上申候さくらかれ申候よし、又々七八月時分可進候、大りん之梅御用之よし、拙者てまへハ無御座候、才覚いたし可進候、
一去年八月因幡守殿る被下候花、当正月之花いづれも不殘根も無之かれ申候、不及是非候、

一内々申候色あさかは終口花在之望ニ存候、白キハ入不申候、併か様ニかれ申候へハ無專候、御無心中申請候船中ひさしく候てとゞき申故かれてまいり候、こゝもとへ参着候て者廿日卅日も御わたり無之故い／＼かれ申候、無是非候、彈正殿る被下候ものもまいりとてしんふ隆惠ニことつてめされ候、村尾源左衛門尉殿る申来候へとも御こし無之、五十日ほとくすし玄養かたがこし申候、さて／＼にて御さ候、重而花被下候へく候、船中ニても水なとかげ念ヲ入申被懸御日候もの被上候時可被下候、一笑々、恐惶謹言、

卯月廿五日

川上將監様

金森宗和

頼重(花押)

其元御無事之旨、珍重ニ存候、

一六月九日之夜道勝所より火出申候、御屋敷不殘燒失仕候、にか／＼しき御事と御さ候、さためてさかせらるへく候

一六月廿日之夜江戸ニ大地震大小名衆之御家をこね申よし候、太守様御長屋などもそこねたと申さいたし申候、さためてよ／＼さかせらるへく候間不及申入候、

一御親父因幡守殿御そくさいのよし日出度存申候、

一其元めつらしき花無御座候哉、何ニよらすうつくしき花御さ候ハ、船中被人御念御のほせ候て可被下候、老之なくさみ花計ニ御さ候、一笑、

一いつそや大りん之梅御用とやらん被仰候、今てまへニハ無候、人をたの／＼つかせ申候、まいり申候者ひんきにくたし可申候、
一こゝもと相應之御用御座候者可被仰下候、何れ重而可申上候、
一因幡守殿るあさかは御のほせ可被成との事にて御さ候、忝存候、白キハ入不申候、色の御さ候を被下候様ニと存候、恐惶謹言、

七月六日

川上將監様

書報

金森宗和

頼重(花押)

猶以、其後書状以も不申上候、御ゆかしく存候、何れ追而可申上候、

其後ハ書状以も不申上候、さためて其元御無事たるへくかと存候、御親父因幡守殿御そくさいニ御さ候や、承申度候、ほと遠御座候ゆへせつ／＼おとつれも不承御ゆかしく存候、然ハ当春御やくそく申候さくらつぎ申候而進上申候、おそろくさくらニハ御さなきほと見事成花ニて御さ候、二三年も御さ候へ者一所ニまりほとつ／＼花く／＼申候、無双之さくらかと存候、其元めつらしき花ハ出不申候哉、年内にても交春ニても御のほせなされ可被下候、其元ニてめつらしくおほしめされ不申候共、こゝもとにてハめつ／＼しく可存候、第一ハうつくしき花望と存事ニ御座候、終日花御さ候てひるもしはれ不申候、あさかは御座候ハ、来春かならず／＼御のほせなされ可被下候、白キハ入不申候、つねの色のはしく存事ニ御座候、内々御物語候くれなひノ桐も大望ニ存候、此外ニも見事成花可被下候、こゝもと相應之御用等御座候者可被仰下候、恐

惶謹言、

八月十五日

川上左近將監様

金森宗利
頼重 (花押)

猶々おほしめし之義貴札忝存候御志之事承申候、珍重ニ存候、
京都相替義も無御座候、もしこゝもと相成之御用等御座候ハ、
可被仰候、猶期後音時候、以上、

八月六日之貴札今日四日到来拜見、忝存候、其元御無事之由珍重
奉存候、先日之比長崎へ黒船来岸之旨承候、就其貴様も遠浦へ被
越被成候、先日御親父因幡守殿より被仰聞候、御苦勞奉存候、黒
船之義罷もとり申出承候、今ほとハ御帰宅御休息と存候儀候、因
幡守殿御そくさいのよし承申候、何より目出度存候、内々御やく
そくの花共時分能時分御のほぎ被成可被下候、としよりのなくさ
みこれら無他候、恐惶謹言、

九月四日

金森宗和

頼宣 (略押)

川上将監様

人々中

○記録奉行河野六兵衛所寄將監久符之状一通・秀頼卿之状一通・大
野修理之状一通・且就大坂陣之事因幡久匡之自書一通共写而期于
左、

川將監様

河野六兵衛

先刻秀頼御懐之御状之写之儀申上候処、則御もたせ被成御封之ま
ゞ儘ニ拜受仕候、五通之内三通者御文書方ニ無之写ニ而御座候間
三通共ニ写留申替候間、写消次第可致返進候、商山老万事ニ為入御
念ヶ様之物も御写被召置候故只今まで御公用ニ相違候事御意入之
ほと不浅奉感候、余者拜願之節可申上候、頓首、

三月廿五日

猶以早々上洛候て可給候、以上、

急度令申候、其後片桐東市正屋敷へ人数入置、不慮動無是非次第
候、則申付城中追出候処、茨木城送入候、然者右之趣大御所御腹
立候而近日出馬之由相聞候、此方之儀兎角今度存分通達而可申と
存究候間、其方早々上洛候而可給候、為其重而以黒印申入候、委細
大野修理太夫可申候条、不能詳候、恐々謹言、
十月十五日

藤摩少将殿

秀頼

尚々、やふれきり申候、一時もはやく御のほり候ハ、一世の
御おんにて候へく候、めてたくかしく、

ひてよりより人を御くたし候まゝ、いまた白つけ候ハね共一筆申候、
之々ほとどのていはやく々々わめ申候、さやうニ候へはひかしより
さきてのものともミのおわり伊勢やまとまでこと々々くのほり申
候、又三日中ニとりかけ申やうニ御入候ハんまゝ、ちかころ申か
ね候へ共、此たひの事にて候まゝ、一世の御ほうしたるへく候まゝ、
さう々々のほり候へく候、ろうしやうのかくはいたしかにと々々の
へ申候、よきらう人あまたそろへ申候、くにく所々々のいつき
共一さいいたし候、それさま御のほり候へハうんをひらき申候、の
ちの世までの御いゑの御めいよたるに候ハんまゝ、かならずひて
よりへ御心をそへ、ひとへにたのミ申候、御みすて候ましき
とたのミきり申候まゝ、せひ々々のミ申候、すなわちひてより
よりもふみをまいらせられ候、をそく候ハね様御心さし候ハ、は
やく御のほり候、而可給候、めてたく々々、

十月十五日

猶々、いそぎ々々御上洛可被成候、奉待存候、此度之儀ニ御
座候、已上、

急度申上候、先日も申上候、爰元之様子はやく手きれニ罷成申候、此度是非共御存分被仰かなハさる由御意ニ御座候間、少も急被成御上落候様ニと被成御意候、則 秀頼様同御袋様より御書參候、御留主居へ申候て進上申候、此御意ニ付參次第もやく急可被成御上落候、此方之儀御人数なども多御座候へ共、少も急奉待存候此度之儀ニ御座候、是非共御上落被成候様ニ能く申入候へと御意ニ御座候御留主居より可被仰上候、恐惶謹言、

十月十五日

大野修理太夫 判

少將様
人々御中

- 一慶長十九年之冬大坂籠城之由御触状有之、同月小人數被召列家久様東海御立候、
- 一初之使大坂此方御藏本より被差下候、但、慶長十九年九月廿三日秀頼様御直状也、
- 一同年九月廿二日高屋七郎兵衛と申人、秀頼様御書并長銘脇指持下先垂水へ參候、垂水より伊集院丹後御状と脇指鹿兒島へ被差上候、
- 一右七郎兵衛事ハ 秀頼様御服屋ニ而候、慶長十八年春之比垂水へ罷下、和州より被下御扶持御懇之躰ニ候処ニ、御陳前之年罷上、又其年之八九月之間御使ニ罷下候、曰細者荒木五郎兵衛書物ニ御座候、
- 一此方より御返書之留御座候、鎌田左京・猿渡新介ヲ以被仰上候、
- 一秀頼様より二番目之御使、川北少左衛門ニ而秀頼様御懷之御書并大野修理より状參候、其御書稅所弥右衛門・川上式部太輔持上り候、
- 一右之後三原請右衛門為御使被罷上、兩御所様へ御見得被仕候、
- 一家久様御上落之刻十二月五日美々之津ニ御座候処ニ 秀頼様之御使此方川船之船頭武井利兵衛 秀頼之御言ヲ持罷下候ヲ、京郷肥

前・別府信濃直ニ搦捕、信濃相付指上候、同廿九日至大坂別諸右衛門召列、天王寺之御陳場へ參候而、山口駿河守殿へ致披露、左候而信濃ハ駿河迄參候、

○元禄十三年庚辰八月九日不祿、年八十三、法名覺樹院殿明山常光大居士、葬南林寺、福昌寺現任愚海和尚為燒香、

女子

○誕生年月不詳母同

○三原遠江重時妻

○元禄三年庚午四月二十八日死

○法名慈鑑田智大姉

女子

○寛永十四年丁丑誕生母山田民部少輔有榮女 寛永十六年己卯十一月二日死、年十九、法名

明繼宗光大姉
葬南林寺、

○嫁伊勢兵部貞昭、後離別、

○元禄十年丁丑十月二十九日死、歳六十一、法名淨照院鏡常月心庵主葬南林寺、

久幸

仙熊 初久教 源三郎 源右衛門 薙髮 名辨雲

○慶安元年戊子三月四日誕生、母五代主水友貞女 元禄十年九月一日死 歳七十九、法名壽昌

院松山妙長大姉
葬南林寺、

○明暦二年丙申歳仙熊登 城元服、于時九卿太守光久公三自加冠因老島

津筑前久頼理髮、賜脇刀一腰無時改賜名於源三郎久教、進上御太刀一腰・馬代銀一枚・天井折・樽酒奉申謝之、

○久孝嬰病弱、故不為公勤、不継家統、
○享保六年辛丑八月十五日不祿、年七十四、法名夷照院月叟耕雲大居士、葬南林寺、

—女子—

○慶安三年庚寅十一月十一日誕生、母同、
○嫁野村才右衛門綱昌、生一子後、離別、
○寛延元年戊辰閏十月十八日死、年九十九、法名法応院覺照妙円大姉、葬南林寺、

—女子—

○承応三年甲子歲誕生母同、
○嫁諏訪甚六豊兼、
○延宝六年戊午六月十五日死二十五歳、法名慈照院率淨寛大姉、

—久賢—

袈裟千代 仙之助 源介 助左衛門 通見、
○寛文七年丁未七月二十四日誕生、母妾家臣弟子丸氏女
○延宝七年己未十二月二十八日登城、初拜謁 綱貴公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚・二種双樽、高橋左門種下奏之、
○長崎伊右衛門通泰為養子、
○元文四年己未七月十九日死、年七十三、法名寛海院傑山性英居士、

川上忠塞一流家譜卷之十二

八代久量 第一

—久量—

初久重 長千代 源三郎 伊織 式部 祥山

○寛文九年己酉正月三日誕生、母家臣岩永氏女 元禄十四年辛巳六月十日死、歳五十四、法名仙久院長景貞親大姉葬南林寺、

○嫡母種山權左衛門久清女 元文元丙辰八月二十三日死、歳八、法名秀齋院幽卷妙葉大姉葬南林寺

○延宝五年丁巳十二月二十二日、長千代登城元服、嗣君綱貴公手白加冠、国老嶋津中務久輝理髮、賜脇刀一腰 治下、賜名於源三郎久重、則道、時久重進上御太刀一腰・馬代銀一枚・天井折六合・樽酒二荷奉申謝之、

○貞享二年乙丑春有 命久重勤二番与番頭、

○同五年戊辰 光久公致仕、綱貴公襲封、故勳 光久公之公子數輩
之使節於東武、拜謁 綱貴公勳事、 公賜膳食、賜沙綾五卷且
嗣君忠竹公亦賀賜沙綾三卷也、

○元禄二年巳巳春有 命襲家統、拜謁 太守綱貴公、奉申謝襲家、
進上御太刀一腰・馬代銀一枚・三種双樽也、

○同年二月七日有 命補關州蒲生地頭職、復為二番与頭、

○同年冬有 命為 綱貴公年頭謝使、赴東武、同二年庚午正月二日
登 營謁執奏朽木伊守主、進納 公獻物、御太刀一腰・黃金十
兩也、

○同二年己卯春、 綱貴公齡及知命、故祝而進上松栗起年和歌一
首也、

○同仁五月十一日有 命為御國遣座御用役、与國者同席勳
事亦同國考、賜役田七百
石、高橋左門種十伝之、

○同年閏九月二十三口有 命、預掌琉球國之事、

○同年十二月二十六日於 綱貴公常盤谷別業、進上膳蓋於 公、奉
申謝為役也、

○同十四年辛巳正月五日進上膳蓋於 嗣君古貴公、奉申謝為役、尊
言懇篤、賜 御盃也、

○同年九月六口有 命補薩州伊集院地頭職、

○同年十月十一日 綱貴公口自有 命、久重補國老職、賜職田二千
石也、

○同年十一月 綱貴公鷹狩薩州田布施、久重予巡按至加籠金山、応
徵候口布施、十二月十四日有 命圖画園中西英花形之紋、以賜之
久重、永為吾家之紋、宮之原喜太夫伝之、

○同十五年壬午正月晦日於常盤谷別業、進上膳蓋於 綱貴公、奉申
謝補職也、

○同年十二月二十七日 吉貴公徵久重与鳩津帶刀出陣・篠崎松心於
大磯飯館、點茶亭於芳茗湯之、時賜點茶一箇也、

○同十六年癸未正月十二日 吉貴公光臨久重之第、點手自芳茗於茶
室、進上之也、

○同十七年甲申 四月改元
寶永元年三月十日 綱貴公發薩府東行、久重以職扈
從焉、四月三日候京師 近衛殿下、奉拜謁 左大臣家瀬公・大納
言家久卿、各進上御太刀一腰・馬代銀一枚、今大路兵部太輔奉達
之、乃賜膳食及芳茗、同日候堀川御所、奉拜謁 前關白基淵公、
進上御太刀一腰・馬代銀一枚、進藤筑後守美達之、乃賜盃酒、翌
日 家瀬公以使節賜給縮三卷、基淵公亦以使節賜綿子五把也、

○同月十八日 綱貴公到着東武芝第、久重從焉、同二十三日 上使
執政土屋相模守政直主米椽田第勞之、同日久重勳使節於副執政本
田伯耆守正永主・加藤越中守明英主・稻垣對馬守重富主・井上大
和守正寧主各第也、

○同月二十九日 綱貴公登 營謁 大樹綱吉公公職、久重從驥尾、
奉拜謁 台頭、献上御太刀一腰・馬代銀一枚・時服三領、而後候
執政阿部豊後守正武主・土屋相模守政直主・小笠原保渡守長重主
・稻葉丹後守正通主・秋元但馬守壽朝主・御側出頭松心美濃守古
保主・松平方京太夫輝貞主・副執政本田伯耆守正永主・加藤越中
守明英主・井上大和守正寧主・稻垣對馬守重富主、各呈上太刀
一腰・馬代銀一枚、奉申謝拜 台頭也、

○同年五月十四日 上使小笠原佐渡守長重主米椽田第、賜告於 吉
貴公、仍久重勳綱貴公之謝使於副執政各第也、

○同年九月十九日 綱貴公病卒東武芝第、葬号 大玄院殿昌道元新
大居士、遺骸發東武赴薩州、久重從焉、同年十一月二十口到着
薩府福昌寺也、

○宝永二年乙酉四月六日 大玄院殿御遺髮社紀伊州高野山、久重扈
從焉、登山勤事、同年五月四日癸國、

○同年冬有 命罷預掌琉球國之事也、

○同年十二月二十六日請而辭職、同二十八口有命、如所請許之、同
二十九日請而許伊集院地頭職也、

○正徳元年辛卯十二月稟白致仕、讓家統於適子久延也、

○享保十年乙巳正月從 令、避重之字、改諱字於久量也、
○久重師嶋津助之丞忠守、学乘馬之法、示鞍上之秘要、有一紙之免書、写而閉于左、

(311)
鞍上無人鞍下無馬
花ほねに駒は家路に歸るなりつれなく残る人の心は
元禄四年

未
十一月廿五日
嶋津助之丞 忠守(花押)
川上伊織殿

○川上源三郎忠頼領薩州谷山中村、有宗家川上野久尚証書、写而閉于左、

証文
川上源三郎忠頼事、從 貴久公谷山本城之主宰被付、同所之内中村為知行所被下之山、此方旧記ニ相見得候、任御尋証文如此候、以上、
元禄九年十二月廿八日
川上上野(黒印)
川上式部殿

○慶長十九年甲寅十一月、細川三斎翁於豊前小倉城中、賜芳茗於川上式部太輔久國、且賜所用茶室之釜一箇於久國、久將記其事、以示久重交、事見于左、

(312)
釜之由緒被為尋候問書行進候、慶長十九年之比かと存候、大坂陣之起時分細川三斎様へ為御使、因州様小倉へ御越被成候、三斎様は明日御茶可被下之由御使者被下候、翌日罷出候、相客ハ剃髮之人一人にて候、御路地築山ニ小松山之由候、御茶入ハ中山と申唐

物名物、其外之御道具ハ久敷事ニて失念申候、三斎公御支度袖なし羽織ニウら付御袴ニ而一尺五寸程之御脇指切刃ニ御指被成、炭御手前被遊候、大坂陣之時分にて候故右之御様子ニ而御座候半、如何様陣之廻ハ右之通ニ方之物にて候半と、因州様御咄被成候、翌日小倉罷立候刻、昨日御覽候釜御日ニ付候と被及御覽候間、進覽中之由、御使者ヲ以御持せ被下候由、因州様御咄被成候条、右之釜能秘藏可被成候、以上、
元禄十一年

寅
霜月廿六日
川上式部殿
同將監

○奉賀 太守綱貴公知命、府城士各呈上詩歌、久重亦奉和歌一首、見于左、

松契還年
右
中将様当年五十算之御賀各以詩歌奉視度由申上候処、可宜旨御意候条、被奉得共意、今月中詩哥之間、懐紙被相調之、私宅へ可被差越候、尤御内室方江波御座可有之候、以上、
三月十八日
川上式部殿
鳴津兵庫

春日同詠松契還年和歌

久重上
すゑとをく君をなれ見ん庭の松、
千代にやちよのよハひ契りて、

仰出之写

川上式部事御困遣座御用可被仰付候間、先為見習之、御困遣座江

罷出可相勤候、為御役料知行七百石之物成被下置候条、此段可申渡候、御請申上候ハ、新納美作へも右之段申聞置可然之旨、御意候、以上、

五月十日

御使 高橋左門

右之通嶋津図書殿御用ニ而被仰渡也、

口上竟

私事御国遣座為見習之罷出相勤可申旨、被仰出候段被仰渡奉求知候、拙者無調法者之儀ニ御座候處ニ、御見合を以被仰付候儀、誠以冥加至極難有仕合奉存候、其上為御役料御知行七百石之物成拜領被仰付之旨、被仰出重畳難有次第奉存候、私ニ成合不申重キ御奉公之儀ニ御座候、殊ニ御国遣座之儀者万端御事多御役所と承及候故、御断を茂申上度奉存候得共、為見習相詰可申旨、御意之儀ニ御座候ニ付、先御請申上候、此等之段可然様ニ御申上可被下候、以上、

五月十一日

川上式部

右御請之書物、五月十一日野村監物ニ而高橋左門迄差上ル也、

仰出写

川上式部事、新納美作明年、御參勤之御供被仰付候、就大、御国遣座之儀、此程為見馴、被仰付候得共、諸事勤方之儀美作前、御用承候様ニ可申渡候、此節右之御用被仰付候ニ付而、先頃被下置候七百石之物成ニ今三百石被相加、都合千石之物成御役料として被下置候、与力を茂今宅人被相重、而人ニ被仰付候段可申渡候、式部御請申上候ハ、仰出之趣美作承知仕候様ニ可申渡旨御意候、以上、

卯

八月四日

御使

川村少左衛門

口上竟

私事御国遣座為見馴被仰付置候處、新納美作殿明年、御參勤之御供被仰付候付而、諸事勤方之儀美作殿同前ニ御国遣座御用承候様ニ可仕候、先頃より被下置候七百石之物成ニ今三百石相加、千石之物成為御役料被下置、与力をも今一人被相重、而人ニ被仰付之旨、御意之趣承知仁難有仁合奉存候、連々無功ニ候上、御国遣座へ相勤候儀も須口之事ニ而格式をも落着不仕候ニ付、万端行届不申御用之滞ニ可罷成儀決然ニ候条、御断申上度心感ニ候得共、御役料迄茂加増被仰付、私式段々冥加之至、不洩御事ニ候得者、相勤不申御断も感多奉存候間、難叶所迄も何とぞ心懸、今程ハ美作殿へ得指兩相勤見申、美作殿被罷立候以後之御用難及了簡儀者、御家老中へも内々得差区候様にも可仕存、先奉畏御請申上候、乍此上御用難亦躰ニも御座候ハ、其節ハ御断をも可申上候、右之趣可然様被送、貴聞可被下候、以上、

八月四日

川上式部

○元禄十四年辛巳、瀨貴公鷹狩薩州田布施、久重予巡按至加籠金山、応徵候田布施、十二月十四日有、合図四圍中西美花形之紋、以賜之久重永為吾家之紋、宮之原甚太夫伝之、



(313)

此紋家之紋可仕旨從

瀨貴公、宮之原甚太夫御取次ニ而於田布施御飯屋、拜領之仕候也、

元禄十四年辛巳十二月十四日

川上式部久重

○久重奉 綱貴公之命 司中山国大政務、故中山国王尚貞王子尚純王孫尚益及援政三司官等、投書於久重、有許多章、臨摹其要以備不朽也、

閏九月廿五日之尊札拜見仕候、当地御差引之儀貴公様江被仰出、御請被仰上候之由、奉得其意、則国司江申置候、誠御苦勞之御儀御座候へ共、万端無御心置御指南被遊可被下候、偏奉頼候、後便国司以直札可被申上候得共、先為早、如此御座候、誠惶謹言、

二月廿日

池城親方

安倚 (花押)

仲田親方

朝重 (花押)

北谷按司

朝愛 (花押)

川上式部様

草敷

一筆致啓達候、当地御差引之儀貴殿江被仰付候之由、乍御苦勞目出度今存候、向後万事宜様御差回頼存候、仍御太刀一腰・御馬代銀二枚・焼酎二壺致進覽之候、聊御嘉儀之品迄御座候、恐惶謹言、

琉球国司

尚貞 (花押)

卯月七日

川上式部殿

人々御中

一筆致啓上候、当地御差引之儀貴様へ被仰出候之由、乍御苦勞目出度奉存候、此等之御祝儀為可申入御太刀一腰・御馬代銀二枚致進獻之候、聊御嘉儀之品迄御座候、恐惶謹言、

中城王子

卯月五日

尚純 (花押)

川上式部様

人々御中

去歲十月五日、乍御報之貴札遂拜見候、先以御堅固被成御勤仕之由、珍重之御儀候、私事茂無異罷在候、然者当地御差引之儀被問召候御祝儀迄、去夏輕物致進獻候之趣、為御礼預示之趣、被入御念儀令存候、御礼旁為可申達如斯御座候、恐惶謹言、

卯月十日

中城王子

川上式部様

參貴報

去冬十月五日之貴札、令拜見候、貴様当地御差引之儀、被仰出候為御祝儀、宇治御茶一壺・御肴一種・御樽一荷被封御意、被入御念儀共奉存候、此等之御礼為可申入如斯御座候、恐惶謹言、

卯月十日

尚純 (花押)

川上式部様

參貴報

一筆致啓達候、貴殿御家老御役被成御任職候之由、目出度御仕合候、依之御太刀一腰・御馬代銀三枚・焼酎二壺致進覽之候、誠御嘉儀之品迄御座候、恐惶謹言、

卯月三日

尚貞 (花押)

川上式部殿

人々御中

一筆致啓上候、貴様御事御老中御役被仰出候之由、目出度御儀

奉存候、依之御太刀一腰・御馬代銀二枚致進獻之候、寔以表御祝儀計御座候、恐惶謹言

卯月三日

中城王子

尚純(花押)

川上式部様

參人々御中

去秋到三司官方貴札致拜見候、貴様御事当地御差引之儀可被聞召之旨、被仰出候付、為御祝儀御肴一種、御樽一荷、御茶一壺被懸御意、誠以御懇志之至、恭致受納候、去夏從是茂御祝儀迄、目錄致進覽候處、御礼之趣御懇敷之至候、旁為可申仰如斯御座候、恐惶謹言、

佐敷王子

尚益(花押)

卯月五日

川上式部様

參御報

去冬十月五日之御札從三司官相違候、然者当地御差引之儀被仰出候付示給、殊一種御樽被掛御意、御芳志之段、恭次第候、隨而微少之至候得共、永春齋三端致進獻之候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

琉球國司

尚貞(花押)

卯月十三日

川上式部殿

御報

新春之御慶多幸々々、猶更不可有休期候、先以貴國御安全御而殿様益御機嫌能成御重誠候之旨、恐悅奉存候、次貴殿御座同之由珍重令存候、当所無別条、候隨而續薰布五端・燒耐一壺令進覽之候、猶期後喜之時候、恐惶謹言、

琉球國司

尚貞(花押)

正月十一日

川上式部殿
人々御中

酒以輕少之至御座候得共、竹心香三把・練芭蕉布三端進獻之候、聊表寸志迄御座候、以上、

貴札致拜見候、先以其御地御平安、貴様御堅固被成御座之旨、目出度御座候、私儀も無為罷在候、去歲為御首問一色致進覽候處、御礼被仰聞、殊御茶一壺・茶筌二種・饅頭一箱被懸御意、毎々御懇志之至、恭致受納候、此等之御礼為可申仰如斯御座候、恐惶謹言、

卯月五日

中城王子

尚益(花押)

川上式部様

參御報

筆致啓達候、去卯年從

中將様中城王子江御座拜領仕、到私茂冥加奉存、去々年以愚書御礼申上候處、其節達、貴國候之由、奉得其意候、殊更去冬鉄二千斤拜領之仕、難有仕合奉存候、此等之旨宜預御披露候、恐惶謹言、

琉球國司

尚貞(花押)

卯月三日

川上式部殿

以一輪致啓上候、從

中將様先任御懸奉拜領候之由、程久致罷成當時遺儀可罷成處所持有之間敷之被、思召出、御秘藏之大御懸、居拜領被、仰出、去冬桃原親方便宜、無恙十一月三日居居拜受仕、誠以冥加至極、不淺御厚恩之程重且難有仕合奉存候、隨分馴付申儘少茂不替様仕度願御座候、此等之趣万事可然様御取成被仰上可被下候、仍目錄之通

奉進上之候、官樣御披露頼存候、恐惶謹言、

卯月五日

川上式部殿

中城王三

尚純(花押)

一筆致啓上候、然者

中将様江御馬進上仕度就願望、去歲貴様迄得御内意候之處、案之外達、尊庇、以御取成二疋進上之筋被、仰出、畏愧不少奉存候、誠以日頃之念望成就、大悅之程御准量被成可給候、弥御差凶之通、二疋差上申候間、万端宜様頼存候、御礼旁為可申達如茲候、仍四明日記掛物一幅、南京焼竹形水指冠、致進獻之候、聊寸志之品迄御座候、委維安里親方可申達候、恐惶謹言、

卯月五日

川上式部様

參人、御中

中城王三

尚純(花押)

正月廿八日之貴札致拜見候、去歲御馬進上仕候書状之趣、於江戶中将様江為被達、尊聽之由、奉承知、誠以御肝煎之程辱次第奉存候、此等之御礼為可申上如此御座候、恐惶謹言、

卯月六日

川上式部様

參人、御中

中城王三

尚純(花押)

正月廿八日之貴札致拜見候、去歲御馬進上仕候書状之趣、於江戶少將様御參府就為被達、為被達、尊聞之山奉承知候、誠以御肝煎之程辱次第奉存候、此等之御礼為可申上如此御座候、恐惶謹言、

中城王三

卯月六日

川上式部様

參人、御中

尚純(花押)

一筆致啓進候、弥御無異御勤被成候之由、珍重令存候、此方無別象候、隨而去夏從大消拜領之内緞子一本致進覽之候、猶期後首之節候、恐惶謹言、

卯月十三日

川上式部殿

參人、御中

琉球國司

尚貞(花押)

猶、輕少之旨候得共、白縮緬五端・熨附一壺致進覽之候、誠書信迄御座候、以上、

去冬到三司官之御札、殊夏宇治茶一壺二品饋給之、遠境御心付之段忝令存候、然者去夏為年頭之御慶、微物致進覽之候、御礼之趣御懇懇之至候、此等之旨為可申達如此御座候、恐惶謹言、

卯月三日

川上式部殿

御中

琉球國司

尚貞(花押)

猶、輕少候得共毛氈二枚致進覽之候、聊寸志迄之儀候、以上、旧冬十月五日到三司官之御札令拜見候、如示給去歲左敷王子男子致誕生、祝著之程御察之通候、依之為御祝儀御肴一種被懸御意、御懇志不淺令存候、右之御礼為可申達如此御座候、恐惶謹言、

卯月十三日

川上式部殿

御中

琉球國司

尚貞(花押)

一筆啓上仕候、当地之儀、貴公様被聞召候様と被仰出、御請被仰

上候由、誠以珍重ニ奉存候、御苦勞之御儀御座候得共、諸事無御心置御茶因被遊可被下儀、偏奉頼候、委印後便可得責意候得共、先為早々、如斯御座候、隨而焼酎小壺ニ進上之仕候、聊書中之品迄御座候、猶期後首之時、可得責意候、誠惶謹言、

三月廿日

川上式部様

參人々御中

北谷按司

朝愛(花押)

雖未奉得責意候、一筆啓上仕候、然者琉球方御地頭御役被仰出候之由、承知之仕、千秋万歳目出度御儀奉存候、依之焼酎小壺ニ進上之仕候、聊御祝儀申上候印迄ニ御座候、猶幾久可得責意候、誠惶謹言、

五月三日

川上式部様

參人々御中

大里按司

朝辨(花押)

一筆啓上仕候、貴公様御儀、当地之儀被聞召候様ニ被仰出候之旨、誠以日出度御儀奉存候、依之御太刀日録之通進上之仕候、聊奉表御祝儀品迄御座候、誠惶誠恐謹言、

卯月廿七日

川上式部様

參人々御中

仲田親方

朝重(花押)

去秋九月廿八日之尊書拜見仕候、上林峯順御茶之儀国司内、被承懇望被存候、然共、

公方様御茶師故、臨々用事相達申儀、自由不能成由承候ニ付而、乍禱去年以普状右之趣申上候処、峯順方江貴公様御用之由被仰趣候ニ付、極々斤初後并峯順一番之祖母御茶相加、以上五袋詰調為

被差上仕候、依之国司江被進度旨被仰下趣、則相達申候、右申上候道則而懇望被存候之由、以御懇意相達、随分斷弄可中と悦着被任事ニ御座候、御茶口切茂可有御座と炭二箱同前被進之、旁以被為入御念御儀、忝由被申候、此等之御礼国司方以流札可被申上候、先御報為可申上如斯御座候、誠惶謹言、

二月廿日

川上式部様

兼報

北谷按司

朝愛(花押)

一筆啓上仕候、当春
中将様就御參勤、御供被 仰出被成御上落候之由、乍御苦勞目出度御儀奉存候、仍足式御座候得共、縮緬二端進上之仕候、寔以表寸志迄御座候、誠惶謹言、

卯月廿三日

川上式部様

參人々御中

越来按司

朝寄(花押)

○元禄十五年壬午六月久重巡按到隅州山箇野金山、留滞而奉待 古貴公滞岡之駕、時加治木嶋津兵庫久住投於書、開于左、

一筆致啓謹候、甚喜之節其苦江御勤御苦勞之至存候、然者、此節匠作様私宅江被遊 御光儀候ニ付、錄印後藤兵衛事、内証江為詰申度旨、御中途江御覽申上候処、弥其道被 仰出候、定而後藤兵衛長許隙入茂可有之察存候得共、御先ニ此方江差越候様ニ被仰度候、万々頼入存候、恐惶謹言、

六月十三日

川上式部様

人々御中

嶋津兵庫

久住(花押)

○若狭小浜城主酒井親負佐忠園主所賜久重書狀三通、写而開于左、

為左頭之慶事、家来方迄示給之趣、過分之至候、右為可申謝如此候、恐、謹言、

二月五日

酒親負佐

忠園(花押)

川上式部殿

我等旧臘四品被、仰付之候付、家来方迄示給之趣、過当之至候、右為可申謝如此候、恐、謹言、

二月八日

酒親負佐

忠園(花押)

川上式部殿

家来方迄芳札之趣、過分之至候、甚寒之節御無為之段、珍重之事候、右為可申謝如此候、恐、謹言、

十二月廿六日

酒親負佐

忠園(花押)

川上式部殿

川上忠塞一流家譜卷之十三
八代 久量 第二

○宝永元年甲申春扈從 綱貴公、到東武之序四月三日候京師 近衛殿下奉拜詣 左大臣家濶公・大納言家久卿、復候堀河亭奉拜詣 前関白基濶公、事見贈授之文獻、開于左、

一昨日者 御所之御対顔首尾能珍重之御義候、將又從 左大臣殿 以使者御目録被為贈候、為御礼預芳翰、則令披露候処、丁寧之至 被思召候、此等之趣宜申達候旨御命候也、恐、謹言、

卯月五日

今大路治部少輔

(花押)

今大路兵部大輔

(花押)

川上式部殿

今大路兵部大輔

川上式部殿

同 治部少輔

從前殿下以御使者給五把御目錄之通被遣之、被成御頂戴之由依
之件之御札為可被申上、御紙面之趣得其意致披露候之處、念入候
儀ニ被恩召之旨、宜申達之由、御命候、恐、謹言、

卯月五日

長房 (花押)

進藤筑後守

川上式部殿

長房

御報

川上式部様

進藤筑後守

御使者市野源四郎江為御祝儀金子御送候由、御念入候御事ニ御座
候、右之御札為可申入如斯御座候、以上、

卯月五日

井真院平水様

市野源四郎

治史

一昨日川上式部殿江為御使致伺公候ニ付為御祝儀金子貳百足被懸
御意奉存候、御自分々様官御札被仰入可被下候、以上、

四月五日

治史 (花押)

○宝永元年甲申四月二十九日、久重居從賴貴公、登、營、奉拜謁、
大樹綱吉公、献上御太刀一腰・御烏一匹・袴服三領、退而後候執
政御側出頭・副執政各策、奉謝之、進呈太刀一腰・馬一匹、各以
書被謝之、都見于左、

口上覺

御自見相濟候付、太刀馬代持參、欣然之至候、為謝礼以使申入候、
以上、

五月朔日

松美濃守

川上式部殿

川上式部殿

松美濃守

口上覺

昨日者御入來太刀馬代預持參、怡悦之至候、為其如斯候、已上、

五月朔日

井大和守

川上式部殿

井大和守

口上之覺

昨日者太刀馬代御持參、被人念趣過分之至候、為其以使申入候、
以上、

五月朔日

秋但馬守

川上式部殿

秋但馬守

昨日者御入來太刀日録預持參、怡悦之至候、為其如斯候、以上、

五月朔日

本伯耆守

川上式部殿

本伯耆守

口上覺

昨日者太刀馬代持參、欣然之至候、為其以使申入候、以上、

五月朔日

松右京大夫

川上式部殿

松右京大夫

昨日者太刀馬代御持參、過分之至候、御白置候趣其意候、為其如此候、以上、

五月朔日

加越中守

川上式部殿

川上式部殿

加越中守

口上之覚

昨日者太刀馬代御持參、祝着之事候、被申置候趣承之候、為其以使用候、以上、

五月朔日

稻對馬守

川上式部殿

川上式部殿

稻對馬守

川上式部殿

高松半之丞

川上式部殿

重秀

先刻者御出、御持參之趣、豊後守申問候處被致祝着候、拍者方々宜申入候様ニ被申候付、如是御座候、恐惶謹言、

四月廿九日

重秀 (花押)

川上式部殿

稻葉勸解由

川上式部殿

伊通

一筆致啓上候、貴様今般御供被成御參府付而、昨日御白見被仰付之由、依之片後守方江御出、御太刀銀馬代御持參之、被仰置趣怡悅被存候、右之段從拙者方宜及御礼由御座候、恐惶謹言、

五月朔日

伊通 (花押)

○宝永元年甲申五月十四日久重在東武野、祇役之間、細貴公賜真筆之白書、有命勸使節於副執政各第、事見于左、

若御年寄家へ不殘御口上、小笠原佐渡守様為、上使御出、同性修理太夫国元江之御暇被下置御時服拜領、難有仕合ニ奉存候、御礼以使者申上候、以上、

五月十四日

○織田貞置翁東武幕下之士而鳴茶道者也、久重請而製竹筒花生、事見于來書、開于左、

尚、白思召忝存候、委細被仰聞候趣奉令存候、鳴津助之丞殿折々令参会御申候、以上、

先月三日御狀令拜見候、弥御無事御座候旨珍重ニ存候、然者見事之鳴簾布式端被能下御懇情忝存候、且亦川畑道悅迄花生之儀被仰聞、乍不調法切候而進候ハ、御氣入候旨被入御急候御紙面御隔心之至、却而痛入候、前期後音之時候、恐惶謹言、

八月廿五日

織田貞置

川上式部殿

(花押)

川上式部殿

川畑道悅様

織田貞置

先日御越被成候、茶杓乍不調法相調、則式本進候、如何御氣入可申哉、無心元存候、將又川上式部殿御頼被成候花入も致出来候間、為持進候、御次之節被遣可被下候、以上、

四月廿一日

○大宮中將公央朝臣執判識之後、多歳書問不絶所賄之書翰、開于後備後觀、

猶々当地相応之御用候ハ、可被仰覽候、以上、
青陽之御慶何方も不可有休期申納候、先以其御許御無事ニ御越年可被成与珍重ニ存候、当方下官無異ニ今加年候、年始之嘉儀為申入如此ニ御座候、猶期永日之時候、恐惶謹言、

大宮中將

正月十五日

公央

川上式部殿

人々御中

一筆致啓達候、弥其表御無異不淺存候、先達而年始御慶書状を指遣申入候、相違可申存候、且又旧冬内申入置候草木之義、毎度御世話之義候へとも申入置候而先書御書付之表之通、弥御才覚候儀何とぞ当春之内上着申候様、願入存候、扱々御世話之義地角筆紙難申候、定而夏中者是天之故海路も不耳、植替不快ニ可有之様被存候間、当春中之間幸便次第段々上京候様願入存候、右之趣為申入如此得御意候、且任幸便当春 禁裏内侍所洗米武運長久祈念之故、則送送入申候、委曲後音可得御意候、恐惶謹言、

大宮中將

公央

正月十六日
川上式部殿

一筆致啓達候、弥御堅躰珍重存候、随而比問御返報旁以書状申入候内々御契約申入候諸草木、猶又以書付申入置候条、何歳当秋御一所ニ申請度存候、相調次第偏ニ可為御重恩候間、随分之御才覚被成迎、預御世話候義有之候条、弥頼入存候、遠所之儀ニ候へハ、重而申入候事茂可如何候条、左之趣追而書付遣候草木憑入候、一百人一首歌刈田一面

一儀紙二枚 禁裏御会之案紙

右儀筆近比見苦敷候、別而不調法成物ニ候へ共、為御慰之品以辛便送之進入候、委細期後音之時候、恐々謹言、

大宮中將

五月三日

川上式部殿

追而此歌書愚筆別而見苦候得共、折節有合人見參候、当表相応御用等候者可被聞示候、以上、

一筆致啓達候、其表御無異日出度之通先比以愚札申入候通、焼物之義毎度申入兼候得共、此度去御方達而御望思召候、乍御世話卓香炉作物且花生河ニ而も申請度候、万一出采合無之候者、恰好宜敷御物致寄被成仰付給候様願入候、右式色共少大形ニ被仰付頼入存候、於御同心殆過分ニ種ニ存候、為其中入候也、恐惶謹言、

大宮中將

六月十六日

公央

川上式部殿

一筆致啓達候、甚暑之禰、弥以御無異御勤仕不淺目出度存候、然者去年夏草木給忝存候、其禰老母病中御報及延引其後令死去忌中旁御礼及遣々、忌明け而為御礼以書状申入候、如何相違候哉、且又当春年始早々以書状申入候、遠所之義故幸便なと無心元候、此者内々申入置候草木大望之類共、日外も以書付申入置候得共尚又此度書致進入候而御才覚被成可被下候、此書付之分寄日外給候、御書付之内末不參候物共ニ御座候中ニも望候間、当秋七月過々幸便次第進、時分も宜敷可有之候間、御才覚被成頼入候、兎角薩州なうてハ不相調候物共故、乍御世話如此申入候、去夏給候草木もよく居付悦見申候事ニ候、此書付之外者遠所候間、万一給候而も当所持候間無詮遠所荷物も、苦身ニ可有之候、此外ニ伺とて

面白草木御座候ハ、先御書付被成御々可給候、弥以頼入候、
一乍序書印迄ニ此一對之物

讚 菊亭中納言公証卿筆
繪 土佐右近衛將監光左筆

右式幅対入見參候、当表何ニても御用等候者必々御申越可有之候、
尚又追而可得御意候、恐惶謹言、

六月七日

大宮中将

川上式部殿

一翰令啓達候、先以新春之嘉慶千里同風不可有以期候、其表愈御
堅固御重年と珍重存候、当方下官無為ニ致趨歳候、殊ニ旧臘位階
勅許難有仕合ニ奉存候、右御慶為可申入如斯ニ御座候、恐惶謹言、

大宮中将

正月九日

(花押)

川上式部殿

改奉之御吉兆不可有休期候、先以其御表弥御静謐御重年可被成と
珍重ニ存候、当方相替儀無御座、下官無異有之候、為年頭之御祝
詞如此ニ御座候、猶期永日之節候、恐惶謹言、

大宮中将

正月十一日

公央

川上式部殿

十二月廿二日之責翰当年五月九日相達、令披關候、先以其表御堅
躰之旨目出度候、隨而内々申入置候花生ニ送給重疊不淺、遠路之
処、別而過分至極ニ候、殊更見申出来候故猶々不淺存候、一焼花
生去御方江指上候処、御大慶思召候、一色手前所持可令秘藏存候、
且又卓置物之事御見立置被成候由、辛使候者何とそ申請度候、重
々御無心申兼候得共、殆頼入申事ニ御座候、先早々御返答御礼旁

如此申候、尚從是可得御意候也、恐惶謹言、

大宮中将

五月十五日

公央

川上式部殿

一翰致啓達候、弥其表可為御堅躰目出度存候、隨而内々中人置候
慶摩焼之卓置物之儀、遠路御捧多可有之存候得共、御次而之御被
付仰書何とそ近々申請度候、当十月之比茶口切之砌、床置物相用
中度候、珍家持成重宝可申候間、其比当地江下着申様候、幸使御
見合置頼入存候、尤右之焼物出来有之由先達而被聞示候故、切如
斯申入候、当表相成御用等可仰給候、為其御見舞秀如斯御座候、
恐惶謹言、

大宮中将

八月廿一日

公央

川上式部殿

一筆致啓達候、寒氣之御益御無異不淺存候、仍而七月廿八日之責
翰十月九日相達、亦令披見候、隨而内々申入候草花比度旨合草三種
送被下、別而多數令秘藏候、尤道中被入御念候義故、根宜敷有之
悉候、采春花咲出候者、可令閑見大慶此事之、尤此外之草木追々
可給旨、一入悉候間、弥以頼入候、先為御礼早々如斯以書状申入
候、当表相成之御用等候者可被聞示候、為御返答申入候、恐惶謹
言、

大宮中将

十月十五日

公央

川上式部殿

迫而去冬預貴札燒物等之義被聞示、大慶申事ニ御座候、以上
一筆致啓達候、先以御堅躰之旨目出度候、此表無異罷有候、隨而

内ニ御無心中入置候薩摩焼物之事、御見立置有之候旨、大悅存候、遠路幸便無之由御尤ニ存候、左候者從是取可遣候哉奉度候、段々御無心候得共其内早ク申請度存候、御殊多内自由申入候得共、於御同心殆過分存候、当春從是兩違以書狀得貴意候、定而相達可申候と存候、当表何ニ而も相応之御用等可被聞示候、恐惶謹言、

五月七日

大宮中将

公史

川上式部殿

十月廿三日貴札十一月廿四日相達、奉令披開候、甚寒跡御堅寐不淺存候、然者式箱草木品々給、扱々添早々積付、來春慰可申と存候、内々御書付被成給候草木先大望ニ候故、先比以御書付申入置候間、何とそ午御無心相御厚志不淺存候条、幸便給候様頼入存候、且又此度御書付之内望之類、又以書付申入候、來正二月比迄上京候様頼入存候、段々御無心中入、御世話之程難申候、数年數歩ニても其許縁曾而無之、貴殿頼ニ存候間兎角速々幸便次第奉頼候、扱又此度午序御座候故、種子三色入見參候、尤書付別紙ニ御座候、先御礼旁為御返答早々申入候、恐惶謹言、

十一月廿八日

大宮中将

川上式部殿

去冬廿八日書狀相達奉令披見候、弥其許御無事ニ御座候段、日出度奉存候、然ハ珍敷一鉢送被下、日比望ニ御座候所別而忝重宝致候事、小蓮咲分之蓮十月桃右三色実望ニ存候、此分御才覚被成申請度候、中ニ茂小蓮之儀大望ニ御座候故、随分御才覚頼入存候、恐惶謹言、

正月四日

大宮中将

川上式部殿

甚器之御弥其表無別強可為御勤仕目出度存候、当表無異相勤申候、然者先比以書狀申入候午序御書物送進入候、定而相達可申と存候、内々御無心之草木先達而申入置候邊、何とそ相調申様当秋冬中迄之内、幸便次第時分も宜敷可有之候条、随分御尋出被成御才覚相調申様頼入存候、兎角先内々申入置候邊、書付之分御才覚被成可給候、遠所御越候上者当表有之物者無途、殊更遠所之条何ニ而も書付之外ニ面白草木等も御座候者先書付御見せ可被下候、且此色紙一箱乍左少以書狀申入候印迄送進入候、尚後台方々可得御意候、恐惶謹言、

七月七日

大宮中将

公史

川上式部殿

一筆致啓邊候、弥其表御無異口出度存候、此方無別条候、随而先年日請候薩摩焼物、去 宮方江指上候処、余り見事思召候間、何とそ御所望被成度御頼被成候、遠路大切成由申入候へ共、先貴殿迄得御無心候様被仰下候、花生并早之植物御見合式品程送給候様、乍御無心頼入存候、於御同心我等申請候、可為内分候間、此度之義乍御苦勞其段役人迄被示候、万一右之式品無之候者、何ニても不苦候、出来有合候焼物拜受申度存候、為其如此申入候、恐惶謹言、

五月廿一日

公史

川上式部殿

○後水尾院勅翰色紙いにし一枚、大宮中将公史朝臣所贈川上式部久重也、筒藏而為家珍也、

猶々、当所相応御用等者可被聞示候、以上、

一筆致啓邊候、弥其表御無異目出度候、然者申入兼候得共色蓋布少々申請度候、布衣相用度候、來春御用之御着用申付度候条、偏頼入候、於當所大切有之候物故申入候条、御調可給者芳恩不淺

存候、為其如斯申入候、恐惶謹言、

大膳中將
公央

九月廿七日

川上式部殿

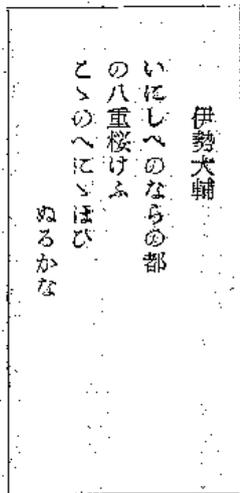
伊勢大輔

いにしへのならの都

の八重桜けふ

このへにほほび

ぬるかな



○大樹尊氏卿所贈 五代太守貞久公之下文意道、転伝而在吾家爰久矣、正徳三年癸巳正月、稟白上進之於 吉貴公、乃有 命賜臨模、記録奉行副証書、

(足利尊氏)

(花押)

下 嶋津三郎左衛門尉

可令早領知大隅国桑郷東中

右以人為勲功之賞所宛行已畢、守先例可致沙汰之状如件、

建武五年正月廿七日

(紅緒目袋ニ花押アリ、市来親意ナリ)

右者從 尊氏公 五代太守貞久公江御給之御下文正文一通 建武五年正月

廿七 御自分家ニ被為寄藏、於御用者可差上旨此節被申出、送 貴

聞所官庫納置也、依之右御文書字面無少違令臨写、致奥書可渡置旨、依御下知如件、

御記録所

正徳三年正月十四日

川上平右衛門

久壽(花押)

市来早左衛門

親意(花押)

肥後二右衛門

盛用(花押)

川上式部殿

○寛保四年甲子二月改元延享二月二十一日戌越不禊、年七十六、及臨終端座合掌、暗仏名正念而寂、法名岫雲院殿節參了義大居士、同二十三日、葬松原山隆盛院、現住教州和尚為燒香、

親武

正次郎 初久武

○元禄十年丁丑三月十五日誕生、母妾隅州山田土郷山氏女

○享保二年丁酉七月十七日死、年二十一、

○法名慈雲院雷法玄震大居士葬南林寺、

川上忠塞一流家譜卷之十四
九代 久盤 第一

○久盤

長千代 源十郎 久矩 久映 久寧 縫殿 祥若

○貞享四年丁卯九月二十一日誕生、母嶋津太学忠守女寛延四年辛未国
命、年八十一法名慈明院慈
室知日照大姉、葬南林寺、六月八日成刻終

○元禄八年乙亥十二月二十八日登城、元服、嗣君吉貴公代 太守
綱貴公加冠、国老嶋津中務久煇理髮、賜脇刀一腰波平
安國賜名於源十郎久矩、時久矩進上御太刀一腰・馬代白銀一枚・天井折六合・樽酒二荷奉申謝之、

○宝永二年乙酉十月十五日有 命為御船手鎮火役、黑嵩原源左衛門
伝之、

○同三年丙戌三月九日有 命為二番与頭及番頭、国老新納市正久珍
伝之、同月十五日拜謁 吉貴公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚奉
申謝之、堀甚左衛門興昌奏之、
○同四年丁亥十二月二十八日有 命為御連歌衆、伊集院用之助久留
伝之、

○同七年庚寅閏八月 吉貴公東行、久矩以役在處從之例、同月十二
日先 公發薩府、十月八日到東武芝邸勤事、公十一月十一日率
中山国使者美里王子・豊見城王子到着芝第也、

○同十年十月十一日修行 常憲院殿法事於東武東叡山 久矩為 吉貴
公使節、登山納公所獻香奠白銀也、

○同十一年十一月二十三日中山国西使登 營、久矩着布衣、騎馬行例同
登 營勤事、

○同月二十五日初奉拜謁 嗣君忠休公、進上御太刀一腰・馬代銀一
枚、相良李之助長賢奏之、

○同月晦日中山国西使詣東叡山、久矩着布衣騎馬行例同登山勤事、
○同八年辛卯正月二日 近衛前關白基德公留滯東武、故奉 吉貴公
及 忠休公年頭賀使、乃候旅館、憑志賀左門捧 吉貴公献物御太
刀一腰・黄金十兩也、

○同月三日以役賀年頭進上御太刀一腰・青駄百疋於 吉貴公 忠休
公、憑三雲新兵衛進納之、

○同月六日勤 近衛家源公在京都拜任 相國公 吉貴公 忠休公賀
使於 基源公旅館、乃憑川畑監物、捧 吉貴公献物御太刀一腰・
黄金十兩・二種双樽、忠休公献物二種双樽也、

○同年二月十九日為 天皇元服 吉貴公賀使登 營、謁執奏松平宮
内少輔主、捧公献物二種双樽也、

○同月二十六日 吉貴公賀 家宣公將軍 宣下、招請執政秋元但馬
守裔朝主・大久保加賀守忠増主・副執政永井伊豆守直敬主・久世
大和守正之主等於芝第、久矩應徵候席、忠増主賜盃滴也、

○同年三月十二日勤 天皇元服 吉貴公賀使於基源公旅館、乃憑木
伝之、

村主膳、捧 公狀物御太刀一腰・黄金十兩也、

○同十三日勅 近衛家繼公在京師 勅許左天將内大臣、吉貴公

忠休公賀使於又 基源公旅館、憑志賀左門、捧 吉貴公狀物御太刀一腰・黄金十兩・二種双樽、忠休公狀物二種双樽也、

○正徳元年辛卯五月朔 日改元六月十二日任滿、先 吉貴公發東武、七月二十四日到岩薩府也、

○同年十二月二十一日予稟白有 命、父久重致仕、久矩襲家國老島津將監久光伝之、

○同月二十七日稟白有 命改名縫殿、町田八右衛門久白伝之、

○同月二十八日拜謁 吉貴公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚・三種双樽、奉申謝襲家、市來次郎左衛門政賢奏之、同日島津十郎左衛門久置、進納同品於 忠休公也、

○同二年壬辰正月予奉 命自元日到望日、勲年頭御年男、北郷惣次郎久度為同役、

○同月七日有 命袖薩州大村地頭職、匡老肝付主殿兼柄伝之、

○同月十五日拜謁 吉貴公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚奉年頭、襲刈新五兵衛重格奏之、且与北郷久度同進上二種双樽、又拜謁公、奉謝御年男勲畢也、

○同日賀年頭、憑諏訪市右衛門兼秩、進納御太刀一腰・馬代銀於忠休公也、

○同月二十八日拜謁 吉貴公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚奉申謝地頭職、猿渡喜右衛門信安奏之、且憑諏訪兼秩進納同品於忠休公也、

○同年五月九日久矩頃年費用不給、故請免与頭役与御船手火消、同月十八日有 命如所請免許之、相良權太夫長規伝之、

○同年十月朔日有命被定 城下諸士之格式、久矩家為寄合也、

○同年十月十四日、大樹家宣公發御東武、計同月下旬開薩府、於是十一月五日、奉可使東武之命、町田八右衛門・義岡左平太伝之、乃望百發薩府、恩惠馳駟路、同月二十二日到東武芝郎、即日勅使

節於大老伊井掃部頭直該主・執政土屋相模守政直主・河部豊後守

正喬主・秋元祖馬守番朝主・大久保加賀守忠増主・井上河内守正

岑主・御側出頭閩部越前守詮房主・本多中務太輔忠良主・副執政久

世大和守重之主・水野大監物忠之主・鳥居伊賀守忠教主・大久保

長門守教重主及松平兵部太輔主各第捧 公書翰、翌二十三日又勅

使節於尾州侯・紀州侯・水戸侯各第、又捧 公書翰、翌二十四日

勅使節於 日光御門主、又捧 公書翰、同日忠徵候阿部正喬主・

十屋政直主第、各被附奉書、同二十七日忠徵候閩部詮房主第被附

奉書、於是東武勲畢、故十二月九日發府取駟、到大坂迎新春、

二月十三日到岩薩府復 命矣、

○同三年癸巳三月三日有 命、兼為奏老番役、町田八右衛門久白伝

之、

○同月二十五日有 命、久矩家嫡子代用久之諱字、二男以下者所

賜宗家川上久馬久東、可用親字、匡老肝付主殿兼柄伝之、於是久

矩家支族各改親諱字、永為沿例也、

○同年五月 吉貴公巡按薩州祇答院、同月十三日到大村止宿焉、久

須以為地頭職故、予到此地、奉迎 尊駕、進上膳羞、進上御太刀

一腰・馬代銀一枚、河野喜平次通興奏之、乃賜青帑百疋、通興伝

之、公氣色快然、翌日發駕之後久矩歸薩府之宅、

○同六年丙申三月十五日嫡子長千代登 城元服、吉貴公加冠、号源

十郎久實、嶋江中務久實理髮、時久實進上御太刀一腰・馬代銀一

枚・天井折六合・樽酒三荷奉謝之、久矩亦拜謁 公進上御太刀一

腰・馬代銀一枚奉申謝之、且憑新納左京久敦、進上同品於 忠休

公、又奉申謝之、

○享保五年庚子十一月二十二日有 命、可勲嗣君繼豊公初下因謝使

於京武、伊地知越右衛門伝之、同六年辛丑正月五日、公入鷹城、

於是久繼別族登 城奉拜謁 公、直近徵承 旨自命、即日發府

城、取路於九州、同月十三日到豊前小倉、駕船二月二日到大坂、

同十月到着東武芝郎、同十五日候執政水野和泉守忠之主・戸田山

城守忠真主・井上河内守正孝主・副執政大久保佐渡守常春主・大久保長洞守教重主・石河近江守總茂主策、勸、公使節、留主居川上五後右衛門為鄉導也、

○同月十六日勸、公使節於、太守吉貴公及君夫人御方、捧品物、君夫人御方、有命、賜盃酒也、

○同月二十八日勸、教登、嘗捧、繼豐公獻物給于二十卷・二種双樽、奉拜謁、大樹吉宗公、内藤丹波守政森主被奏之、久盤亦獻上御太刀一腰・御馬一疋・時服三領、再奉拜台額、酒井修理大夫忠音主被奏之、退而候水野忠之主・戸田忠真主・井上正孝主・大久保常春主・大久保教重主・石河總茂主策、各呈上太刀一腰・馬代銀一枚奉申謝拜、台額、留主居川上五後右衛門為鄉導也、

○同月二十九日候尾張黃門繼友卿・紀伊黃門宗直卿・水戸宰相宗光御第、勸、公使節、留主居佐久間九右衛門為鄉導也、

○同年三月初日勸、教登、嘗於檜木萬、執政衣野忠之主被附奉書、有、台令賜時取三領・道服一領、執奏土井伊予守利息主被附之、退而候執政・副執政各策、奉申謝之、留主居川上五後右衛門為鄉導也、

○同月二日於芝第庭上茶亭進上膳奉於、吉貴公、尊言懇篤賜、御盃也、

○同月七日候松平日向守定輝主・松平三郎助定儀主・島居丹波守忠利主・酒井修理大夫忠音主・松平民部太輔吉元主及夫人御方、松平佐渡守宗元主・松平隱岐守定英主・同百助主・日光御門主各策、勸、公使節、留主居岩山半兵衛又川上五後右衛門為鄉導也、

○同月二十一日勸事畢、發東武、四月七日到大坂、繼豐公東行在途中、故奉待、尊斯地、

○同月十九日、駕到着大坂乃候、公館、復命捧奉書、同二十一日奉拜謁、公、尊言懇篤、直承可憫國之命、翌二十二日、公駕船登伏見、久繼亦駕船赴國、五月十九日歸薩府也、

○同七年壬寅三月二十四日去歲、繼豐公以襲封故、封域之神社寺院

以代參進納白銀、久盤勸之、斯日發府、代、公詣薩州出水郷如志久利神社・水引郷八幡新田宮・隈之城郷祇名寺・市來郷龍雲寺・伊集院郷妙円寺各進納白銀二枚也、

○同年六月、繼豐公襲封之後、初經日向路下國、久盤予奉國老命、到高岡奉迎、駕、同月十七日奉拜謁、公於高岡飯第、伊集院權右衛門久盛奏達之、而先、公同月二十一日歸薩府也、

○同九年甲辰有、命、八朔進上之太刀自今年被定諸家之座席、久盤家以使者可進上之於、殿中亮之間、自是永為治例也、

○十三年戊申正月十一日有、命、為三番与頭、國老權田主計久初伝之、

○同年二月初日奉拜謁、繼豐公、進上御太刀一腰・馬代銀一枚奉申謝為三番与頭、頼姓長左衛門久扇奏之、

○同十四年己酉正月十一日有、命、為宗門手札改奉行役、島津右平太入品伝之、入又院主馬原雅・島津仁十郎久福為同役也、

○同二十年乙卯六月六日有、命可勸、繼豐公掃國之謝使於東都、鳴津大藏久春使鎌田源左衛門政昌伝之、同八月又有、命、賜白銀八貫錢以勤謝使故也、

○同年六月十八日、繼豐公入府城、久盤刷旅裝、登、城奉拜謁、公直奉旨兼即口發府、取路於九州瀕州東海之駅、七月二十三日到着東武芝第、謁國老嶋津主殿久真・樺山主計久初仲事、同日候、守殿就佐野六右衛門守殿用人告事、同日候、令嗣益之助君策、又告事、

同月二十五日候執政松平左近將監乘呂主・松平伊豆守信祝主・本多中務太輔忠良主及松平右京大夫輝貞主・西之丸執政松平能登守乘堅主・副執政本多伊予守忠統主・西尾隱岐守忠直主・小出信濃守英貞主・水野彦岐守忠定主第勸使節、留主居肥後平右衛門為鄉導也、

○同月二十六日候高輪第勸使節於、君夫人御方也、

○同月二十八日勸、教、登、嘗、繼豐公獻品捧奉布二十端・三種二荷、奉拜謁、大樹吉宗公、大納言家重公、牧野越中守貞俱主被

奏之、乃久經亦献上御太刀一腰・御馬一疋・紗綾二卷・再奉拜詔
 兩公、松平紀伊守信峯主被奏之、且同日登 西之丸謁高木主水正
 正陳主、繼豐公獻品擇蕉布二十端・三種二荷、退而又候松平乘
 邑主・松平信祝主・本多忠良主・松平乘堅主・松平輝貞主・本多
 忠統主・小出英貞主・西尾忠直主・水野忠定主、各呈上太刀一
 腰・烏代銀一枚、奉申謝拜台願也、同年八月二日又応 教、登
 營於檜木間、執政松平乘邑主手自被附奉書、有台命、賜紗綾二卷、
 高木主水正陳主被伝之、即日候松平乘堅主、手自被附奉書、
 退而復候執政、副執政各第、奉申謝賜紗綾也、

○同年八月五日勤使節於尾張中納言宗春卿第也、

○同月六日 君夫人微高輪翁賜鑿膳賜其服及數品、同七日勤使節於
 水戸宰相宗翰卿・養仙院殿水戸侯 日光御門主第、
 同九日候 寿光院殿竹姬君御 方叔母、松平遠中守定賢主・松平大膳太夫宗
 広主・松平大炊頭繼政主・岡部伊勢守正業主・柳生但馬守俊平主
 第勤使節也、

○同月二十五日候紀伊中納言岩間卿・司中将宗將卿第、勤使節也、

○同年九月朔日幕府之土 守殿用人
 伝之、

○同月三日 益之助君賜紗綾二卷、佐久間九右衛門伝之、

○同月四日畢事發東武、同十七日到大坂駕船、十月十七日帰薩府、
 即日登 城告事於国老種子嶋弾正久基、又就木村四郎左衛門時史
御近
 書役奉復命也、

○元文二年丁巳十二月十五日嫡孫長之進登 城元服、号源之進久禎、
 故久盤亦追上御太刀一腰・御馬一疋於 繼崇公 又三郎忠顯公奉
 申謝也、

○同三年戊午十一月六日久盤頃年有脚疾、且以家資不給故、請許三
 番組頭番頭・奏者番等役事、達 公聴、同月二十二日如所請允許
 之、国老頼桂左京久周使鎌田源左衛門政昌伝之、乃復久周急伝

命、賞多歳之精勤、賜紗綾三卷、伊勢兵部貞起伝之、而同日就鎌
 田政昌稟白被免許、大村地頭職、連衆如木勤之也、

○延享四年丁卯九月十日予稟白、有 命久盤教仕適子久欽變家、
 同者嶋津左衛門久甫伝之、

○同日又有 命、稟許御連歌衆、国老鎌田典膳政昌使有川幸右衛門
 貞則伝之、

○同月二十日有 命、稟許剃髮改名祥岩、国老鎌田政昌使新納次郎
 兵衛久品伝之、
 (左記一項八久盤母、嶋津大学忠守女ノ死ニ関スルモノ也)

○寛延四年辛未六月十七日先妣權病痾、不驗藥療、閏六月八日戌刻
 終命、年八十一、同月十日夜葬松原山裡、妙谷寺現住教州和尚燒
 香、法名慈明院慧雲誓照大姉矣、先妣存之之間誦唱經陀羅尼許多
 也、殊自寛保四年甲子春至寛延四年辛未六月、誦誦大慈因滿無碍
 神呪十六万九千二百三十余卷、所以自折成等正覺也、

○元禄年中以來久盤師高田茂太夫利武、学横井来哲流之射芸、享保
 七年寅八月初日受射術之免而得其書、同八年卯二月初日特受印可
 之伝而授得編輿之書也、

○宝永七年寅寅年以來久盤師梅田本之丞治重、学本心鏡智流之鎗術、
 正徳元年辛卯六月受中極意之免而授得其書也、

○享保十二年丁未十二月二十五日上進芳者於 吉貴公久盤宅去 公大
 住津市来考作 職筑遠矣、故倍
 宅入、御高、尊言懇篤、乃賜盃酒矣、爾来為例、每歳進上芳名及菜
 品菓類等也、

○享保十四年己酉十月十七 吉貴公徵久盤於大磯之館賜狩野法眼周
 信筆之繪一幅四 山山市来考伯松之、

○宝永七年庚寅十月十一日修行 前大樹宮齋院殿三回忌之法会於東
 武、東叡山、久須勤 吉貴公之代參拜香奠白銀三十枚、拜 台靈
 前、乃 日光准三宮之役土羽山藤藏有請狀開于左、
 宮齋院様為三廻御忌御香奠白銀三十枚請取之候畢、

日光山准三宮御内

十月十一日

羽山藤藏〇

川上源十郎殿

○宝永七年庚寅十二月十九日江府浜町有池魚之災、久矩奉 吉貴公命卒多人數、到松平越中守定重主之邸、妨火而無災、翌二十日定重主賜使節、仍候彼第申謝之、定重主復賜書、匪于左、

昨日者御入來、被申置趣隔意之至候、為其如是候、以上、

十二月廿一日

松越中守

川上源十郎殿

川上源十郎殿

松越中守

○宝永七年庚寅冬 近衛家瀧公於京師拜任相國、時 近衛基瀧公淹留東武、同八年辛卯正月六日奉 吉貴公命、久矩勸賀使於 基瀧公旅館、附御太刀一腰・馬代金一枚・一種双櫛、近衛家士林甚左衛門有請狀、開于左、

一御太刀馬代金壹枚

右請取申候畢、

近衛殿内

林甚左衛門

正月六日

松平薩摩守様御使者

川上源十郎殿

○宝永七年庚寅十二月松平飛騨守定番主任官矣、同八年辛卯正月久矩奉 吉貴公之命、勸賀使於彼邸、主賜金子五百疋、乃行彼第申謝之、主之臣三田村新兵衛所贈之書、見于左、

三田村新兵衛

川上源十郎殿

御報

正盈

昨日者貴札致拜見候、然者旧冬飛騨守方江御使者御勤被成候ニ付、頃日目録之通被致進覽候、時分旋者夜御式台迄致持參御取次衆江御頼置罷歸候故、為御礼被入御念候、御席上之趣、辱奉存候、先日も式台迄御出被成候由段、被人御念候御事奉存候、昨日者薩摩守様被為入候時分致貴報及延引申候、恐惶謹言、

正月十六日

正盈(花押)

○宝永七年庚寅冬 今上帝元服矣、同八年辛卯三月十二日久矩奉 吉貴公之命、勸賀使於近衛基瀧公東武之旅館、附御太刀一腰馬代金一枚、近衛家士平野孫右衛門有請狀、開于左、

一御太刀馬代金壹枚

右請取申候畢、

三月十二日

近衛殿内

平野孫右衛門

川上源十郎殿

家伝調宝讓物覽

一系圖

一箱二入

一太刀并脇指相州物

一腰

一代々護鏡并兵次具足武器

數々

一知行高口録

一箱二入

一万調宝物

品々

右此節其方被致家督候ニ付、令讓進之畢、

正徳元辛卯年十二月廿八日

久重(花押)

川上縫殿殿

○正德三年癸巳有 命、被定 公族諸家之諱字也、宗家川上久馬久
東新賜親字定一字、豐子諱字、乃久東示之於久矩、久矩又伝之於
其庶子也、見于左、

(315)

今度当家之氏族、御家之字御免無之家者可相違旨被仰出、親之字
致拜領畢、依之御方家之庶流不親親之字、実名ニ可用旨可被申渡候、
仍如件、

正德三年癸巳四月三日

川上縫殿殿

川上久馬

久東(花押)

(316)

右字今度川上氏族実名之字可用之旨被 仰出、嫡家久馬殿江拜領
候、依之此方氏族へ、茂右之通可申渡旨久馬殿方承候間、向後御方
家実名親之字可被用候、左候而御方方相別候一姓中へ可被申渡候、
以上、

正德三年己卯月六日

川上左京殿

川上納右衛門殿

川上与左衛門殿

川上清右衛門殿

川上縫殿

久矩(花押)

其方家之儀、御附人家筋別条無之候間、御格式之通、嫡子代々川
上名字可相名乘候、庶流之家々ハ皆以川上之家号相避、安山と可
相改候、右之趣於嫡家致吟味、其上御記録奉行吟味之上百渡候条、
堅可相守其旨候、以上、

正德四年午正月廿六日
川上孝右衛門殿
久馬印

別紙之通嫡家久馬殿方可申渡旨致承知候、御自分家嫡子迄ハ代々
川上名字相名乘、庶流之家々者皆以此節被改候可為安山名字候条、
此旨堅相守、庶流不殘安山名字可被名乘候、此旨為可申渡如斯候、
以上、

正德四年午正月廿七日

川上孝右衛門殿

川上縫殿印

右同書

川上官左衛門殿

○日州志布志大慈寺開山玉山禪師拈起位牌之法語京師南禅寺徳見和
尚筆之一軸、伝予家久矣、享保四年己亥九月五日寄附之於大慈
寺現任劫前和尚、副一書之書、見于左、
○川上将監久將所贈大慈寺定岩和尚之書及回翰依聖令謄写之以違大
慈寺劫前和尚、副書一書、開于左、

從川上将監久將大慈寺定岩和尚江遣書付写巻通、右二付從定
岩和尚御返書巻通、右二通相写大慈寺劫前西堂江遣候ニ付添
書一紙之留

定岩和尚之芳翰一通、從川上将監久將定岩和尚書付各書写之、
可致進入旨ニ付而右兩通書写致進覽候、弥以法雲院跡前廟所等酒
掃香等無怠緩奉頼候、謹言、

享保三戌

三月廿一日

川上縫殿

久映判

大慈寺

劫前西堂

吳机下

享保己亥季秋初二日供仏施僧、請禱大慈寺劫前和尚、時有我祖久
直松乘之一軸、南禪龍山德覺為大慈開山玉由釋師所記之法語也、
和海尊與之曰願贈等之矣、於是及不致書直使一軸寄附之者也、

川上式部

享保第四己亥季秋五日

久重判

川上縫殿

久寧判

大慈寺劫前和尚

玉山禪師早以□江南參礼知識歸國之後、住崇道名利其退也、創建
大慈懺功偉績甚多、平生孤硬越漢而湛寂靈明壽至九旬、無病而終、
小師久待者等就天授齊宮弁仙事、謔字入祖堂有之、此起經解諸人要
識了信關後英天授真子頂門警徹正眼時後劉懸靈符昔曾參備宋琳宗
師法之無異味始來坐鎮阿迦叢席大策殊功其所守也確乎、其所蹟也
恭矣、二六時了無雜念、九十載左利那緣尽、靈機子清就父是之位次
還它原名与、
龍峯永不齋、南禪龍山德見、

○享保五年庚子冬、嗣君繼豊公初賜告、癸東武、同六年辛丑正月五
口到着鹿兒嶋、久盤予奉命、勤謝使於東武、執政水野和泉守忠
之主、二月二十七日、二月晦日所賜留主居役之書開于左、

松平大隅守鹿兒嶋到着御礼之使者川上縫殿、二月廿八日五時 御城
江可差出候、且又身分之御礼茂可申上候間、可存其趣候、以上、

二月廿七日

水和泉

松平薩摩守殿

留守居

松平薩摩守殿

松平大隅守鹿兒嶋到着御礼之使者川上縫殿、朔朔日五時 御城江
可差出候、以上、

二月晦日

水和泉

松平薩摩守殿

留守居

松平薩摩守殿

留守居

○享保六年辛丑正月五日 嗣君繼豊公初到着鹿兒嶋、久盤奉命、
勤謝使於東武、同年二月二十八日登 宮而拜認 大樹吉宗公、退
而候執政、勤謝使各事申謝之、呈太刀一腰、馬代鏡一枚、乃各
賜謝礼謝使、見于左、

口上覽

昨日者御來儀、殊太刀馬代預持參、怡悅之至候、為其以使申入候、
以上、

二月廿九日

井河内守

川上縫殿殿

川上縫殿殿

井河内守

口上覽

昨日被遂 御目見候付而、太刀、馬代預持參、過當之至候、依之
以使申入候、以上、

二月廿九日

戸山城守

川上縫殿殿

川上縫殿殿 戸山城守

○享保六年辛丑春、久盤在東武、執論於幕府之士小出主殿、英治主、而後有書問、写而闕于左、

川上縫殿殿様

小出主殿

英治

一筆致啓上候、昨日者御出、殊預御持參奉存候、近、御当地御
発足之由、最早懸御日間敷之御残多次第御座候、右為御礼以使礼
申入候、恐惶謹言、

三月十七日

英治(花押)

猶以、先頃御出之節者取込罷有候而、早々之仕合、于今御残
多存事御座候、御端書被仰聞印竜之義、琉球江御申越、到来
次第御越可被下之旨、彼是御世話之段、忝存候、己上、
貴札致拜見候、如仰御当地御詰之節者預御出、初而懸御目、致大
慶候、道中無恙薩州江御下着之旨珍重之御故御座候、隨而唐筆元
本一箱被送下、珍筆別而致調法候、未残暑候得共、貴様愈御堅固
御勤之旨、珍重存候被懸御心為安否御尋、御紙而之趣入御念候儀
忝存候、猶重而白是可得御意候、恐惶謹言、

小出主殿

七月廿四日

英治(花押)

川上縫殿殿様

尚、御志之程難申尽存候間、以自筆及貴報候条落字書加へ
進候、御免可被下候、以上、

旧冬十八日之御状当月九日相達致拜見候、其御地御別条無御座、
貴様御堅固被成御勤珍重之至存候、拙者無恙罷在候、乍慮外可
被貴意安候、每度思石寄遠境御尋被下、不淺忝次第存候、白是老

何れ而御無音罷過背不意奉存候、近年之中御參府被成候者必、為
御知可被下候、御屋編へ致伺公御礼彼是可得御意候、恐惶謹言、

小出主殿

英治(花押)

二月十一日

川上縫殿殿様

御報

為年始御祝詞正月二日之御状、当月相達致拜見候、如仰御慶御同
意申納候、貴様愈御堅固被成御越年之由、目出度存候、拙者儀も
無異儀致加午候、右御礼旁如斯御座候、猶期永口候、恐惶謹言、

小出主殿

英治(花押)

四月十五日

川上縫殿殿様

御報

○近衛家熙公造京師河原町之別荘、名物外棧、享保七年壬寅秋、令
薩州及琉球園之輩為之題詩、久盤在長列、作一律、以呈上焉、見
于左、

敬賦佳言一律奉題

物外棧伏祈

教政

聞道洛陽

物外棧

主公適意好閑遊賞花花媚

青山面愛月月奇碧玉流

不是人間身察察白斯天

上望悠悠長生嶺養浩然

氣千歲有誰能得修

薩陽臣川上久盤稽首頓首拜稿

(朱印) (朱印)

川上忠塞一流家譜卷之十五
九代 久盤 第二

○享保十四年己酉正月十一日有 命為宗門手札改奉行役、嶋津右平
太久品伝之、入来院主馬朗雅・嶋津仁十郎久福為同役、仍投書於
琉球國示、事琉球國札改役恩納王子・美里按司・野村親方有回翰、
開于左、

一筆致啓上候、当地宗門手札改之儀、去春被仰下候ニ付御在番御
方撰政三司官御相談之上私共江改方差引被申付、御家老様御覺言
一通、各様御条書一通、御覺書一通、神文前書一枚、牛玉四枚、
宗門御改方覺書一通、焼御印三十本被相渡候、依之地下中諸嶋不
殘如先規、堅固ニ相改之手札御免帳一冊、手札御免之衆死去帳一
冊、綱帳一冊、人數改帳百十冊、隙入帳一冊并焼御印三十本、年
張之使者末吉親方江相渡差上之申候、此等之首尾為可申上加斯御
座候、誠惶謹言、

野村親方

卯月廿八日

安察(花押)
美里按司
朝孝(花押)
恩納王子
朝直(花押)

入来院主馬様
嶋津仁十郎様
川上縫殿様
參人、御中

入来院主馬様 恩納王子
嶋津仁十郎様 美里按司
川上縫殿様 野村親方

○享保二十年乙卯六月十八日 太守繼豊公賜告歸慶城、久盤奉 命、
勤謝使於東武、七月二十七日・八月二日執政松平左近將監乘色主
所賜留主居役之書開于左、

国許到着御礼之使者川上縫殿明廿八日五時 御城江可差出候、且
又自分之御礼段可申上候間、可存其趣候、以上、
七月廿七日 松左近

松平大隅守殿 留守居
松平大隅守殿 留守居

国許到着御礼之使者川上縫殿明三日四時御城江可差出候、以上、
八月二日 松左近

松平大隅守殿
留守居

松平大隅守殿
留守居

○享保二十年乙卯八月二日 西之丸執政松平能登守乘堅主所賜留主
居役之書一通、開于左、

八月二日 松能登

松平大隅守殿
留守居

松平大隅守殿
留守居

○享保二十年乙卯六月十八日 太守繼豐公賜告到着廳城、久盤奉
命勤謝使於東武、同年七月二十八日登 菅拜謁 大樹吉宗公、大
納言家重公、退而候執政・副執政各之策、奉申謝之、呈上太刀一
腰・馬代銀一枚、乃各賜謝使謝札、開于左、

口上覽

昨日者太刀馬代預持參、怡悅至候、為其以使申候、以上、

七月廿九日

松左近將監

川上縫殿殿

川上縫殿殿

松左近將監

口上覽

昨日者入來、太刀馬代預持參怡悅之至候、為其以似使申入候、以

上

松伊豆守

七月廿九日
川上縫殿殿

川上縫殿殿

松伊豆守

口上覽

昨日者太刀馬代預持參怡悅至候、為其以使申候、以上、

七月廿九日

松能登守

川上縫殿殿

川上縫殿殿

松能登守

口上覽

昨日者御入來、太刀馬代預持參、怡悅至候、為其以使申入候、以

上、

七月廿九日

本中務大輔

川上縫殿殿

口上覽

昨日者御入來、太刀馬代預持參、欣然之至三候、為其(落丁一枚、
日付差出所ナシ)

川上縫殿殿

(包紙上書カ)
一口上覽

川上縫殿殿

松平右京大夫

口上覽

昨日者御入來、太刀馬代預持參、欣然之至三候、為其以使申候、
以上、

七月廿九日
川上縫殿殿
松右京大夫

先頃者御入来、太刀馬代御持參御申忝之通承之、欣然之至候、為其如此候、已上、

八月三日
川上縫殿殿
西隱岐守

川上縫殿殿
西隱岐守

口上之寛
昨日者御入来、殊太刀馬代御持參、欣然之至候、為謝詞如此候、以上、

八月七日
本多伊予守
使

口上之寛
川上縫殿殿
水野彦帳守

今度大隅守殿痛困之御礼御勤、其上、御目見就被申上候、御入来太刀馬代被為持參、被入念儀存候、右為可申述如是候、以上、

七月廿九日

○享保二十年乙卯秋久整在東武、柳生但馬守俊平主・嶋津但馬守忠就主賜書、見于左、

川上縫殿殿
御宿所
柳生但馬守
俊平

此間者預御入来、御申置之趣、具承知之、過分之至存候、右為御

挨拶如此候、恐々謹言、
八月廿二日
俊平(花押)

川上縫殿殿
島但馬守
忠就

今度、太守様御帰国被遊候御礼為使者御出府付而、先日者御来訪、御申置候趣承之、御念入候段忝存候、右為御挨拶如斯候、恐々謹言、
八月十二日
忠就(花押)

川上縫殿殿
嶋但馬守
忠就

近々当地御発足付而、先日者御来訪、御申置候趣承之、御念入候段忝存候、右為御礼如是候、恐々謹言、
八月廿九日
忠就(花押)

○為亡娘梅雨院真間白省大姉・亡妾若林院花屋妙香大姉冥福寄附月牌料於高野山蓮金院、回翰諸狀賜于左、

一翰致啓上候、然者川上縫殿様御息女梅声院殿真間白省大姉月牌料銀拾三匁被指越、被成相違早速御位牌致建立、開眼供養願二相務、過去帳二致記録、永々御回向相務可申候、今般御位牌証文致進上之候、宜御伝達可被下候、恐惶謹言、
蓮金院

九月十一日
川上縫殿様
御役人中
知亨(母)

月牌証帖

為梅青院殿真閣自省大姉成三菩提、右月牌料領受之了、已往每月之奠饗雲海而無闕恒規之誦咒懸日月而不退蓋依斯洪福冥靈遺受無生之業於安養界嘗知足之味於慈尊所耳口為支証如件、

享保十五年九月十一日

高野山寺務檢校蓮金院哲冥 (朱印)

御施主

川上縫殿様

一翰致啓上候、然者川上縫殿様之遺金院方江之御細書之趣委細承知仕候処、芳林院殿今年廿五年忌相尚、依之位牌一基御建立遺髮并月牌料金百疋官香包饋被下致受納之候、右位牌致建立、月牌証文相認致進上之候、官御披露被成可被下候、今般蓮金院為養生有馬江罷越候ニ付御報及延引候故如斯御座候、蓮金院罷備候者右芳林院殿御回向懇可被致修行候、恐惶謹言、

蓮金院

知事

八月十三日

川上縫殿様

蓮金院 雜宝(花押)

九月晦日
川上縫殿様
御役人中

月牌証帖

為芳林院殿花屋妙香太姉成三菩提也、右月牌料領受之了、已往每月之奠饗雲海、而無闕恒規之誦咒懸日月而不退、蓋依斯洪福冥靈遺受無生之業於安養界嘗知足之味於慈尊所耳、且為支証如件、

高野山

享保廿年卯九月晦日

蓮金院雜宝

(朱印)

施主

川上縫殿久慈雅翁

○為嚴者此雲院殿節參了義大居士冥福、寄附月牌料於高野山蓮金院、

有回翰、講狀開于左、

貴翰致拜見候、然共御慈父川上祥山公當春御逝去ニ付御遺髮并御位牌金二百疋、且權之進殿於江戸表御卒去、御遺髮并御位牌金百疋、御差越致齋掌候、則兩方共御位牌建立、開眼供養懸ニ御廻向相勤、過去帳ニ記置、永々御廻向退転無之様ニ支覺仕候、誠祥山公御義者愚院幼年之初之御慈志被成下、依之權之進殿ニも愚院在府之節御懇志被成被下候処、御親子共ニ御不幸之義、御愁傷之段奉察候、愚院事今更承之驚人候、且又祥山公御存生ニ御認置之由ニ而官香一箱御差越、則御牌前ニ燒香仕候、御遺髮之義者共ニ葬塔江相納候、數年來之御懇志故彼是共ニ御同意ニ愁涙霑衣袖申候、則位牌証文并ニ土砂一包進之候、御墓所へ御納可被下候、右午御報如此御座候、恐惶頓首謹言、

蓮金院

雜宝(花押)

貴翰致拜見候、冷氣漸々ニ相懼候得共、唯御勇健ニ被成御座珍重ニ奉存候、愚院無別業在山仕候、且又唐厨子一箱・官香一包被贈下御懇志之段奉致受納候、酒麴後慶之時候、恐惶謹言、

蓮金院

雜宝(花押)

八月十三日
川上縫殿様

月牌証帖

為响雲院殿節參了義大居士成等正覚、右月牌料領受之了、已往每月之奠饗雲海而無闕恒規之誦咒懸日月而不退、蓋依斯洪福冥靈遺受無生之業於安養界嘗知足之味於慈尊所耳、且為支証如件、

延享元年八月十二日

川上縫殿殿

寛

金子貳百疋

右軸雲院御月牌料

金子百疋

右知覚軒御月牌料

右之通御差越致落葉、則御位牌建立、開眼供養御廻向懇二相勤申候、已上、

蓮金院

八月十三日

市來仁左衛門様

山口安左衛門様

知事 ○(印)

○薩州伊作郷法水山西福寺中有故營建祖先久國位牌、延享二乙丑春後孫久盤投青帙百疋於寺中、為香花之料事見于左、

寄進狀

青銅百疋

右為天真院仁嶽宗壽庵主牌前香花茶湯之料致寄附候、往々供養無怠慢奉頼候、以上、

川上縫殿

延享二年乙丑正月二十四日

久盤 (花押)

伊作西福寺
祖林和尚

寛

青銅壹貫文

右為天真院殿仁嶽宗壽庵主御牌前江香花御茶湯料、被遊御寄附、往々無怠慢御仕餉差上、尤什物帳二書載交代之節堅固二次渡可仕候、仍請狀如件、

延享二年丑正月廿四日

川上縫殿様

御役人衆白

伊作西福寺 (印)
祖林 ○

○日州志布志郷永泰寺有祖先久朗婦人之墳墓、營墓上植一株椿樹、為之標也、延享二乙丑年新建碑石而記事矣、復投青帙百疋於永泰寺為牌前墓所香花洒掃之料、永泰寺有請狀、聞于左、

寄進狀

青銅百疋

右為貞月宗忠大姉、牌前願所香花洒掃之料、致寄附候、往々供養無怠慢奉頼候、以上、

川上縫殿

延享二年乙丑正月二十七日

久盤 (花押)

志布志永泰寺
梅門和尚

大姉氏阿多川上左近將監久朗婦人而意船斎

將監久辰萱堂也、久辰萱字日州志布志之日

六月十八日

貞月宗忠大姉 不詳 年号 死、葬永泰寺裏、築墳坐爾來歲月久遠

而恐朽壞故再改建焉、

延享二年乙丑六月十八日後孫川上縫殿久盤 建

証文

青銅百足

右貞月宗忠大姉御牌前廟所香花酒掃として御寄附、校割暖面ニ相載次渡可申候、依而証文如此御座候、以上、

延享二年丑正月廿七日

志布志 永泰寺現住

梅門 ○(朱印)

川上縫殿様

御役人衆中

○日州志布志郷大慈寺中有祖先意船斎久辰之位牌与石塔、投青蚨百

疋於大慈寺、為香花酒掃之料、事詳于左、

寄進狀

青銅百足

右為法雲院雪叟常心庵主牌前廟所香花酒掃之料、致寄附候、往々供養無怠慢奉頼候、以上、

延享二年乙丑正月二十八日

川上縫殿 久盤(花押)

大慈寺 古道和尚

法雲院殿雪叟常心庵主祠堂料之事

青銅百足

右放請納如件、

住山古道叟 ○(朱印)

知殿 ○(朱印)

円可 ○(朱印)

延享二歲次乙丑三月十有五日

副司

自休 ○(朱印)

川上縫殿頭殿

執事衆中

龜頭山大慈禪寺 ○(朱印)

○妙谷寺中有祖先久辰婦人之墳墓、延享二年乙丑春、後孫久盤投青

蚨百疋於寺中、供酒掃香花之料、事見于左、

寄進狀

青銅百足

右為順室貞隨大姉御牌前廟所香花酒掃之料、致寄附候、往々供養無怠慢奉頼候、以上、

延享二年乙丑二月二十四日

川上縫殿 久盤(花押)

妙谷寺

警林和尚

覺

青銅百足

右為順室貞隨大姉御牌前廟所香花并酒掃之料、御寄附之被成、隨ニ受納候間、至後來無怠慢御供養可仕候、仍而如件、

妙谷寺

延享二年乙丑二月廿四日

警林 ○(朱印)

川上縫殿様

○祖先久朗墳墓在玉滄山中、一株予樟樹卓然墳上、延享二年乙丑春新建碑石、略記其事矣、且投青蚨百疋於惠燈院、為墳墓酒掃香花

之料、有請狀、開于左、

寄進狀

青銅百疋

右為隨岳良順居士願所香花酒掃之料、致寄附候、往々供養無怠慢率賴候、以上、

延享二年乙丑二月二十四日

久盤(花押)

川上縫殿

大藏和尙

居士俗稱川上左近將監久朗永祿十一年戊辰

正月二十日被續於關州馬越戰場、

隨岳良順居士

同年二月三日落命、歲二十二、至今茲延享

二年乙丑當一百七十八年二月三日六代孫川

上縫殿久盤旧墳上建焉、

覽

青銅考實文

右者為隨岳良順居士香花酒掃、御寄附永々次渡可申候、為其請狀如此ニ御座候、以上、

延享二年二月廿九日

惠徳院副司

川上縫殿様

御役人衆中

○資堂慈明院没後、為冥福寄附月牌料之金子、於紀州高野山蓮金院院主秀惠投返翰焉、而開于左、

月牌証帖

為慈明院慈室智照大姉成三菩提也、

右月牌料領受之了、已往每月之奠饗凝雲海而無闕頃規之請咒懸日月而不退、蓋依斯洪福發靈通受無生之樂於安養界嘗知足

之味於慈尊所耳、且為交証如件、

高野山金剛峯寺

寶曆第二歲壬申七月十日

蓮金院秀惠

川上式部殿御役人

山口安允衛門殿

市來仁允衛門殿

(朱印)

一翰啓上仕候、益御清健可被遊御座与珍重之御儀奉存候、然者去六月御母公被遊御逝去候出、御愁傷遠察仕候、因茲月牌御建立之儀被仰遣、早速御位牌建立懇ニ御廻向相勤、猶過去辰ニ記置永々無怠慢御追資相勤事ニ御座候、右御悔旁申上度如斯御座候、恐惶謹言、

蓮金院

秀惠(花押)

七月十日

川上祥岩様

一翰致啓上候、愈御堅固可被成御勤と珍重奉存候、然者去年之比、慈明院殿月牌可被遊御建立旨ニ付、祥岩様之預貴弔、其上各様之右牌名一紙并金子百疋御差遣被成體致寺納、御位牌建立、懇御廻向相勤候、早々尊報旁可申上儀ニ御座候得共遠路相隔候故、不得良便及延引候、此段宜被仰上可被下候、今般右証文差越候間、是亦御披露奉賴候、万緒期後音之時候、恐惶謹言、

蓮金院

秀惠(花押)

七月十日

山口安左衛門様

市來仁左衛門様

〔符箋〕
「祥岩没後年月日爰ニ記スヘシ」

女子

○元禄二年己巳十二月二十九日誕生母同

○島津求馬久房妻

親類

長之助 權之進 久文 親房 親盛

○元禄四年辛未二月六日誕生母同

○元禄十五年壬午十一月十五日登 城元服、太守綱貴公加冠号

權之進久文、賜脇刀治江一腰、喜入安房久亮理髮、時久文進上

御太刀一腰馬代銀一枚天并折六合樽酒二荷、奉申謝之、

○正徳三年癸巳四月有 命、家格寄合并以下之輩可避久忠之諱字、

仍似親之字賜宗家川上久馬久東、被定一字學子諱字、久文亦受

久東示諭、改親字永為例也、

○享保五庚子年以來騎馬到東武、勤事數回、寛保四年甲子二月十

八日病死於高輪邸、年五十四、法名智覺軒歎麟喜鳳大居士、葬

大田寺、

親類

長之助 權四郎

○元文二年丁巳正月二十五日誕生、

母中西文右衛門秀辰女

○延享五年戊辰 七月十八日 改元寛延 六月二十八日登城、進上御太刀一腰・馬

代白銀一枚・二種雙樽初奉拜謁 太守宗信公、肝付彈正兼昌奏之、

女子

○元禄十二年己卯二月十二日誕生母同、

○小笠原彦八郎長賢妻

女子

○元禄十三年庚辰九月十四日誕生母同、

○嫁仁礼安左衛門仲雄、生一子而後離別、

女子

○元禄十四年辛巳十二月四日誕生母同、

○野村助次郎盛政妻

○寛延四年辛未七月五日死年五十一

法名昌林院義法貞心大姉葬南林寺

女子

○宝永元年甲申五月二十日誕生母同、

○日州飯隈山權現別当救仁郷陽慶坊義英妻

川上忠塞一流家譜卷之十六
十代 久欽

○久欽

長千代 源十郎 初久濟 久可 久求 式部

○寬永五年戊子八月三日誠生、母嶋津勘解由久當女也、久當妻而為子

室永八年辛卯三月二十三日死、歲二十、法名芳林院花屋妙香大姉、葬南林寺

○正徳六年丙申三月十五日登城 元服、太存吉貴公手白加冠賜証帖、

因老肝付主殿兼柄伝之、称源十郎久濟、因老嶋津内記久實理髮、時久實進上御太刀一腰、馬代銀一枚、天井折六合・樽酒三荷

・奉拜詣公奉申謝元服之事、平口新左衛門宗房奏之、乃賜 御益賜脇刀一腰治工法城、肝付兼柄伝之、且就新納左京久欽進上同品於

嗣君忠休公、復奉申謝之也、

○延享二年乙丑七月二十八日有命、久欽為御連歌衆、北郷助太夫久備伝之、

○延享四年丁卯九月十一日有命、命襲家、因老嶋津左衛門久備伝之、

○同月二十八日稟許改各式部、若年寄嶋津大藏久丘使有川孝右衛門貞則伝之、

○同日久欽進上御太刀一腰・馬代銀一枚・三種隻樽於 太守宗信公拜謝奉申謝襲家、北郷助太夫久備奏之、

○延享五年戊辰正月三日奉拜詣 宗信公於對面所、襲家初進上持參太刀、賜御益也、

○同月十一日有命、久欽為物頭役、因老樺山主計久初伝之、

○寬延元年戊辰八月四日有命、尾州黃門宗勝卿翁主房姫御方有太守宗信公伉儷之約、然今茲七月五日病卒東武邸、訃聞于薩府、故

馳東武可勤弔使、因老樺山主計久初使北郷助太夫久備伝之、乃賜裂銀三貫錢、於是八月十一日葬薩府經九州攝州東海原九月九日到東武芝邸、告事於因老伊勢兵部貞起・嶋津右平太次郎、而同月十四日候 宗勝卿市谷邸、勤使節於 郷及中將宗睦公、野村大右衛門盛亮為卿導也、

○同月十七日 宗信公捧呈物又勤使節於宗勝卿宗睦公、野村盛亮為卿導也、

○同月十八日候 教又候 宗勝卿第、賜膳食及芳茗、家老山澄將監等接對慰勞而伝命、及退席遣用人下条庄右衛門奉謝賜膳食、復即日 卿以安賜白銀十枚、翌十九日到下冬兵之亭奉謝之也、而勤事

畢、九月二十四日發京武經東海原、十月十一日到撰州大坂、同十四日駕船、同二十九日到肥前多須毛湊、宗信公為述職奉中山國使

具志川王子等滯船此湊、乃候 公之船、告勤之事、而後隔十月朔日着薩州京泊津、同三日兼薩府、翌四日登城、謁因老樺山久初達使節勤終之事也、

○同二年己巳六月七日有命、補薩州郡山地頭職、因老鎌田典膳政目伝之、

○同三年庚午二月二十二日以役發薩府、四月十三日東武芝邸、

○同年十月十八日 竹姫君御方登西之丸、久欽扈從于輿、於城內広敷賜膳食盃酒也、

○同年十月二十八日、進上御太刀一腰馬代銀一枚、拜謁 重年公、奉旨謝郡山地頭職、二階堂林左衛門行通奏之、

○同四年辛未三月二日、兼豐公為被賀年頭使節、登 城就奏者役内藤大和守頼由主、捧 公献物御太刀一腰馬代黄金十兩、在大広間謁執政、又於蘇鉄間納所被献 吉宗公・家治公御太刀馬代黄金也、

○去冬有 命、使東武藏者中屋要人新製 公甲冑、辛未春終其巧、故同年四月四日、公有御着初、乃召久欽勞賜所備鎧前五色餅及金子二百疋、二階堂林左衛門行通伝之也、

○同年四月二十三日扈從 重年公發東武、五月十日到越州伏見、同月十二日、公扈駕於京尹松平豊後守資訓主之館而至 近衛左大臣内前公之第、久欽扈從駕、於 近衛殿下賜膳食酒茗及晚從而帰伏見爰、同年五月十七日駕船從摂州大坂到播州左越公五月十八日登大坂行旅播州陸路

白左越備船者豊前國內神浦先 公船着豊前内裡、而自内裡執路九州、久欽駕船六月十五日着薩州京汙、而隨 公駕、同月二十一日掃薩府也、
○同年九月二十三日 重年公賀襲封於 城諸士賜膳食有能舞、久欽列家格之席頂戴之、而於御書院賜 御瀝也、

(異筆)
「久盤隱居久欽江家督被 仰付候、於御家老座臨津左衛門久甫殿被相選候切紙之御書付、久欽之譜卷頭ニのセ可申候、右本書ハ譜卷之第一ニのセ可申候也」

女子

○正徳四年甲午三月四日誕生、母川上久馬久東女
○享保十五年庚戌五月朔日死、年十七、法名梅声院真闍自省大姉葬南林寺、

親張

長之丞 長太夫 親啓
○享保二年丁酉七月六日誕生、母同、
○同十年乙巳正月二十七日元服、家嫡川上一写久東來臨而加冠焉、

○同十六年辛亥十月朔日登 城初拜謁太守繼豊公、進上御太刀一腰馬代銀一枚・二種双樽、島津小平太久幸奏之、

女子

○享保八年癸卯十月八日誕生、母同、
○享保九年甲辰九月十六日夭亡二歳、法名寥室寂玄童女、葬南林寺、

女子

○享保十年乙巳十一月二十五日誕生、母同、
○嫁鎌田仙十郎正考、生一男子而後離別、
○後伊地知作四郎季長奏、生一女子而後離別、

女子

○享保十八年癸丑三月朔日誕生、母同、
○嫁川上久馬久儀、

川上忠塞一流家譜卷之十七
十一代 久禎

久禎

長千代 長之進 源之進

○享保十四年己酉六月八日誕生、母鳴津求馬久汚女

○元文二年丁巳十二月十五日登 城元服、太守繼靈公依病痾淹留東

郡故、島津玄蕃久典代而加冠焉 加冠同、國老靴山主計久初理髮焉、

号源之進久禎、賜脇刀 治工云城 守國清 一腰、國老堀四郎太夫與昌伝之、

時久禎進上御太刀一腰・馬代銀一枚・折六合・樽酒三荷奉申謝之

島津求馬久醉奏之、且就北郷四郎久遠・鏝田源左衛門政昌、進上

御太刀一腰・馬代銀一枚・三種二荷於 關若忠顯公奉申謝元服之

事也、

○元文三年戊午二月十五日 公加冠之証帖來於東都於國老之席賜之

於久禎國老鳴津大藏久春伝之、

○寛延元年戊辰九月六日有 命、師川上十郎左衛門親盈可伝習録官

流騎射、國老鎌田典膳政昌伝之、同蒙 命輩都九人也、翌七日登
城依犬追物伝習之事与同輩共誓詞血判、國老鳴津矢柄久富檢關之
矣、同八日久禎携太刀馬代及酒肴到川上親盛之亭、謝受教諭也、

○宝曆二年壬申七月朔日有 命、為 太守重仁公側小姓役、賜年俸
福山平太夫伝之、同月十六日依役被免犬追物稽古川上弥五太夫久
福伝之、

○同年九月十一日從 公駕赴東武到芝第勤事、翌在癸酉四月二十三
日又從 公駕發芝第、徑月州路六月九日帰国也、

(追筆) 宝曆四年甲戌五月朔日有 命、久禎為表御目付役年俸如本賜之、

戸田伝五郎伝之、

(異筆) 宝曆四年甲戌五月朔日有 命、久禎為表御目付役、年俸如本賜
之、戸田伝五郎伝之、

親当

長契婆 長四郎 四郎左衛門

○元文二年丁巳正月十二日誕生、母同、

○延享五年戊辰 七月十八日 改元寛延 六月十八日登 城進上御太刀一腰・馬代

白銀一枚・三種雙樽初奉拜謁 太守宗信公、鳴津平太久合奏之、

(以下十五代久良ノ追筆ナリ)

十二代ハ島津佐仲家ヨリ養子ニ来リ、文政六年歿、十三代ハ川
上式部久美ト称シ、家老ヲ勤ム十四代ハ久遠ト称シ、明治十八年

一月二十五日歿、

十五代川上久良ノ時南林寺墓地總テ廢止ト為リ、祖父久美、墓石

ヲ斷リテ祖先ノ合葬墓ト為シ、父久遠ノ墓石ニ久良妻邦子及女ヲ

合葬ス、維時大正八年六月二十五日也、合葬ノ場所ハ郡元露重墓
地トナス

川上忠塞家文書

川上忠塞家文書 第一 (略)

(後書) 「右自於古至今所藏之文獻者全我家之龜鏡也、故撰集而為一軸永貽後昆備不朽也、
延享二年乙丑潤十二月十五日
川上縫殿久盤 (花押)」

川上忠塞家文書 第三 (抄)

(6) 親
右字今度川上氏族実名之字可用之旨被仰出、嫡家久馬殿江拜領候、依之此方氏族へ表右之通可申渡旨久馬殿承候間、向後御方家実名親之字可被用候、左候而御方相別候一姓中へ可被申渡候、以上、
正徳三年己卯月六日
川上縫殿 久矩 (花押)

川上左京殿

川上納右衛門殿

川上与左衛門殿

川上清右衛門殿

川上左京・川上納右衛門・川上与左衛門・川上清右衛門右西人江親之字之書付迄通宛相渡也、被仰渡候横切紙之御書付二通、久馬殿より久矩へ被道候、親之字儀ニ付而之書付迄通宛銘、江相渡也、
川上二兵衛・川上長右衛門此兩家者左京家之庶流之因左京より可被中渡旨左京方へ申達候也、

(7) 親

右字今度川上氏族実名之字可用之旨被仰出、嫡家久馬殿江拜領候、因茲此方氏族江表右之通可申渡旨久馬殿承候間、向後御方家実名親之字可被用候、然者御方家者翌久一流ニ而候得者右之件茂川上清右衛門より申

渡次第二候得共、清右衛門事出水就致居住、御用之時、問後相成候条此節之儀茂為拙者如斯候也、仍如件、
正徳三年己卯月六日
川上縫殿 久矩 (花押)

川上權右衛門殿

御自分家者当家忠塞四男翌久二男家ニ而候、翌久嫡流者出水住川上清右衛門家ニ而候間御自分家ニ付而御用有之御者清右衛門江申渡、清右衛門より御自分方へ中渡次第二候へ共清右衛門遠方就致居住、時、御用之節清右衛門へ申渡、夫より御自分へ相達候而者及運引事候、因茲此節実名之儀も拙者直申渡候間、此旨為御納得如斯候、以上、
正徳三年己卯月六日
川上縫殿 久矩 (花押)

川上權右衛門殿

(後書) 「右所藏之文獻者全我家之龜鏡也、故撰集而為一軸永貽後昆備不朽也、
延享二年乙丑潤十二月十五日
川上縫殿久盤 (花押)」

川上忠塞家文書 第四

(1) 日新様以來御当家繁栄之事、分伊作道場事
抑梅窓様と申は新納殿之息女日新様御袋たり、其始ハ越口之御簾中ト而儲君始に日新様を生給ひ候、越山と申ハ伊作殿にて只一城之御主たり、日新ハ其御子にてましませハ御成長之時にも伊作一所之御主たるへきを爰ニ越山は若主人にて御早世之儀にて梅窓ハ後家ニ御成伊作之内城ニ日新ヲ嬰兒にて御格護なされ御住宅候、然所ニ田布施之一瓢様より御縁弁之儀ヲ被仰候て數ケ度御使者候へ共梅窓様無御承引候所ニ遮而 御理之意趣御使者候へハ梅窓様之仰ニさらハ素一身ニハさのみ由なく候、願ハ此嬰兒ヲ一瓢様之被成御猶子候て向後ニハ御世を被相讓候ハ、其一儀御意ニ任せんと御返事にて候、時ニ一瓢様御納徳にて御視儀御企之時又

梅窓様之仰ニ一瓢之御奉行衆諸役人中之存分いか、無別義此嬰兒ヲ御主人とかしつき可仰哉否と被召問候時、上中下一統ニ無異儀同心堅固之愈

護にて既ニ警文狀ヲ梅窓ハ御取なされて田布施へ御越候、如此御契約無相違、一瓢之御遺跡ト而阿多・田布施・高橋此三ヶ処ヲ伊作ニ合テ四ヶ

所之主と日新成給事御袋梅窓之善巧たり、此御報恩として西福寺ヲ建立なされ候、既ニ相州様本堂官殿之葺葺ヲ御自身運給ひしと申候也、

又相州様御行新伊作ヨリ始まり候事ハ勝久扇形ヨリ虎寿様ヲ御猶子ト被成候てヨリ伊作ヲ勝久様ニ御隠居所ニとて相州へ御乞なされて鹿兒嶋ヨ

り伊作之往來常恒なる中ニ御猶子之事相違變改シテ虎寿様鹿兒嶋ヲ捨て田布施へ御還之時節ノ事起り候、是も相州之御分別不違候へ共梅窓様

之余命ましノて仰せらるゝハ守護之御猶子たる事ハ異變シツ、世間実儀ヲ失上ニ伊作ヲ敵ニ任せ置事あいなし、諸臣下來いかにノと稱敷被仰申候、尤之御意趣とて御旨前始まりしより于今御武運長強ニ御察目也、

高祖忠久以來六代諫兵様迄者道場方御菩提所たり、此六代之内之何れより歟新納殿本連校たり、其御息女くしま二所ニ御持之内ニ御誕生候て長給ひて伊作へ御越候ニ付、くしまの昌福寺ヲ例にて伊作二道場ヲ建立、御菩提所と被成候を承伝也、

猶くくしらの竹ハ今年くしもとのへしんし參申たく候、先日御やくそく竹の花入まいらせ候、とりかへ候まゝ、進入申候、さて見事なるふとく候送たまわりかたしけなく事候、御礼申上候、以上、

壬九月十二日

川式部大輔様

そのほう御そくさいのよし旨出度候、やかてかへり候て可申談候、又たい一ツしんし候、一段之日にて候間しやうくはん可被成候、謹々、

三月三日

川上平熊殿

(4) 寛 留

一 私家之先祖共御奉公仕候筋目且又家伝ニ者段、記置候由緒茂御座候、依之年頭之御祝儀申上候節一所衆之列ニ被召加被下、太守様御在府之節者江戸江御祝儀申上候人数ニ被、仰付被下候様奉願候、先祖共御奉公仕候委約并家伝之趣共太抵左申上候、

一 私家之元祖者嫡家川上上野五代祖兼久之三男左近將監忠実と為申者ニ而御座候、忠実曾孫上野介忠克入道意釣事者御家老御役相勤出候、

一 上野入道意釣迄者申木野を一浙ニ領知為仕之由家伝之旧記ニ相見得申候、此段嫡家上野方旧記ニも相見得申候、

一 上野入道意釣事、前之太守 勝久公江川上大和守諫言為申上儀共有之候、依之大和守御誅伐被仰付候節高約事茂惣領家江同意仕候付可被召果物首承、申木野江虎取替居仕候、意釣事ニ而御座候、鳴津八郎左衛門実久ノ意釣方江加勢仕罷居候ニ付実久一味ニ為罷成様子ニ成立申候、故重而、

一 日新公・貴久公江御断申上申木野を指上、龜嶋江三年遠流仕候処被召直、刺御家老御役被仰付首尾能被召仕候、

一 意釣嫡子源三郎忠頼事、從 貴久公谷山本城之主宰被 仰付、同所之内中村一所を拜領仕候、嫡家上野家之旧記ニも相見得申候、

一 源三郎且は仕実子攝御座候付、弟ニ而御座候久郎事跡目を相續仕、左近將監と名乗申候、久郎事十八歳之時、御家老御役被 仰付相勤申候、

一 久郎事、天文四年五月十四日肝付省釣江御合戦之節、別而相勤申候、其以後弘治元年之春蒲生氏薙刈大膳且又谷谷等奉背、太守公ニ及御合戦候節御奉公仕候、

一 永禄十一年之正月相良修理大夫義陽と御合戦之節、久郎事就中戦功有之、白身ニ茂十三ヶ所手疵を請、夫故終ニ死去仕候、貴久公・義久公別而被遊御哀惜、同年之七月久郎嫡子徳三丸宅ニ 貴久公被遊、入御

(花押)

(ママ) 追贈之御免句杯被遊被下候、

一德三丸事、源三郎久辰と改、十三歳之時下大隅御合戦ニ初陣、其已後左近將監入道意船と相攻申候、一世之周肥後矢崎朝鮮御陣迄茂御奉公仕候、久辰事亡父久朗別而御奉公仕候一筋を以元口ニ御祝儀申上候ニ茂諸士之出仕不被遊、御覽已前、先達内久辰一人被召出、独礼為仕之由ニ御座候、

一久辰嫡子凶幡事茂若年之比より及老年候迄朝鮮初陣御出陣其外御家老御役を被、仰付、段々御奉公仕候、

一凶幡事御家老御役不被、仰付以前年頭之御太刀進上仕候ニ者内之御座ニ而町田圖書・桂山城右之組合ニ而進上為仕之由私祖父將監江具ニ為中間置事ニ御座候、

一右之道ニ御座候私祖父將監事家督仕候而間茂無御座琉球国江之在番被、仰付渡海仕、於彼地怪我仕罷登候、以後披露太刀ニ而進上仕候故右之委細不申上候、私江家督被、仰付御太刀進上可仕旨被、仰渡候節若輩ニ而右之旧式不申上被仰渡候節ニ而畏中候、

右之通私先祖首尾能被召仕殊更一所をも領知仕候、且又別而御奉公仕候一筋を以將監久則首尾好被召仕、其子將監久辰入道意船事ハ諸士ニ相替元日ニ茂最初被遊、御覽、凶幡入道商山迄ハ内之御座ニ而御太刀進上仕候、勿論御家老御役被仰付候以後者御役目之列ニ而進上為仕由ニ御座候、右段之分ケニ御座候冬奉願候通被仰付被下候様ニ宜御披露奉願候、以上、

丑開二月八日

川上式部

(5) 口上算留

私家筋之儀先祖共首尾能被召仕、及四代御家老役迄相勤口候、尤一祈之地をも為被下置時節も御座候、就中將監久朗忠儀之一筋を以其子將監久辰事年始ニも諸士ニ相替元日最初ニ被遊御覽、凶幡入道商山処へ者内之御座にて町田圖書、桂山城同列ニ御太刀進上仕御礼申上候、依之乍憚奉訴候、年始之御祝儀申上候節、一所衆列ニ被仰付、御在府之節ハ江戸へ

御祝儀申上候人数ニ被召加被下度奉願候、愚父式部代迄ハ御太刀進上御

丞頂戴仕候儀も御座配之人同前之席ニ而御座候、然者曾祖父將監代ニ為差立御役不相勉、身上共斬々被申候故、御太刀進上之格式も輕く罷成候様ニ御座候而残念存候間、此申立仕候而生涯之内致落着度旨念望ニ申候付而愚父式部代より御詔申上置候へとも追付、御代替之時節ニ罷成、究而之御返事無御座候、然者古来一所を領知仕候家者当分一所之地無之候而も一所衆之列ニ御太刀進上候、拙家之元祖左近將監忠塞ノ上野入道意船迄四代申木野一所領知仕候、其子源三郎忠頼ハ谷山本城之主宰被、仰付、同所中村一所を被下候、其子將監久郎者十八歳ニ御家老御役相勉、

三拾二歳之時、義久様、義弘様於菱刈表相良義陽之御合戦味方敗軍、御再殿様御大事之場を久朗相働手越十三ヶ所負罷掃相果候、乍恐御令替ニ果候、其子將監入道意船、其子凶幡入道商山ニ而右之段々御奉公仕候、貴久様以來四代迄御家老役をも相勤候、其上前前ニハ一所之地をも領知仕候儀戦功忠節ハ御記録方へも相知可申候、凶幡久則御太刀進上之儀ニ付而申上置候口上書之留、愚父式部ニ奉願候書物之留、且又、寛慶院様御在府之節因幡ノ年始之御祝儀申上、光久様ニ御直之御書等被下候、旁々写三道為御見合差上申候、且又去年頭より御格式相替候訳茂御座候故旁ニ付而申上御事ニ候、右之通り前方ニ奉訴儀御座候条何とぞ此節如願被仰付被下度偏奉願候、此旨宜様御披露被成可被下候、以上、

口十二月

川上藤殿

(6) 誓紙前書之事

一今度許被下候事奉存候、此上者跡以弓可相借可申候、勿論弟子取可申時分ハ神文之上ヲ以指南可仕事、
一掛難手之内并許出シ可申刻ハ当流如法度之誓紙ニ而指引可申候、聊聊示ニ指印白出布事、
一対師匠惡心有之間布事、
右之条々、於偽申者、
承応元曆十一月吉日
川上將監久將

東郷長左三門殿參

川上將監久將

(7) 猶々来年御上洛候者可得御意候、

いつそやも書状以巾上候かと存候、其節内々御やくそく申候様につき木
を進上、無事ニ下着申候哉、いかゞ、
一其元いよ、御無事、因幡守殿貴様御無事御そくさい候や、承申度候、
一船路遠せつ、たより無之別而御ゆかしく存候、
一こゝもと相応之御用等御座候者可被仰下候、
一花草にても木にてもよき船便に可被下候、たのみ存候、
一こゝもこめつらしき花も無御座候、猶追而可申上候、恐々謹言、

金森宗和

頼(花押)

九月廿五日

川上近将監様

(8) 荒田八幡宮十二流簾之銘

名書之次第八每簾不同

十 大檀干藤原家久朝臣

寛永七年庚午

二 同又二郎忠元公

伊勢兵部少輔貞昌

流荒田八幡御宝前

川上式部太輔久国

之内 大願主 御息災延命

喜入摂津守忠政

内 候国安全之故也

島津下野守久元

九月二十三日

右正徳二年辰九月二十三日写之置也、殿后古簾損候故、如古簾新簾被
相調銘書等者如古簾有之也、
新簾元文年中ニ出来、

寛保元辛酉年九月廿三日

久盛(花押)

(9) 猶々御上めたく候、中々今日ハはしもと迄も難成気色ニ候間可被成

御免候、明日明後之中七条^(御)見廻可申上候、先日ハ小絹添存候、
何事も面上可申候、

大坂迄御上着、今日船ニ而御上被成ニ付橋本迄可罷出之旨早々御左右添
候、則可罷出之処ニ二三日咳氣散々、今朝よとや三郎右まいり平臥之躰
如被見候、今日養生仕明日七条へ御見廻可申上候、けに、明日不罷出
候ハ、明後可参上候、何事も面上ニテ可申上候、橋本へ不罷出候事残意
、非随意候、恐惶謹言、

十二 三日

(花押)

竹うねめ様

拜上

町了房

既刊史料名

刊行年次	史料名
三十四年	薩藩政要録
三十五年	丁丑日誌(下)
三十六年	〃 (上)
三十七年	薩摩国新田神社文書
三十八年	一向宗禁制関係史料
三十九年	薩摩山田文書
四十年	諸家大概・職掌紀原
四十一年	薩摩国阿多郡史料・山田聖栄日記
四十二年	御登道中日帳御下向・列朝制度
四十三年	明治元年戊辰戦役関係史料
四十四年	伊能忠敬の鹿兒島測量関係資料並に解説
四十五年	管窺愚考・雲遊雜記傳

鹿兒島県史料刊行委員会

(五十音順)

川越正則	南日本新聞社
芳即正	鹿兒島市立女子高等学校
北川鉄三	鹿兒島女子短期大学
桐野利彦	鹿兒島県教育センター
桑波田興	鹿兒島大学教育学部
五味克夫	鹿兒島大学法文学部
郡山良光	鹿兒島経済大学
小西四郎	東京大学史料編纂所
岸川稔吉	鹿兒島県立岩川高等学校
竹内理三	早稲田大学
原口虎雄	鹿兒島大学法文学部
福満武雄	南日本放送KK
宮下満郎	鹿兒島県立鶴丸高等学校
村野守治	鹿兒島県立甲南高等学校
桃園恵真	鹿兒島大学法文学部

非
売
品

昭和四十七年三月三十一日

鹿児島市城山町一の一

発行所 鹿児島県立図書館

印刷所 鹿児島県教員互助会印刷部

